

はじめに

平成 27 年度は、国立大学にとって、第 3 期中期目標期間を目前に控え、非常に重要な 1 年でした。各国立大学は、国立大学の改革加速期間最終年度において、積極的かつ自律的に、組織改革やガバナンス改革を中心とした機能強化の取組を進めました。また、平成 28 年度以降の運営費交付金の重点支援の 3 つの枠組の選択が迫られた年でもありました。

国立大学協会では、各国立大学の機能強化の取組を支援するため、第 3 期中期目標期間の初年度となる平成 28 年度の運営費交付金予算等の充実・確保に向け、『国立大学の機能強化と財政基盤強化の方策を検討し、国家戦略として国立大学振興を強力に進めるために設立された「国立大学振興議員連盟」』の支援を得て、政府をはじめとした関係機関等への要望活動の範囲拡大や取組の深化を図るとともに、財政制度等審議会における財務省提案に関する声明を公表しました。また、各国立大学の取組について広く社会・国民から理解を得る広報活動の強化に努めました。

このほか、国立大学の使命や役割、国立大学の置かれている状況を踏まえ、国立大学の基本機能の維持向上のための具体的な取組と工程を明らかにした「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を公表しました。その中で、社会的要請に応えるための新学部・研究科の新設等の組織再編による国立大学の構造改革に向けて、予算面・制度面の支援や我が国の高等教育のグランドデザインに関する検討などについて要請を行っています。

さらに、海外の大学団体との交流事業や国立大学の役職員に向けた研修事業の充実を図るとともに、「国立大学協会の会長選考等の在り方に関する WG」や「国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する WG」を立ち上げ、会長の専任制などの体制強化や新たな事業展開等に必要な会費基準について議論し、国立大学協会の体制強化に資する検討を行いました。

この度、このように国立大学協会がこの 1 年間に取り組んだ活動等を「平成 27 年度国立大学協会 ANNUAL REPORT」として取りまとめました。

今後とも、国立大学に対する国民の期待に応えるために、それぞれの大学の機能強化の取組を支援するとともに、国立大学の存在意義等について広く社会に発信してまいりますので、全国の国立大学と国立大学協会に対しまして、これまで以上にご理解と温かいご支援をお願い申し上げます。

目 次

I 平成27年度事業報告	4
【会議の開催】	
(1) 総会	
(2) 理事会	
(3) 各委員会等	
(4) その他の会議等	
【その他の活動】	
(5) 意見、提言、要望書等の提出、面談等	
(6) 広報活動	
(7) 研修事業の実施	
(8) その他の活動	
II 各種会議等議事録、議事概要	15
(1) 総会	
(2) 理事会	
(3) 各委員会等	
入試委員会	
教育・研究委員会	
大学評価委員会	
国際交流委員会	
経営委員会	
広報委員会	
事業実施委員会	
国立大学法人総合損害保険運営委員会	
調査企画会議	
III 意見、提言、要望書等	109

IV 平成27年度 国立大学協会概要	190
(1) 国立大学協会組織図	
(2) 会員及び学長一覧	
(3) 役員、委員会委員等名簿	

I 平成27年度事業報告

【会議の開催】

(1) 総会

平成27年 6月15日	第1回
平成27年 7月23日- 8月 6日	書面審議
平成27年11月 2日	第2回
平成28年 1月22日	臨時
平成28年 3月16日	第3回

(2) 理事会及び政策会議

① 理事会

平成27年 4月 1日	書面審議
平成27年 4月23日	第1回
平成27年 5月14日	第2回
平成27年 6月15日	臨時
平成27年 7月22日	第3回
平成27年 9月 1日- 7日	書面審議
平成27年10月21日	第4回
平成27年11月18日	臨時
平成27年12月22日-平成28年 1月 7日	書面審議
平成28年 2月12日	第5回
平成28年 2月26日- 3月 4日	書面審議

② 常任理事会

理事会、総会の審議事項及び諸課題への対応等について、随時打合せを実施

③ 政策会議

平成27年 4月23日	第1回
平成27年 5月14日	第2回
平成27年 7月22日	第3回
平成27年10月21日	第4回

平成27年11月18日	第5回
平成28年 2月12日	第6回

(3) 各委員会等

① 入試委員会

平成27年 4月30日	第1回
平成27年 7月 7日- 13日	書面審議
平成27年 8月 3日	第2回
平成27年 8月19日- 26日	書面審議
平成27年 9月11日	高大接続システム改革に関する検討 WG
平成27年10月 1日- 9日	書面審議
平成27年12月11日	第3回
平成28年 1月14日	国立大学の入学者選抜に関する検討 WG
平成28年 1月 6日- 15日	書面審議
平成28年 2月 8日	国立大学の入学者選抜に関する検討 WG
平成28年 2月22日	国立大学の入学者選抜に関する検討 WG
平成28年 3月 3日	国立大学の入学者選抜に関する検討 WG
平成28年 3月10日	第4回

② 教育・研究委員会

平成27年 5月 8日	男女共同参画小委員会専門委員会
平成27年 7月13日- 16日	書面審議
平成27年 7月13日- 16日	書面審議
平成27年 7月23日- 27日	書面審議
平成27年 8月 3日- 5日	書面審議
平成27年 8月25日	障害者差別解消法の実施に関する WG
平成27年 8月27日	男女共同参画小委員会
平成27年 9月 7日- 11日	書面審議
平成27年 9月28日	障害者差別解消法の実施に関する WG
平成27年10月 6日- 9日	書面審議
平成27年10月16日	障害者差別解消法の実施に関する WG
平成27年10月21日- 26日	障害者差別解消法の実施に関する WG 書面審議
平成27年11月 9日	第1回
平成27年11月13日	男女共同参画小委員会専門委員会
平成27年12月25日	男女共同参画小委員会

平成28年 1月18日 第2回

③ 大学評価委員会

平成27年 7月13日- 15日 書面審議

平成27年11月19日 第1回

平成28年 2月24日 第2回

④ 国際交流委員会

平成27年 6月 4日- 10日 書面審議

平成27年 7月15日- 17日 書面審議

平成27年10月20日 懇談会

平成27年10月28日- 30日 書面審議

平成28年 1月29日 第1回

平成28年 3月 8日- 11日 書面審議

⑤ 経営委員会

平成27年 6月 1日- 8日 人事労務小委員会書面審議

平成27年 6月 1日- 8日 病院経営小委員会書面審議

平成27年 7月10日- 13日 書面審議

平成27年 8月 3日- 5日 書面審議

平成27年10月23日- 29日 書面審議

平成27年12月 8日- 10日 書面審議

平成28年 1月26日 第1回

平成28年 2月 4日 財務施設小委員会

平成28年 2月 4日 病院経営小委員会

平成28年 2月 8日 人事労務小委員会

平成28年 3月10日- 11日 書面審議

平成28年 3月10日- 14日 書面審議

⑥ 広報委員会

平成27年 5月18日 広報企画小委員会

平成27年 7月21日- 22日 書面審議

平成27年 8月19日 第1回及び広報企画小委員会

平成27年12月11日 第2回及び広報企画小委員会

平成28年 2月 1日 第3回及び広報企画小委員会

⑦ 事業実施委員会

平成27年 4月22日	第1回
平成27年 7月13日- 16日	書面審議
平成27年12月 1日- 8日	書面審議
平成27年12月10日	研修企画小委員会
平成27年12月25日- 平成28年 1月 7日	書面審議
平成28年 1月15日	第2回
平成28年 3月 1日	研修企画小委員会

⑧ 国立大学法人総合損害保険運営委員会

平成27年 8月 4日	第1回
平成27年10月 1日- 9日	書面審議

⑨ 適格性審査会

平成27年 5月27日- 28日	書面審議
平成27年 6月 4日	
平成27年 7月13日- 14日	書面審議
平成27年 7月14日	
平成27年 7月15日	
平成27年 9月 2日- 4日	書面審議
平成27年10月27日- 28日	書面審議
平成27年12月 2日- 4日	書面審議
平成27年12月 9日-11日	書面審議
平成27年12月17日-18日	書面審議
平成27年12月24日	
平成28年 1月 8日-12日	書面審議
平成28年 1月14日	
平成28年 2月12日	書面審議
平成28年 2月15日	
平成28年 2月16日	
平成28年 2月25日- 26日	書面審議

⑩ 調査企画会議

平成27年 5月22日	第1回
平成28年 1月25日	第2回

⑪ 国立大学に関する有識者懇談会

平成27年11月18日

⑫ 国立大学の将来ビジョンに関するWG

平成27年 4月16日	第9回
平成27年 4月21日	第10回
平成27年 4月24日	第11回
平成27年 5月11日	第12回
平成27年 6月16日	グループ別討議
平成27年 7月 7日	第13回
平成27年 7月13日	第14回
平成27年 7月21日	第15回

⑬ 会費・予算等の在り方に関するWG

平成27年 9月15日	第1回
平成27年10月21日	第2回
平成27年11月26日	第3回
平成27年12月 8日	第4回

⑭ 会長選考等の在り方に関するWG

平成27年12月15日	第1回
平成28年 2月12日	第2回

(4) その他の会議等

平成27年11月 2日	文部科学省との意見交換会
平成28年 1月22日	内閣府及び文部科学省との意見交換会
平成28年 3月16日	文部科学省との意見交換会

【その他の活動】

(5) 意見、提言、要望書等の提出、面談等

※ 各資料は、「Ⅲ 意見、提言、要望書等」のページに掲載

平成27年 4月 8日	第3期中期目標期間における国立大学法人運営交付金の在り方について（中間まとめ）【会長コメント】〔資料1〕
平成27年 6月11日	国立大学振興議員連盟総会（第1回）
平成27年 6月15日	「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）」の公表について〔資料2〕
平成27年 7月 2日	国立大学振興議員連盟総会（第2回）

平成27年 8月 5日	国立大学振興議員連盟総会（第3回）
平成27年 8月 6日	下村博文文部科学大臣へ予算・税制改正の要望書を提出〔資料3、4〕
平成27年 8月18日	赤池誠章文部科学大臣政務官 他 71 名へ予算・税制改正の要望書を提出〔同上〕
平成27年 8月21日	丹羽秀樹文部科学副大臣 他 141 名へ予算・税制改正の要望書を提出〔同上〕
平成27年 9月14日	「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」の公表について〔資料5〕
平成27年 9月17日	国立大学振興議員連盟総会（第4回）
平成27年10月21日	馳浩文部科学大臣、堂故茂文部科学大臣政務官へ予算・税制改正の要望書を提出
平成27年10月27日	財政制度等審議会における財務省提案に関する声明〔資料6〕
平成27年10月30日	公明党税制改正要望に関するヒアリング
平成27年11月 2日	決議「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学！！」〔資料7〕
平成27年11月12日	民主党文部科学部門会議（税制改正要望等ヒアリング）
平成27年11月16日	山田全国知事会長（京都府知事）との懇談
平成27年11月18日	馳浩文部科学大臣及び麻生太郎財務大臣へ「国家予算における国公立大学の基盤的経費拡充に関する要望書」を提出〔資料8〕
平成27年11月20日	国立大学振興議員連盟ワーキンググループ（第1回）
平成27年12月 1日	日本共産党文部科学部会（国立大学運営費交付金問題など来年度予算についての懇談）、自由民主党文部科学部会（国立大学法人運営費交付金に係るヒアリング）
平成27年12月 3日	森屋宏総務大臣政務官に対して、国公立大学連名による「国家予算における国公立大学の基盤的経費拡充に関する要望書」を提出
平成27年12月 7日	国立大学振興議員連盟総会（第5回）
平成27年12月 7日	坂井学財務副大臣及び福田淳一主計局長へ国立大学振興議員連盟「国立大学法人運営費交付金の拡充に関する決議」を提出〔資料9〕
平成27年12月21日	高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて〔資料10〕
平成27年12月24日	平成28年度国立大学運営費交付金予算について【会長コ

メント】の公表及び政務三役に対して表敬訪問を実施〔資料11〕

(6) 広報活動

- ・一般社団法人国立大学協会概要2015（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会概要2015（9月発行版）（和文・英文）の刊行
- ・一般社団法人国立大学協会会員名簿'15の刊行
- ・国大協広報誌「国立大学」の刊行（第37号～第40号、別冊第13号）
- ・ホームページの改善、掲載内容の随時更新（一般向け、会員向け）
- ・職員採用試験広報

(7) 研修事業の実施

平成27年 6月 5日	国立大学法人等理事研修会
平成27年 6月16日	国立大学法人新任学長セミナー
平成27年 7月14日	国立大学法人総合損害保険研修会
平成27年 7月30日-31日	国立大学法人等部課長級研修
平成27年 8月20日-21日	国立大学法人トップセミナー
平成27年 9月15日	大学マネジメントセミナー【第三期中期目標期間に向けた国立大学法人の財務戦略】
平成27年10月 9日	大学マネジメントセミナー【地方創生と大学】
平成27年11月27日	大学マネジメントセミナー【大学におけるリーダーシップ論】
平成27年12月14日-15日	国立大学法人等若手職員勉強会
平成28年 3月 3日- 4日	新規理事・事務局長就任予定者研修会

◇大学改革シンポジウム等

平成27年10月23日 「女性の活躍促進」

【大学改革シンポジウム（地方開催）】

平成27年 8月28日	新たな学習指導要領、学校教育を担う教員の育成に向けたシンポジウム（福岡教育大学）
平成27年10月 7日	産学官連携・事例研究～地方創生プロジェクトを成功に導く条件とは～（九州大学ほか）
平成27年10月10日	地域交流朝市を通じた地域活性化の現在（いま）と未来を探る～秋田の伝統文化から生まれた商品を中心として～（秋田大学ほか）

平成27年10月10日	徳島大学生物資源産業学部キックオフシンポジウム「徳島からイノベーションを起こし日本を元気に」（徳島大学）
平成27年10月21日	若者と政治シンポジウム～18歳からの選挙参加で明日の日本を創る～（岡山大学ほか）
平成27年10月25日	国際シンポジウム「CLIL授業創りと教師の授業力 –フィンランド（EU）の実践例から–」（大阪教育大学）
平成27年10月26日、11月19日	愛媛大学改革シンポジウム「国際化する大学。国際化する仕事。」（愛媛大学ほか）
平成27年11月 4日	～くまもと地方産業創生センター設置～キックオフシンポジウム「“オール熊本”で取り組む熊本産業創出と雇用創出のための教育プログラム（COC+）」（熊本大学ほか）
平成27年11月 6日	「大学入試改革」どう変えるのか –主体的な学びを実現し、広く社会に貢献できる人材を育てるために–（島根大学）
平成27年11月13日	第5回国際シンポジウム 国境なき家畜伝染病防疫対策の取り組み迫り来る感染症への備え–人獣共通感染症に焦点を当て–（宮崎大学）
平成27年11月21日	安心して離島で子どもを産み育てるために（鹿児島大学）
平成27年11月30日	「静岡大学アジアブリッジプログラムと企業が求める人材像について考える」（静岡大学）
平成27年12月 3日	サステイナブルキャンパス国際シンポジウム 2015（北海道大学）
平成27年12月12日	福島大学研究・地域連携成果報告会–地域の願い それが大学の研究となる–（福島大学ほか）
平成27年12月12日	宇都宮大学のチャレンジ～地域と大学の支え合い～（宇都宮大学ほか）

【防災・日本再生シンポジウム（地方開催）】

平成27年10月 9日	震災復興支援・災害科学研究推進室第4回シンポジウム 「人間を中心としたより良い復興に向けて」～文理融合による神戸大学からのアプローチ～（神戸大学ほか）
平成27年10月17日-18日	奈良県南部における復興を契機とした新たな村づくりへの展開（奈良女子大学ほか）
平成27年11月14日	日本一の原子力立地 福井県による防災危機管理Ⅳ「東日本大震災、福島第一原子力発電所事故から4年、その

平成27年11月28日	後の原子力防災」(福井大学) これから必要になる命と地域を守る防災リーダーの養成 (和歌山大学)
平成27年12月 5日	第44回高知大学アカデミアセミナー 南海地震に備える シンポジウムV「地域創生と防災を考える」(高知大学 ほか)
平成27年12月16日	危機管理シンポジウム -防災リーダーを育てる地域連 携の在り方- (香川大学ほか)
平成27年12月19日ほか	サイエンス・防災安全ディ (東北大学ほか)
平成28年 1月14日	茨城県震災復興シンポジウム (筑波大学ほか)

(8) その他の活動

① 関係団体等の諸会合への参加

ア 就職関係

平成27年 7月 1日	第1回就職問題懇談会
平成27年10月 2日	就職採用情報交換連絡会議
平成27年11月 4日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ (第1回)
平成27年11月13日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ (第2回)
平成27年11月18日	就職採用に関する情報交換会
平成27年11月20日	第2回就職問題懇談会
平成27年11月25日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ (第3回)
平成27年12月 8日	第3回就職問題懇談会
平成28年 2月26日	就職活動時期の後ろ倒しに関する打合せ (第4回)
平成28年 3月18日	第4回就職問題懇談会

イ JACUIE (国公立大学団体国際交流担当委員長協議会) 関係

平成27年11月17日 第17回

ウ UMAP (アジア太平洋大学交流機構) 関係

平成27年 4月21日- 22日	国際理事会
平成27年 5月19日	日本国内委員会 WG
平成27年 6月 3日	日本国内委員会
平成27年 7月 2日	日本国内委員会 WG
平成27年 9月 9日- 11日	国際理事会
平成27年11月17日	日本国内委員会

平成28年 2月 2日	日本国内委員会
平成28年 2月 2日	国際事務局運営委員会

エ その他

平成27年 5月14日	日仏間の高等教育に関するワークショップ
平成27年 5月15日	日仏間協定のフォローアップ準備会合
平成27年 6月22日	台湾の大学団体との協議
平成27年 6月26日	ドイツ大学学長会議との協定調印式
平成27年 8月 3日	公益社団法人経済同友会教育改革委員会
平成27年 8月 6日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成27年 9月 3日	Universities Australia との協定調印式
平成27年 9月17日	防災推進国民会議
平成27年 9月25日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成27年 9月28日- 29日	日越学長会議
平成27年10月 3日	日本・スウェーデン学長会議
平成27年10月22日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成27年11月 5日- 6日	日インドネシア大学学長会議
平成27年11月17日	国公立大学団体国際交流担当委員長協議会
平成27年12月18日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成28年 1月 7日	新春緊急学術フォーラム「少子化・国際化の中の大学 改革」
平成28年 1月28日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議
平成28年 2月 3日	教育の情報化の推進に関する当事者間協議
平成28年 2月25日	理工系人材育成に関する産学官円卓会議

② 報告書等の刊行等

- 一般社団法人国立大学協会概要 2015（和文、英文）
- 一般社団法人国立大学協会概要 2015（9月発行版）（和文、英文）
- 一般社団法人国立大学協会会員名簿' 15
- 広報誌「国立大学」の刊行 第37号～第40号、別冊第13号
- 報告書「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究」
- 報告書「年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究」
- 一般社団法人国立大学協会 ANNUAL REPORT（平成 26 年度）
- 報告書「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第 12 回追跡調査」

③ 要望書等の受理

平成27年 4月27日	国立大学法人等監事協議会会費の増額について（要望）
平成27年 5月25日	「公正な入学者選抜」の実施について（依頼）
平成27年 6月10日	要望書「国旗・国家の取り扱いに関する「要望」に抗議し、学内の民主的議論にもとづく行動を取ることを求めます」
平成27年 7月21日	産業教育の振興に関する要望書（専門高校の充実に関する要望書）
平成27年 7月21日	専門高校生徒の進学機会の拡充等に関する要望書
平成27年10月 1日	家庭に関する学科等卒業者の進学機会の拡大等についての要望書
平成27年11月 5日	第57回全国産業教育振興大会（三重大会）における大会決議について
平成27年12月 4日	大学生の就職保障に向けての要請書
平成28年 2月26日	夜間教育の充実に向けた財政的支援について

④ 外国からの訪問者（団体）対応

平成27年 6月 4日	南アフリカ大使館 来訪
-------------	-------------

Ⅱ 各種会議等議事録、議事概要

(1) 総会	16
(2) 理事会	44
(3) 各委員会等 (各委員会に置く小委員会等の議事概要を除く。)	
入試委員会	77
教育・研究委員会	83
大学評価委員会	87
国際交流委員会	90
経営委員会	94
広報委員会	96
事業実施委員会	101
国立大学法人総合損害保険運営委員会	105
調査企画会議	106

一般社団法人国立大学協会
平成27年度第1回通常総会（平成27年6月）議事録

日 時 平成27年6月15日（月） 11：00～16：40
場 所 学士会館 2階 210号室
出席者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 里見会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、総会の冒頭から議題4、「会長選出の意向投票について」までの間は人事案件であるため非公開とし、14：30の再開後については、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、83名（うち委任状3名を含む。）の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、永田副会長及び片峰副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。
- 前回総会以降に就任した各学長の紹介があった。

議 事

1 支部推薦理事の選任について

議長から、資料1に基づき、役員任期が満了したことに伴い、各支部から支部推薦理事の推薦があった旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり選任した。

2 支部推薦委員の所属委員会について

議長から、資料2に基づき、支部推薦委員の所属委員会について各支部から選出された旨の説明があり、これを確認した。

3 各支部における会長選出に関する議論について

各支部の代表者等から、支部会議における会長選出に関する議論の結果について報告があった。

4 会長選出の意向投票について

議長から、会長選出の意向投票を行う旨発言があった。

次いで、木谷常務理事から、資料3-1及び3-2に基づき、会長選出の意向投票の具体的手順について説明があり、続いて立石監事及び長友監事の立会いのもと投開票が行われ、立石監事から結果について次のように報告があった。

意向投票時80名出席（委任状除く）

投票総数：80票、有効票数：80票、無効票数：0票

得票のあった者：

山口佳三（北海道大学）、里見 進（東北大学）、五神 真（東京大学）、
永田恭介（筑波大学）、松尾清一（名古屋大学）、山崎光悦（金沢大学）、
山極壽一（京都大学）、古山正雄（京都工芸繊維大学）

〔支部推薦理事名簿順に記載〕

引き続き、木谷常務理事から、本協会定款第22条第2項に、「会長、副会長、専務理事、常務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。」旨規定されているが、役員選任手続き等に関する規程第4条第1項において、「会長は、理事の任期満了に伴う改選時には、支部推薦理事就任予定者の会議において互選により選考し、理事の選任を行った定時総会の終結後直ちに開催する理事会において選定する」旨規定されているとおり、現理事の会議ではなく、支部推薦理事就任予定者の会議で選考し、総会に報告した後、新しい理事会において正式に選定するものであること、また、副会長の選定も、同条第2項に、第1項の規定は「副会長の選定について準用する。この場合において、「支部推薦理事就任予定者」とあるのは、「理事就任予定者（学長でない会長指名理事を除く。）」と読み替えるものとする」旨規定されているとおり、現理事の会議ではなく、学長でない会長指名理事を除く理事就任予定者の会議で選考し、総会に報告した後、新しい理事会において正式に選定するものであることについて確認願いたい旨の説明があり、これを承認した。

（11：40から14：30まで休会した。）

5 会長の選考結果について

議長から、次期会長として、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、里見進東北大学長が選考された旨の報告があった。

引き続き、里見東北大学長（次期会長）から挨拶があった。

6 会長指名理事の選任について

及び

7 専務理事、常務理事の選考結果について

議長から、会長指名理事候補者として、後藤ひとみ愛知教育大学長、大西隆豊橋技術科学大学長、岡正朗山口大学長、片峰茂長崎大学長、山本健慈和歌山大学顧問・名誉教授、木谷雅人事務局長の6名が平成29年6月定時総会終結の時までとして指名された旨の説明があり、審議の結果、これらの候補者を選任した。

議長から、理事のうち、会長、副会長を除く理事を業務執行理事とし、また、会長指名理事のうち、山本健慈氏を専務理事、木谷雅人氏を常務理事とすることについて、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、山本健慈和歌山大学顧問・名誉教授、木谷雅人事務局長が総会で理事に選任されるという条件付きで選考されている旨の説明があり、これを了承した。

8 副会長の選考結果について

議長から、次期副会長として、本日開催された理事就任予定者の会議において、永田筑波大学長、高橋新潟大学長、大西豊橋技術科学大学長、山極京都大学長が選考された旨の報告があった。

また、議長から、本協会定款第23条第3項に基づく副会長の順序について、山極京都大学長、永田筑波大学長、大西豊橋技術科学大学長、高橋新潟大学長の順とされた旨の報告があった。

9 理事の役割分担等について

議長から、追加資料1及び追加資料2に基づき、理事の役割分担等について、本日開催された理事就任予定者の会議において決定された旨の説明があり、審議の結果、これを了承した。

10 監事の選任について

議長から、次期の監事候補者として、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において中井勝己福島大学長及び徳久剛史千葉大学長が選考された旨の説明があり、審議の結果、これらの候補者を選任した。

11 会長補佐の指名について

議長から、会長補佐として、出口利定東京学芸大学長、宮田亮平東京藝術大学長、三島良直東京工業大学長、眞弓光文福井大学長、小笠原直毅奈良先端科学技術大学院大学長が指名された旨の報告があった。

1.2 各種報告事項

(1) 事業報告

議長から、資料4に基づき、前回総会以降の国立大学協会の活動について、事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

(2) 理事会の審議状況について

常務理事から、資料5に基づき、政策会議及び理事会の審議状況等について報告があった。

(3) 各委員会等の活動状況について

議長から、資料6に基づき、各委員会等の活動状況を取りまとめた旨の報告があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

① 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 国立大学の入学者選抜についての平成29（2017）年度実施要領（案）等について、各大学へ意見照会のうえ、入試委員会において資料9のとおり案を作成しているので、後ほど協議事項においてご審議いただきたい。
- ・ 自由民主党の「文部科学部会・高大接続改革に関する小委員会」について、里見会長、永田副会長と片峰入試委員会委員長が出席し、里見会長から資料6-1-1のとおり意見を述べた後、意見交換を行った。議員からは、「大学教育が社会のニーズに合っていないのではないか」、「大きくりの募集や入学後の転学等の柔軟化も検討すべきではないか」等の意見があった。

② 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 昨年10月から協議を続けてきた、ドイツ大学学長会議との協定案が資料6-4-1のとおりまとまったため、6月26日に東京にて調印式を行う予定である。
- ・ オーストラリアとの協定については、平成24年1月から協定が失効しており、再締結に向けた協議を続けてきたが、内容については日本側・オーストラリア側の双方がほぼ合意できたところである。本日の総会の協議事項にて、この協定案をお諮りすることとし、詳細については後ほど協議事項にて事務局から説明させていただきたい。協定調印の時期は未定であるが、7月～9月頃で調整中である。

③ 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 事業実施委員会報告のとおり、8月20日、21日にホテルモントレ横浜においてトップセミナーを開催予定である。講師として、三井住友銀行取締役会長、中央教育審議会

会長で国立大学法人評価委員会委員長の北山禎介（ていすけ）氏、文教行政に精通した国会議員をお招きする予定である。

また、大学の事例発表として、三島良直（よしなお）東京工業大学長から「ガバナンス改革について」、古山正雄京都工芸繊維大学長から「教員年俸制」、並びに講師の方は調整中だが「地方創生と大学」について発表をしていただく予定である。

セミナーの開催通知を近日中に各会員宛てにご案内するので、積極的にご参加いただきたい。

④ 調査企画会議座長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 平成26年度に行った2件の研究報告書の取扱いについては、資料のとおり、冊子の作成、国大協ホームページへの掲載を行うこととした。
- ・ 今後の政策研究所の体制、研究の進め方等について、会長をはじめ、理事会の意見を聞きながら、常勤研究者の配置も含めた体制の強化及び調査研究活動の充実について検討することとした。

(4) 各支部の活動状況について

議長から、資料7に基づき、各支部会議の活動状況について報告があった。

(5) 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

① 議員連盟関連については、6月11日に設立総会が開催され、多くの学長先生方にご参加いただいたことを感謝申し上げます。

ご参加いただいた与党の先生方に対して、私の方から国立大学の置かれている現状並びに予算の確保・充実、税制改正に係る要望等についてご説明申し上げた。今後、新たなチャンネルとして適宜適切に働きかけを行いたいと考えている。

② 運営費交付金の見直し、競争的資金改革の検討の状況、及び骨太の方針策定に向けた経済財政諮問会議の動き等について、常務理事からご報告いただきたい。

13 平成26年度の実績報告について

木谷常務理事から、資料8-1及び8-2に基づき、事業報告書（案）及び決算報告書（案）について説明があり、引き続き、立石監事から、資料8-3に基づき、監事監査結果について報告があり、審議の結果、これを承認した。

- 1.4 平成29年度入学者選抜に関する実施要領等について
入試委員会委員長から、資料9に基づき、平成29年度入学者選抜に関する実施要領等（案）について説明があり、審議の結果、これを承認した。
- 1.5 Universities Australia との協定について
木谷常務理事から、資料10に基づき、Universities Australia との協定（案）について説明があり、審議の結果、これを承認した。
なお、最終的な調整において、修正が発生した場合、国際交流委員会委員長に一任することとした。
- 1.6 国立大学法人等監事協議会会費の増額に関する要望について
木谷常務理事から、資料4-3に基づき、国立大学法人等監事協議会会費の増額に関する要望について説明があり、審議の結果、5月14日開催第2回理事会で承認した対応方針によることを承認した。
- 1.7 国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて
永田副会長から、資料11に基づき、国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）について報告があった。
- 1.8 その他
- (1) 国立大学法人を取り巻く当面の課題について
議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。
- (2) 関係機関からの情報提供等について
- ① 大学評価・学位授与機構
野上智行 大学評価・学位授与機構長から、第2期中期目標期間の教育・研究の状況の評価、国立大学財務・経営センターとの統合に係る状況等について説明があった。
- ② 国立大学財務・経営センター
高井陸雄 国立大学財務・経営センター理事長から、大学評価・学位授与機構との統合に係る状況について説明があった。
また、金子元久 筑波大学大学研究センター教授から、国立大学における経営・財務運営に関する調査報告書等について説明があった。

③ 大学入試センター

山本廣基 大学入試センター理事長から、平成28年度大学入試センター試験の実施要項等について説明があった。

(3) 退任学長挨拶

次回総会までの間に退任されることとなる、平野俊夫大阪大学長、本間謙二北海道教育大学長、長友恒人奈良教育大学長、菅沼龍夫宮崎大学長から退任の挨拶があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成27年度第2回通常総会（平成27年11月）議事録

日 時 平成27年11月2日（月） 13:00～15:00
場 所 ホテルメトロポリタン盛岡 NEW WING メトロポリタンホール
出 席 者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 里見会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、78名（うち委任状8名を含む。）の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、山極副会長及び永田副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。
- 議長から、前回総会以降に就任した各学長の紹介があった。
- 事務局から、ペーパーレス化実施に伴い、iPad の操作方法について説明があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、資料1に基づき、前回総会以降の国立大学協会の活動について、事業報告を取りまとめた旨説明があった。

2 理事会の審議状況について

河本事務局次長から、資料2に基づき、政策会議及び理事会の審議状況等について説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、資料3に基づき、各委員会等の活動状況を取りまとめた旨説明があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

- ① 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 9月15日に文部科学省より、高大接続システム改革会議「中間まとめ」が公表され、これから年末に向けて「最終報告」が作成・公表される予定となっている。
 - このことを受けて、入試委員会では、「中間まとめ」に対する国立大学協会の見解及び「最終報告」に向けた主体的な改革提言を文書として発出することとし、そのための作業を行うため「高大接続システム改革に関する検討WG」を設置した。
 - 同WGを9月11日に実施し、検討した結果、この提言案の作成に資するため、各会員校に対して、高大接続システム改革会議「中間まとめ」にかかる意見照会を行うこととした。10月1日付で各会員校に依頼し、既に各会員校から回答をいただいたところである。
 - 各会員校から寄せられた意見を参考に、10月28日の高大接続システム改革会議ヒアリングにおいて、国立大学協会としての見解を述べた。当日は、高校関係団体が4団体、大学関係団体が5団体の計9団体に対して、ヒアリングがあった。
- ② 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 平成27年7月16日に、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の中間まとめが示された。このことについて、文部科学省より意見照会があったため、教育・研究委員会として意見書を提出した。
 - 平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法に基づき、各国立大学法人には、教職員が障害者差別解消に関し適切に対応するための必要な要領を定めた「国等職員対応要領」の策定が義務付けられているが、このことについて教育・研究委員会及び経営委員会の下にワーキンググループを設置し、各国立大学法人へ提供するための対応要領の「雛形」の作成が進められてきた。
 - ワーキンググループは今年8月に設置され、これまでに3回の会議及び書面審議を行い、障害関係団体等当事者からのヒアリングも実施するなどして、対応要領雛形の作成を進めてきたが、10月30日（金）に各国立大学へ雛形を提供した。雛形の提供後は、各大学において、障害者差別解消法が施行される平成28年4月1日に向けて対応要領を策定及び必要な体制整備等を行うこととなる。
- ③ 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 6月の総会でご承認いただいたドイツ学長会議との協定の締結について、6月26日に学士会館にて、文部科学省及びドイツ大使館の立会いのもと無事に協定調印式が行われた。

- 協定に基づく最初の活動として、共同で学長シンポジウムを開催することを検討している。開催日は来年6月28日、29日を予定しており、場所はベルリンの予定である。
- 同じく6月の総会で承認いただいた Universities Australia との協定の再締結について、9月3日にキャンベラにて、両政府の立会いのもと無事に協定調印式が行われた。
- この協定に基づく活動の一環として、大学職員の相互交流プログラムを計画しているところであり、その第1回として、今年の11月末から、日本の国立大学の職員をオーストラリアの大学へ10日程度派遣する予定である。
- UMAPの国際事務局は、現在、台湾のフ Jen Catholic University（輔仁大学）に置いており、任期が2015年12月までとなっている。今回の国際理事会にて、2016年1月より5年間、次期の国際事務局を日本の東洋大学に置くことが承認された。
- 国際事務局の運営体制については、今後、当協会が加入しているUMAP国内委員会において、東洋大学や文部科学省等と協議して検討する予定である。
- 台湾の大学団体とは、現在、日本と台湾の学長フォーラムを共同で開催することについて検討している。第1回の開催日は来年の5月12日の予定であり、会場は台南市の国立成功大学で調整しているところである。また、本フォーラムは2年に1度開催することとしており、第2回は2018年に日本にて開催予定である。
- フランスの大学団体とは、2014年に締結した協定のフォローアップ会合を実施すること、及び日本とフランスの高等教育に関するワークショップの開催に向けて調整中である。現在、来年6月末か7月上旬頃にフランスで開催することを検討している。
- 国立大学が合理的なシステムの下で国際協力支援を行うための新たなスキームについて、筑波大学と名古屋大学から連名での意見書の提出があり、10月20日に開催した国際交流委員会懇談会で意見交換を行った。各大学が単独での対応が困難と判断する案件について、国大協事務局に報告してもらい、国大協から参加を希望する大学を募って組織的に対応するなどの体制・枠組を来年4月までに整備したいと考えている。

④ 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 広報誌「国立大学」第38号、広報誌「国立大学」別冊第13号、国立大学協会概要を発行した。
- 8月19日開催の広報委員会・広報画小委員会合同会議において、12月発行予定の国大協広報誌「国立大学」第39号の企画について決定した。
- 外部有識者等との対談を通じた広報戦略について、各大学企画へのリンクを纏めたホームページを公開する。

- ⑤ 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 8月20日から21日の2日間にわたり、ホテルモントレ横浜において「平成27年度国立大学法人トップセミナー」を開催した。
 - 10月23日(金)に学術総合センター 一橋講堂において、「女性の活躍促進」をテーマに、「第14回大学改革シンポジウム」を開催した。
 - 11月27日(金)に学術総合センター 一橋講堂において、「大学マネジメントセミナー」を開催する。本セミナーでは、「大学におけるリーダーシップ論」をテーマに、日本アイ・ビー・エム株式会社副会長の橋本氏から日本IBMのグローバル経営、ダイバーシティへの取り組み、グローバルリーダーシップ、国立大学への期待等について、法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科の高木氏からはご専門の立場から組織のリーダーシップについて講演いただいた後、パネルディスカッションを行う予定である。
- ⑥ 国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。
- 国立大学協会の会費に関する規程上、現行の会費算定基準の適用は平成28年3月31日までとなっていることから、本年7月22日の理事会において本WGが設置され、9月15日に第1回の検討会議を、また本日(10月21日)午前中に第2回を開催したところである。
 - 現行の会費算定基準は、各大学共通に負担していただく基本額100万円に、学生の収容定員数及び運営費交付金の配分額に応じて各大学に適用する規模別負担額をプラスした額を基本として、これに所属の職員を国大協に出向させている場合の免除額をマイナスして、各大学の会費額としている。
 - 見直しに当たっては、第2期中期目標期間における運営費交付金の配分状況や国立大学協会の最近の決算状況、また今後の事業展開の在り方などを踏まえ、いくつかの論点を整理しながら検討している。主な論点としては、
 - ①決算上発生している繰越額(約2億6,000万円)に関して、これを会費の減額と新規の事業の財源として使うこととしてよいかどうか。その場合、何年程度の計画で使っていくか、また会費減額と新規事業へ向ける財源の割合をどうするか。
 - ②各大学の状況を勘案する規模別負担方式の考え方を維持するのかどうか、維持するとした場合、現行の2種類の指標(収容定員、財政規模)で十分かどうか、各大学の財政構造等の特性をより反映させる別の指標、例えば、外部資金の獲得状況などを設定する必要があるかどうか。
 - ③財政規模の負担額の区分に用いている各大学の運営費交付金の金額は、現在は第1

期中期目標期間における各大学の平均配分額としていますが、28年度以降の算定に当たっては、従来どおり第2期中期目標期間中（6年間）の平均配分額とするか、あるいは直近3か年間の平均配分額とするかどうか。また合わせて、算定基準上の各項目の金額（単価）をどうするか。

- ④算定基準自体の適用期間をどうするか、突発的な事象が生じた場合の会費の見直しに関する取扱いをどうするか。などの点について議論している。
- 今後、さらに議論を行い、WGとしての成案をまとめ理事会への報告、承認を得たいと考えている。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4に基づき、各支部会議の活動状況について報告があった。

次いで、山口北海道大学長（北海道地区支部代表）より平成28年度11月通常総会の開催地が小樽商科大学に決定した旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- ① 議員連盟関係について、8月5日に第3回、9月17日に第4回の議連総会が開催された。お忙しい中、多くの学長先生に参加いただき感謝申し上げます。特に、第3回総会では、平成28年度の国立大学法人関係予算の確保及び税制改正に関する決議が採択されるとともに、第4回総会では、河村会長から、高等教育予算全体の確保について公立、私立も含めた形で取り組むべきではないかとのご示唆をいただき、現在公立大学協会及び私立大学連合会とその方法等について調整中である。なお、10月7日の内閣改造に伴い、議連の富岡事務局長が文科副大臣に就任されたため、うえの賢一郎議員（衆・滋賀2区）が事務局長に就任されることになった。また、富岡議員は自民党の文部科学部会長も務めておられたが、その後任としては木原稔議員（衆・熊本1区）が部会長に就任された。
- ② 概算要求、税制改正に関する要望関係について、8月中に当時の下村大臣、丹羽副大臣、赤池政務官に要望書を手渡して面談するとともに、与党及び民主党の計213人の国会議員に要望書を届けた。また、10月7日の内閣改造により就任された馳文科大臣及び堂故政務官には、10月21日に私と山極副会長、永田副会長、大西副会長がご挨拶に伺った。他の副大臣・政務官についても、今後、面談を調整したい。なお、10月30日に公明党の税制改正ヒアリングが行われ、私と永田副会長で対応した。寄付税制のみならず、後で述べる財政審対応の会長声明についても説明し、運営費交付金確保の必要性を訴えた。出席された斉藤党税調会長、浮島部会長等からはぜひ応援するとの言葉をいただいた。今後、11月12日には民主党の税制改正ヒアリングがあり、高橋副

会長と大西副会長が対応する予定である。

- ③ 10月26日に財政制度等審議会が開催され、財務省から、今後15年間かけて国立大学法人の収入について運営費交付金の依存度と自己収入の依存度を同じ程度にしてい
く目標を設定し、そのために運営費交付金を毎年1%ずつ減らすとともに、自己収入を
1.6%ずつ増やすよう提案された。この提案は国立大学の現状や自律的な取組への配
慮を欠いた暴論であり、むしろ改革の実現を危うくし、教育格差を拡大するものである。
また、従来の大学改革推進係数は重点支援の財源確保のための仕組みであり制度的には運
営費交付金の総額を規定するものではなかったが、今回は総額自体に枠をはめるもので
あり、そこにさらに係数がかかるとすれば基盤経費が毎年2-3%減額されることにな
るものである。そこで翌27日に会長声明を発出し、文科省記者クラブに配布すると
ともに、文科省の大臣等の幹部、議員連盟所属の全議員約150名及び経団連の榊原会
長に届けた。渡海元文科大臣と木原文部科学部会長には、私が直接お会いすることがで
きた。また、中央教育審議会においても、28日の総会で高等教育予算の充実・確保に係
る緊急提言が採択された。来年度の予算編成はこれから本格化するが、今回の財務省提
案に対しては何としても阻止すべく、文部科学省はもちろん、議員連盟、経済界を含め
各般の関係者に働きかけていきたいと考えている。先生方におかれても、地元の国会議
員、知事、商工会議所、マスコミ等に積極的にアプローチしていただきたい。
- ④ CSTIにおいては、現在来年度からの第5期科学技術基本計画の検討を行っており、1
0月29日の基本計画専門調査会でその素案が提示された。そこで大西副会長には、基
本計画に国立大学等の基盤的経費の安定的措置を書き込むべきであるとの発言をしてい
ただいた。CSTIでは今週から素案に対するパブリックコメントを実施することとしてお
り、国大協としてはもちろん各大学においても積極的に意見を提出する必要があると考
えている。なお、11月28日の国大協の政策会議には原山・CSTI基本計画専門調査会
長が出席し意見交換をすることになっているので、その際にもしっかり意見を述べるこ
ととしたい。
- ⑤ 経済界との懇談について、8月3日に経済同友会の教育改革委員会に、山極副会長、
永田副会長、高橋副会長とともに出席し、インターンシップの推進方策等について意見
交換を行った。また、10月22日に経団連の榊原会長と懇談を行った。榊原会長は、
経済財政諮問会議の民間メンバーの一人であるが、大学改革を進めるためには基盤的
経費である運営費交付金の安定的確保が必要であることについては十分にご理解をいた
だいている。今後とも、経済団体等との懇談も積極的に取り組んでいきたいと考えてい
る。

II 協議事項

1 総会決議について

議長から、資料6に基づき、総会決議について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

2 国立大学の将来ビジョンのアクションプランの実現に向けた今後の進め方について

永田副会長から、資料7に基づき、国立大学の将来ビジョンのアクションプランの実現に向けた今後の進め方について説明があり、その後、意見交換を行った。

3 国立大学法人を取り巻く諸課題について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。

III その他

1 関係機関からの情報提供等について

① 自然科学研究機構

佐藤勝彦 自然科学研究機構長から、大学共同利用機関法人の役割及び機能等について説明があった。

② 国立大学財務・経営センター

高井陸雄 国立大学財務・経営センター理事長から、大学評価・学位授与機構との統合及びシンポジウムの案内等について説明があった。

③ 大学入試センター

山本廣基 大学入試センター理事長から、平成28年度大学入試センター試験出願受験状況等について説明があった。

④ 日本学生支援機構

高橋宏治 日本学生支援機構理事長代理から、日本学生支援機構奨学金の現状等について説明があった。

⑤ 日本ファンドレイジング協会

河本 事務局次長から、寄付制度の醸成等について説明があった。

2 退任学長挨拶

次回総会までの間に退任されることとなる、長澤帯広畜産大学長から退任の挨拶があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成27年度臨時総会（平成28年1月）議事録

日 時 平成28年1月22日（金） 13：30～14：30
場 所 学士会館 2階 210号室
出席者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 里見会長（議長）から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、82名（うち委任状4名を含む。）の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、大西副会長及び高橋副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。
- 議長から、前回総会以降に就任した各学長の紹介があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、資料1に基づき、前回総会以降の国立大学協会の活動について、事業報告を取りまとめた旨説明があった。

2 理事会の審議状況について

木谷常務理事から、資料2に基づき、政策会議及び理事会の審議状況等について説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、資料3に基づき、各委員会等の活動状況を取りまとめた旨説明があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

- ① 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて、12月21日付で国大協としての提言を公表した。提言の作成に際しては多大なるご協力をいただき感謝申し上げます。
 - また、今後の高大接続システム改革に国大協が主体的に取り組んでいくため、入試委員会の下に新たに「国立大学の入学者選に関する検討ワーキンググループ」を設置した。ワーキンググループでの審議状況について、山口座長（北海道大学長）から以下のとおり報告があった。
 - 1月14日に第1回ワーキンググループを開催し、主に「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」及び三つのポリシーについて意見交換を行った。意見交換の結果、今後、諸課題に対するWGの議論を適宜高大接続システム改革会議に対して提出することとした。
- ② 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 広報誌「国立大学」第39号を発行した。
 - 12月11日開催の広報委員会・広報企画小委員会合同会議において、3月発行予定の第40号及び6月発行予定の第41号の企画について決定した。
- ③ 国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。
- 国立大学協会の会費に関する規程上、現行の会費算定基準の適用は平成28年3月31日までとなっていることから、本年7月22日の理事会において本WGが設置された。その検討状況については、前回の総会（11月2日）で報告しているので、それ以降の状況を報告する。
 - 11月26日に第3回、12月18日に第4回の検討会議を開催し、「国立大学協会の会費・予算等の在り方に関する検討報告」のとおり結論を得たので、後ほど協議事項において「検討報告」をご説明したうえで、会費規程の一部改訂についてご審議いただきたいと考えている。
- ④ 国立大学協会の会長選考等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。
- 昨年6月の会長改選時において、支部からの会長選出に関する議論の報告を受け、会長の専任制や学長任期と会長任期のずれに伴う会長改選の問題及び役員・委員会等の体制の改善策を検討するため、昨年7月22日の理事会において本WGが設置され、同年12月15日に第1回目の検討会議を開催したところである。
 - 本WGでは、会長の在り方等と体制の改善策という、大きく2つのポイントについて

検討している。

- まず、会長の在り方等の主な論点としては、
- ①会長の在り方として、副会長等の執行部体制や事務局体制等を含めて会長の専任制について議論するとともに、
- ②学長任期と会長任期のずれに伴う改選の問題として、現会長が学長退任後も会長に留まること及び任期途中の会長改選に当たって、支部における会長選出に関する議論や総会における意向投票の在り方など、改選時の手続きについて議論している。
- 次に、体制の改善策の主な論点としては、
- ①各方面への働きかけを強化するため、会長・副会長等の経験者を委嘱して、会長特別補佐（特別顧問）を設置してはどうか、
- ②国大協執行部の体制を強化するため、支部の役割を含めて、支部代表理事の役割、在り方はどうか、
- ③各委員会の構成、委員構成、専門委員の在り方について、議論している。
- 今後、さらに議論を行い、WGとしての成案をまとめ理事会、総会に報告・承認を得たいと考えている。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4に基づき、各支部会議の活動状況について報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- ① 平成28年度予算案において、運営費交付金総額の削減に歯止めがかけられたこと、また、税制改正に関して、個人寄附にかかる税額控除の措置が用途限定ではあるが認められたことは、大変喜ばしいことと考えている。

これも、議員連盟への働きかけや経営協議会の外部委員のアピール活動など各先生方にご努力いただいた成果であり、深く感謝するものである。

後ほど、意見交換会において、文部科学省から高等教育関係予算の説明を受けることとしているので、その際に活発なご議論をお願いする。

なお、寄附金に関しては、この機会に国立大学に対する寄附の募集活動を強化する必要があり、国大協としてもポスター等の作製を考えている。各大学におかれても一層積極的な活動をお願いしたい。

- ② 本日午前中に指定国立大学法人について、文部科学省から説明の要請があり、私と副会長及び支部代表の学長先生方で説明を聞いたところである。

後ほど、意見交換会において、文部科学省から説明があると思うので、内容の説明は

省略させていただく。

- ③ 1月7日に日本学術会議が主催した「新春緊急学術フォーラム―少子化・国際化の中の大学改革―」の関係であるが、私と永田副会長が講演及びパネラーとして参加した。

日本学術会議会長である大西副会長のご配慮に深く感謝するものであり、今後とも我が国の高等教育の在り方に関する国民的な議論を広げて行きたいと考えている。

II 協議事項

1 平成28年度からの会議額の見直しについて

高橋副会長から、資料5に基づき、平成28年度からの会議額の見直しについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

2 国立大学法人を取り巻く諸課題について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。

III その他

1 関係機関からの情報提供等について

① 国立大学財務・経営センター

高井陸雄 国立大学財務・経営センター理事長から、シンポジウムの案内等について説明があった。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成27年度第3回通常総会議事録

日 時 平成28年3月16日(水) 15:20~17:15
場 所 学士会館 2階 210号室
出 席 者 各国立大学法人学長
各大学共同利用機関法人機構長

- 里見会長(議長)から、総会の公開について諮る旨の発言があり、カメラ撮影を含め、公開することとした。
- 議長から、開会の発言があった。
- 正会員86名のところ、77名(うち委任状9名を含む。)の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 議事録署名人として、議長、山極副会長及び永田副会長の3名を選出した。
- 議長から、開会の挨拶があった。

議 事

I 報告事項

1 事業報告

議長から、資料1に基づき、前回総会以降の国立大学協会の活動について、事業報告を取りまとめた旨説明があった。

2 理事会の審議状況について

木谷常務理事から、資料2に基づき、政策会議及び理事会の審議状況等について説明があった。

3 各委員会等の活動状況について

議長から、資料3に基づき、各委員会等の活動状況を取りまとめた旨説明があった。引き続き、各委員長等から以下のとおり報告があった。

① 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて、入試委員会及び国立大学の入学者選抜に関する検討WGにおいて、文部科学省と意見交換を行った。

- ・ ワーキンググループでの審議状況について、座長である山口副委員長（北海道大学長）から報告いただく。
- ・ （山口副委員長発言）第2回以降のワーキンググループにおいては、高大接続システム改革会議の審議状況等について文部科学省から説明を受け、意見交換を行った。
なお、3月3日開催の第4回ワーキンググループにおいては、高大接続システム改革会議の委員である大学入試センターの山本理事長及び大学評価・学位授与機構の岡本理事にもご出席いただき、意見交換を行った。
- ・ 高大接続システム改革会議「最終報告」に向け、3月10日に急遽入試委員会を開催し、里見会長、高大接続システム改革会議委員である五神学長、国立大学の入学者選抜に関する検討ワーキンググループ委員にも出席いただき、文部科学省と高大接続システム改革会議「最終報告（案）」について意見交換を行った。

② 教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 国際交流委員会と合同で「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第3回フォローアップ調査を実施し、資料3-2-1のとおり報告書を取りまとめた。
- ・ 本調査は、教育の国際化推進のために、受入・派遣留学生数の割合や、外国人教員比率など、国立大学が2020年（平成32年）までに達成すべき数値目標を定め、その達成状況等を確認するために2013年（平成25年）から毎年行っているものであるが、各大学において国際化推進のための取組が着実に進んでいることがうかがえる。
- ・ 本調査結果は、追って、国立大学協会HPへ掲載するとともに、各国立大学へメールで情報提供を行う予定であり、ご活用いただきたい。
- ・ 国立大学における男女共同参画推進について、2016年度（平成28年度）から適用する新たなアクションプランについて、資料3-2-2のとおり取りまとめた。
- ・ 新たなアクションプランの内容については、後ほど、男女共同参画小委員会で取りまとめた「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第12回追跡調査報告書」とあわせて、男女共同参画小委員会委員長を務める後藤副委員長（愛知教育大学長）に説明をお願いする。
- ・ 文部科学省で意見募集が行われた「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設に関する第一次まとめ（素案）」に対して、教育・学生小委員会において検討し、資料3-2-3のとおり意見を提出した。
- ・ その内容については、教育・学生小委員会委員長を務める山口副委員長（埼玉大学長）にご説明をお願いする。
- ・ （山口副委員長発言）教育・学生小委員会で対応した、文部科学省の意見募集における意見提出についてご報告する。

文部科学省では、平成 27 年 9 月に設置された「所得連動返還型奨学金制度有識者会議」において、平成 24 年度に導入された所得連動返還型奨学金制度を拡充し、低所得者層への返還負担を軽減することを目的とした、新制度の枠組みに係る基本的な制度設計の方向性を示した「第一次まとめ（素案）」を取りまとめた。この意見募集が 2 月 10 日～2 月 23 日にかけて行われたため、教育・学生小委員会で検討し、資料 3-2-3 のとおり意見を提出した。

意見では、新たな制度の素案において、所得が 0 円の者に対しても月額 2,000 円～3,000 円の返還負担を求める記載に対して、所得が 0 円の者は返還猶予制度が利用できることとの関連付けを明記することや、マイナンバーの活用においては、マイナンバーの提出取次で大学事務の過度な負担が生じないようにすることなどを求めた。

- （後藤副委員長発言）男女共同参画小委員会で対応した、国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第 1 2 回追跡調査の結果と、新たなアクションプランについてご報告する。

まず、国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第 1 2 回追跡調査であるが、12 月の男女共同参画小委員会での審議を経て、調査報告書を取りまとめた。その概要は、資料 3-2-4 のとおりである。

今回の調査結果では、大学における女性教員比率は、昨年の調査から 0.7 ポイント増加し、15.4%であった。2011 年（平成 23 年）に策定した現行のアクションプランで目標としている、2015 年（平成 27 年）までに国立大学全体の女性教員比率 17%以上とするという目標の達成には至らなかったが、昨年の調査からの比較で、女性教員比率 17%を超えた大学は 13 大学増え 42 大学と約半数となり、また、女性教員比率が 1%以上増加した大学は 29 大学、女性教員数が 15 名以上増加した大学は 12 大学あり、一定の成果が認められた。

この第 12 回追跡調査結果も踏まえて、現行のアクションプランを引き継ぐものとして、2016 年度（平成 28 年度）から 2020 年度（平成 32 年度）までの 5 年間を見通した新たなアクションプランについて、資料 3-2-2 のとおり取りまとめた。

先ほど説明したとおり、現行のアクションプランでは 2015 年（平成 27 年）までに女性教員比率を 17%以上とする一律の目標値を掲げていたが、新たなアクションプランでは、大学毎の現状の女性教員比率を踏まえて、現在 30%以上の大学は 40%以上、20%以上の大学は 30%以上、10%以上の大学は 20%以上、10%未満の大学は 10%以上というように、2020 年度（平成 32 年度）までの 5 年間に、より高い比率の達成を目指すよう目標値を設定している。

また、「社会のあらゆる分野において、2020 年（平成 32 年）までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30%程度とする」という政府目標等を踏まえて、学

長・理事・副学長、大学の意思決定機関等に占める女性割合や、教授、准教授、課長相当職以上に占める女性割合についても目標値を設定している。

この第12回追跡調査報告書及び新たなアクションプランは、平成28年2月24日付けで国立大学協会のHPに掲載し公表した。また、追跡調査報告書は、概要版とあわせて2月下旬に各国立大学及び関係機関に対して冊子を送付したので、男女共同参画の推進のためにご活用いただきたい。

- ③ 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 国際交流委員会での、国立大学等の国際協力支援体制の在り方に関する検討状況については、10月21日開催の理事会や11月2日開催の総会にて報告してきた。
 - それらを踏まえ、1月29日の国際交流委員会にて、資料3-4-1の図の中央にあるとおり、本委員会の下に「国際協力小委員会」を設置し、国大協内での支援体制を整備することになった。その設置要項は資料3-4-2のとおりである。また、小委員会の委員長については、高橋副会長（新潟大学長）にお願いすることとした。
 - その詳細については、今後、国際協力小委員会で協議していく予定である。
 - 海外の大学団体との交流状況について、本年5月から7月にかけて、台湾、ドイツ、フランスの大学団体との交流事業を予定している。
 - 国大協事務局から各大学に募集を行ったところ、台湾の学長フォーラムについては39の国立大学から参加申込みをいただき、国公立合わせて72大学に参加いただく予定である。ドイツ、フランスのシンポジウムについては現在国公立で集計中であるが、国立大学はドイツには29大学、フランスには24大学に参加いただく予定である。
 - 多数の参加申込みをいただき御礼申し上げます。また、スピーカーとして登壇いただく学長先生においては、よろしく願います。
- ④ 経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。
- 経営委員会の開催状況については、資料3-5のとおりである。
 - 1月26日開催の経営委員会において、平成28年度予算案等について、文科省から説明を受け意見交換を行うとともに、国立情報学研究所からクラウド化の推進に関する説明を受けた。また、1月27日から2月5日にかけて、資料3-5-1のとおり、「運営費交付金配分額に関する調査」を実施し、調査結果を取りまとめ、3月15日付けで会員大学にフィードバックを行っている。本調査に協力いただき、深く御礼申し上げます。
 - なお、病院経営小委員会については松尾副委員長（名古屋大学長）より、人事労務小委員会については松永委員長（東京農工大学長）より報告をお願いする。
 - （松尾副委員長発言）病院経営小委員会は2月4日に開催され、「大学病院を取り巻

く状況」について、文部科学省から説明を受けて、意見交換を行った。

また、「国立大学附属病院の現状と課題」について、国立大学附属病院長会議常置委員長である山本専門委員から説明を受け、意見交換を行った。

その結果、国立大学附属病院のガバナンスの在り方や経営体制の強化等について、国立大学附属病院長会議との連携を強化していく方向で検討を行うこととなった。

- （松永東京農工大学長発言）人事労務小委員会は2月8日に開催され、「国立大学法人が抱える労働問題」について文部科学省から説明を受け、意見交換を行った。

特に、今後の労働時間法制等の在り方について、昨年2月に厚生労働省労働政策審議会から答申が出され、専門業務型裁量労働制適用者の勤務管理についても、タイムカードやICカード等による「客観的な方法その他適切な方法」により労働時間の把握・管理を要求されることが想定されている。

このことについては、大学教員の業務の特殊性などを十分に考慮する必要があり、今後、厚生労働省の動向や法整備の状況等を注視しながら、国大協としても文部科学省と連携の上、対応等について検討していくこととした。

⑤ 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 2月1日開催の広報委員会・広報画小委員会合同会議において、第41号及び第42号の企画及び平成28年度の事業計画を決定した。
- 平成28年度新たに情報発信として、（1）論説委員等との懇談会の開催、（2）国立大学学長経験者への広報活動、（3）各大学の第3期中期目標期間における目玉事業を掲載した「小冊子」の発行、（4）机上配布のとおり、国立大学への寄附促進に関するポスターやチラシの作成を予定している。また、昨年引き続き、各学長と外部有識者等との対談を通じた広報活動も行う予定である。
- その他、各国立大学の広報活動推進のため、全国の国立大学の広報担当者を集めた勉強会も開催する予定であるので、種々ご協力をお願いする。

⑥ 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 平成28年度のトップセミナーについて、8月25日から26日の2日間にわたり、今年度と同様にホテルモントレ横浜にて開催することとなった。
- また、例年6月に行っていた国立大学法人等理事研修会については、名称を国立大学法人等担当理事連絡会議に変更し、分野別に年2回開催することとした。6月3日に開催予定の「国立大学の財政基盤の強化方策について」をテーマとした連絡会議については、各会員に取組みや討議のテーマについてのアンケートをお送りしたところである。より充実した内容とするため、是非ご協力をお願いする。

- ⑦ 調査企画会議座長から、以下のとおり報告があった。
- 平成28年1月25日開催の第2回調査企画会議において、政策研究所の機能強化を目的として、常勤研究員を雇用できるよう、政策研究所設置要項の改正案を審議し、2月12日開催の理事会で承認された。
 - 今年度は「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」を政策研究所に委嘱しており、研究代表者の方から進捗状況を報告いただいた。
年度内に報告書を取りまとめていただき、報告書が完成しだい、各大学へ発送する予定である。
 - 来年度も今年度同様、国立大学の「役割」や「存在意義」等を示すデータを収集するため、調査研究を企画する予定であり、平成28年度事業計画を策定した。
具体的な研究課題の設定については、来年度第1回目の会議において改めて検討する。
- ⑧ 国立大学協会の会長選考等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。
- 本WGは、第1回目の検討会議を12月に開催し、その後、第2回目の検討会議を2月12日に開催した。
 - 本WGでは、国立大学協会の会長の在り方等と体制の改善策という、大きく2つのポイントについて検討している。
 - このうち、体制の改善策の中で、「各委員会の専門委員の在り方」について検討したところ、現在、委員会規程第5条第4項では“各委員会が所掌する分野に関し専門的知識・経験を有する国立大学法人の常勤の教職員を専門委員として加える”となっているが、各委員会において幅広い視点から議論をするため、「国立大学法人の常勤の教職員」以外でも専門委員に加えるべきであるとの結論に至った。
 - このことについて、2月12日の理事会に報告するとともに、必要となる規程の改正案について審議、承認された。
 - 規程の改正案については、後ほど審議事項の中で事務局より説明があるので、ご審議願いたい。
 - その他全般については引き続き議論を行い、WGとしての成案をまとめ、理事会、総会に報告・承認を得たいと考えている。

4 各支部の活動状況について

議長から、資料4に基づき、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

5 会長からの報告

会長から、以下の事項について報告があった。

- ① 国大協の事務局から各大学にお願いした、平成28年度の運営費交付金の配分額調査について集計が終わり、先般、各大学にフィードバックしたところである。各大学のご協力に改めて感謝申し上げる。
- ② 新たに2つのワーキング・グループを4月以降に立ち上げたいと考えている。

1つは、昨年9月にとりまとめた国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて、その具体的な推進方策の検討や各大学の取組状況のフォローアップを行うとともに、我が国の高等教育のグランドデザイン策定に向けた基礎的な考え方を議論するためのものであり、いわば将来ビジョン・ワーキングの後継的なものを設置しようとするものである。

このワーキングでは、本格的な産学連携を進めるための基金の創設や留学生の受入れから就職に至る一体的支援など具体的な施策についても、専門部会を設けて検討し、こちらから積極的に政府や産業界に対する提言をまとめていただきたいと考えている。

もう1つは、国立大学のガバナンスの在り方について調査研究を行おうとするものである。このことについては昨年4月に学校教育法及び国立大学法人法の改正が施行され、その後も文科省の検討会議において改革状況のフォローアップやさらなる方策についての検討が行われている。また、各方面の有識者からの意見も報じられている。

そこで、国大協としても、各大学の取組に関する情報を共有し参考に供するとともに、課題を抽出し各大学の主体的な改革に資する議論を行おうとするものである。

これらについては、4月の理事会において具体的な提案を諮って設置したいと考えているので、よろしく願います。
- ③ 国立大学にかかる寄附税制の拡充に関して、机上配布しているポスターが出来上がったところであり、各大学にご希望の部数を送ることとしているので、ぜひ効果的に活用していただきたい。

II 協議事項

1 理事の選任等について

(1) 理事の交代について

議長から、資料5-1に基づき、学長職の辞任に伴い、澤田賢一前秋田大学長が、平成28年3月1日をもって理事を辞任し、また、学長任期の満了に伴い、田中雄三鳴門教育大学長が、平成28年3月31日をもって理事を退任する旨説明があった。

本協会役員選任手続等に関する規程第2条第3項に基づき、山本文雄秋田大学長就任予定

者及び山下一夫鳴門教育大学長就任予定者を、平成28年4月1日の学長就任を条件として、同日付けで本協会理事に選任することとしたい旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、任期については、本協会定款第25条第2項の定めにより、平成29年6月に開催される通常総会の終結時までとなる旨説明があった。

(2) 理事の役割分担について

議長から、資料5-2に基づき、平成28年4月1日に理事が交代することに伴う理事の役割分担について説明があり、これを確認した。

2 規程の一部改正について

常務理事から、資料6に基づき、規程の一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

3 平成28年度事業計画及び収支予算について

常務理事から、資料7-1に基づき、平成28年度事業計画案について、また、資料7-2に基づき、平成28年度収支予算案について各々説明があり、審議の結果、これを承認した。

Ⅲ その他

1 平成28年度総会及び理事会の日程について

議長から、資料8に基づき、平成28年度総会及び理事会の日程等について説明があり、これを確認した。

2 関係機関からの情報提供等について

① 大学評価・学位授与機構および国立大学財務・経営センター

野上智行大学評価・学位授与機構長から、資料9に基づき、国際連携ウェブサイト等について説明があった。

併せて、同機構長及び高井陸雄国立大学財務・経営センター理事長から、両機関の統合について説明があった。

② 大学入試センター

山本廣基大学入試センター理事長から、資料10に基づき、平成28年度大学入試センター試験の実施結果等について説明があった。

③ 日本学生支援機構

高橋宏治日本学生支援機構理事長代理から、資料11に基づき、新所得連動返還型奨学金制度等について説明があった。

3 国立大学法人を取り巻く諸課題について

議長から、国立大学法人を取り巻く諸課題について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。

4 退任学長挨拶

次回総会までの間に退任されることとなる、宮田亮平東京藝術大学長、中村達浜松医科大学長、佐和隆光滋賀大学長、位藤紀美子京都教育大学長、加治佐哲也兵庫教育大学長、香川征徳島大学長、田中雄三鳴門教育大学長、寺尾愼一福岡教育大学長、松永守央九州工業大学長、佐藤勝彦自然科学研究機構長から退任の挨拶があった。

以上

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 第1回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成27年4月23日(木) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 里見 進、永田恭介、片峰 茂、平野俊夫、大西 隆、一井眞比古、木谷雅人、山口佳三、空閑良壽、中井勝己、五神 真、室伏きみ子、徳久剛史、高橋 姿、遠藤俊郎、松尾清一、後藤ひとみ、山極壽一、武田 廣、豊島良太、岡 正朗、脇口 宏、久保千春
以上23名
- 4 出席監事 立石博高、長友恒人
- 5 その他の出席者 小笠原直毅(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、里見会長が議長として開会を宣言した。
- 理事23名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。
- 4月1日付けで、新たに就任した理事及び監事の紹介があった。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成27年2月13日)以降の事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2. 各委員会等の活動状況

(1) 教育・研究委員会から、以下のとおり報告があった。

安全教育に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。

- ・ WGにおいて、各国立大学が安全教育に関する講義を行う際に使用できるようなパワーポイント教材の作成を進めているが、2月18日に開催された第2回WGにおいて、原稿の取りまとめを行い、著作権処理が未済の一部を除き、3月17日に国立大学協会の会員専用ホームページに掲載し、現在は各大学が自由にダウンロードでき

るようにしている。各大学においては、理工系、人社系を問わず、学生に対する安全教育に積極的に活用いただきたい。

(2) 大学評価委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 3月3日開催の「国立大学法人評価委員会総会（第50回）」において提示された素案について、全会員大学に意見・要望等を照会し、集約の上、資料2-2-1のとおり文部科学省へ提出した。今後のスケジュールとしては、4月24日の文科省国立大学法人評価委員会WGを経て、5月27日に開催される同総会で実施要領が決定された後に各法人へ通知される予定である。国大協としては、提出した意見の取扱い等について、文部科学省と調整を図っていくこととしたい。

(3) 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 昨年度、フランスの大学団体と協定を締結したが、5月にフランス側が来日するのに合わせて、日仏間の高等教育協力に関するワークショップを開催することとなった。これは、5月14日に東京のフランス大使館にて、フランス側と共同で開催するものであり、各会員には国大協事務局から案内を送付したところである。
- ドイツ大学学長会議との協定協議の状況について、協定の最終案については、5月の理事会に附議する予定であり、了承され次第、6月下旬に、東京にて協定の調印式を行う予定である。ドイツ側は、ドイツ大学学長会議の会長が出席予定である。
- Universities Australia との協定協議について、本年9月までに協定を再締結できるよう、協議を続けている。併せて、本協定に基づく活動の一環として、職員交流プログラムの実施を検討しており、各大学にアンケート調査を行い、ニーズを踏まえた上で詳細な内容を詰めていきたいと考えているので、引き続き協力願いたい。

(4) 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 昨年度から検討していた国大協ホームページのリニューアルについて、4月にリニューアルを行った。
- 広報誌「国立大学」第36号と、国立大学協会概要を発行した。

(5) 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 6月16日に学術総合センターにおいて新任学長セミナーを、8月20日、21日にホテルモントレ横浜においてトップセミナーを開催予定である。
- 新任学長セミナーについては、理化学研究所理事長で前京都大学総長の松本紘先生、筑波大学 大学研究センター長で元文部科学省高等教育局長の徳永 保 先生を、トップセミナーについては三井住友銀行取締役会長、中央教育審議会会長で国立大学法人評価委員会委員長の北山禎介氏、文教行政に詳しい国会議員を講師としてお招きする予定であるので参加いただきたい。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3に基づき、各支部の活動状況について報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、昨年6月に開催した第1回通常総会において、平成25年度の公益目的支出計画実施報告書等が承認され、平成23事業年度からの3年間で完了した公益目的支出計画について、内閣総理大臣あて完了確認請求を提出したところであるが、この度、資料4のとおり完了確認が行われた旨報告があった。

(2) 会長から、文部科学省の第3期中期目標期間における国立大学法人の運営費交付金の在り方に関する検討会の中間まとめが、4月8日に公表されたところである。この中間まとめに対し国大協会長として資料1-2のとおりコメントを作成し、国大協ホームページに掲載した旨報告があった。

(3) 会長から、文部科学省の競争的研究費改革に関する検討会が3月4日、3月13日、4月14日と開催されている。また、CST | 基本計画専門調査会においても、3月19日に同省の報告を受けて競争的研究費改革について審議が行われ、4月23日に開催された会合では、中間取りまとめの審議も精力的に行われた旨報告があった。引き続き、これらの動きについて木谷常務理事から報告があった。

(4) 会長から、卓越研究員について、文部科学省の科学技術・学術政策局に「卓越研究員制度等検討委員会」が設立され、2月から3月にかけて精力的に審議されていたが、先般、資料5のとおり報告書が取りまとめられた旨報告があった。引き続き、本委員会主査の五神東京大学長から、内容について説明があった。また、会長から、資料6として4月9日の産業競争力会議において、文部科学省から示されたものを配布しているので、確認いただきたい旨報告があった。

(5) 会長から、人文社会科学系の意義と役割に関するワーキンググループにおいて、中間まとめが取りまとめられた旨報告があった。引き続き、中間まとめの内容について木谷常務理事から報告があった。

5. 国立大学法人総合損害保険の契約締結について

議長から、資料7に基づき、国立大学法人総合損害保険への各会員の加入状況について報告があった。

6. 事務局の人事異動について

常務理事から、資料8に基づき、新年度における国立大学協会の事務局体制について報告があった。

II 協議事項

1. 専務理事の選定について

議長から、資料9に基づき、本協会の専務理事である一井眞比古前香川大学長が、4月末日をもって退任されることを受け、3月5日開催の平成26年度第3回通常総会において、その後任として、山本健慈前和歌山大学長が5月1日付けで会長指名理事として選任されたところであるが、本協会役員選任手続きに関する規程第3条では、6名以内の会長指名理事を置くことができ、そのうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができると定められており、専務理事は会長の指名に基づき理事会で選定することとなっていることから、山本健慈氏を5月1日付けで、本協会専務理事に選定することとしたい旨の説明があり、審議の結果、承認された。

2. その他

(1) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。また、運営費交付金の充実を求める経営協議会学外委員の声明の公表状況について説明があり、永田副会長から国立大学の将来ビジョンに関するWGの検討状況について報告があった。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 第2回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成27年5月14日(木) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 里見 進、永田恭介、片峰 茂、平野俊夫、大西 隆、山本健慈、
木谷雅人、山口佳三、空閑良壽、中井勝己、室伏きみ子、徳久剛史、
高橋 姿、松尾清一、後藤ひとみ、山極壽一、武田 廣、脇口 宏、
久保千春
以上19名
- 4 出席監事 立石博高、長友恒人
- 5 その他の出席者 三島 良直(会長補佐)、小笠原直毅(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、里見会長が議長として開会を宣言した。
- 理事19名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。
- 5月1日付けで、新たに就任した理事の紹介があった。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成27年4月23日)以降の事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2. 各委員会等の活動状況

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

(1) 入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 「国立大学の入学者選抜についての平成29(2017)年度実施要領(案)等」について、各大学へ意見照会のうえ、入試委員会において資料8のとおり案を作成しているので、協議事項において審議いただきたい。

また、「高大接続システム改革会議の審議状況」および「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験に関する連絡協議会における取組」について、文部科学省から説明を受け、意見交換を行った。

さらに、これらを踏まえ、今後の国立大学の入学者選抜の在り方について意見交換を行い、入試改革の議論のみならず、大学教育改革、高校教育改革をあわせて議論すべきとの意見があり、今後論点を整理して、さらに議論を深めていくこととしている。

(2) 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 昨年度、国立大学協会は、フランスの大学団体と協定を締結したが、このたびフランス大使館と共同で「日仏間の高等教育協力に関するワークショップ」を実施することになった。本日（5月14日）、東京のフランス大使館にて開催中であり、当職も出席してきたところである。
- ワークショップにはフランス大使館、文部科学省、日本及びフランスの大学関係者が出席しており、ダブルディグリーとジョイントディグリー、日仏における高等教育の最近の傾向、留学経験と就職への活用方法等をテーマとして講演が行われる。
- また、来年度には協定締結2周年のフォローアップミーティングを開催するため、明日（5月15日）は日本及びフランスの関係者でその準備に向けた会合を行う予定である。
- ドイツとの協定については、これまで理事会や総会で進捗状況を報告してきたが、双方が内容についてほぼ合意できたところである。
- 本日の理事会の協議事項にて、この協定案を附議することとし、詳細については、協議事項にて事務局から説明させていただきたい。
- なお、協定調印式については、東京にて6月26日または29日を予定している。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、高大接続システム改革に関連して以下のとおり報告があった。

- 自由民主党 文部科学部会に、高大接続改革に関する小委員会が設置された。
- この小委員会は、小坂憲次 元文部大臣が委員長であるが、5月20日、5月27日、6月3日の3回にわたり、関係団体からヒアリングを行うこととなっている。
- 国大協は5月27日に私立大学団体連合会、公立大学協会と一緒に出席依頼が来ており、会長と片峰副会長で対応することとしている。
- 5月20日は高校関係者、6月3日は民間有識者からのヒアリングが予定されている。

II 協議事項

1. 支部推薦理事について

議長から、資料4に基づき、役員任期の満了に伴い、各支部から推薦のあった支部推薦理事候補者について説明があり、審議の結果、これを承認し、6月15日開催の総会に諮ることとした。

2. 支部推薦の委員の所属委員会について

議長から、資料5に基づき、平成27年6月総会以降の支部推薦委員の所属委員会について、各支部から推薦があった旨説明があり、審議の結果、これを承認し、6月15日開催の総会に諮ることとした。

3. 役員選任の手続き等について

木谷常務理事から、資料6に基づき、平成27年6月総会で行う役員選任の手続き等について説明があり、審議の結果、これを承認した。

4. 平成26年度の実績報告について

木谷常務理事から、資料7-1及び資料7-2に基づき、平成26年度の事業報告書(案)及び決算報告書(案)について説明があった。次いで、長友監事から資料7-3に基づき、監事監査結果について報告があり、審議の結果、これらを承認し、6月15日開催の総会に諮ることとした。

5. 平成29年度入学者選抜に関する実施要領等について

片峰入試委員会委員長から、資料8に基づき、平成29年度入学者選抜に関する実施要領等について説明があり、審議の結果、これを承認し、6月15日開催の総会に諮ることとした。

6. ドイツ大学学長会議との協定について

永田国際交流委員会委員長から、資料9に基づき、ドイツ大学学長会議との協定案について説明があった。引き続き、内容について木谷常務理事から説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、最終的な調整については、永田国際交流委員会委員長に一任することとした。

7. 国立大学法人等監事協議会会費の増額に関する要望について

議長から、資料1-2に基づき、国立大学法人等監事協議会会費の増額に関する要望について、平成27年4月27日付けで要望書を受理した旨説明があった。引き続き、内容について木谷常務理事から説明があり、審議の結果、この要望に対し国立大学協会として了解することとし、6月15日開催の総会において各大学の協力を依頼することとした。

なお、平成27年度において一時的に増額となる3万円については、国立大学協会が負担す

ることとした。

8. 国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて

永田副会長から、机上配布資料に基づき、国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて説明があり、審議の結果、これを承認し、6月15日開催の総会に報告することとした。

9. その他

(1) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。

(2) 第1回通常総会の日程等について

議長から、資料10に基づき、第1回通常総会の日程について説明があり、これを承認した。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 臨時理事会 議事録

- 1 日 時 平成27年6月15日(月) 16:40~16:45
- 2 場 所 学士会館 2階 210会議室
- 3 出席者 里見 進、山極壽一、永田恭介、大西 隆、高橋 姿、山本健慈、木谷雅人、山口佳三、和田健夫、澤田賢一、五神 真、蓼沼宏一、山口宏樹、山崎光悦、松尾清一、後藤ひとみ、古山正雄、平野俊夫、越智光夫、岡 正朗、田中雄三、久保千春、片峰 茂、前田芳實、以上24名
- 4 その他の出席者 中井勝己(監事)、徳久剛史(監事)
- 5 議事の経過及び結果
 - (1) 会長の選定について
議長から、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、里見進東北大学長が次期会長として選考された旨の報告があり、これを承認し、選定した。
 - (2) 副会長の選定について
議長から、本日開催された理事就任予定者の会議において、永田恭介筑波大学長、高橋姿新潟大学長、大西隆豊橋技術科学大学長及び山極壽一京都大学長が次期副会長として選考された旨の報告があり、これを承認し、選定した。
 - (3) 副会長の会長職務代理順序について
議長から、本協会定款第23条第3項に基づく副会長の順序について、山極壽一京都大学長、永田恭介筑波大学長、大西隆豊橋技術科学大学長、高橋姿新潟大学長の順とする旨の報告があり、これを承認した。
 - (4) 専務理事の選定について
議長から、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、本協会定款第22条第2項に定める専務理事の選定について、会長指名理事のうち、山本健慈和歌山大学顧問・名誉教授が専務理事として選考された旨の報告があり、これを承認し、選定した。
 - (5) 常務理事の選定について
議長から、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、本協会定款第

22条第2項に定める常務理事の選定について、会長指名理事のうち、木谷雅人事務局長が常務理事として選考された旨の報告があり、これを承認し、選定した。

(6) 業務執行理事の選定について

議長から、本日開催された支部推薦理事就任予定者の会議において、本協会定款第22条第2項に定める業務執行理事の選定について、会長、副会長を除く理事が業務執行理事として選考された旨の報告があり、これを承認し、選定した。

以 上

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 第3回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成27年7月22日(水) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 里見 進、山極壽一、永田恭介、高橋 姿、山本健慈、木谷雅人、山口佳三、
和田健夫、澤田賢一、蓼沼宏一、山口宏樹、山崎光悦、松尾清一、後藤ひとみ、
古山正雄、越智光夫、岡 正朗、田中雄三、久保千春、前田芳實
以上20名
- 4 出席監事 中井勝己、徳久剛史
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、三島良直(会長補佐)、小笠原直毅(会長補佐)
- 6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、里見会長が議長として開会を宣言した。
- 理事20名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成27年5月14日)以降の事業報告を取りまとめた旨の報告があった。

2. 各委員会等の活動状況

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

(1) 国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 台湾の大学団体等との意見交換について、6月22日に、台湾の大学の学長数名が国立大学協会事務局を訪問し、先方から、2016年度台湾にて、日本と台湾間の学長フォーラムを開催したい旨の提案があった。今後、詳細について国際交流委員会で検討していきたいと考えている。
- ・ 昨年10月から協議を続けてきた、ドイツ大学学長会議との協定について、6月26

日に学士会館にて、文部科学省及びドイツ大使館の立会いのもと無事に協定調印式が行われた。この協定書については、資料 2-4-1 のとおりであり、既に各大学へ送付している。各大学のご協力に感謝申し上げますとともに、引き続きドイツの大学との交流推進に向けてご協力をお願いしたい。

- Universities Australia との協定協議の状況について、平成 27 年 6 月 15 日の総会にてご承認いただいたところであるが、現在、9 月に予定されている協定調印式に向けて準備を進めている。

(2) 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 広報誌「国立大学」第 37 号を発行したので、ご覧いただきたい。
- 広報誌「国立大学」第 38 号の企画について、5 月 18 日開催の広報企画小委員会において決定し、平成 27 年 9 月発行に向けて作業を進めている。
- 広報誌「国立大学」第 39 号、第 40 号特集ページの募集について、特集ページ掲載大学の募集を行っている。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料 3 のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、議員連盟関係について以下のとおり報告があった。

- 第 2 回目の議連総会が 7 月 2 日に開催され、多くの学長先生方にご参加いただいた。感謝申しあげる。議員本人の参加も 50 名あり、国大協から将来ビジョンの概要説明、山形大学および山口大学の機能強化に関する事例説明、文部科学省からは、国大協の要望を踏まえた国立大学法人の現状及び競争的研究費改革に関する説明がなされた。議員の先生方の中には厳しい指摘や注文もあったが、前向きで活発なやり取りができたものと考えている。第 3 回は 8 月 5 日に予定しており、概算要求前の重要な会議となるので、ご都合もあろうとは思いますが、ぜひ多くの先生方の参加をお願いしたい。

(2) 会長から、骨太の方針等について以下のとおり報告があった。

- 6 月 30 日の臨時閣議において、今年度の骨太の方針（「経済財政運営と改革の基本方針 2015」）や日本再興戦略の改訂、また、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」など各種の基本方針が決定、公表された。骨太の方針においては、歳出改革について一律削減のキャップをはめられることはないものの、文教・科学技術分野についても聖域なく改革を進めることとされており、国立大学関係では、運営費交付金等の重点配分による大学間の連携や学部等の再編・統合の促進を図るとの表現が書き込まれている。今後、概算要求、予算折衝を通じて、第 3 期の運営費交付金の具体的な配分ルールが決まっていくが、我々としても一層その動向に注視し、議連とも連携しながら対応していく必要があると考えている。

II 協議事項

1. 各委員会に置く専門委員の数について

議長から、資料4に基づき、本協会委員会規定第5条第4項に定める各委員会に置く専門委員の数について、各委員会から申し出があった旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

2. 支部推薦理事について

(1) 理事の交代について

議長から、資料5-1に基づき、学長任期の満了に伴い、平野俊夫大阪大学長が、平成27年8月25日をもって理事を退任する旨説明があった。

本協会役員選任手続等に関する規程第2条第3項に基づき、西尾章治郎大阪大学長就任予定者を、平成27年8月26日の学長就任を条件として、同日付けで本協会理事に選定することとしたい旨説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、任期については、本協会定款第25条第2項の定めにより、平成29年6月に開催される通常総会の終結時までとなる旨説明があった。

(2) 理事の役割分担について

議長から、資料5-2に基づき、平成27年8月26日に理事が交代することに伴う理事の役割分担について説明があり、これを確認した。

3. 平成28年度国立大学法人関係予算に関する要望について

木谷常務理事から、資料6に基づき、平成28年度国立大学法人関係予算に関する要望について説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、軽微な修正が発生した場合、その修正については、議長に一任された。

4. 平成28年度税制改正に関する要望について

木谷常務理事から、資料7に基づき、平成28年度税制改正に関する要望について説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、軽微な修正が発生した場合、その修正については、議長に一任された。

5. 会長選考等の在り方について

議長から、資料8-1及び資料8-2に基づき、会長選考等の在り方に関するワーキング・グループを設置することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

6. 会費・予算等の在り方について

議長から、資料9-1及び資料9-2に基づき、会費・予算等の在り方に関するワーキング・グループを設置することについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

7. 国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて
永田副会長から、資料10-1、資料10-2及び資料10-3に基づき、国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて報告があった。
8. 外部有識者等との対談を通じた広報戦略について
山本専務理事から、外部有識者等との対談を通じた広報戦略について説明があり、審議の結果、これを承認した。
また、後日、趣旨等について各大学へ連絡することとした。
9. その他
(1) 会議資料のペーパーレス化について
木谷常務理事から、資料12に基づき、会議資料のペーパーレス化について説明があった。
併せて、議長から、9月以降に順次開催される各種委員会において実施したい旨協力依頼があった。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 第4回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成27年10月21日(水) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 里見 進、山極壽一、永田恭介、大西 隆、高橋 姿、山本健慈、木谷雅人、山口佳三、澤田賢一、五神 真、蓼沼宏一、山口宏樹、山崎光悦、松尾清一、古山正雄、西尾章治郎、越智光夫、岡 正朗、田中雄三、久保千春、片峰 茂、前田芳實
以上22名
- 4 出席監事 中井勝己、徳久剛史
- 5 その他の出席者 宮田亮平(会長補佐)、三島良直(会長補佐)、眞弓光文(会長補佐)、小笠原直毅(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、里見会長が議長として開会を宣言した。
- 理事22名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。
- 8月26日付けで、新たに就任した西尾理事(大阪大学長)の紹介があった。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成27年7月22日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等の活動状況

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 9月15日に文部科学省より、高大接続システム改革会議「中間まとめ」が公表され、年末に向けて「最終報告」が作成・公表される予定となっている。

- このことを受けて、入試委員会では、「中間まとめ」に対する国立大学協会の見解及び「最終報告」に向けた主体的な改革提言を文書として発出することとし、そのための作業を行うため「高大接続システム改革に関する検討WG」を設置した。
- 同WGを9月11日に実施し、検討した結果、この提言案の作成に資するため、各会員校に対して、高大接続システム改革会議「中間まとめ」にかかる意見照会を行うこととした。10月1日付で各会員校に依頼し、現在意見をとりまとめているところである。
- 各会員から寄せられた意見については、提言案の作成に資するほか、10月28日の高大接続システム改革会議内で予定されている、関係団体ヒアリングの際の参考資料とする予定である。
- 提言案については、
 - (1) 高大接続改革実行プランが提起する現状認識と問題意識を国立大学は共有していることを前提としつつ、
 - (2) 国が3ポリシーの策定と運用に関するガイドラインを平成27年度中に策定するとしているが、ガイドラインが各大学の自由度や個性、創造性を阻害するものであってはならず、また、ガイドラインは認証評価の評価基準にも大きな影響力を持つことが予想されるため、ガイドライン策定に当たっては慎重な議論が必要であること。
 - (3) 大学認証評価制度の見直し及びその実施にあたっては、各大学の多様性や個性、創造性・新規性の高い取組みにも十分な配慮がなされるべきであること。
 - (4) 新しい調査書の設計が開始されるが、学修のプロセスや成果、課外活動等の実績を、「学力の3要素」の観点から公正かつ客観的に評価することのできる調査書の創出が望まれること。
 - (5) 一般、推薦、AO入試の区分を廃止する新たなルールの構築は、大学自身の入学者選抜業務の負担増による大学教育・研究への影響も考慮される必要があること。また、今後「分離分割方式」の存廃をふくめて新しいルール構築の必要性についての丁寧な議論がなされるべきであり、ルールの見直しにあたっては、受験生にいかに複数回の受験機会を提供するのか、多様性のある人材の選抜をどのような仕組みで担保するのか等々、十分なシミュレーションが必要であること。
 - (6) 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」については、「知識・技能」を基盤として「思考力・判断力・表現力」を中心に評価することを可能とする問題作成の考え方やそれらの評価基準を早急に明確化すべきこと。
 - (7) 入学者選抜ルールの見直し及び個別大学入学者選抜システム改革についても、段階を踏んだ着実な実施が図られるべきであること。
- 等を盛り込むことで現在検討中であるが、WGと委員会の議論を経て、適宜附議したいと考えている。

【2】教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 「中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会・中間まとめ」に対する意見について、平成27年7月16日に、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会において、「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の中間まとめが示された。
- このことについて、文部科学省より意見照会があったため、教育・研究委員会として意見書を提出したところである。
- 今後のスケジュールとしては、10月下旬に文部科学省において中間まとめに対するパブリックコメントが開始される予定となっている。
- (2) 障害者差別解消法の実施に関するWGについて、平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法に基づき、各国立大学法人には、教職員が障害者差別解消に関し適切に対応するための必要な要領を定めた「国等職員対応要領」の策定が義務付けられているが、このことについて教育・研究委員会及び経営委員会の下にワーキンググループを設置し、各国立大学法人へ提供するための対応要領の「雛形」の作成が進められている。
- ワーキンググループは今年8月に設置され、これまでに3回（第1回：8/25、第2回：9/28、第3回：10/16）の会議を行い、障害関係団体等当事者からのヒアリングも実施するなどして、対応要領雛形の作成を進めてきた。
- 現在は、雛形の最終的な調整を行っているが、10月中を目途に各国立大学へ雛形の提供を予定している。
- 雛形の提供後は、各大学において、障害者差別解消法が施行される平成28年4月1日に向けて対応要領を策定及び必要な体制整備等を行うこととなる。
- なお、10月6日に現段階での対応要領雛形（案）を各国立大学法人へ提供することで、情報共有を行っている。

【3】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 6月の総会でご承認いただいた Universities Australia との協定の再締結について、9月3日にキャンベラにて、両政府の立会いのもと無事に協定調印式が行われた。
- 協定書については、引き続きオーストラリア大学との交流推進に向けて協力をお願いしたい。
- この協定に基づく活動の一環として、大学職員の相互交流プログラムを計画しているところであり、その第1回として、今年の11月末から、日本の国立大学の職員をオーストラリアの大学へ10日程度派遣する予定である。
- (2) UMAP 国際理事会について、UMAP の国際事務局は、現在、台湾のフ ジン Catholic University（輔仁大学）に置いており、任期が2015年12月までとなっている。今回の国際理事会にて、2016年1月より5年間、次期の国際事務局を日

本の東洋大学に置くことが承認されたところである。

- 国際事務局の運営体制については、今後、当協会が加入しているUMAP 国内委員会において、東洋大学や文部科学省等と協議して検討する予定である。
- (3) 台湾の大学団体とは、現在、日本と台湾の学長フォーラムを共同で開催することについて検討している。第1回の開催日は来年の5月12日の予定であり、会場は台南市の国立成功大学で調整しているところである。また、本フォーラムは2年に1度開催することとしており、第2回は2018年に日本にて開催予定である。
- (4) ドイツの大学団体とは、共同で学長シンポジウムを開催することを検討しており、開催日は来年6月28日～29日、場所はベルリンの予定である。
- (5) フランスの大学団体とは、2014年に締結した協定のフォローアップ会合を実施すること、及び日本とフランスの高等教育に関するワークショップの開催に向けて調整中である。現在、来年6月末か7月上旬頃にフランスで開催することを検討している。
- (6) 国立大学等による国際協力支援体制の在り方について、国立大学が合理的なシステムの下で国際協力支援を行うための新たなスキームについて、筑波大学と名古屋大学から連名での意見書の提出があり、10月20日に開催した国際交流委員会懇談会で意見交換を行った。各大学が単独での対応が困難と判断する案件について、国大協事務局に報告してもらい、国大協から参加を希望する大学を募って組織的に対応するなどの体制・枠組を来年4月までに整備したいと考えている。

【4】 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 刊行物の発行について、①広報誌「国立大学」第38号と、②広報誌「国立大学」別冊第13号、③国立大学協会概要を発行した。
- (2) 広報誌「国立大学」第39号の企画について、8月19日開催の広報委員会・広報画小委員会合同会議において、12月発行予定の国大協広報誌「国立大学」第39号の企画について、次のとおり決定した。
 - サブテーマ 「教育改革」
 - 特集 信州大学、奈良女子大学
 - Opinion 対談 大西副会長と中西宏明 日本経済団体連合会副会長（同教育問題委員会委員長、日立製作所会長）
- (3) 外部有識者等との対談を通じた広報戦略について、本企画については、各大学の取組一覧を国大協ホームページに公開する。また、総会後の記者会見の際には、紙媒体で配布する予定である。

【5】 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 平成27年度国立大学法人トップセミナーについて、8月20日から21日の2日間にわたり、ホテルモントレ横浜において「平成27年度国立大学法人トップセミナー」を開催した。

- (2) 第14回大学改革シンポジウムの開催について、明後日10月23日(金)に学術総合センター 一橋講堂において「第14回大学改革シンポジウム」を開催する。本シンポジウムでは、「女性の活躍促進」をテーマに、東京農工大学の松永学長からご講演いただいた後、パネルディスカッションを行う予定である。

【6】国立大学協会の会費・予算等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。

- 国立大学協会の会費に関する規程上、現行の会費算定基準の適用は平成28年3月31日までとなっていることから、本年7月22日の理事会において本WGが設置され、9月15日に第1回の検討会議を、また本日(10月21日)午前に第2回を開催したところである。
- 現行の会費算定基準は、各大学共通に負担していただく基本額100万円に、学生の収容定員数及び運営費交付金の配分額に応じて各大学に適用する規模別負担額をプラスした額を基本として、これに所属の職員を国大協に出向させている場合の免除額をマイナスして、各大学の会費額としている。
- 見直しに当たっては、第2期中期目標期間における運営費交付金の配分状況や国立大学協会の最近の決算状況、また今後の事業展開の在り方などを踏まえ、いくつかの論点を整理しながら検討している。主な論点としては、
- ①決算上発生している繰越額(約2億6,000万円)に関して、これを会費の減額と新規の事業の財源として使うこととしてよいかどうか。その場合、何年程度の計画で使っていくか、また会費減額と新規事業へ向ける財源の割合をどうするか。
- ②各大学の状況を勘案する規模別負担方式の考え方を維持するのかどうか、維持するとした場合、現行の2種類の指標(収容定員、財政規模)で十分かどうか、各大学の財政構造等の特性をより反映させる別の指標、例えば、外部資金の獲得状況などを設定する必要があるかどうか。
- ③財政規模の負担額の区分に用いている各大学の運営費交付金の金額は、現在は第1期中期目標期間における各大学の平均配分額としていますが、28年度以降の算定に当たっては、従来どおり第2期中期目標期間中(6年間)の平均配分額とするか、あるいは直近3か年間の平均配分額とするかどうか。また合わせて、算定基準上の各項目の金額(単価)をどうするか。
- ④算定基準自体の適用期間をどうするか、突発的な事象が生じた場合の会費の見直しに関する取扱いをどうするか。などの点について議論している。
- 今後、さらに議論を行い、WGとしての成案をまとめ理事会への報告、承認を得たいと考えている。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

次いで、山口北海道大学長(北海道地区支部代表)より平成28年度11月通常総会の

開催地が小樽商科大学に決定した旨、報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、議員連盟関係について以下のとおり報告があった。

- 8月5日に第3回、9月17日に第4回の議連総会が開催された。お忙しい中、多くの学長先生に参加いただき感謝申し上げます。特に、第3回総会では、平成28年度の国立大学法人関係予算の確保及び税制改正に関する決議が採択されるとともに、第4回総会では、この決議をもとに今後、議連の活動として財務グループと税制グループの設置による重点的活動を行うことが決定されたところであり、国大協としても若干名の先生に加わっていただくこととしているので、よろしくお願ひしたい。なお、河村会長からは、高等教育予算全体の確保について公立、私立も含めた形で取り組むべきではないかとのご示唆をいただいております、どのようなことができるか検討しているところである。また、10月7日の内閣改造に伴い、議連の富岡事務局長が文科副大臣に就任されたことを受け、改めて、議連において後任人事を調整中とのことである。

(2) 会長から、概算要求、税制改正に関する要望関係について以下のとおり報告があった。

- 8月6日に下村大臣、8月18日に赤池政務官、そして8月21日、トップセミナーの終了後に、財務省主計局の新しい主計官（奥主計官）と会った後、丹羽副大臣に面談し、要望書を手渡したところである。丹羽副大臣終了後には、議員会館に出向き、与党及び民主党の主要議員あて要望活動を行ったところである。現在までのところ衆・参合わせて213人の国会議員に要望書を届けた。また、10月7日の内閣改造により就任された馳文科大臣及び堂故政務官には、10月21日、私がお挨拶に伺った。他の副大臣・政務官についても、今後、調整してお会いすることとしたい。なお、10月30日には公明党の税制改正ヒアリングが予定されており、私と永田副会長で対応することとしている。今後とも、各先生方におかれても地元国会議員等への積極的な働きかけをお願いしたい。

(3) 会長から、経済人との懇談等について以下のとおり報告があった。

- 8月3日に経済同友会の教育改革委員会第3回会合に、山極副会長、永田副会長、高橋副会長とともに出席し、経済同友会が本年4月に提言した「これからの企業・社会が求める人材像と大学への期待」への感想や国立大学法人の現状と課題及び各々の大学での産学連携・人材育成関係の取組について説明し、意見交換を行ったところである。また、10月22日には経団連の榊原会長と懇談する予定である。榊原会長は、経済財政諮問会議の民間メンバーの一人であり、大学改革が進んでいる間は予算を削減することはよくないという旨のご発言もいただいている。今後とも、経済団体等との懇談も積極的に取り組んでいきたいと考えている。

II 協議事項

1. 総会決議について

議長から、資料4に基づき、総会決議について説明があり、審議の結果、一部修正することを承認した。なお、修正については、議長一任とされた。

なお、本決議案は、全会員大学に事前に配布した上で、11月2日開催の総会に附議したい旨説明があった。

2. 国立大学の将来ビジョンのアクションプランの実現に向けた今後の進め方について

永田副会長から、資料5-1から資料5-4に基づき、国立大学の将来ビジョンのアクションプランの実現に向けた今後の進め方について説明があり、その後、意見交換がなされた。

3. その他

(1) 国立大学法人制度に関する規制緩和方策に係る調査について

木谷常務理事から、資料6に基づき、国立大学法人制度に関する規制緩和方策に係る調査について説明があり、その後、意見交換を行った。

(2) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について、自由に意見交換、情報交換いただきたい旨説明があった。

(3) 第2回通常総会の日程等について

議長から、資料7に基づき、第2回通常総会の日程等について説明があり、これを確認した。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 臨時 理事会 議事録

- 1 日 時 平成27年11月18日(水) 15:40~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 里見 進(遅延出席)、山極壽一、永田恭介、大西 隆、高橋 姿(遅延参加)、山本健慈、木谷雅人(遅延出席)、山口佳三、和田建夫、澤田賢一、五神 真、蓼沼宏一、山口宏樹、山崎光悦、松尾清一、後藤ひとみ、古山正雄、西尾章治郎、越智光夫、岡 正朗、田中雄三、久保千春、片峰 茂、前田芳實
以上24名
- 4 出席監事 中井勝己、徳久剛史
- 5 その他の出席者 出口利定(会長補佐)、宮田亮平(会長補佐)、三島良直(会長補佐)、眞弓光文(会長補佐)、小笠原直毅(会長補佐)
- 6 議事の経過及び結果

- 里見会長が遅延出席のため、定款23条第3項及び定款第32条第5項の規定に基づき、山極副会長(会長代理)が議長として開会を宣言した。
- 理事21名の出席により定足数を満たしていることが確認された。また、議事進行中に、理事24名全員の出席が確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成27年10月21日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等の活動状況

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況をとりまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ 9月15日に文部科学省より、高大接続システム改革会議「中間まとめ」が公表さ

れ、これから年度末を目処に「最終報告」が作成・公表される予定である。

- このことを受けて、「中間まとめ」に対する国立大学協会の見解及び「最終報告」に向けた主体的な改革提言を文書として発出することとし、そのための作業を行うため「高大接続システム改革に関する検討WG」を設置し、同WGで検討した結果、この提言案の作成に資するため、各会員校に対して、高大接続システム改革会議「中間まとめ」にかかる意見照会を行った。
- 各会員校から寄せられたご意見も参考に、このたび「文部科学省高大接続システム改革会議『最終報告』へ向けて（案）」を作成したので、後ほどご審議いただきたい。

【2】教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第3回フォローアップ調査について、平成25年3月8日の教育・研究委員会において、「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」と題した取りまとめを行っているが、この取りまとめでは、教育の国際化推進のために、受入・派遣留学生数の割合や、外国人教員比率など、国立大学が2020年までに達成すべき数値目標を定めている。
- この数値目標の達成状況等を確認するため、平成25年度、平成26年度に引き続いて、第3回フォローアップ調査を実施することとしており、現在各大学に依頼中である。各大学におかれては、ご多忙のところ誠に恐縮だが、本件調査にご協力願いたい。
- 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の答申案に対する意見提出について、7月16日に教員養成部会で取りまとめられた「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（中間まとめ）」に対しては、10月19日（月）に意見を提出しているが、答申案のパブリックコメントが10月28日（水）～11月14日（土）にかけて行われたため、改めて、11月13日（金）に意見を提出した。
- なお、今回提出した意見は、答申案が基本的には中間まとめからの大きな変更はされていないことから、中間まとめに対して提出した意見を基に、答申案の文言に沿うように字句等を修正するなど若干の修正を加えたものとしている。

【3】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- UMAP日本国内委員会について、9月のUMAP国際理事会において、UMAP国際事務局が2016年1月より5年間、日本の東洋大学に置くことが承認されたところである。これを受けて、11月17日にUMAP日本国内委員会が開催され、今後の国際事務局の運営体制について協議が行われた。
- JACUIE（国公立大学団体国際交流担当委員長協議会）について、11月17日に開催された。その中では、来年6月28日～29日にドイツのベルリンで開催する学長シンポジウムや、来年5月12日に台湾の台南市で開催する学長フォーラムについて協議が行われ、これらの国際交流事業の実施に向けて国公立大学で連携して進めて行くことが確認された。

- 台湾の国際交流団体である^{フィレット}FICHETとは、日本・台湾間の交流拡大のため、協定締結に向けた協議を進めているところである。その協議の状況については、今後随時ご報告させていただきたい。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況を取りまとめた旨報告があった。

4. 会長代理からの報告

(1) 会長代理から、予算・税制関係について以下のとおり報告があった。

- 11月4日に自民党の文部科学部会が開催され、部会として、議連の決議の報告を受けるとともに、部会としての決議も行われた。また翌5日には、公明党の文部科学部会においても同様の決議が行われた（資料4、資料5-1、資料5-2）。

また、11月12日に民主党の税制改正要望のヒアリングがあり、大西副会長、高橋副会長に対応していただいた。続いて、翌13日には、里見会長と永田副会長、山本専務理事、木谷常務理事とで自民党の二階総務会長と面談を行い、現在の国立大学が置かれている厳しい状況、特に基盤的運営費の現状などについて話をさせていただいた。また、国公立大学共同での基盤的経費拡充に関する要望については、3者連名の関係大臣あての要望書を取りまとめたところであり、里見会長は、本日、財務大臣ほか関係大臣への申し入れを行っている（資料6）。

(2) 会長代理から、財政制度等審議会への対応について以下のとおり報告があった。

- 11月6日には国立大学法人評価委員会からも「国立大学法人等の第3期中期目標期間の開始に向けて」（資料7）という声明が出され、その中で財務省のいうシナリオは非現実的であるとの表現が盛り込まれている。また、同日、学術研究懇談会（RU11）からも、基盤的研究費、科学研究費補助金の充実などを求める声明が出されたところである（資料8）。

また、さらに、この関係での地方への働きかけについては、11月10日に山本専務理事、木谷常務理事が全国知事会事務局に出向き、各地方と地方国立大学との関係の重要性について意見交換し、また、11月16日には全国知事会の会長である京都府の山田知事と古山京都工芸繊維大学長、そして私が面談し、運営費交付金の拡充等について意見交換し、知事会からもさらに声を上げていただくよう要望したところである。この面談には山本専務理事も同席いただいている。

(3) 会長代理から、有識者懇談会について以下のとおり報告があった。

- 国大協からは国立大学の将来ビジョンに関するアクションプランについて説明を行うとともに、運営費交付金や科学研究費補助金等の基盤的経費の安定的な確保が我が国の持続的な発展に極めて重要であるとの観点から、出席いただいた有識者の方々の

ご理解とご支援をお願いしたところである。

山田知事におかれても、財務省のシナリオは非現実的であると発言された。また、知事会としても、国立大学運営費交付金削減についても声明に盛り込み、政府との懇談会においても発言予定であるとされた。

II 協議事項

1. 諸規則の一部改正等について

議長から、資料9、資料10-1及び資料10-2に基づき、本年10月からのマイナナンバー制度の導入を受け、一般社団法人国立大学協会就業規則等の一部改正を行うこととしたい旨説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

2. 高大接続システム改革会議「最終報告」に向けての提言について

議長から、高大接続システム改革会議「最終報告」に向けての提言について準備を進めている旨説明があった。その後、片峰入試委員長から、資料11に基づき、内容について説明があり意見交換がなされた。

3. その他

(1) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について、自由に意見交換、情報交換いただきたい旨説明があった。

○ 議長が閉会を宣した。

一般社団法人国立大学協会
平成27年度 第5回 理事会 議事録

- 1 日 時 平成28年2月12日(金) 15:10~17:00
- 2 場 所 東京都千代田区神田錦町3-28 学士会館 3階 320会議室
- 3 出席理事 里見 進、山極壽一、永田恭介、大西 隆、高橋 姿、山本健慈、木谷雅人、山口佳三、和田健夫、五神 真、蓼沼宏一、山口宏樹、山崎光悦、松尾清一、古山正雄、西尾章治郎、越智光夫、岡 正朗、田中雄三、久保千春、片峰 茂、前田芳實
以上22名
- 4 出席監事 中井勝己、徳久剛史
- 5 その他の出席者 宮田亮平(会長補佐)、三島良直(会長補佐)、小笠原直毅(会長補佐)

6 議事の経過及び結果

- 定款第32条第5項の規定に基づき、里見会長が議長として開会を宣言した。
- 理事22名の出席により定足数を満たしていることが確認された。
- 定款第35条の規定に基づき、議事録署名は、出席した会長、副会長及び監事全員が行うことを確認した。

I 報告事項

1. 前回理事会以降の事業報告

議長から、資料1のとおり、前回理事会(平成27年11月18日)以降の事業報告を取りまとめた旨報告があった。

2. 各委員会等の活動状況

議長から、資料2のとおり、前回理事会以降の各委員会等の活動状況を取りまとめた旨報告があった。続いて、各委員会委員長から報告があった。

【1】入試委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- ・ (1) 国立大学の入学者選抜に関する検討WGで意見をとりまとめ、入試委員会で検討の上、1月29日の高大接続システム改革会議へ、主に「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」について意見を提出した。

- ワーキンググループでの審議状況については、座長である山口北海道大学長から報告いただく。
- (2) 片峰委員長から報告があったとおり、ワーキンググループにおいて1月29日の高大接続システム改革会議への提出意見をとりまとめた。
- また、2月8日に第2回ワーキンググループを開催し、高大接続システム改革会議の審議状況等について文部科学省から説明を受け、意見交換を行った。
- 今後、高大接続システム改革会議ごとに意見提出することは差し控えることとした。

【2】教育・研究委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 国際交流委員会と合同で「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第3回フォローアップ調査について、報告書を取りまとめた。本調査は、教育の国際化推進のために、受入・派遣留学生数の割合や、外国人教員比率など、国立大学が2020年(平成32年)までに達成すべき数値目標を定め、その達成状況等を確認するために2013年(平成25年)から毎年行っているものである。本調査結果は、追って、各大学に情報提供を行う予定である。
- (2) 日本学生支援機構が実施する奨学金事業について、博士課程進学段階において返還免除候補者として内定できる制度の改善・充実のため、年限内に論文を書けない者への配慮を求める要望を、日本学生支援機構に対して提出した。
- (3) 国立大学における男女共同参画推進について、来年度から適用する新たなアクションプランについて取りまとめた。現行のアクションプランでは2015年までに女性教員比率を17%以上とする一律の目標値を掲げているが、新たなアクションプランでは、大学毎の現状の女性教員比率を踏まえて、現在30%以上の大学は40%以上、20%以上の大学は30%以上、10%以上の大学は20%以上、10%未満の大学は10%以上というように、2020年までに、大学の現状を踏まえて、より高い比率の達成を目指すよう目標値を設定している。また、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」という政府目標等を踏まえて、学長・理事・副学長、大学の意思決定機関等に占める女性割合や、教授、准教授、課長相当職以上に占める女性割合についても目標値を設定している。アクションプランは、追って、国立大学協会のHPに掲載するとともに、各大学へ周知する予定である。
- (4) 男女共同参画推進について今年度も調査を実施し、男女共同参画小委員会において「国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第12回追跡調査報告書」として取りまとめた。今回の調査結果では、大学における女性教員比率は昨年度から0.7ポイント増加し、15.4%であった。目標である女性教員比率17%を超えた大学は昨年度から13大学増え42大学、女性教員比率が1%以上増加した大学は29大学、女性教員数が15名以上増加した大学は12大学であった。報告書と概要版は、追って、国立大学協会のHPに掲載するとともに、2月下旬を目途に、各大学及び関係機関に送付する予定である。

【3】国際交流委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- （１）国際協力小委員会の設置について、国際交流委員会での、国立大学等の国際協力支援体制の在り方に関する検討状況については、10月21日開催の理事会や11月2日開催の総会にて報告してきた。それらを踏まえ、1月29日の国際交流委員会にて、本委員会の下に「国際協力小委員会」を設置し、国大協内での支援体制を整備することとなった。支援体制整備の狙いは、国立大学総体としての能力を活かすことで、これまで以上に、相手国からの要請に沿った質の高い支援を目指すとともに、特定の大学に過度な負担が集中しないよう、国立大学全体としての支援体制を構築し、関係業務の円滑な実施を目指すものである。平成28年度からの実施を予定している。その詳細については、今後、国際協力小委員会で協議していく予定である。
- （２）海外の大学団体との交流状況について、本年5月から7月にかけて、台湾、ドイツ、フランスの大学団体との交流事業を予定している。5月開催の台湾での学長フォーラムについては、現在、国大協事務局から各大学に、参加募集を行っているので、積極的にご参加いただきたい。ドイツ、フランスとのシンポジウムについては、準備が整い次第、各大学に参加大学を募る予定である。

【4】経営委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- （１）1月26日に開催された経営委員会において、「運営費交付金配分額に関する調査」を実施することについて了承され、1月27日から2月5日にかけて、会員大学に対して調査を依頼した。本調査の趣旨としては、平成28年度から一般運営費交付金と特別運営費交付金の区分が見直され、基幹運営費交付金が新たに設定されたことや、平成27年度の補助金が基幹運営費交付金に組み替えられているケースなどが考えられるため、平成28年度の配分状況について調査し、情報の共有を図るとともに、平成29年度予算の要望活動等に活用することを目的としたものである。現在のところ、9割近くの大学から回答をいただいております。事務局において、調査結果の取りまとめ及び分析を行っている状況である。本調査にご協力いただき、深くお礼申し上げます。なお、病院経営小委員会については、松尾委員長より、人事労務小委員会については、松永委員長の代理として、木谷常務理事からご報告をお願いします。
- （２）病院経営小委員会は2月4日に開催され、「大学病院を取り巻く状況」について、文部科学省から説明を受けて、意見交換を行った。また、「国立大学附属病院の現状と課題」について、国立大学附属病院長会議常置委員長である山本専門委員から説明を受け、意見交換を行った。その結果、国立大学附属病院のガバナンスの在り方や経営体制の強化等について、国立大学附属病院長会議との連携を強化していく方向で検討を行うこととなった。
- （３）人事労務小委員会は2月8日に開催され、「国立大学法人が抱える労働問題」について文部科学省から説明を受け、意見交換を行った。また、「専門業務型裁量労働制適用者の勤務管理等に関する調査結果」について、文部科学省も交えて意見交換

を行った。裁量労働制適用者の勤務管理については、昨年2月に厚生労働省労働政策審議会より公表された「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」において、労働者の健康確保を図るため、「すべての労働者を対象として、労働時間の把握について、客観的な方法その他適切な方法によらなければならない旨を省令で規定することが適当である」と答申されたことにより、多くの大学で行われている出勤簿による管理では客観性に課題があるため、今後、より適正な労働時間の把握・管理を要求されることが想定されている。先般、文部科学省が厚生労働省担当者に聴取したところによると、「客観的な方法その他適切な方法」というのは、原則として、タイムカードやICカード等の客観的な記録を基礎として把握するものであり、やむを得ない事情がある場合については自己申告制を認めるが、最低限学内での業務については、始業時刻及び終業時刻を客観的な方法により把握すべきであるというものであった。委員からは、裁量労働制適用者の労働時間を把握することは、業務の性質上困難であり、また、客観的な労働時間の把握は裁量労働制の趣旨に反し、自由な研究活動を阻害する恐れがあるため、自己申告により労働時間を把握することが適当であるとの意見が多く出された。今後、厚生労働省の動向や法整備の状況等を注視しながら、国大協としても文部科学省と連携の上、対応等について検討していくこととなった。

【5】 広報委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- （1）12月11日及び2月1日開催の広報委員会・広報画小委員会合同会議において、第40号、第41号及び第42号の企画について決定した。
- （2）平成28年度の事業計画等について、2月1日開催の広報委員会・広報画小委員会合同会議において、平成28年度の事業計画を決定した。平成28年度新たに情報発信として、①論説委員等との懇談会の開催、②各学長と外部有識者等との対談、③国立大学学長経験者への広報活動、④各大学の第3期中期目標期間における目玉事業を掲載した「小冊子」の発行、⑤国立大学への寄附促進に関するポスターやチラシの作成を予定している。その他、各国立大学の広報活動推進のため、全国の国立大学の広報担当者を集めた勉強会も開催する予定であるので、種々ご協力をお願いする。

【6】 事業実施委員会委員長から、以下のとおり報告があった。

- 平成28年度研修等事業について、例年通りトップセミナーは8月に横浜で開催することとなった。また、昨年から開催している新任学長セミナーは、総会翌日の6月9日に開催する。大学マネジメントセミナーは9月と11月の2回、「教育研究組織の改革」と「国立大学のIR戦略」をテーマに開催予定である。大学改革シンポジウムは10月に「日本の教育改革と国立大学の役割」をテーマに開催予定である。なお、例年6月に行っていた理事研修会については、名称を担当理事連絡会議に変更し、分野別に年2回開催することとなった。6月3日に「国立大学の財政基盤の強化方策について」をテーマに財務担当理事を対象に、10月3日には「大学間連携による国際交流・国際協力の推進方策について」をテーマに国際担当理事を対象に開催する予定

である。内容については現在検討中であるが、詳細が決定次第、各会員へ通知させていただく。

【7】調査企画会議座長から、以下のとおり報告があった。

- (1) 今後の政策研究所の体制について、平成27年5月22日開催の調査企画会議にて、政策研究所の機能強化を目的として、常勤研究員の雇用を検討することとなった。については、常勤研究員の雇用が可能となるよう、政策研究所設置要項の改正について後程ご審議いただく。
- (2) 平成27年度の政策研究所委嘱事項について、今年度は「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」を政策研究所に委嘱しており、研究代表者の方から進捗状況を報告いただいた。年度内に報告書を取りまとめていただき、報告書が完成しだい、各大学へ発送する予定である。
- (3) 平成28年度事業計画について、来年度も今年度同様、国立大学の「役割」や「存在意義」等を示すデータを収集するため、調査研究を企画する予定であり、平成28年度事業計画を策定した。具体的な研究課題の設定については、来年度第1回目の会議において改めて検討する。

【8】国立大学協会の会長選考等の在り方に関するWG座長から、以下のとおり報告があった。

- 11月18日開催臨時理事会から現在までの検討状況を報告する。
- 昨年6月の会長改選時において、支部からの会長選出に関する議論の報告を受け、会長の専任制や学長任期と会長任期のずれに伴う会長改選の問題及び役員・委員会等の体制の改善策を検討するため、昨年7月22日の理事会において本WGが設置され、同年12月15日に第1回目、本日午前中に第2回目の検討会議を開催したところである。
- 本WGでは、会長の在り方等と体制の改善策という、大きく2つのポイントについて検討している。
- まず、会長の在り方等の主な論点としては、
 - ①会長の在り方として、会長職の業務が拡大し、即時的対応が迫られることを踏まえ、副会長等の執行部体制や事務局体制等を含めて会長の専任制について議論するとともに、
 - ②学長任期と会長任期のずれに伴う改選の問題として、現会長が学長退任後も会長に留まることを提案する方向で検討するとともに、任期途中の会長改選に当たって、支部における会長選出に関する議論や総会における意向投票の在り方など、改選時の手続きについて議論している。
- 次に、体制の改善策の主な論点としては、
 - ①各方面への働きかけを強化するため、会長・副会長等の経験者を委嘱して、会長特別補佐（特別顧問）を設置してはどうか、
 - ②国大協執行部の体制を強化するため、支部の役割を含めて、支部代表理事の役割、

在り方はどうか、

- ③各委員会の構成のほか、委員構成について各支部からの委員が空席の委員会もあるため、支部の意見を尊重する方向で議論している。
- また、「各委員会の専門委員の在り方」についてであるが、現在、委員会規程第5条第4項では“各委員会が所掌する分野に関し専門的知識・経験を有する国立大学法人の常勤の教職員を専門委員として加える”となっている。しかし、各委員会において幅広い視点から議論をするため、「国立大学法人の常勤の教職員」以外でも専門委員に加えるべきであるとの結論に至った。
- このことについて、後ほどご審議をいただきたいと考えているが、併せて必要となる規程の改正案については、後ほど審議事項の中で事務局より説明する。
- その他全般については引き続き議論を行い、WGとしての成案をまとめ、理事会、総会に報告・承認を得たいと考えている。

3. 各支部の活動状況

議長から、資料3のとおり、各支部の活動状況をとりまとめた旨報告があった。

4. 会長からの報告

(1) 会長から、資料4に基づき、国立大学附属病院の現状と課題について以下のとおり報告があった。

- 1月28日に、国立大学附属病院長会議の常置委員長である、千葉大学の山本病院長から国立大学附属病院の現状と課題について懇談したいということで、私と高橋副会長とでお話を伺った。
- 社会保障費の抑制を目指した診療報酬の実質2回連続のマイナス改定、平成26年度決算で54億円にのぼる消費税の補てん不足とそれに伴う危機的な経営状況、あるいは医療安全に関する重大な事案に端を発した病院のガバナンスの問題などの現状のお話があり、課題として、
 - ① 医療安全管理責任者の配置、医療安全管理部門の体制強化、医療事故を防ぐ体制確保など、医療安全管理体制の再構築、
 - ② 病院長の権限と責任の明確化、附属病院の特殊性を踏まえた病院長の選考の在り方など、大学病院のガバナンスの確保、
 - ③ 病院長が責任を持って経営を行うための権限強化と組織見直し、財政制度の在り方と公的支援の確保など、経営体制の強化、
 - ④ 初期研修医の確保などの人材育成や臨床研究の各面に関する課題についての説明があった。
- 附属病院の経営あるいは安全確保など附属病院を取り巻く状況は財政状況を含め、ますます厳しいものとなっており、これらの課題の解決に向け、これまで以上に国大協との連携を強化するとともに、予算確保や制度改善に向けた国会議員や関係省庁への要請活動、また経営安定化に向けた法人本部での対応について共同で検討させてい

ただきたいとの申し入れをいただいた。

- 国大協としても共同して対応できる部分については、今後とも協力・連携していきたいと申し上げたところである。

(2) 会長から、「アクションプラン」のフォローアップ等について以下のとおり報告があった。

- 後ほど規程等の改廃等において、検討が終了したということで「将来ビジョンに関するWG」の廃止をご審議いただくが、そのWGにおいて取りまとめいただいた「アクションプラン」については、国大協としても重要な提言となっており、今後、フォローアップが必要であると考えている。
- ついては、ランドデザインの整備やアクションプランの具体化を含めて、アクションプランのフォローアップのために、新たにWGを立ち上げてはどうかと考えており、本日の「国立大学法人を巡る状況について」の意見交換の中で、先生方のご意見を伺いたいのので、よろしくお願ひしたい。

II 協議事項

1. 支部推薦理事について

(1) 理事の交代について

議長から、資料5-1に基づき、学長任期の満了に伴い、田中雄三鳴門教育大学長が、平成28年3月31日をもって理事を退任する旨説明があった。

本協会役員選任手続等に関する規程第2条第3項に基づき、山下一夫鳴門教育大学長就任予定者を、平成28年4月1日の学長就任を条件として、同日付けで本協会理事に選定することとしたい旨説明があり、審議の結果、これを承認し、3月16日開催の総会に諮ることとした。

なお、任期については、本協会定款第25条第2項の定めにより、平成29年6月に開催される通常総会の終結時までとなる旨説明があった。

(2) 理事の役割分担について

議長から、資料5-2に基づき、平成28年3月31日に理事が交代することに伴う理事の役割分担について説明があり、これを確認した。

2. 諸規程等の制定・廃止及び一部改正について

木谷常務理事から、資料6に基づき、諸規程等の制定・廃止及び一部改正について説明があり、審議の結果、これを承認した。

なお、「国立大学協会委員会規程」については、「一般社団法人国立大学協会規程等の種類及び制定に関する規則」に基づき、3月16日開催の総会に諮ることとした。

3. 平成28年度事業計画及び収支予算について

木谷常務理事から、資料7-1及び資料7-2に基づき、平成28年度事業計画及び収支予算について説明があり、審議の結果、これを承認し、3月16日開催の総会に諮ること

とした。

4. その他

(1) 第3回通常総会の日程等について

議長から、資料8に基づき、第3回通常総会の日程等について説明があり、これを確認した。

(2) 平成28年度総会及び理事会の日程について

議長から、資料9に基づき、平成28年度総会及び理事会の日程について説明があり、これを確認し、3月16日開催の総会に諮ることとした。

(3) 国立大学法人を巡る状況について

議長から、国立大学法人を巡る状況について自由に意見交換を行いたい旨の提案があり、意見交換を行った。

また、木谷常務理事から、資料10に基づき、産業競争力会議「成長戦略の進化のための今後の検討方針(案)」について説明があった。

○ 議長が閉会を宣した。

平成27年度第1回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年4月30日(木) 13:00~15:00
- 2 場 所 学士会館 2階 202号室
- 3 出席者 片峰委員長、五神副委員長、岡副委員長
高橋、見上、三島、三村、大越、伊東、中村、位藤、瀧、寺尾、菅沼 各委員
山内、川嶋、香川、星野 各専門委員
垂水 学識経験者
(文部科学省) 義本審議官、新田主任大学改革官、葛城英語教育PM
(大学入試センター) 片山理事、大塚試験・研究統括官

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員15名に対して、14名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

また、委員会規程第5条第3項の規定に基づき、委員長の指名により、五神委員を順位1位の副委員長とし、岡委員を順位2位の副委員長とすることを確認した。

〔報告事項〕

(1) 平成27年度における入試委員会の活動について

資料2に基づき、本委員会における今年度の検討事項について確認した。

(2) 外部機関実施の協議会等への委員等推薦にかかる申合せについて

委員長から、文部科学省の「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」協力者、大学入試センターの「全国大学入学者選抜研究連絡協議会」企画委員会委員について、資料3のとおりそれぞれ推薦を行った旨報告があった。

〔議 事〕

(1) 国立大学の入学者選抜についての平成29年度(2017)年度実施要領(案)等について

事務局から、資料4に基づき、国立大学の入学者選抜についての平成29(2017)年度実施要領(案)等について説明があり審議の結果、原案どおり了承された。また、本件については、5月14日開催の理事会及び6月15日開催の総会の議を経て、各大学へ通知する予定である旨説明があった。

(2) 外部機関実施の協議会等への委員等推薦にかかる申合せについて

事務局から、資料5に基づき、外部機関実施の協議会等への委員等推薦にかかる申合せについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承され、4月30日付で入試委員会決定とした。

〔その他〕

(1) 文部科学省説明

① 高大接続システム改革会議の審議状況等について

文部科学省義本審議官から、資料6に基づき高大接続システム改革会議の審議状況等について説明があった後、意見交換を行った。

② 「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験に関する連絡協議会」における取組について

文部科学省葛城英語教育プロジェクトマネージャーから、資料7に基づき「英語力評価及び入学者選抜における英語の資格・検定試験に関する連絡協議会」における取組について説明があった後、意見交換を行った。

(2) その他

文部科学省との意見交換の内容を踏まえ、高大接続改革への今後の国立大学協会の対応について意見交換を行い、意見交換の内容を整理したうえで、必要があれば対応策について提案することとした。

以上

平成27年度第2回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年8月3日(月) 10:30~12:30
- 2 場 所 学術総合センター特別会議室101~103号室
- 3 出席者 片峰委員長、山口副委員長、岡副委員長
高橋、中井、三島、三村、大越、位藤、瀧、大橋、寺尾 各委員
山内、川嶋、香川、星野、黒橋 各専門委員
(文部科学省) 義本審議官、橋田大学入試室長
(大学入試センター) 片山理事、大津試験・研究副統括官

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員14名に対して、12名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

〔報告事項〕

- (1) 平成27年度における入試委員会の活動について
資料2に基づき、本委員会における今年度の検討事項について確認した。
- (2) 外部機関実施の協議会等への委員等推薦にかかる申合せについて
委員長から、現在資料3のとおり各協議会等へ推薦を行っていること、今後も参考資料3申し合わせにより推薦を行うことについて報告があった。

〔議 事〕

- (1) 文部科学省高大接続システム改革会議中間まとめ案について
文部科学省の義本審議官から資料4に基づき、文部科学省高大接続システム改革会議中間まとめ案について説明があり、意見交換を行った。
- (2) 文部科学省高大接続システム改革会議中間まとめ案に対する国立大学協会の対応について
議事1での意見交換の内容も踏まえ、文部科学省高大接続システム改革会議中間まとめ案に対する国立大学協会の対応について審議した結果、文部科学省高大接続システム改革会議の中間まとめに対する国立大学協会としての見解及び最終まとめに向けた主体的な改革提言を文書として発出することとし、そのための作業委員会またはWGを立ち上げることにした。

以上

平成27年度第3回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年12月11日(金) 16:00~18:00
- 2 場 所 学術総合センター2階 中会議場3・4
- 3 出席者 片峰委員長、山口副委員長、岡副委員長
高橋、中井、大越、伊東、位藤、瀧、大橋、寺尾 各委員
川嶋、香川、星野 各専門委員
(文部科学省) 義本審議官、新田主任大学改革官、橋田大学入試室長
(大学入試センター) 大塚試験・研究統括官、小嶋総務企画部長、
杵山総務課主幹、内田課長補佐

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員14名に対して、11名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

〔報告事項〕

(1) 外部機関実施の協議会等への委員等の推薦について

委員長から、現在資料1のとおり各協議会等へ推薦を行っていること、今後も参考資料2申し合わせにより推薦を行うことについて報告があった。

(2) 関係団体からの要望書等について

委員長から、資料2に基づき、大学入学者選抜試験に関わる各団体からの要望書等について報告があった。

〔議 事〕

(1) 文部科学省との意見交換

文部科学省から、資料3に基づき、高大接続改革の今後の方向性について説明があり、その後、意見交換を行った。

(2) 高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて

事務局から、資料4に基づき、高大接続システム改革会議「最終報告」に向けた国立大学協会提言(案)について説明があり、審議の結果、委員長一任で一部修正の上、承認することとし、12月22日の文部科学省高大接続システム改革会議に提出することとした。

(3) 入試委員会に置くワーキング・グループの廃止及び設置について

事務局から、資料5に基づき、入試委員会に置くワーキング・グループの廃止及び設置について説明があり、審議の結果、平成27年12月11日付けで下記のとおり原案どおり了承された。なお、新たに設置されたワーキング・グループの委員については、改めて入試委員会委員・専門委員に照会の上、委員長一任で決定することとした。

【設置】

- ・ 国立大学の入学者選抜に関する検討WG

【廃止】

- ・ 入試委員会作業委員会
- ・ 大学入学者選抜の在り方に関するWG
- ・ 高大接続システム改革に関する検討WG

以上

平成27年度第4回入試委員会 議事概要

- 1 日 時 平成28年3月10日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 如水会館3階 富士の間
- 3 出席者 片峰委員長、山口副委員長、岡副委員長
高橋、中井、三村、大越、伊東、瀧 各委員、 川嶋、星野 各専門委員
里見会長、五神学長(高大接続システム改革会議委員)
(国立大学の入学者選抜に関する検討WG) 坪井、新井、東島、木村 各委員
(文部科学省) 義本審議官、新田主任大学改革官、橋田大学入試室長

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員14名に対して、9名が出席したことにより、定足数を満たしたことを確認した。

〔議 事〕

(1) 文部科学省との意見交換

文部科学省から、資料1に基づき、高大接続システム改革会議「最終報告(案)」について説明があり、その後、意見交換を行った。なお、今後の高大接続システム改革会議への対応は委員長一任で行うこととした。

以上

平成27年度第1回教育・研究委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年11月9日(月) 10:00~12:00
- 2 場 所 学術総合センター1階 特別会議室 101・102・103
- 3 出席者 五神委員長、西尾副委員長、山口副委員長、後藤副委員長
蛇穴、小山、室伏、徳久、駒田、佐和、長尾、松永、原田 各委員
(文部科学省) 高等教育局 国立大学法人支援課 石橋課長補佐
研究振興局 学術研究助成課 鈴木課長
高等教育局 学生・留学生課 小代課長補佐
(日本学生支援機構) 甲野理事

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員16名に対して13名の出席により定足数を満たしていることが確認された。また、新体制による初の開催(会合)となることから、各委員より自己紹介があった。

(1) 平成27年度の委員会体制等について

委員長から、委員長が欠けた場合の副委員長の交代順位及び各副委員長の小委員会担当について説明があった。また、資料1-1、1-2に基づき、本委員会の平成27年度の活動計画及び関連委員会等への委員等の推薦状況が確認された。

(2) 文部科学省及び日本学生支援機構との意見交換

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課の石橋課長補佐から、資料2-1及び机上配付資料に基づき、国立大学経営力戦略と特定研究大学についての説明、続いて、文部科学省研究振興局学術研究助成課の鈴木課長から、資料2-2及び机上配付資料に基づき、科研費改革の動向等についての説明、最後に、日本学生支援機構の甲野理事から、資料2-3に基づき奨学金事業における最近の取組についての説明があり、その後、意見交換を行った。

(3) 教育の国際化の更なる推進(第3回フォローアップ調査)について

事務局から、資料3-1、3-2に基づき、平成25年3月に教育・研究委員会で取りまとめられた教育の国際化の更なる推進について、昨年度までの達成状況及び第3回フォローアップ調査の実施案等について説明があり、その後、意見交換が行われた。

その結果、達成状況を確認するための第3回フォローアップ調査を国際交流委員会と協働して実施することが決定した。

なお、本調査においては大学卒業後の留学者数を対象としていないが、卒業後の留学者数の増加も大事なため、今後の改善点として検討することとし、国際交流委員会にも伝達することとなった。

(4) 障害者差別解消法の実施に係る対応について

事務局から、資料4-1、4-2に基づき、平成28年4月1日に施行される障害者差別解消法で国立大学法人に策定が義務付けられている「国等職員対応要領」に関して、国大協でその雛形(教職員対応要領雛形)を作成し、10月30日に各国立大学へ提供及びその審議経過について報告があった。

また、雛形作成を進めてきたワーキンググループの座長である山口副委員長から、検討の経過等に関して補足説明があった。

(5) ICT 活用教育における著作権問題について

事務局から、資料5に基づき、ICT 活用教育における著作権問題の検討状況について、文化庁での検討状況や、著作権の運用面の課題について教育機関と権利者団体間における協議の場が検討されているため、国大協に対しても協力要請があったことについて説明があり、その後、意見交換を行った。

(6) 「国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン－」の推進状況と次期アクションプランの策定について

事務局から、資料6-1から6-5に基づき、現在国大協で検討を進めている、次期「国立大学における男女共同参画推進について（アクションプラン）」の作成及び達成目標等に対する大学の取組状況と追跡調査について説明があった。

(7) 大学等卒業・修了予定者の就職・採用活動について

文部科学省高等教育局学生・留学生課の小代課長補佐から、資料7に基づき、就職・採用活動時期に関する近況の動向について情報提供があり、その後、意見交換が行われた。

(8) その他

①財政制度等審議会財政制度分科会で示された方針に関して

山本専務理事より、10月26日開催の財政制度等審議会財政制度分科会で示された、「教職員の数（義務教育費国庫負担金）」及び「国立大学法人運営費交付金」に係る方針について、国立大学協会での対応状況など動向について報告があった。

②第5期科学技術基本計画の策定について

木谷常務理事より、現在 CSTI（内閣府・総合科学技術・イノベーション会議）で検討が進められている「第5期科学技術基本計画」に関して、答申素案の取りまとめスケジュール等現在の動向について報告があった。

③中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「答申案」について

後藤副委員長より、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会の「答申案」がパブリックコメントに付されており、以前本委員会において「中間まとめ」に対して意見を提出しているため、改めて意見を提出してはどうかとの意見があった。

事務局において答申案の内容を確認し、対応を検討することとなった。

以上

平成27年度第2回教育・研究委員会 議事概要

- 1 日 時 平成28年1月18日(月) 14:00~16:00
- 2 場 所 学術総合センター1階 特別会議室 101・102・103
- 3 出席者 五神委員長、山口副委員長、後藤副委員長
小山、室伏、徳久、小笠原、松永 各委員
(文部科学省) 研究振興局 参事官(情報担当) 付学術基盤整備室 渡邊室長
研究振興局 学術研究助成課 鈴木課長
高等教育局 大学振興課 塩見課長
(国立情報学研究所) 高倉教授

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員16名に対して8名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

(1) 文部科学省等との意見交換について

文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付学術基盤整備室の渡邊室長及び国立情報学研究所の高倉教授から、資料1-1に基づき、大学間連携に基づく情報セキュリティの基盤構築についての説明があり、意見交換を行った。

続いて、文部科学省研究振興局学術研究助成課の鈴木課長から、資料1-2及び机上配付資料に基づき、科学研究費助成事業(科研費)の平成28年度予算案等についての説明及び文部科学省高等教育局大学振興課の塩見課長から、資料1-3に基づき、3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン等についての説明があり、その後、意見交換を行った。

(2) 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する第12回追跡調査の報告 及び「国立大学における男女共同参画推進について—アクションプラン(2016年度~2020年度)—」の策定について

事務局から、資料2-1から2-4に基づき、男女共同参画小委員会より提出のあった「国立大学における男女共同参画の推進状況に関する追跡調査(第12回)」についての報告及び平成28年度から適用する新たなアクションプラン(案)の説明があり、資料2-4のアクションプランは原案のとおり承認された。

なお、追跡調査報告書は2月12日(金)開催の理事会及び3月16日(水)開催の総会へ報告し、併せて関係機関へ送付することが確認された。またアクションプランについては2月12日(金)開催の理事会での報告の後に公表する予定であり、その後、3月16日(水)開催の総会でも報告することが確認された。

(3) 国立大学における教育の国際化の更なる推進（第3回フォローアップ調査）について

事務局から、資料3に基づき、「国立大学における教育の国際化の更なる推進」第3回フォローアップ調査結果の報告があった。

なお、調査結果は1月29日（金）開催の国際交流委員会、2月12日（金）開催の理事会及び3月16日（水）開催の総会へ報告し、また、追って各大学へ情報提供することを確認した。

(4) 日本学生支援機構への要望について

委員長から、資料4に基づき、平成27年11月9日開催の第1回教育・研究委員会において日本学生支援機構から説明のあった、特に優れた学生に対する奨学金の返還免除制度の改善・充実に関して、更なる改善・充実に向けた要望（案）について説明があり、原案のとおり承認された。

なお、追って事務局から日本学生支援機構に対して要望書を提出することが確認された。

(5) 平成28年度の教育・研究委員会の事業計画及び活動計画

委員長から、資料5に基づき、平成28年度の事業計画及び活動計画（案）について説明があり、原案のとおり承認された。

なお、事業計画については、2月12日（金）開催の理事会に附議されることが確認された。

以上

平成27年度第1回大学評価委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年11月19日(木) 14:00~16:00
- 2 場 所 学術総合センター 201・202・203
- 3 出席者 山極委員長、蓼沼副委員長
見上、竹内、福田、東、岡田、脇口の各委員
小川、三橋、辻、廣瀬、杉戸、恵比須、福田、細井の各専門委員
(文部科学省) 春山国立大学法人支援課国立大学戦略室長
(大学評価・学位授与機構) 岡本理事、武市大学ポートレートセンター長、
井田研究開発部教授

4 議事の経過及び結果

(1) 平成27年度の委員会体制等について

山極委員長より資料1-1及び1-2に基づき、平成27年度の委員会体制等について説明があった。

(2) 第2期中期目標期間の教育研究評価について(大学評価・学位授与機構との意見交換)

大学評価・学位授与機構 岡本理事より資料2に基づき、第2期中期目標期間の教育研究の状況の評価概要について説明があり、意見交換を行った。

(3) 大学ポートレートをめぐる最新の動向について(大学評価・学位授与機構との意見交換)

大学評価・学位授与機構 武市大学ポートレートセンター長及び井田研究開発部教授より資料3-1及び3-2に基づき、大学ポートレートと大学情報の活用について説明があり、意見交換を行った。

(4) 国立大学法人制度に関する規制緩和方策に係る調査における大学からの意見・要望(評価関係)について

山極委員長より資料4-1及び4-2に基づき、国立大学法人制度に関する規制緩和方策に係る調査における大学からの意見・要望(評価関係)について説明があり、意見交換を行った。

本日、委員から出された評価関係に係る意見については取りまとめの上、文部科学省等にも提供することとなった。また、評価関係については、本委員会として引き続き検討を行うこととし、評価に関する諸外国の状況等について事務局で情報収集を行い、委員へ情報提供することとなった。

(5) 第3期中期目標・中期計画の策定について（文部科学省との意見交換）

文部科学省 春山国立大学法人支援課国立大学戦略室長より資料5-1から5-4に基づき、第3期中期目標・中期計画の策定について説明があり、意見交換を行った。

意見交換の結果、第3期中期目標・中期計画の策定については今後も本委員会として必要に応じて対応することとされた。

以上

平成27年度第2回大学評価委員会 議事概要

- 1 日 時 平成28年2月24日(水) 13:00~14:30
- 2 場 所 KKRホテル東京 11階 白鳥の間
- 3 出席者 山極委員長、蓼沼副委員長、越智副委員長
奥田、竹内、東、岡田、遠藤の各委員
小川、辻、杉戸、恵比須、福田、細井の各専門委員
(文部科学省) 伊藤 高等教育企画課高等教育政策室長
春山 国立大学法人支援課国立大学戦略室長
(大学評価・学位授与機構) 武市 大学ポートレートセンター長
井田 研究開発部教授

4 議事の経過及び結果

議事に先立ち、委員14名に対して8名の出席により定足数を満たしていることが確認された。

(1) 評価に関する諸外国の状況等について

事務局より、資料1に基づき、評価に関する諸外国の状況等について報告があり、意見交換を行った。今後は、事務局で委員の求める情報を加えたうえで、日本と外国を横並びに比較ができるように整理し、情報提供することとなった。

(2) 文部科学省との意見交換

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室の伊藤室長より、資料2-1に基づき、認証評価制度の改善についての説明及び文部科学省高等教育局国立大学法人支援課国立大学戦略室の春山室長より、資料2-2に基づき、第3期中期目標・中期計画について説明があった。

続いて、事務局より、資料2-3に基づき、国立大学協会大学評価委員会(平成27年度第1回)における意見について説明があり、意見に対して春山室長より回答があった。その後、意見交換を行った。

(3) 大学ポートレートのデータの取扱いについて(大学評価・学位授与機構との意見交換)

大学評価・学位授与機構大学ポートレートセンターの武市センター長より、資料3に基づき、大学ポートレートのデータの取扱いについて説明があり、意見交換を行った。

(4) 平成28年度事業計画について

山極委員長より、資料4に基づき、平成28年度の実業計画について報告があった。

以上

平成 27 年度第 1 回国際交流委員会懇談会 議事概要

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 20 日（火） 10:00～11:50
- 2 場 所 学術総合センター2階 201会議室（千代田区一ツ橋2-1-2）
- 3 出席者 永田委員長、高橋副委員長、古山副委員長
空閑、長谷部、服部 各委員
プラート、羽田、宮崎、丸山、Benton、堀田、櫻井 各専門委員
（文部科学省）豊岡 大臣官房国際課長、
松本 高等教育企画課国際企画室長、
梶井 学生・留学生課企画官

- 議事に先立ち、永田委員長から、委員の出席が過半数に満たないことから、「懇談会」として開催する旨の説明があった。

4 議事の経過及び結果

- 永田委員長から挨拶があり、その後、委員の交代後初めての委員会の開催となったため、自己紹介を行った。

（1）平成 27 年度の委員会体制等について

永田委員長から、本協会の委員会規程により、委員長が欠けた場合に備え、次に委員長となる副委員長の順番を決めておく必要があり、高橋副委員長を第 1 順位、古山副委員長を第 2 順位とした旨の報告があった。

次に、資料 1-1 により、平成 27 年度の活動計画について説明があった。

続いて、資料 1-2 により、関連委員会等への委員等の推薦について説明があった。

（2）文部科学省との意見交換

① 日本型教育の海外展開について

豊岡課長から、資料 2-1 により、日本型教育の海外展開について説明があり、その後、意見交換を行った。

② 平成 28 年度概算要求について

松本室長から、資料 2-2 により、平成 28 年度概算要求（高等教育企画課国際企画室の所掌事項）について説明があり、その後、意見交換を行った。

③ 留学生交流政策に関する平成 28 年度概算要求について

梶井企画官から、資料 2-3 により、留学生交流政策に関する平成 28 年度概算要求について説明があり、その後、意見交換を行った。

(3) UMAP 国際理事会について

木谷常務理事から、資料3により、4月22日にマレーシアで開催された第1回国際理事会及び9月11日に開催された第2回国際理事会について説明があり、第2回国際理事会にて、2016年から5年間、日本の東洋大学が次期の国際事務局を引き受けることを表明し、承認された旨の報告があった。

(4) 海外の大学団体との交流状況について

事務局から、資料4-1～資料4-5に基づき、海外の大学団体との交流状況の詳細について説明があり、その後、意見交換を行った。その結果、南アフリカとの交流については、大きな枠組みとして進めることとし、その旨を先方に回答することとした。

(5) 「教育の国際化の更なる推進」第3回フォローアップ調査について

永田委員長から、今年度も引き続きフォローアップ調査を行う旨の説明があった。

次に、事務局から、資料5-1及び5-2により、目標達成に向けての進捗状況及び今年度の調査票について説明があった。

なお、本調査票については、11月9日開催の教育・研究委員会においても協議する予定であり、最終的な調査票の修正については、国際交流委員会委員長と教育・研究委員会委員長に一任いただきたい旨の説明があり、これを承認した。

(6) 国立大学等による今後の国際協力支援体制に関する意見書について

永田委員長から、資料6-1及び資料6-2、資料6-3により、今後の国際協力支援体制について説明があり、意見交換を行った。

その結果、国際協力支援等の案件を国立大学協会が調整を行う等、新たな国際協力支援のスキームを積極的に検討することとした。

以上

平成 27 年度第 1 回国際交流委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 28 年 1 月 29 日（金） 10:00～11:50
- 2 場 所 学術総合センター 2 階 201-203 会議室（千代田区一ツ橋 2-1-2）
- 3 出席者 永田委員長、高橋副委員長、古山副委員長
空閑、岩渕、立石、長谷部、浅野、服部 各委員
プラート、宮崎、丸山、Benton、堀田、櫻井 各専門委員
（文部科学省）井上 大臣官房国際課国際戦略企画室長
松本 高等教育局高等教育企画課国際企画室長
梶井 高等教育局学生・留学生課企画官
吉田 高等教育局国立大学法人支援課企画官

4 議事の経過及び結果

（1）文部科学省との意見交換

① 日本型教育の海外展開について

井上室長から、資料 1-1 により、日本型教育の海外展開について説明があり、その後、意見交換を行った。

② 平成 28 年度予算案について

松本室長から、資料 1-2 により、平成 28 年度予算案（高等教育企画課国際企画室の所掌事項）について説明があり、その後、意見交換を行った。

③ 留学生交流政策に関する平成 28 年度予算案について

梶井企画官から、資料 1-3 により、留学生交流政策に関する平成 28 年度予算案及び産業競争力会議での外国人留学生に関する議論等について説明があり、その後、意見交換を行った。

（2）国立大学協会における国立大学等の国際協力支援体制の構築及び国際協力小委員会（仮称）の設置について

事務局から、資料 2-1 及び資料 2-2 により、国際協力支援体制の構築及び国際協力小委員会の設置について説明があり、意見交換を行った。その結果、原案のとおり小委員会の設置を承認した。

（3）外部関連委員会等への委員等の推薦について

事務局から、資料 3-1 及び資料 3-2 により、UMAP 国際事務局運営委員会委員等の推薦依頼に関する説明があり、続けて、資料 3-3 により、外部関連委員会等への委員推薦に関する申合せの改正案について説明があり、その後、意見交換を行った。その結果、原案のとおり申合せの改正案を承認した。

その後、永田委員長から、申合せに基づき、UMAP 国際事務局運営委員会委員に高橋副委員長を推薦する旨の説明があり、専門委員については、推薦依頼があった段階で

指名することとした。

- (4) 「国立大学における教育の国際化の更なる推進について」第3回フォローアップ調査結果について

事務局から、資料4により、第3回フォローアップ調査の結果について説明があった。

- (5) 海外の大学団体等との交流状況について

事務局から、資料5-1 から資料5-3により、海外の大学団体との交流状況の詳細について説明があった。

- (6) 台湾・高等教育国際合作基金会（FICHET）との協定について

事務局から、資料6により、国立大学協会が加わっている、国公立大学団体国際交流担当委員長協議会（JACUIE）とFICHET との間で締結する予定の協定書案について説明があり、その後、意見交換を行った。その結果、原案のとおり協定書案を承認した。

- (7) 平成27年度日本留学試験実施委員会（第1回）について

プラート専門委員から、資料7により、日本留学試験実施委員会（第1回）の内容について説明があった。

- (8) 平成28年度国際交流委員会の事業計画（案）について

永田委員長から、資料8により、平成28年度の国際交流委員会の事業計画案について説明があり、その後、意見交換を行った。その結果、原案のとおり事業計画案を承認することとした。

以上

平成27年度第1回経営委員会 議事概要

- 1 日時 平成28年1月26日(火) 15:00~17:00
- 2 場所 如水会館 1階 コンファレンスルーム
- 3 出席者 久保委員長
佐藤、出口、松永、鶴飼、塩田、今岡、岡、香川 各委員
(文部科学省) 平井計画課長
氷見谷国立大学法人支援課長
神宮国立大学法人支援課長補佐
黒澤国立大学法人支援課長補佐
谷村国立大学法人支援課専門官
渡邊学術基盤整備室長
(国立情報学研究所) 合田教授

4 議事の経過及び結果

(1) 平成28年度予算(案)について

平井計画課長及び氷見谷国立大学法人支援課長から、資料1-1及び資料1-2に基づき説明があり、平成28年度予算(案)について、意見交換を行った。

(2) 平成28年度税制改正について

氷見谷国立大学法人支援課長から、資料2に基づき説明があり、平成28年度税制改正について、意見交換を行った。

(3) 国立大学を取り巻く状況について

氷見谷国立大学法人支援課長から、資料3に基づき説明があり、国立大学を取り巻く状況について、意見交換を行った。

(4) 大学等の情報システムのクラウド化の推進とNIIが行う導入・利用支援の取組について

合田教授及び渡邊学術基盤整備室長から、資料4に基づき説明があり、大学等の情報システムのクラウド化の推進とNIIが行う導入・利用支援の取組について、意見交換を行った。

(5) 運営費交付金配分額に関する調査について

事務局から、資料5に基づき説明があり、運営費交付金配分額に関する調査について、

審議の結果、一部修正した上で、近日中に各大学に対して調査を依頼することについて承認した。

(6) 平成28年度経営委員会事業計画について

委員長から、資料6に基づき説明があり、平成28年度経営委員会事業計画について、原案のとおり了承した。

(7) その他

次回の日程については、事務局を通じて調整することとした。

以上

平成27年度第1回広報委員会議事概要

日 時 平成27年8月19日(水) 13:00~14:35
※平成27年度第2回広報企画小委員会と同時開催
場 所 学術総合センター 2階 中会議場1
出席者 大西委員長、前田副委員長
石田、長友、山本、木谷 各委員
中島専門委員

議事の経過及び結果

1. 国大協広報誌「国立大学」第38号の校正について
事務局及び株式会社インプレシオンより、資料2に基づき、国大協広報誌「国立大学」第38号の概要及びデザイン等について説明があった。審議の結果、一部修正の上、9月発行に向けて作業を進めることとし、最終的な修正については広報委員長に一任することとした。
2. 第39号以降の国大協広報誌「国立大学」について
 - (1) 国大協広報誌「国立大学」第39号の特集ページについて
事務局より、資料3に基づき、国大協広報誌「国立大学」第39号の「特集」の事前調査の結果について説明があった。審議の結果、第39号の「特集」は、信州大学及び奈良女子大学に決定した。
 - (2) 国大協広報誌「国立大学」第39号及び第40号の OPINION について
事務局より、資料4に基づき、国大協広報誌「国立大学」第39号及び第40号の「OPINION」の候補者について説明があった。審議の結果、第39号の「OPINION」候補者については第1候補を榊原定征氏と松尾名古屋大学長との対談、第2候補を内山田竹志氏と松尾名古屋大学長との対談、第3候補を北山禎介氏に決定した。
また、第40号については、第1候補を吉村美栄子氏と小山山形大学長との対談、第2候補を内海房子氏、第3候補を栗原美津枝氏に決定した。
 - (3) 国大協広報誌「国立大学」第39号及び第40号巻頭言の執筆者について
委員長より、第39号及び第40号の巻頭言(特集トビウ)の執筆者について、第39号については前田副委員長、第40号については位藤京都教育大学長を指名した旨報告があった。
3. その他
 - (1) 国大協広報誌「国立大学」別冊第13号の発行について
事務局から資料5に基づき、国大協広報誌「国立大学」別冊第13号について、9月発行に向け編集作業を進めている旨報告があった。

その後意見交換が行われ、一部修正の上、9月発行に向けて作業を進めることとした。

- (2) 外部有識者との対談を通じた広報戦略について
事務局から資料6に基づき、外部有識者との対談を通じた広報戦略について報告があった。
- (3) その他
学長任期満了に伴い、今回の委員会をもって退任される長友委員より挨拶があった。

以 上

平成27年度第2回広報委員会議事概要

日 時 平成27年12月11日(金) 14:00~15:35
※平成27年度第3回広報企画小委員会と同時開催
場 所 学士会館 3階 302号室
出席者 大西委員長、前田副委員長、澤田副委員長
宮田、石田、後藤、加藤、山本 各委員
眞鍋、中島、和木 各専門委員

議事の経過及び結果

1. 国大協広報誌「国立大学」第39号の校正について
事務局及び株式会社インプレシオンより、資料2に基づき、国大協広報誌「国立大学」第39号の概要及びデザイン等について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。
2. 広報誌「国立大学」第40号の特集ページについて
事務局より、資料3に基づき、国大協広報誌「国立大学」第40号の「特集」の意見照会の結果について説明があり、審議の結果、第40号の「特集」は、岩手大学及び名古屋工業大学に決定した。
3. 平成28年度広報事業計画について
事務局より、資料4に基づき、平成28年度の広報事業計画について説明があった。その後意見交換が行われ、本件については、引き続き検討を行い、次回の広報委員会において平成28年度の広報事業計画を決定することとした。
4. 平成28年度の広報誌「国立大学」の企画について
事務局より、資料5に基づき、平成28年度の広報誌「国立大学」の企画について説明があった。審議の結果、平成27年度の企画と以下の点を変更することとし、平成28年度の企画について決定した。
 - ・ 広報誌のメインテーマをなくし、その都度旬なテーマを設定することとする。
 - ・ 配布対象者に、会員校学長経験者を追加する(第39号以降)。また、「国立大学」第41号のテーマは「産学連携」、OPINIONの候補は、大村智北里大学特別栄誉教授と島田山梨大学長の対談とし、候補者の最終的な決定については、広報委員長に一任することとした。

以 上

平成27年度第3回広報委員会議事概要

日 時 平成28年2月1日(月) 10:00~11:30
※平成27年度第4回広報企画小委員会と同時開催
場 所 学士会館 2階 203号室
出席者 大西委員長、前田副委員長
宮田、後藤、加藤、山本、木谷 各委員
眞鍋、松下、中島、中谷 各専門委員

議事の経過及び結果

1. 国大協広報誌「国立大学」第40号の校正について
事務局及び株式会社インプレシオンより、資料2に基づき、国大協広報誌「国立大学」第40号の概要及びデザイン等について説明があり、審議の結果、一部修正の上承認した。
2. 国大協広報誌「国立大学」第41号及び第42号の企画について
委員長より、広報誌「国立大学」第41号のOPINIONについて、野路國夫コマツ代表取締役会長（経済同友会イノベーション・エコシステム委員会委員長）と西尾大阪大学長との対談へと変更した旨報告があった。
 - (1) 国大協広報誌「国立大学」第41号の特集ページについて
事務局より、資料3に基づき、国大協広報誌「国立大学」第41号の「特集」の意見照会の結果について説明があり、審議の結果、第41号の「特集」は、東京藝術大学及び愛媛大学に決定した。
 - (2) 国大協広報誌「国立大学」第41号巻頭言の執筆者について
委員長より、第41号の巻頭言（特集トピウ）の執筆者について、石田委員を指名した旨説明があり、審議の結果、これを承認した。
 - (3) 国大協広報誌「国立大学」第42号のテーマ及びOPINIONについて
事務局より、資料4に基づき、「国立大学」第42号のテーマ及びOPINIONについて説明があった。審議の結果、「国立大学」第42号のテーマは「キャリア教育」とし、OPINIONの候補は、キャリア教育に関して実績のある大学の学長と企業人との対談とし、最終的な決定については、広報委員長に一任することとした。
3. 「学生の皆さんへ。」について
事務局より、資料5に基づき、「学生の皆さんへ。」について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

4. 平成28年度広報事業計画について

事務局より、資料6に基づき、平成28年度の広報事業計画について説明があった。その後意見交換が行われ、一部修正の上、承認した。

また、平成28年度の広報誌「国立大学」については、構成やデザイン等は変更せず、編集を引き続き株式会社インプレシオンに委託することとした。

5. 次回以降の広報委員会の開催について

事務局より、平成28年度以降の広報委員会の開催について説明があった。審議の結果、平成28年2月1日をもって広報企画小委員会及びロゴマーク選定小委員会、国大協ホームページの刷新に関するワーキンググループを廃止することとした。

併せて、広報委員会の専門委員について、今後広報委員会に同席することとした。

以 上

平成27年度第1回事業実施委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年4月22日（水） 15:00～16:00
- 2 場 所 学士会館3階 301会議室
- 3 出席者 山口委員長、中井副委員長、岡副委員長
長谷部、森脇、栗林、前田の各委員

4 議事の経過及び結果

(1) 平成26年度事業実施委員会の活動状況報告について

委員長から、平成26年度事業実施委員会の活動状況について報告があった。

(2) 平成27年度国立大学法人総合損害保険の加入状況報告について

事務局から、資料2に基づき、平成27年度国立大学法人総合損害保険の加入状況について報告があった。

(3) 事業実施委員会の体制等について

①事業実施委員会研修企画小委員会の構成について

委員長から、資料3-2に基づき、平成27年3月31日付けで横浜国立大学を任期満了退職された 鈴木 邦雄 前学長の後任として、平成27年4月1日付けで同大学の学長に着任された長谷部委員を同小委員会の委員とすることについて説明があり、了承された。

②国立大学法人総合損害保険運営委員会の構成について

委員長から、資料3-3に基づき、溝口 周二 横浜国立大学 前理事（平成27年3月31日付け退職）と 根本 光宏 高エネルギー加速器研究機構 前管理局長（平成27年4月1日付けで他機関へ異動）が専門委員を離任されたことについて報告があった。

なお、両専門委員の後任については、6月15日の総会での委員改選以降、あらかじめ選出することとなった。

(4) 平成27年度研修等事業計画について

委員長から、資料4-1、4-2に基づき、平成27年度研修等事業計画について説明があった後、個々の研修計画について意見交換を行った。併せて、各研修等事業を進めていく過程において、変更等が生じた場合には、委員長一任とすることについて了承された。

①新任学長セミナーについて

事務局から、資料4-3に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、平成26年6月以降に就任した学長を対象として、案に基づき実施することとなった。

なお、開催予定日の6月16日には、文部科学省による国立大学法人学長・大学共同利用機関法人機構長会議の開催も予定されているため、開始時間については、調整の上、後日決定することとなった。

②トップセミナーについて

事務局から、資料4-4に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、案に基づき実施することで了承された。

なお、事例発表を行う大学数については3大学とし、テーマは「ガバナンス改革」「教員年俸制」「地方創生と大学」とし、先進的な取り組みを行う大学をテーマごとに1大学ずつ候補に挙げ、依頼することとなった。

③第14回大学改革シンポジウム（国大協主催）について

事務局から、資料4-5に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、案に基づき実施することで了承された。

なお、テーマを「女性の活躍促進」とし、基調講演の講師には、女性の活用を積極的に推進する国立大学の学長に、パネルディスカッションのコーディネーターについては男女共同参画小委員会委員長に、パネリストについては国立大学の女性役員等に依頼することとなった。

④大学マネジメントセミナーについて

事務局から、資料4-6に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、案に基づき実施することで了承された。

講師、パネリストの依頼、タイムスケジュール等、詳細については、今後は専門委員と協議しながら進めて行くものとすることで了承された。

⑤理事研修会について

事務局から、資料4-7に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり進めていくこととなった。

⑥部課長級研修について

事務局から、資料4-8に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり進めていくこととなった。

⑦総合損害保険研修会について

事務局から、資料4-9に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり進めていくこととなった。

⑧若手職員勉強会について

事務局から、資料4-10に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり進めていくこととなった。

⑨新任理事・事務局長就任予定者研修会について

事務局から、資料4-11に基づき、進捗状況について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり進めていくこととなった。

⑩大学改革等シンポジウム（地方開催版）について

事務局から、資料4-12に基づき、事業計画の選考要領と今後の選考スケジュールについて説明があった後、意見交換を行い、原案どおり進めていくこととなった。

(5) その他

事務局から、理事の担当区分ごとのセミナー等の必要性について発言があり、まずは事務局においてそのようなセミナー等の開催状況を調査することとした。

以 上

平成27年度第2回事業実施委員会 議事概要

- 1 日時 平成28年1月15日（金）10:00～12:00
- 2 場所 学士会館3階 302会議室
- 3 出席者 松尾委員長、和田副委員長、田中副委員長
佐藤、濱田、森脇、栗林、池ノ上 各委員

4 議事の経過及び結果

(1) 平成27年度事業等報告について

事務局から、資料2、資料3に基づき、平成27年度研修等事業について報告があった。併せて、資料4に基づき、平成27年度新規理事・事務局長就任予定者研修会の実施に向けた進捗状況の報告があった。

(2) 平成28年度国立大学法人総合損害保険の基本方針、商品内容改定について

事務局から、資料5に基づき、平成28年度国立大学法人総合損害保険の基本方針について報告があった。併せて、資料6に基づき、平成28年度国立大学法人総合損害保険の商品内容改定について報告があった。

(3) 平成28年度研修等事業計画（案）について

事務局から、資料7および参考資料5に基づき、平成27年12月10日に開催された研修企画小委員会の検討状況について報告があった。

次に事務局から、資料8から資料18に基づき、平成28年度研修等事業計画（案）について説明があった後、意見交換を行い、原案どおり了承された。

なお、国大協が主催する第15回大学改革シンポジウムについては、「高大接続システム改革」をテーマとすることとなった。

(4) 平成28年度国立大学法人総合損害保険の引受保険会社の決定等について

事務局から、資料19、資料20に基づき、平成28年度国立大学法人総合損害保険の引受保険会社の決定等について説明があり、原案どおり了承された。

(5) 平成28年度事業実施委員会活動計画（案）について

事務局から、資料21に基づき、平成28年度事業実施委員会活動計画（案）について説明があり、原案どおり了承された。

(6) その他

最後に、次年度の事業実施委員会については、事務局を通じて日程調整する旨、委員長より発言があった。

以上

平成27年度第1回国立大学法人総合損害保険運営委員会 議事概要

- 1 日 時 平成27年8月4日(火) 14:00~16:00
- 2 場 所 学術総合センター1階 特別会議室 101・102
- 3 出席者 戸渡座長、近見副座長
竹下、日向野、山崎、後藤、宮守の各委員

4 議事の経過及び結果について

(1) 平成27年度総合損害保険運営委員会の体制について

戸渡座長から、総合損害保険運営委員会の体制について資料1-1及び1-2に基づき確認した。

(2) 平成27年度国立大学法人総合損害保険(以下、国大協保険)について

①平成27年度国大協保険の商品改定状況等について

事務局から、平成27年度国大協保険の商品改定内容について資料2-1及び参考資料1、2に基づき報告があった。

②国大協保険の概要について

国大協サービス(以下、KDS)から、国大協保険の概要について資料2-2に基づき説明があった。

③平成27年度国大協保険の加入状況及び保険料、保険金の支払状況について

事務局並びにKDSから、国大協保険の加入状況及び保険料額の支払状況について資料2-3~2-5に基づき説明があった。

(3) 国立大学法人総合損害保険に関する会員校からの要望等に対する今後の対応について

事務局から、国立大学法人総合損害保険に関する会員校からの要望等に対する今後の対応について、資料3-1~3-4に基づき説明があった後、意見交換を行った。

委員からの意見を基に、問題点を整理し、9月までに本委員会としての意見をまとめ、書面審議にてお諮りした上で、事業実施委員会へ意見書を提出することで了承された。

以上

調査企画会議（平成 27 年度第 1 回）議事概要

日 時 平成 27 年 5 月 22 日（金） 10：00 ～ 12：15

場 所 学士会館 203 号室

出席者 大西座長、室伏委員、永田委員、羽田委員、金子委員、山本委員、吉見委員、
秦委員、佐藤委員、清水委員、早田委員、山本委員、木谷委員 以上 13 名

欠席者 久保委員

議 事

1. 平成 26 年度政策研究所委嘱事項の研究報告書の取扱いについて

事務局から、資料 2 に基づき、「年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究」及び所長自主研究「運営費交付金削減による国立大学への影響・評価に関する研究」の研究報告書の取扱いについて説明を行った。

研究報告書の取扱いについては、原案のとおり了承された。ただし、「年俸制適用教員の業績評価の在り方に関する調査研究」の報告書については、アメリカの現状等について冒頭で補足することとなった。

2. 今後の政策研究所の体制、研究の進め方等について

木谷委員から、資料 3 に基づき、政策研究所の体制、研究の進め方、研究事項等について説明があった。

意見交換の結果、今回の議論を会長に報告し、国立大学協会としての政策研究の方向性を確認した上で、体制や今後の研究について検討することとした。

以 上

調査企画会議（平成 27 年度第 2 回）議事概要

日 時 平成 28 年 1 月 25 日（月） 10：00 ～ 11：30

場 所 学士会館 203 号室

出席者 大西座長、山崎委員、金子委員、山本清委員、吉見委員、
秦委員、佐藤委員、清水委員、早田委員、山本健慈委員、木谷委員
以上 11 名

欠席者 澤田委員、久保委員、羽田委員

議 事

1. 今後の政策研究所の体制について

事務局から、資料 1 の各資料に基づき、今後の政策研究所の体制について説明があり、審議の結果、承認された。

なお、資料 1－2 については、協議事項として理事会に諮ることとした。

2. 政策研究所委嘱研究「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」の進捗状況について

佐藤委員から、資料 2－1・2－2、机上配布資料 1・2 の各資料に基づき、平成 27 年度に政策研究所へ委嘱を行った「大学のコンプライアンスの在り方に関する調査研究」に関する進捗状況について報告があり、意見交換を行った。引き続き研究を進めていくこととなった。

また、事務局から、資料 2－3 に基づき、研究報告書の取扱いについて説明があり、審議の結果、研究報告書の取扱いについては、原案のとおり承認された。なお、国大協の活動を積極的にアピールするため、公開する範囲を可能な限り拡大する方向で検討することとした。

3. 平成 28 年度事業計画等について

事務局から、資料 3－1・3－2 の各資料に基づき、本会議の来年度事業計画（案）及び来年度の会議スケジュール（案）について説明があり、審議の結果、原案どおり、承認され、理事会に報告することとした。

また、資料 3－3 を参考に、来年度の政策研究所委嘱研究に関する具体的な研究課題について意見交換を行った。各委員からの意見を参考に座長、政策研究所所長及び事務局により再度検討を行った上、書面又は来年度第 1 回目の本会議に諮ることとした。

4. その他

大西座長から、調査企画会議の委員のうち、学識経験者委員については、2年の任期となっており、現在の委員の終期は平成28年3月であり、来年度以降の学識経験者委員については、新規、継続者ともに、後日、事務局から依頼する予定である旨、説明があった。また、山本専務理事から委員に対し謝辞が述べられた。

大西座長から、来年度第1回目の本会議は5月～6月にかけての開催を予定しており、おって事務局から案内する旨、連絡があった。

以 上

Ⅲ 意見、提言、要望書等

資料番号

- 1 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）【会長コメント】
- 2 国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）
- 3 平成28年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）
- 4 平成28年度税制改正に関する要望
- 5 国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン
- 6 財政制度等審議会における財務省提案に関する声明
- 7 決議 「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学！！」
- 8 国家予算における国公私立大学の基盤的経費拡充に関する要望
- 9 国立大学法人運営費交付金の拡充に関する決議
- 10 高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて
- 11 平成28年度国立大学運営費交付金予算について【会長コメント】

第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（中間まとめ）

【会長コメント】

平成27年4月8日
一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進

○今回の中間まとめにおいては、第3期中期目標期間において、各国立大学が形成する強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することを目指し、3つの重点支援の枠組みを設けて各大学がそれぞれの機能強化の方向性等に応じて選択した枠組みにより重点支援を受けることとするとともに、「学長の裁量による経費」の区分を設けて各大学のビジョンに基づく教育研究活動等の活性化や業務運営の改善を図ることとしています。

○各国立大学は、これまでも学長のリーダーシップの下にそれぞれの強みや特色を生かした諸機能の強化に取り組んできたところであり、今回の中間まとめはこれらの取組を一層後押ししようとするものと受け止めています。

○なお、3つの重点支援の枠組みについては、中間まとめにおいても各国立大学が果たす多様な機能や役割を限定するものではないと明記されたように、大学のいわゆる「類型化」ではないことを、改めて確認いたします。

○各国立大学は、今後とも教育、研究及び社会貢献の基本的な諸機能を強化しつつ、昨年12月に発表した声明「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」の実現に向けて具体的な行動計画の策定・実行に取り組んでまいります。

○一方で、法人化以来続いてきた運営費交付金の減額については、これまで様々な運営改善に取り組んできましたが、もはや限界に達しつつあり、長期的な視点に立った国立大学の機能強化の基盤を支える運営費交付金の確実な措置について、各方面のご理解をいただきたいと思います。

国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン(中間まとめ)

国立大学協会は、昨年11月以来、これからの我が国の社会・経済の長期的な動向を見据え、国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性を自ら明らかにすることを旨としてワーキング・グループを設置して検討を進めており、昨年12月にはその基本的な考え方を「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」と題する会長声明として公表した。

さらにその後、会長声明に基づく具体的なアクションプランについて検討を行ってきたが、このたび以下のように「中間まとめ」をとりまとめた。

検討の背景

現在、我が国は、長年にわたる経済の低迷から脱却し、グローバル社会の中で、イノベーションに立脚した持続的な成長を進めることを目指して、国を挙げて取り組んでいる。また、我が国の多様な潜在力を最大限に発揮し総合的な均衡ある発展を図るために、地域創生と女性の活躍推進が重要な課題とされている。

この中で、国立大学は、地域の文化・社会・経済を支える拠点として、また社会・世界に開かれた学生の学びの場として、さらに多様な価値を創造する研究の源泉として、その機能を一層強化し、次代を担うたくましい学生を育てるとともに、未来を拓くイノベーションを創造し続けることが求められている。特に、我が国の将来の持続的な成長にとって、地域の多様性と活力を引き出し世界に展開させていく取組が極めて重要であり、全国各地域に存在する国立大学はまさに地域の中核として、これを牽引していかなければならない。

一方、我が国においては少子高齢化がますます急速に進行しつつあり、平成26年現在の18歳人口は約118万人であるが、10年後には110万人以下に減少し、20年以内には100万人を割り込むことが見込まれている。さらに、我が国の財政は、国債残高が約780兆円という国際的にも類を見ない深刻な状況にあり、財政健全化が喫緊の課題になっている。

国立大学としては、このような厳しい見通しを直視しなければならない。さらに、20世紀に右肩あがりの経済を背景とした社会動態を支えてきた方法は、その基本的な考え方は今後も議論されていくものであろうが、具体的な施策の一部は棄却する必要もあるであろう。その上で、国立大学に求められる使命を今後とも遂行していくために、将来における大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れつつ、また公私立大学や高等専門学校などを含めた我が国の高等教育機関全体の在り方を見据えた上で、主体的な取組の方向性とそのステッ

プを明らかにして各方面の理解を得るとともに、それを後押しする予算、制度等の面での国に対する要請を行っていく責任があると考え。そのためには、国立大学が自ら述べる具体的なプランが必要であり、それは世界がこれまでに解決に苦慮してきた課題に対しての積極的な挑戦とも位置づけられる。

以上が本アクションプランを作成した背景である。

国立大学の基本機能の現状認識・再確認と維持向上

国立大学は全都道府県に設置され、地域や経済条件によらず高度な学びの場を提供するとともに、次代を支える研究成果を創出し、我が国の均衡ある総合的な発展に貢献することを基本的な機能としている。この機能を将来にわたって果たしていくためには、まず国からの基盤的経費の確実な措置が不可欠である。

このことを再確認した上で、次の取組を着実に進めていく。以下、項目ごとに具体的な大学の取組と国に対する要請を列挙する。

○国力を支え発展させる多様な知を創造し、継承する。

(例) 大学は、多様な研究分野の将来性について熟慮し、またそこで活動する研究者についての評価軸を策定し、その評価に従って適切な支援のもとに研究力の向上に努める。また、優秀な若手研究者に対する魅力ある教育研究環境の提供に努める。

国は、運営費交付金での支援を確保するとともに、多様なシーズを内包するボトムアップの研究提案と厳正なピアレビューシステムによる競争的でありながら研究の基盤的支援経費である文部科学省科学研究費補助金を充実させるとともに、その他の基盤的な研究経費も充実し、基礎研究の発展を支援する。

(例) 大学は、創造された知を集積し、これを基盤にグローバル社会で活躍できるたくましい学生を育成する。

国は、運営費交付金の堅持を基盤に、教育に関わる基盤経費を安定的に措置するとともに、知的刺激に満ちた教育環境の整備の支援及び学生が安定的に優れたサービスを受けられるための支援を行う。

○社会還元につなげる応用研究を推進し、イノベーション創出を牽引する。

(例) 大学は、継続的に学術研究を展開しつつ、一方では地球規模の課題、国や地域が直面している問題、社会や産業界のニーズ等を把握し、明確な目的意識を持って大学発の技術あるいは大学に創出を要請される技術の開発を推進する。

国は、地域と大学や産業界と大学の協業を推進する支援を行うとともに、橋渡し段階の開発研究とその体制を支援する。

○全国及び各地域における良質な雇用を創出する。

(例) 大学は、全国及び各地域において、国・地方自治体や産業界と連携して、将来の国・地域を支える社会・産業ビジョンの策定に積極的に貢献し、そのために必要とされる技術開発や高度専門職の育成・再教育に率先して取り組む。その際、人文・社会科学系、理工系、医療系等の専門知を融合し、少子高齢化や低炭素化などに対応できる社会システムを含めた総合的な施策を提示していく。

国は、このような産官公学の連携による取組を支援する。

ポイント 1: 優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備

国の活力を維持向上させていくための基盤は次代を担う人材である。我が国の18歳人口は、前述の通り今後さらに減少していくが、一方で我が国の大学進学率は他のOECD諸国に比べて決して高くはない。国立大学は、高度な学びを求めるニーズにまだ十分に答えきれていないと考えられる。また、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れることは、社会・世界のニーズに応えるだけでなく、大学の教育・研究に刺激と活力をもたらすものである。

国内的には、特に社会人学生の受け入れは、我が国の大学全体で2%以下であり、OECD諸国の平均22%に比べて著しく低い。また、国立大学の学生数における女性の比率は学部で37%、大学院では30%以下であり、工学分野では学部でも12%にとどまる。さらに、最近の高大接続改革の議論の中でも、大学が多様な背景を持った学生を受け入れることの重要性が指摘されている。

外国人留学生数については、国立大学では現在約3万8千人、全学生数の6%程度であり、欧米諸国に比較して人数・比率の両面で低い状況にある。OECDの予測では、世界の留学生数は2012年の450万人から2025年には800万人に拡大するとされており、グローバル社会において国立大学は一段と積極的な役割を果たしていく必要がある。

このように多様な学生を受け入れるためには、入学者選抜や教育プログラムの改革をはじめとして受入環境を十分に整備する必要があることは言うまでもない。

以上を踏まえ、第3期中期目標期間に、次の取組を開始・実行する。

○多様なニーズに応える教育研究の質を向上する。

(例) 大学は、科目ナンバリング、達成度評価系などを含めて国際通用性のある教育システムへの改革を進める。一方で、大学色、地域色などの個性豊かな教育コンテンツを充実する。

国は、日本の教育制度を国際的な水準で活用できるような法整備や規制緩和を推進するとともに、チューニングシステムの導入促進をはじめとした各種の支援を行う。

○確かな学力とともに多様な資質を持った高等学校・高等専門学校卒業者を受け入れる。

(例) 大学は、多面的・総合的な評価を含み、個々の大学のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに沿って学修をすすめることができる者を選抜できるように入試改革を推進するとともに、推薦入試、AO入試、国際バカロレア入試等の導入を拡大する。

国は、各大学における丁寧な入試の実施に必要な組織整備、人材育成等について支援を行う。

○優れた外国人留学生の積極的な受入及び日本人学生の海外派遣の拡大。

(例) 大学は、入試の改革などを通じて、学部及び大学院レベルで、優秀な外国人受け入れを推進し、英語で学位取得が可能な課程の整備や日本語・日本文化に関わる教育コンテンツを充実し留学生の育成を図ると同時に、海外の大学とのダブル・ディグリー・プログラムの拡大普及とジョイント・ディグリー・プログラムの開発導入を積極的に推進し日本人学生の国際性向上を図る。さらに大学は、積極的な広報活動と国際的に魅力ある研究及び教育環境の整備を進めつつ、留学生受入数及び日本人学生の海外派遣数を大幅に拡大する。

国は、各大学の特性に鑑みた留学生配置の支援を行う。例えば、教育系大学において、日本人及び外国人を対象とした教育のグローバル化に資する人材育成や、日本型初等中等教育システムを修得させた外国人教員の育成などを支援する。

○女子学生及び女性教員の受入環境の整備。

(例) 大学は、女子学生や女性教員について、ライフイベントなどとの両立支援体制を強化する。特に、理工系、社会科学系などの女性比率の低い分野を中心に、積極的な募集活動や環境整備を通じて、比率向上に努める。

国は、各大学の規模、特性、分野、女子学生・女性教員比率の現状を踏まえ、積極的に比率向上に努める大学を支援する。

○留学生及び若者を地域に引き寄せ地域創生に貢献する。

(例) 大学は、地方自治体・産業界との連携により、積極的な支援を呼び込み、それぞれの役割と責任を明確にした連携教育及び連携研究を推進する。同時に、地域色、大学色を活かした教育・研究の開発を行う。

国は、地方自治体・産業界と大学が一体となった取組を支援する。例えば、地域産業界と国でマッチングした学生・留学生の支援を行うとともに、留学生施設の拡充や整備を支援する。また、地域の外国人児童生徒の教育や国際バカロレア教育を推進できるグローバル教育人材の養成を支援する。

○学び直しを求める社会人を積極的に受け入れる。

(例) 大学は、地方自治体・産業界とも連携しつつ、社会人の学び直しニーズに応じた内容や履修形態を備えた魅力ある教育プログラムを開発・実施するとともに、入学者選抜の方法についても工夫する。

国は、各大学における地方自治体・産業界と連携した取組を支援するとともに、学び直しを行う社会人の支援を行う。

ポイント2: 大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上

これまでに述べたような多様なニーズに応える高度な教育研究を推進していくためには、言うまでもなく予算、人員、施設等の資源を十分に確保・投入しなければならない。しかしながら、前述のような我が国の厳しい財政状況等の下で新たな資源の大幅な確保をすることは現実的ではない。

したがって、まずは各国立大学において、それぞれ経費の節減や効率化を行いつつ、学内資源の再配分を進める必要がある。その上で、個々の大学の個別化を進めるのではなく、国立大学総体としての機能を高める仕組みを構築する必要がある。

共通の趣旨・目的を持った取組については、複数の大学が連携・共同して推進することにより、規模のメリットを生かして多様な資源の共有と教育研究水準の向上を図ることが期待できる。国立大学は全都道府県に設置され、それぞれが多様な強み・特色を有しているが、それらが様々なネットワークを形成することによって、極めて高い総合力を発揮することができると考えられる。さらには各地域における公私立大学との連携・共同や各種の学問分野における研究機関との連携・共同を推進することも有効である。

特に研究については、学問分野がますます融合・複合化していく中で単独の大学のみで拠点形成することは困難になってきており、今後は領域ごとに複数大学のネットワークを構築し支援することが重要かつ効果的になると考えら

れる。

以上を踏まえ、ポイント1とほぼ並行して、次の取組を実行する。

○大学間等の連携・共同による教育を推進する。

(例) 大学は、各自の強みをさらに強化し、自身の教育力の向上を図るのみならず、他大学等との連携・共同により教育内容を互いに補完する。留学生を含む一般の学生のみならず、社会人の学び直しなどでは特に互いの補完が必要である。そのためには、国内大学間での教育コンテンツの互換性、教養科目の最低限の標準化などを進める必要がある。MOOCなどの活用も有効と考えられる。このような準備を整えることで、例えば留学生の受け入れに関しても、国立大学総体での募集や育成などが可能となる。また、このような連携・共同は高大接続改革を実行する際の有効な方法に資する可能性もある。

国は、上記の取組について、特に複数大学での取組を支援する。例えば、国立大学総体で留学生を選抜し希望大学を調整して受け入れたり、一つの大学で受け入れた上で一定期間他の大学で学修させたりすることを可能にするようなシステム改革を行う。

○大学間等の連携・共同によるネットワーク形成により研究を推進する。

(例) 大学は、多彩な学問分野に関して、各自が強みを持つ分野を核としつつ他の大学・研究機関と連携・共同して、当該分野に関連する幅広い優れた研究者や学生が交流・結集し、資源を共有することにより、ネットワークを形成し、新たな学際・融合分野を切り拓くことを含め、世界をリードする研究を推進する。

国は、文部科学省科学研究費補助金の「分科」レベルの細やかさで様々な研究分野について、多様な連携が図れる仕組みを構築し、上記の取組を重点的に支援する。

○学生、研究者の高い流動性を確保する。

(例) 大学は、特に優れた若手研究者が複数の大学や研究機関、民間企業等で様々な刺激と経験を経つつも着実に研究を推進できるよう、①年俸制やクロスアポイントメント制の活用、②テニュアトラック制の導入・定着、③学生の内部進学や教員の内部昇任について一定の割合の設定や他機関の経験を条件とするなどのルールの設定により大学等の間の高い流動性を確保し、魅力あるキャリアパスを提供する。

国は、国立大学にとどまらず広く公私立大学、研究機関、民間企業等を含めた流動性を促進する環境を整備しつつ、上記の取組を支援する。

以上の取組(現状とポイント1~2)に係る教育研究経費の配分の在り方

国立大学は、今後、以上の取組を主体的に着実に実行していく。他方、国には、厳しい財政状況の下ではあるが、これらを支える制度・環境の整備と支援を要請するものである。その中で、特に教育研究経費の配分については、教育研究の特性である多様性、長期的な視野、自由な発想等の重要性に鑑みて、次のような基本的な考え方に基づくべきである。

- ① 基盤的な教育経費は安定的な運営費交付金で保証する。そのためにこれ以上の運営費交付金の削減は行わない。
- ② 個々の大学の特長を活かした基盤的な研究や研究者の独自性の高い研究についても運営費交付金で安定的に確保する。
- ③ 大学・研究組織の連携・共同で展開する研究・教育については、運営費交付金の一部と文部科学省内の競争的資金の一部を一体的に活用できるよう柔軟かつ競争的に支援する。
- ④ 研究者の個々の自由な発想に基づいたボトムアップ研究は、文部科学省科学研究費補助金で支援する。
- ⑤ 各省庁が牽引する社会ニーズに対応するための研究費については、各制度の趣旨・目的や相互の関連性を整理した上で、大学間、連携グループ間、あるいは個人間での競争性に基づいた配分方法により支援する。

将来の動向を踏まえたさらなる組織再編等による国立大学の構造改革に向けて

少子化が進む我が国において、その将来を支えるために最も重要な観点は、高いレベルの知的基盤を支えることができる一定数の知的人口を持続的に生み出すことのできる高等教育の体制と環境を維持することである。国立大学は、学問の入り口に立った学部学生から新たな知的成果を生み出すことができるほどに習熟した大学院生までが共棲する場所として、これまで以上にその使命を重く受けとめて将来を見通した改革を進めていかなければならない。国立大学は、将来の優秀な入学者の確保を目指した取組(ポイント1)を進めるとともに、国立大学総体の連携・共同による教育研究機能の向上を目指した取組(ポイント2)を確実に実行し、その求められる機能を果たして地域と国の発展に貢献していく。そのためには、厳しい財政事情の下にあって財政支援の大きな拡充が期待できないことは十分認識しているが、各大学によるポイント1及び2の取組を促進するような支援が必要である。

各大学が主体的・戦略的に改革を進めていくためには、ポイント 1 及び 2 の取組を進めると同時に、各種の規制緩和を含む制度面の改革も極めて重要である。例えば次のようなものである。

- ・大学が長期的な資金計画に基づき戦略的に教育研究投資を行う環境を整備するため、現在の目的積立金制度の柔軟化及び資金運用の弾力化を図り、複数年度にわたる資金計画を確かな見通しを持って策定し、基金的に活用できるようにすること。
- ・財源の多様化を図るため、特に寄附金の確保を促進するために、税制面の環境を整備すること。
- ・優れた留学生を積極的に受け入れるために、また育てた学生が我が国の社会・産業のグローバル化促進に貢献できるようにするため、留学生の学位取得後の在留許可を弾力化するなど、魅力的な受入環境を整備すること。

国立大学は、当面、各大学が独自に又は連携して自己変革を進めていく。

しかし、我が国の少子高齢化の進行や厳しい財政状況の大きな変化は想定し難く、国立大学を取り巻く環境は決して楽観できるものではない。その中で、将来とも国立大学の教育水準を維持し、世界をリードする研究を推進してグローバル化時代における我が国の成長発展を支える観点からは、今後、組織の数や規模、学生数などにも踏み込んだ国立大学の大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れておく必要がある。その際、国立大学は国の政策により全国に設置された大学として、国立大学の中での取組のみならず、公私立大学をはじめ、我が国の高等教育全体の質の向上やネットワーク作りにおいても責任を有するとの自覚の下、広く社会に開かれた改革を通じて国民の期待に応えていく決意である。

今後の組織再編等の在り方の検討に当たっては、特に次のような視点が重要である。

- ・全ての国立大学が教育・研究・社会貢献という 3 つの基本的な機能を引き続き確保・充実すること。
- ・教育については、教養教育や社会人学び直し課程などを中心に、ICT などを活用し、他大学等と連携・共同して充実した内容を確保すること。
- ・研究については、分野ごとにネットワークを形成し、資源の共有と研究者の流動性を確保して研究力を強化・向上すること。
- ・社会貢献については、地方や広域的なレベルを含む地域の産業創出、文化創造、先進的医療等の拠点として、地方自治体や産業界からの支援を得て協働して人材育成、イノベーション、国際化などに貢献すること。特に、我が国の均衡ある持続的な発展の観点から、いま必要な地域性とは何かを

問い直し、それを踏まえた貢献を行うこと。

- 学部・研究科の編成や定員については、個々の大学による検討にとどまらず、近隣地域の複数の大学間で連携や役割分担を行うことも視野に入れ、また大学の特性等に応じ、学部と大学院の定員の再配分などについても検討すること。
- 教育研究面の機能的連携や人事給与システムの改革により効率的な業務運営を推進しつつ、その実績を踏まえて複数大学の経営面の連携により一層の効率化や資源再配分などのメリットを生み出す方策についても検討すること。
- 財政面では、寄附金などの外部資金、正規課程以外の教育サービスによる収入などの多様な財源確保に努めるとともに、授業料の在り方については、教育の機会均等の観点から、我が国全体及び地域の経済状況、分野の特性等を踏まえ、奨学金などの学生支援方策と併せて検討すること。
- 公私立大学や高等専門学校など他の高等教育機関との連携・共同やネットワーク形成も図りつつ、我が国の高等教育全体の再構築について検討すること。

真に効果的な組織再編等を実行するためには、前もって十分な期間にわたり、各地域や他の高等教育機関との調整を図りつつ、人事面・財政面をはじめとする周到な準備を計画的に進めていくことが必要である。そのためには、今後、これまでに築いてきた国立大学の機能を最大限活用するためのポイント1及び2の取組の進展状況や国立大学を取り巻く諸般の状況をしっかりと見定めながら、具体的な方策を検討していく必要がある。これらの取組は容易に変更あるいは改善することができない客観的な状況を背景として策定されているため、一定時間後には構造改革に資する次の取組が必要となる。したがって、国立大学としては、別添の工程表に示す通り、第3期中期目標期間にポイント1及び2に関わる取組を着実に実行しつつ、並行して将来の国立大学それぞれのあるいは総体について、国の財務状況に鑑みた縮小案を含めた組織再編等を視野に入れたさらなる機能強化方策について検討し、準備を整え、経時的に積極的に着手していくこととする。そのためには、同時に、我が国の高等教育を担う国公私立大学全体の適正な規模とそれぞれの高等教育機関の機能について、国や大学関係者等による議論が必須である。

以上について、各方面の理解をいただき、当面第3期中期目標期間において、本アクションプランに示した改革を促進していくための予算面・制度面における支援を要請するものである。

平成27年8月6日

文部科学大臣
下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進

平成28年度国立大学関係予算の確保・充実について（要望）

国においては、「大学力は国力そのもの」であるとの考え方から、先般閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015や「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても大学改革を重要な柱として位置付け、様々な施策を講じていくとの方針を打ち出しておられることに敬意を表します。

我々国立大学はその中核としての役割を果たすべき責務を有しているとの自覚の下、本年6月に文部科学省が公表した「国立大学経営力戦略」を踏まえ、それぞれの大学の強みや特色を活かしつつ、国際的に通用する人材の育成、イノベーション創出につながる学術研究の推進、我が国全体及び各地域の活性化を導く社会貢献などの諸機能の強化に全力で取り組むとともに、本年4月の「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」の施行を受け、学長のリーダーシップの下、迅速かつ的確に取組を進めていくためのガバナンス改革にも努めております。

また、本年6月に文部科学省が公表した「第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について（審議まとめ）」において、運営費交付金の配分方法等に関する一定の方向性が示されました。当協会においても、これからの我が国の社会・経済の長期的な動向を見据え、国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性を自ら明らかにするため、昨年12月に「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!（声明）」を公表し、この声明に基づき作成した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン（中間まとめ）」に沿って自律的に改革を推進していく所存です。

これらの改革を推進していくためには、それを支える経費の確保・充実が重要であることは言うまでもありませんが、国立大学の基盤を支える運営費交付金は長期に渡って減額が続き、平成27年度予算では法人化当初の平成16年度と比較して1,470億円の減（△11.8%）となっています。

これまで各国立大学では、それぞれ懸命の努力により、業務の効率化や節約、大学病院収入の増、競争的資金や寄附金などの外部資金の増などを図り、所要の経費の捻出に努めてきましたが、昨今の消費税率の引上げや電力料金等の値上げにより、そうした努力も限界に達しつつあります。

我が国の厳しい財政状況は十分承知していますが、大学は国の将来の成長の種となる新たな知を生み出すとともに、それを支える人材を育成する場であり、我々国立大学は自ら示したビジョンに基づくアクションプランを着実に実行し、我が国の成長発展に貢献していく覚悟です。何卒ご理解をいただき、将来への先行投資として、国立大学改革を促すための予算の確保・充実に格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

要望事項一覧

(★) 重点項目

○基盤的経費の確保

- 1 国立大学法人運営費交付金の確実な措置 (★) 1
- 2 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実 (★) 3
- 3 国立大学の教育研究の基盤となる施設・設備の整備 (★) 5

○競争的資金の確保・改革

- 4 各種競争的資金の安定的確保・使い勝手の向上と間接経費の拡充 (★) 7
- 5 科学研究費補助金予算の確保と基金化の推進 9

○制度改革・規制緩和

- 6 主体的・戦略的な大学改革を後押しする制度改革・規制緩和の推進 (★) 11

○学生支援

- 7 学生に対する経済的支援の拡充 (奨学金や授業料減免の充実) 12

○個別課題への対応

- 8 若手及び女性の教員・研究者の育成支援 14
- 9 大学の国際化とグローバル人材育成の推進 17
- 10 地域再生・活性化の中核的拠点としての大学の取組に対する支援の充実 20

○高等教育予算全般の拡充

- 11 高等教育予算全般の拡充 (公財政支出を OECD 諸国平均並みの水準に拡充) 22

1 国立大学法人運営費交付金の確実な措置

各国立大学がそれぞれの強み・特色を活かした教育・研究・社会貢献の機能を強化し、着実に改革を推進できるよう、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置を行うことを要望します。

(説明)

平成 27 年度当初予算における運営費交付金は、法人化初年度(平成 16 年度)と比較すると 1,470 億円、率にして 11.8%の削減となっています。また、国立大学法人の経常収益における運営費交付金の割合は、決算ベースで平成 16 年度の 48%から平成 25 年度には 34%にまで低下しています。

その要因として、法人化当初から 11 年間にわたり毎年全法人に課せられている一律の係数による削減措置(当初は「効率化係数」(全法人 1%)、平成 23 年度以降は「大学改革促進係数」(附属病院を有しない法人 1%、附属病院を有する法人 1.3%)があります。

各国立大学は、これまで業務の効率化や節約、競争的資金や寄附金などの外部資金の増などを図り、所要の経費の捻出に努めてきておりますが、平成 26 年度からの消費税率の引き上げ、電力料金等の光熱費や電子ジャーナルの値上げなどにより、そうした努力も限界に達しつつあり、このような毎年一律の削減係数を撤廃するとともに、物価等の動向に応じた所要の措置を講ずることが急務であると考えます。

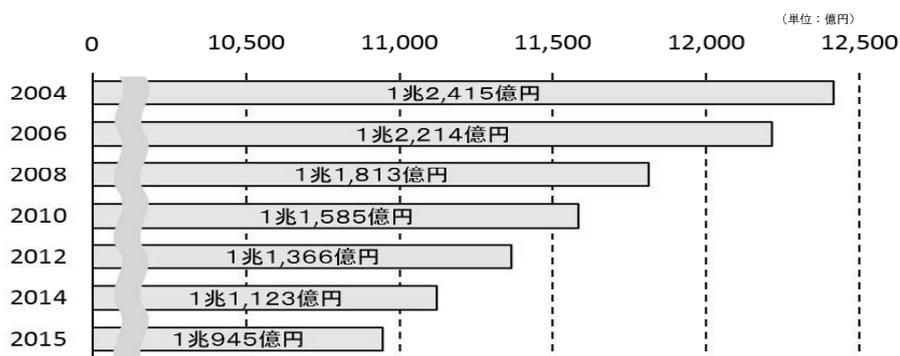
我が国の大学は、運営費交付金等の基盤的経費により長期的な視野に基づく多様な教育研究の基盤を確保するとともに、競争的資金により教育研究活動の革新や高度化・拠点化を図る「デュアルサポートシステム」によって支えられています。また大学の裁量によって柔軟に活用できる基盤的経費は、学長のリーダーシップによる主体的な改革の支えにもなっています。こうした基盤的経費の意義を踏まえ、その確実な措置を要望します。

また、運営費交付金においては、一般経費以外に特別経費として、各大学の戦略的なプロジェクトの支援や、最近では教育研究組織の再編成等の機能強化の推進、年俸制導入の促進、学長のリーダーシップ発揮支援等のための経費も措置されており、これらについても引き続き確保するとともに、優れた事業については継続的・安定的に実施できるようにするため、一般経費として措置されることを要望します。

各国立大学はそれぞれの地域、分野、歴史などの特性を踏まえ、その強みや特色を活かした機能強化に精力的に取り組んでいることをご理解いただくようお願いします。

1 国立大学法人運営費交付金の確実な措置

国立大学法人運営費交付金の推移（2004～2015年度）

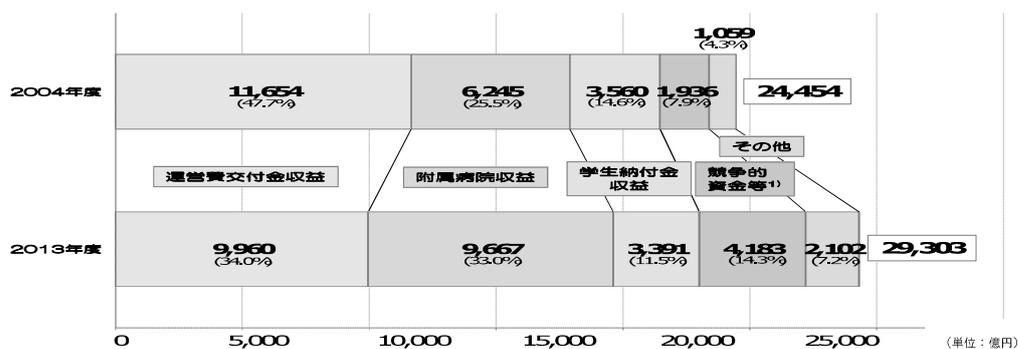


(注1) 上記には復興特別会計上分は含まない。(復興特別会計上分 2012年:57億円、2013年:11億円、2014年:7億円、2015年:4億円)

(注2) 「附属病院運営費交付金」は、2013年度からゼロになっている。

(出典) 文部科学省「国立大学運営費交付金予定額の構成(大学共同利用機関法人を含む90法人)」(各年版)より国立大学協会事務局作成

国立大学法人の経常収益の推移

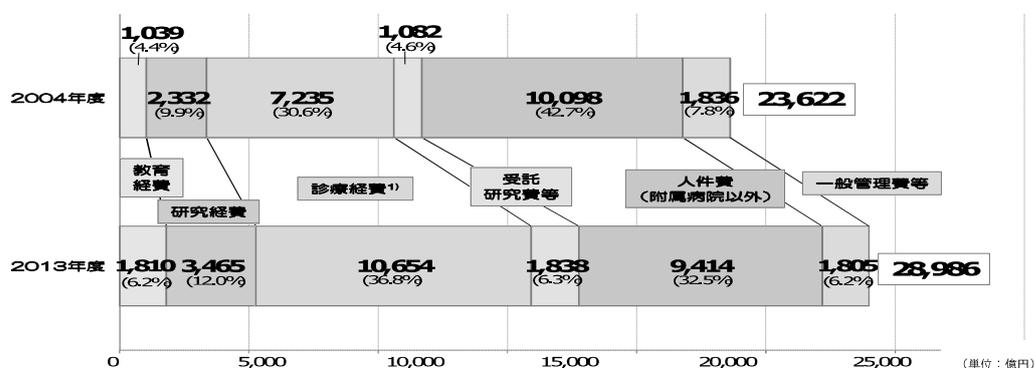


(注1) 競争的資金等は、平成16年度については、補助金等収益、受託研究等収益等、寄附金収益、研究関連収益及びその他の自己収入の合計額、平成25年度は、補助金等収益、受託研究等収益等、寄附金収益、研究関連収益の合計額である。

(出典) 文部科学省「国立大学法人の平成16年度財務諸表について」及び文部科学省「国立大学法人等の平成25事業年度決算等について」より国立大学協会事務局作成

経常収益に占める運営費交付金収益は低下し、診療報酬等による附属病院収益は増加

国立大学法人の経常費用の推移



(注1) 附属病院の教職員人件費を含む。

(出典) 文部科学省「国立大学法人の平成16年度財務諸表について」及び文部科学省「国立大学法人等の平成25事業年度決算等について」より国立大学協会事務局作成

経常費用に占める診療経費は、附属病院への医療ニーズの増大等に伴い増加

2 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実

国立大学附属病院が、医師等の人材育成、地域医療の中核拠点、高度先進医療と臨床研究などの機能を十分に果たすことができるよう、必要な財政的支援を行うことを要望します。

(説明)

国立大学附属病院は、法人化以降、特に地域の中核的な医療機関としての役割を十分に果たすために、医師、看護師等の充実により医療体制を強化するとともに、診療報酬の確保により健全な経営に努めてきています。しかし、平成26年度からの消費税率の引き上げの影響により医療機器・材料等の購入費が増え、診療報酬の見直しはあったものの、その経営状況は厳しくなっています。

こうした状況の中で、国立大学附属病院が教育・研究・診療の各般にわたる高度な機能を引き続き維持向上させ、また大規模災害時においても医療活動の拠点として貢献していくことができるよう、①地域医療拠点体制充実支援経費や医師等の教育研究環境の改善経費の充実、②附属病院再開発整備等に対する施設整備費補助金の確保及び高度な医療を提供するための医療機器等の導入・更新に必要な経費、③国立大学財務・経営センターによる附属病院整備のための低利・長期の貸付制度の維持などの財政支援の確保・充実が必要です。

2 国立大学附属病院に対する財政的支援の確保・充実

国立大学附属病院の使命・役割

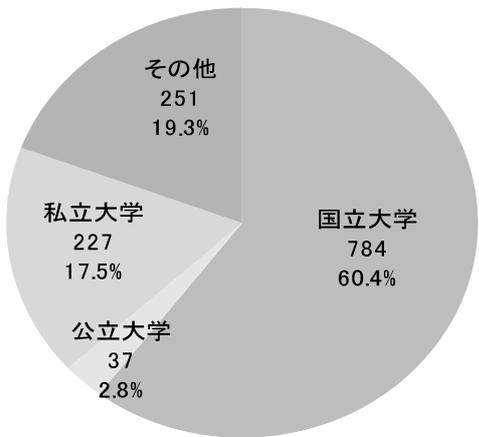
国民の安心のために

附属病院に対する運営費交付金は、経営努力の結果、平成25年度の予算額でゼロにすることができたが、施設設備整備のための長期借入金の債務残高 約7,928億円（平成26年度実績）の償還及び平成26年度からの消費税率の引上げの影響により医療機器・材料等の購入費が増え、経営は厳しい状況にある。



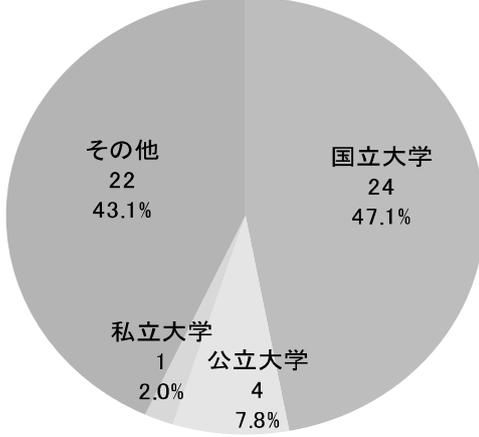
政策的な医療への対応状況 —我が国の全病院に占める大学病院のシェア—

臓器移植件数(1,299件)
(うち国立大学附属病院 784件(60.4%))



※(社)日本臓器移植ネットワーク調べ (平成11年2月28日から26年11月26日現在までの累計数)

都道府県がん診療連携拠点病院(51施設)
(うち国立大学附属病院 24施設(47.1%))



※厚生労働省調べ(平成26年8月6日現在)

3 国立大学の教育研究の基盤となる施設・設備の整備

国立大学が学生や研究者(外国人を含む)に対し、安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境を提供することができるよう、施設整備費補助金等を確保・充実することを要望します。

(説明)

国立大学の施設整備については、累次の「国立大学法人等施設整備5か年計画」(平成23年度からは第3次)により、重点的・計画的な支援をいただいております。特に東日本大震災からの復旧・復興や耐震化率の向上については着実に進展していることに感謝します。

しかし、老朽化・陳腐化した教育研究施設や基幹設備(ライフライン)は未だに多数存在しており(経年25年以上の要改修面積は全体の31.4%、法定耐用年数(経年15年)以上の基幹設備は51.5%)、安全・安心な環境の下で教育研究に打ち込めるような環境整備は急務です。

また、近年では、教育改革の推進のための学生の主体的な学びを促進するアクティブ・ラーニングの場の整備、イノベーション創出の促進のための最先端の研究設備の整備、産学連携による共同研究やインキュベーションに活用できるスペースの確保などの要請が強まっています。

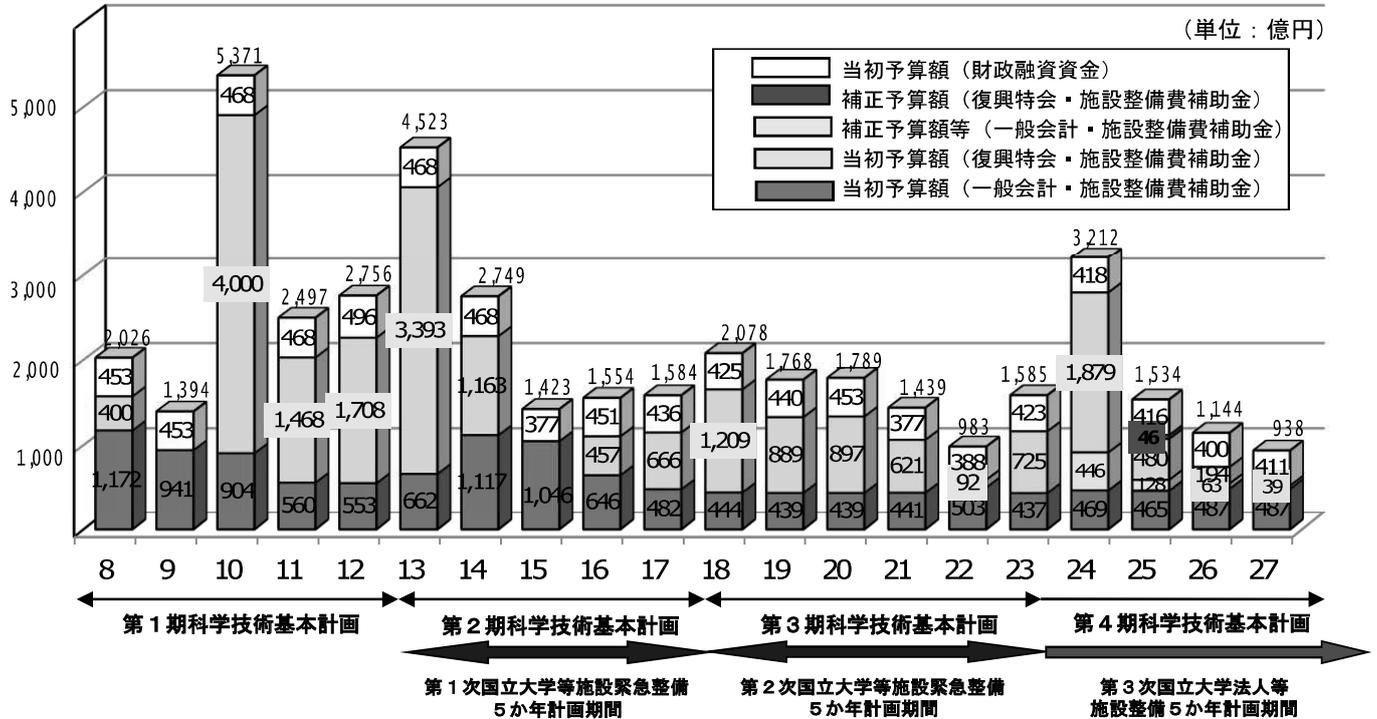
さらに、国際化の推進のためには、後述する通り留学生や外国人研究者のための住環境を諸外国並みに整備することが極めて重要になっています。

各国立大学は、これらの新たなニーズに対応するため、全学的な施設マネジメントを推進するとともに、経営努力によって生み出した目的積立金、寄附金、PFIの活用など、自助努力による多様な財源を活用した施設整備に取り組んでいるところですが、国においても安心・安全で国際的に魅力ある教育・研究環境の整備のために一層の財政措置を講ずることを要望します。

3 国立大学の教育研究の基盤となる施設・設備の整備

国立大学法人等施設整備費予算額の推移

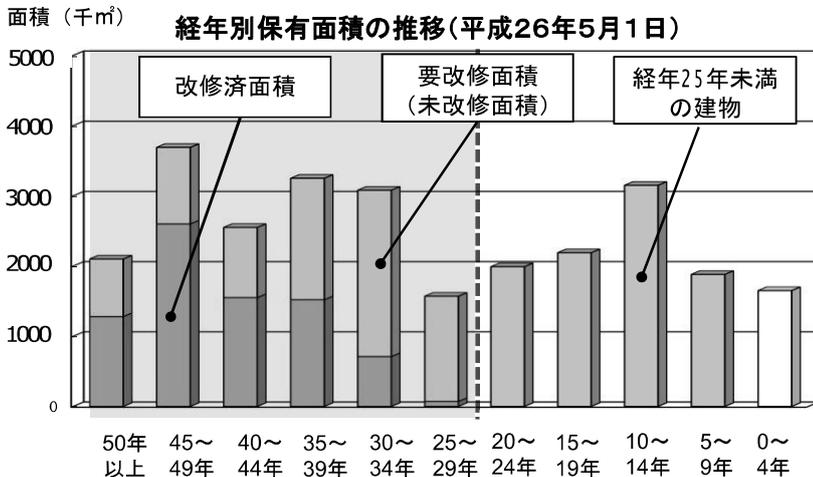
国立大学法人等施設整備費については、科学技術基本計画に基づき5か年計画を策定し、計画的な施設整備を実施するための予算の確保を図ってきたものの、国の厳しい財政状況の中、近年、当初予算は減少傾向であり、補正予算により緊急を要する整備に対応してきている状況。



- ※1 平成16年度補正予算額は、新潟県中越地震等における災害復旧費(89億円)を含む。
- ※2 平成22年度補正予算額は、経済危機対応・地域活性化予備費使用額(41億円)を含む。
- ※3 平成23年度補正予算額は、東日本大震災における災害復旧費(375億円)を含む。
- ※4 平成24年度補正予算額は、2度の経済危機対応・地域活性化予備費使用額(467億円)及び補正予算額(1,412億円)の合計。
- ※5 四捨五入のため合計は一致しない。

国立大学等施設・ライフラインの抱える問題点

経年25年以上の改修を要する施設は、全国で8,485千㎡(全保有面積の31.4%)で、老朽改善整備に著しい遅れが発生。さらに経年50年以上の建物は今後5か年で7.5%→20.7%に急増。



- 保有面積 27,077千㎡
- 経年25年以上の要改修面積 8,485千㎡ (31.4%)
- 経年50年以上の建物面積 2,100千㎡ (7.5%)
- ⇒ 今後5か年で 20.7%に急増

※保有面積は、平成26年5月1日以降に完成予定の建物を除く。

4 各種競争的資金の安定的確保・使い勝手の向上と間接経費の拡充

大学の国際化、地域貢献、教育研究の高度化などの一層の推進を目指す大学改革を加速するための国公私立大学を通じた各種競争的資金の安定的確保と間接経費の拡充を行うことを要望します。

(説明)

国においては、スーパーグローバル大学等事業、地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）などをはじめとして、国公私立大学を通じた大学改革を支援する競争的資金を拡充してきました。

これらは、社会のニーズに対応して、各大学が学長のリーダーシップの下にその機能を強化し大学改革を推進していく上で大きな意義を有するものであり、引き続き各種の競争的資金制度が充実されることを期待します。

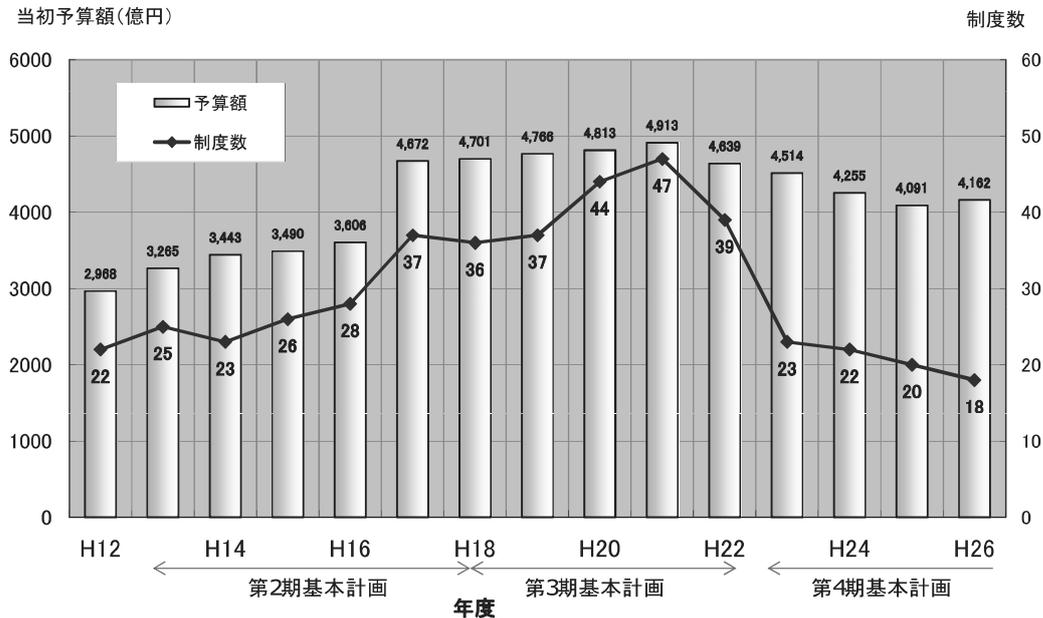
その際、各大学がそれぞれの強みや特色を活かし戦略的・計画的に各種事業に応募することができ、また過度な負担を課すことのないよう、制度の安定性・継続性や審査基準等の明確化・透明化に留意されることを要望します。

さらに、後述の科学研究費補助金を含め、これらの競争的資金に基づくプログラムの実施のためには、各大学は様々な環境改善や機能向上を行う経費を負担する必要がある、十分な間接経費が措置される必要があります。現在、この間接経費の措置は未だ十分とは言えず、努力する大学が更に成果を発揮できる環境づくりに資する予算を確実に措置し、大学の基礎体力を強化し、大学の教育・研究力を高めていくためにも、競争的資金を含む国のすべての研究・教育補助金・委託費について間接経费率最低 30%の実現を要望します。また、直接経費の使途についても、人件費を含め弾力的な運用ができるようにお願いします。

4 各種競争的資金の安定的確保・使い勝手の向上と間接経費の拡充

競争的資金の予算額及び制度数の推移

- 競争的資金予算の増額が図られたが、近年は厳しい財政状況の中でほぼ横ばいで推移。
- 平成26年度の競争的資金総額は、微増し約4,162億円(科学技術関係費の11.4%)

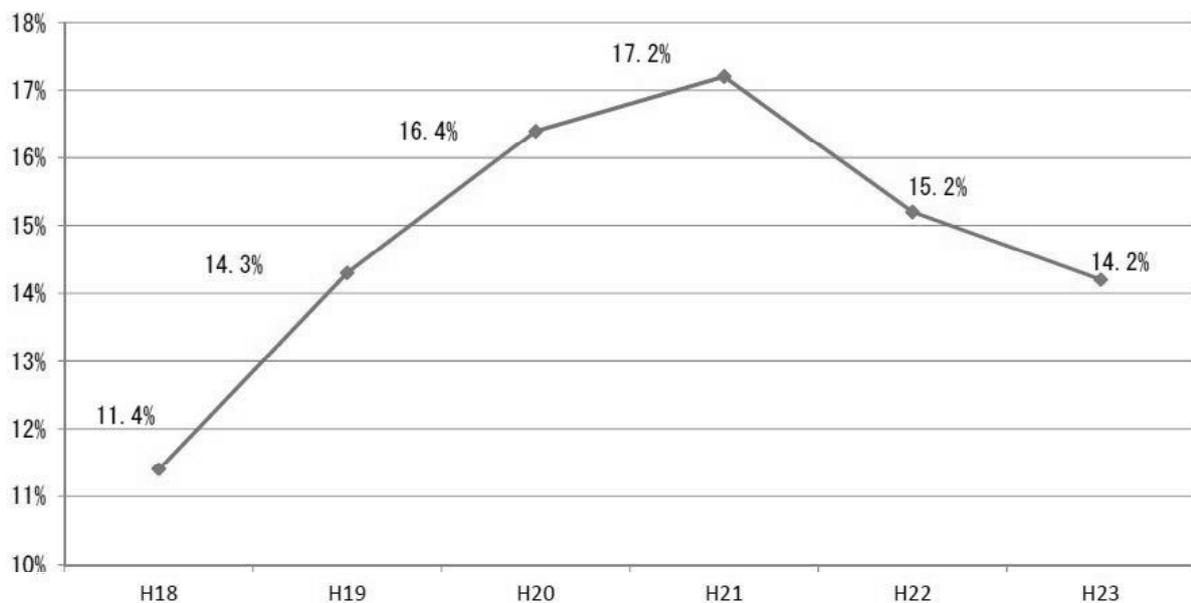


注) 平成21年度の補正予算で基金(1,500億円)として措置された「最先端研究開発支援」は、上記各年度予算額及び制度数には含まれない。

出典: 内閣府作成

間接経費の推移 (RU11)

- 主要研究大学(RU11)における外部資金(直接経費)と比較した間接経費の割合は減少傾向



出典: 学術研究懇談会「日本の国際競争力強化に研究大学が貢献するために(提言)」(平成25年5月)

5 科学研究費補助金予算の確保と基金化の推進

科学研究費補助金は、多様な学術分野にわたる研究者の自由な発想と連携を活かす基礎研究を支援し、将来のイノベーションのシーズを生み出す我が国の基幹的な研究費であり、その確保・拡充を行うとともに、研究費の効果的・効率的な使用に資する基金化の推進を行うことを要望します。

(説明)

科学研究費補助金は、我が国の人文・社会科学及び自然科学分野の多様な学術研究分野を支え、研究者の自由な発想と連携を活かす真に競争的な基礎的研究資金として定着し、国際的にも高く信頼されています。

iPS細胞研究を含め、ノーベル賞などの国際的科学賞を受賞したり、社会経済に大きなインパクトを与える技術革新を生み出した研究も、その多くは長年にわたる科学研究費補助金の支援を受けた研究が実を結んだものであり、こうした基礎研究こそ我が国の成長にとっての最大の資本であるとあって過言ではありません。

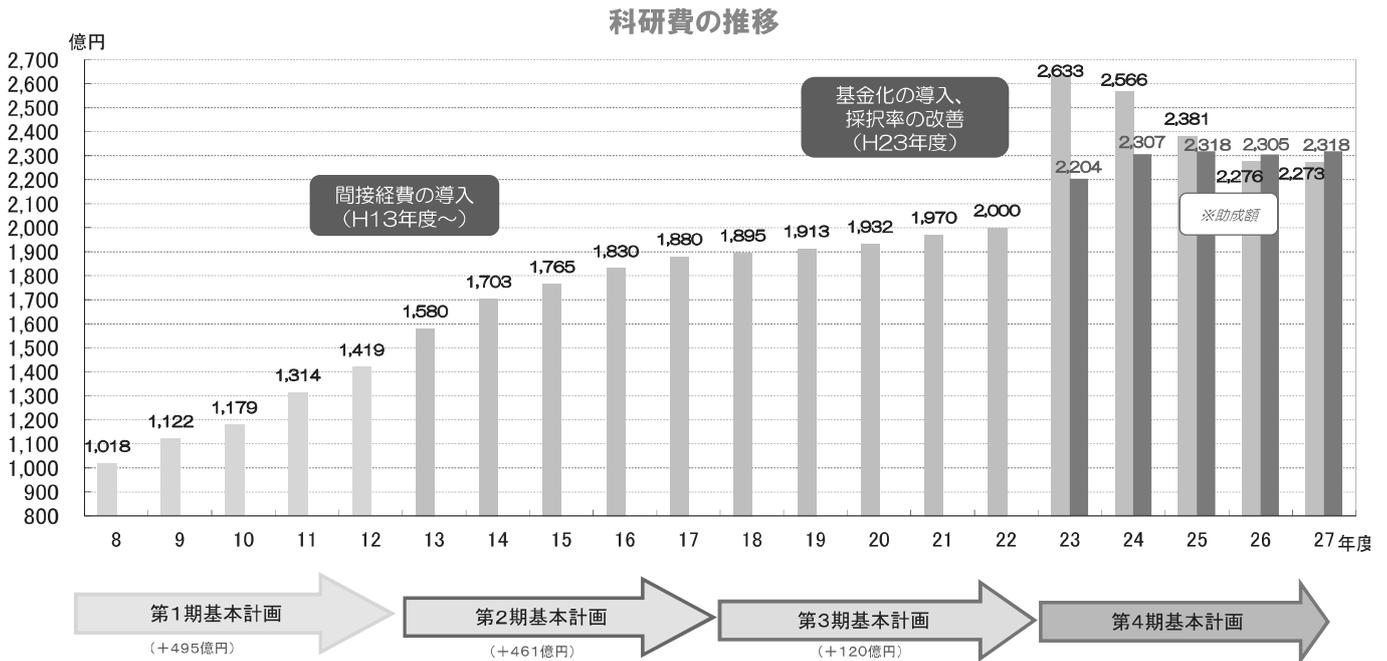
最近、残念ながら我が国の学術論文生産数の世界シェアは低下していますが、科学研究費補助金を受けた研究に関する論文の総数や被引用度の高い論文数は増加しており、論文生産の量・質両面において科学研究費補助金の役割は大きくなっています。

先般閣議決定された「科学技術イノベーション総合戦略2015」では、「研究者の内在的動機に基づき独創的で質の高い多様な成果を生み出す学術研究と、政策的な戦略や要請に基づく戦略的な基礎研究のバランスをとりながら推進することに留意しながら、特に、我が国の学術研究を支える最も基礎的な競争的資金である科学研究費助成事業（科研費）や、戦略的な基礎研究を推進する代表的な事業である戦略的創造研究推進事業のさらなる改革・強化に取り組むことが重要である。」とされています。ぜひこうした改革を進めるとともに、科学研究費補助金の総額を確保充実することを要望します。

また、科学研究費の基金化は学術研究を効果的に実施するために役立っていると多くの教員や研究者から高く評価されており、ぜひ一層の推進を図ることを要望します。

5 科学研究費補助金予算の確保と基金化の推進

科研費の予算額・助成額の推移



※ 予算額は、当初予算額を計上。

※平成23年度から一部科目について基金化を導入したことにより、予算額には、翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなったため、予算額が当該年度の助成額を表さなくなった。そのため、当該年度に助成する金額を「助成額」として、予算額とは別に表記している。

作成: 文部科学省

○ノーベル賞などの画期的な成果をもたらした科研費の研究成果の例

◆白川英樹・筑波大学名誉教授

「ポリアセチレンフィルムの半導体としての研究」
(1969～ 試験研究、基盤研究 他)

⇒ ポリアセチレンの薄膜化で導電性ポリマーを開発
ノーベル化学賞(2000年)



34年間に科学研究費補助金を24件いただいています。これは毎年というわけではありませんでしたが、1件で3年連続受領ということもありましたので、ほぼ毎年にならなくて何がしかの科研費を得ていたということになります。
(平成13年11月「我が国の学術研究の明日を語る会」にて
(出典:「学術月報」2002年2月号))

◆野依良治・理化学研究所理事長

「遷移金属錯体を用いる新規合成反応」
(1972～ 一般研究、特別推進研究 他)

⇒ 有機金属化合物の触媒で鏡像体の作り分けに成功
ノーベル化学賞(2001年)、ウルフ賞(2001年)



科研費は日本の中で最も有効に機能している研究費だと思っています。私自身も長い研究生活を通じて一貫して科研費に支えられてきたと申してよいかと思います。...振り返りますと科研費の整備・充実と一緒に道を歩み、研究者として育てていただいたことがたくさんあります。(出典:「学術月報」2006年10月号)

◆末松安晴・元東京工業大学学長、東京工業大学名誉教授

「レーザー光の導波伝送に関する基礎研究」
(1966～ 各個研究、特別推進研究 他)

⇒ 超高速・長距離光ファイバー通信の端緒を開拓
文化功労者(2003年)



科研費がなければ私の研究は存在しなかった。科研費との絆は、1)光通信研究の育ての親、2)日本の卓越技術の集積とネットワーク発信の構築、そして3)国の学術研究の推進など、誠に深い。...平成2年(1990)まで科研費の強力な支援を受けて光通信の基礎研究を進めた。
(出典:「科研費NEWS」2009年1月号)

◆山中伸弥・京都大学再生医科学研究所教授

「蛋白質翻訳調節因子NAT1の機能解明」
「細胞核初期化の分子基盤」
(1999～ 奨励研究(A)、特定領域研究、特別推進研究 他)

⇒ iPS細胞の開発
ノーベル生理学・医学賞(2012年)



奈良先端科学技術大学院大学助教授時代の科研費による研究成果が基盤となった、世界で初めての人工多能性幹細胞(iPS細胞)の樹立に対し、ノーベル生理学・医学賞(2012年)が贈られた。

6 主体的・戦略的な大学改革を後押しする制度改革・規制緩和の推進

学長のリーダーシップの下、各大学の主体的な計画に基づき、長期的視点での戦略的な大学改革を後押しするための制度改革・規制緩和の推進を行うことを要望します。

(説明)

運営費交付金は「渡し切り」を基本として安定的に措置されることにより、各大学は学長のリーダーシップ・裁量の下に、中期目標期間（6年間）を見通して、戦略的・計画的に大学改革を推進することが可能となります。

これらの大学改革の取組に対して、国は中期目標期間（6年間）全体の実績を厳正に評価した上で、運営費交付金の配分を次期中期目標期間に反映することが必要です。

また、国立大学法人が長期的な資金計画に基づき、戦略的な教育研究投資をするための環境整備を行うため、次の国立大学法人会計制度改革が必要です。

- ①目的積立金制度の柔軟化（毎年度の承認基準の明確化と承認時期の早期化）
- ②目的積立金の次期中期目標期間への繰越基準の明確化
- ③施設整備に係る長期借入金の柔軟化及び償還財源の多様化
- ④資金運用に係る規制の緩和（運用対象の拡大等）

7 学生に対する経済的支援の拡充

意欲と能力のある学生が経済的理由によって学業を断念することのないよう、奨学金や授業料減免の充実を図ることを要望します。

(説明)

近年、学びのセーフティネットの構築の観点から、奨学金及び授業料減免の拡充が進められていることを歓迎するとともに、貸与を受けた学生が卒業後その経済的能力に応じて返済することができる所得連動返済型無利子奨学金制度の拡充をはじめ、今後一層の充実を図ることを要望します。さらに、諸外国に見られるような給付型奨学金の創設についても検討されることを期待します。

また、大学院生をティーチングアシスタント (TA)、リサーチアシスタント (RA) などとして雇用することは、大学院生に対する経済的支援となるとともに、大学教育の質の向上や後述する若手研究者育成の促進にも資するものであり、その雇用に係る財政的支援の充実を要望します。

7 学生に対する経済的支援の拡充

国立大学の授業料・奨学金等

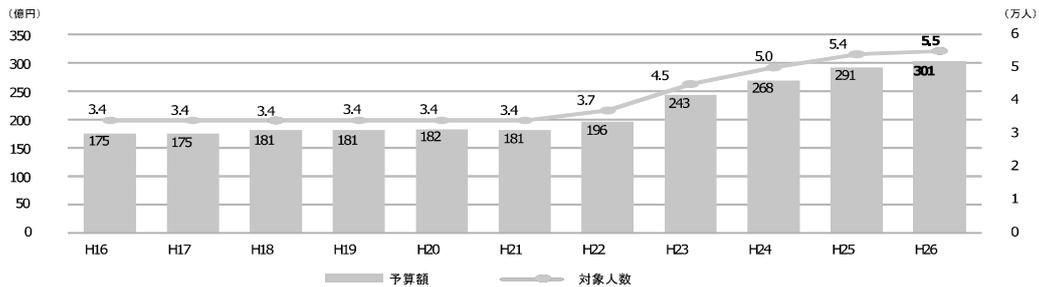
授業料減免等の予算額及び対象人数は、この5年で増加している(被災学生分を含む)。
国立大学では、日本学生支援機構(JASSO)奨学金やティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)の実績が高い。

経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

国立大学の授業料減免等の予算額と対象人数

◆平成27年度政府予算:307億円

・免除対象人数:約5.7万人(約0.3万人増) 学部・修士→約5.1万人 博士→約0.6万人



・被災学生の修学機会確保のための減免等の実施:約4億円

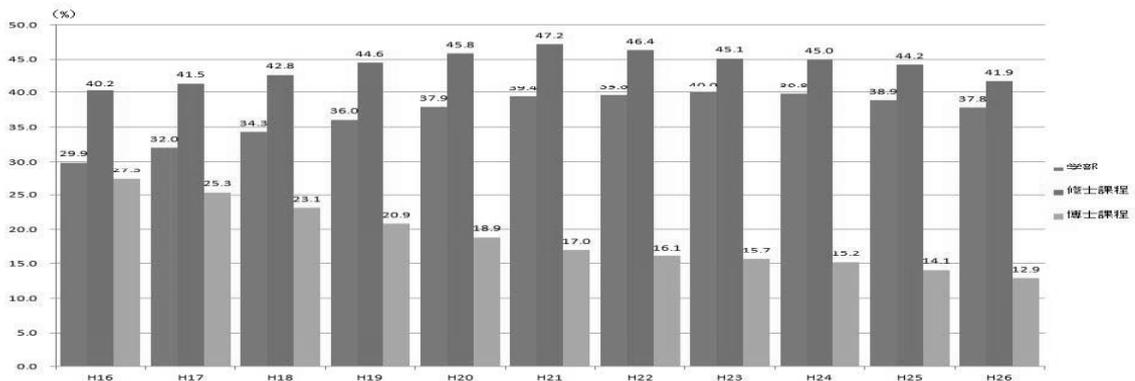
(参考)国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的負担の軽減によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿舎の全部若しくは一部の免除又は猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

出典:文部科学省「学生の経済的支援の在り方に関する検討会『学生への経済的支援の在り方について』(平成26年8月29日)及び文部科学省「平成27年度文部科学関係予算(案)のポイント」(2014年1月14日公表)より作成

奨学金・学内業務等の経済的支援の充実

(1)日本学生支援機構 奨学金貸与率(貸与人員/学生数)(国立大学)



(2)ティーチング・アシスタント(TA)(平成24年実績)

◆修士課程・・・1人当たり月額:0.7万円(平成24年大学院活動状況調査)

・国立4.3万人、公立0.3万人、私立2.3万人

◆博士課程・・・1人当たり月額:0.7万円(平成24年大学院活動状況調査)

・国立1.1万人、公立0.1万人、私立0.4万人

(3)リサーチ・アシスタント(RA)(平成24年実績)

◆修士課程・・・1人当たり月額:7.8万円(平成24年大学院活動状況調査)

・国立0.1万人、公立0.01万人、私立0.01万人

◆博士課程・・・1人当たり月額:7.8万円(平成24年大学院活動状況調査)

・国立1.2万人、公立0.03万人、私立0.15万人

出典:学生の経済的支援の在り方に関する検討会『学生への経済的支援の在り方について』(平成26年8月29日)より作成

8 若手及び女性の教員・研究者の育成支援

我が国の将来の学術研究を支える若手及び女性の教員・研究者に魅力ある環境を提供し、その育成を支援することを要望します。

(説明)

国立大学においては、近年、人件費抑制の影響等により若手教員の割合が低下しているとともに(35歳未満の教員の割合は平成16年の13.4%から平成25年には9.8%に減少)、将来のキャリアパスが不明確であることなどから、優れた人材が大学院に進学して教員・研究者を目指す傾向が弱まっていると言われてしています。また、女性教員の積極的採用にも努めていますがまだ十分とは言えません(全教員の中で女性教員の割合は平成17年の9.3%から平成26年には14.7%に増加)。

こうした中で、国において、教育研究環境整備費(スタートアップ支援)、年俸制の導入、テニユアトラック制度の普及、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築、女性研究者支援などの様々な施策を推進されていることに敬意を表します。

今後とも、これらの施策を総合的に推進していただき、若手・女性の教員・研究者に対して、将来のキャリアパスを含めて魅力ある教育研究環境を提供するよう、支援を要望します。また、これらの人材が大学のみならず研究機関や産業界とも交流できる流動性を高めるための環境整備についても配慮をお願いします。

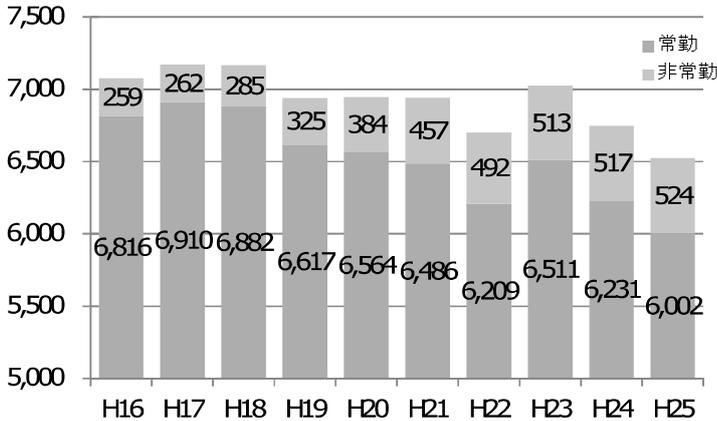
8 若手及び女性の教員・研究者の育成支援

常勤教員(特に若手教員)の減少

運営費交付金が減少していく中で、各大学は競争的資金等の獲得により優秀な若手研究者等の雇用に努めているが、近年、研究者全体に占める常勤の採用割合が減少。若手研究者にとっては、益々厳しい採用状況となっている。

単位:億円

「教員」人件費の状況(附属病院以外)



国立大学における若手教員の減少

○ 平均年齢

平成16年度 46.4歳



平成25年度 47.4歳

○ 35歳未満の割合

平成16年度 13.4%(8,267人)



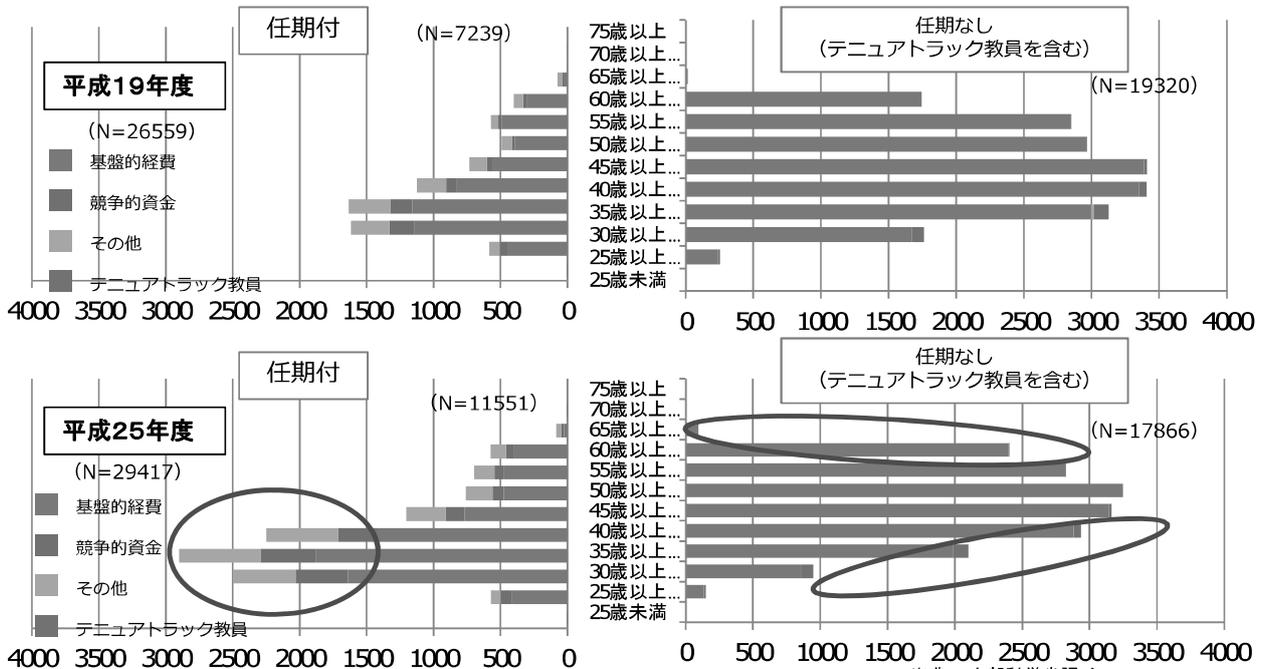
平成25年度 9.8%(6,189人)

※ 学校教員統計調査(H16、H25)から算出

(注1) 平成19年度以降の人員費には、会計基準変更にもなうセグメント間の人員費配賦方法の見直しによる影響額を含んでいる。
 (注2) 附属病院以外の推移を示している。
 出典: 文部科学省提供資料より国立大学協会事務局作成

研究大学における任期付教員の雇用財源調査(速報版)

- 研究大学(RU11)においては、任期なし教員ポストのシニア化、若手教員の任期なしポストの減少・任期付ポストの増加が顕著。
- 任期付教員の雇用財源は、競争的資金等の外部資金の割合が増加。



出典: 文部科学省調べ
 (集計は科学技術・学術政策研究所で実施)

国立大学の男女共同参画の現状

アクションプランで掲げた達成目標

国立大学協会では、2011年2月『国立大学における男女共同参画推進について－アクションプラン－』を策定し、大学が取り組むべき事項を提言するとともに、達成目標を定めました。

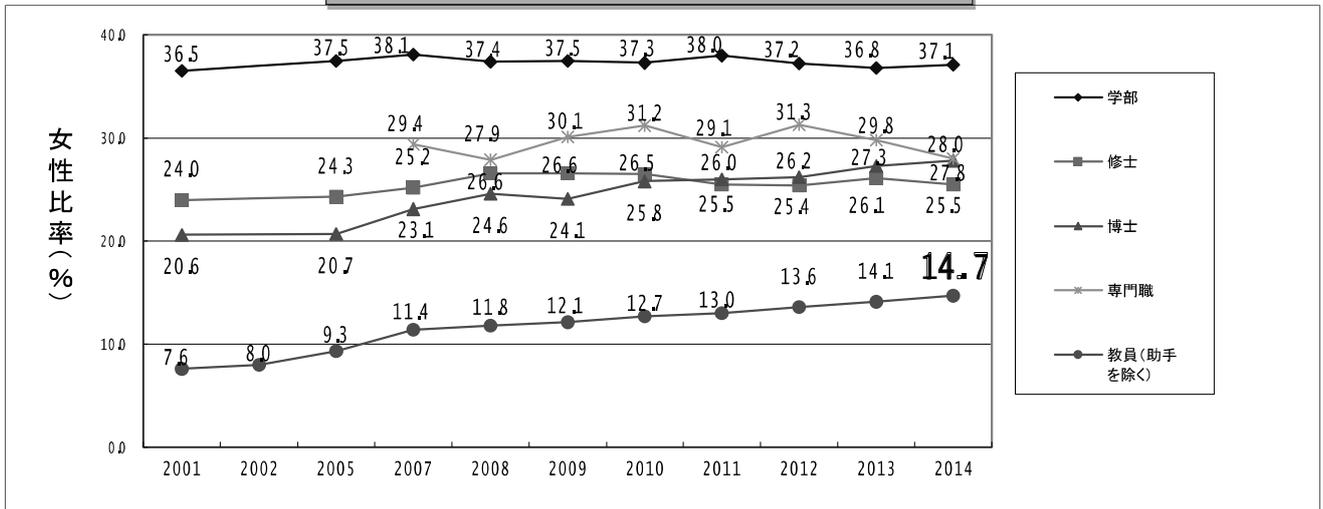
達成目標

「国立大学の女性教員比率を2015年までに17%以上(各大学において1年ごとに1%以上)に引き上げる。」

男女共同参画の現状

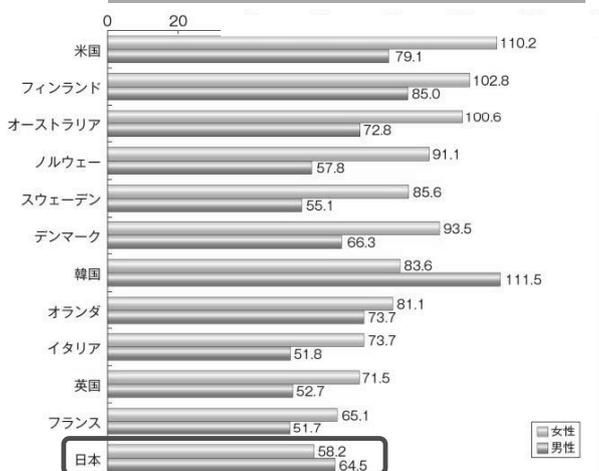
全国立大学における女性教員比率は14.7%（平成26年5月1日現在）となりました。引き続き達成目標に向けて、男女共同参画に係る取組を推進していきます。

大学における女性比率推移



(出典) 国立大学における男女共同参画推進の実施に関する追跡調査報告書

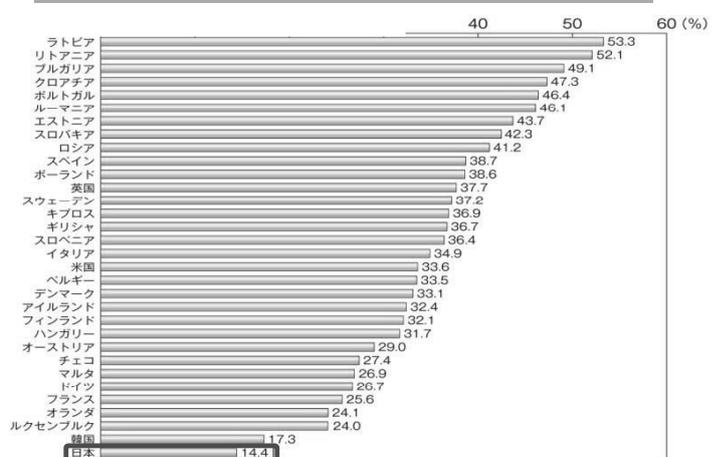
高等教育在学率の国際比較



(備考) 1. UNESCO Institute for Statistics ウェブサイト "Gross enrolment ratio, tertiary"より作成。2012(平成24)年時点。
2. 在学率は「高等教育機関(Tertiary Education, ISCED5及び6)の在学者数(全年齢)/中等教育に続く5歳以上の人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。

(出典) 平成26年度版男女共同参画白書

研究者に占める女性比率の国際比較



(備考) 1. EU加盟国及び主要国(ロシア、米国、韓国、日本)を抽出。
2. EU加盟国等の値は、EU "Eurostat"より作成。推定値、暫定値を含む。スロバキア、ロシア、チェコは2012(平成24)年、他の国は2011(平成23)年時点。
3. 米国の数値は、国立科学財団(NSF)の"Science and Engineering Indicators 2014"に基づく雇用されている科学者(scientists)における女性割合(人文科学の一部及び社会科学を含む)、2010(平成22)年時点の数値。技術者(engineers)を含んだ場合、全体に占める女性科学者・技術者割合は27.5%。
4. 韓国の数値は、OECDの"Main Science and Technology Indicators"より作成。2011(平成23)年時点の数値。
5. 日本の数値は、総務省「平成25年」

(出典) 平成26年度版男女共同参画白書

9 大学の国際化とグローバル人材育成の推進

大学の国際化とグローバル人材育成の推進を図るため、各大学の強みや特色を活かした積極的な取組に対する支援を充実するとともに、留学生の受入環境の整備及び日本人学生の海外派遣に対する奨学金等の経済的支援の大幅な拡充を行うことを要望します。

(説明)

グローバル化への対応は今日の喫緊の課題であり、国において、スーパーグローバル大学等事業、大学の世界展開力強化事業、学生の双方向交流の推進などの様々な施策を講じていることに敬意を表します。

各国立大学は、それぞれの分野の特性を踏まえつつ、その特色や強みを活かした個性ある国際化の取組を進めており、これらの多様な取組に対する支援の充実を要望します。

また、「留学生受入れ 30 万人計画」の実現は、我が国の大学に大きな刺激と活力をもたらし、国際競争力の向上につながるものでありますが、優れた外国人留学生を積極的に受入れるためにも外国人留学生の学位取得後の在留許可を弾力化するなど魅力的な受入環境の整備や長期・短期の奨学金制度の充実を要望します。優れた外国人教員・研究者の受入れ拡大のための支援についても充実をお願いします。

さらに、グローバル社会で活躍できる人材を育成するため、意欲と能力のある学生全員に海外留学等の機会を提供することを目指して、民間資金も活用しつつ長期・短期の海外留学支援を引き続き拡充することを要望します。

9 大学の国際化とグローバル人材育成の推進

国立大学の国際化

「世界大学ランキング2014-2015」(英国Times Higher Education誌)では、国立大学は、教育や研究面の指標では欧米の大学とほぼ互角だが、評価の際の「国際性」の指標(international outlook)が低いため、総合順位が伸び悩んでいる。

一方、論文引用回数では、国際的に上位を占める分野があり、高い評価を得ている。

◆世界大学ランキング2014-2015

○上位10大学は、アメリカ・イギリスの大学が独占。

⇒100位以内に入った日本の大学は**2大学**。

○このランキングには5つの指標(教育、研究、国際性、産業界からの収入、論文被引用数)(※)が使用。

(※)5つの指標: 教育(teaching)、研究(research)、国際性(international outlook)、産業界からの収入(industry income)、論文被引用数(citation)

2014-2015	大学名	国等
1	カリフォルニア工科大学	米国
2	ハーバード大学	米国
3	オックスフォード大学	英国
4	スタンフォード大学	米国
5	ケンブリッジ大学	英国
6	マサチューセッツ工科大学	米国
7	プリンストン大学	米国
8	カリフォルニア大学バークレー校	米国
9	インペリアル・カレッジ・ロンドン	英国
9	イエール大学	米国
23	東京大学	日本
25	シンガポール国立大学	シンガポール
43	香港大学	香港
48	北京大学	中国
49	清華大学	中国
50	ソウル国立大学	韓国
59	京都大学	日本
141	東京工業大学	日本
157	大阪大学	日本
165	東北大学	日本

出典: The Times Higher Education World University Rankings 2014-2015を参照し、国立大学協会事務局作成

◆国立大学は、わが国が国際的にリードしている研究分野において上位を占める。

■化学

日本順位	機関名	高被引用論文数	高被引用論文数の割合(%)
1	(独)科学技術振興機構	181	2.36
2	東京大学	155	1.86
3	京都大学	139	1.51
4	大阪大学	128	1.67
5	(独)産業技術総合研究所	89	1.24

■材料科学

日本順位	機関名	高被引用論文数	高被引用論文数の割合(%)
1	(独)物質・材料研究機構	92	1.94
2	(独)科学技術振興機構	84	4.16
3	東北大学	60	0.94
4	東京大学	55	1.63
5	(独)産業技術総合研究所	52	1.22

■免疫学

日本順位	機関名	高被引用論文数	高被引用論文数の割合(%)
1	大阪大学	70	5.74
2	(独)科学技術振興機構	55	8.33
3	東京大学	36	2.65
4	京都大学	33	4.07
5	(独)理化学研究所	26	3.93

出典: The Times Higher Education World University Rankings各年版及び「Essential Science Indicator」のトムソン・ローター資料(2014年4月23日)を参照し国立大学協会事務局作成

国立大学協会では、2020年までの新たな国際化の目標(『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』2013年3月8日発表)を策定し、その達成に向けて積極的に取り組んでいます。

世界に展開する多様な取り組み・現状

国立大学では、国際化に関する特色ある取り組みがなされている。

◆海外拠点

・全国立大学合わせると、**298箇所**

◆海外大学との単位互換

・多くの国立大学(約7割)が実施

◆国際交流協定

・国立大学全体では、**8,000件**を超える

◆外国人教員の積極的な新規採用

・英語のみで卒業できるコース等を拡大

◆語学研修やサマースクール

・多くの国立大学(約8割)が実施

◆秋季入学

・**69の国立大学**の大学院で実施

※国立大学協会 教育・研究委員会『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』(2013年3月8日)を参照

2020年までの国際化の達成目標

『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』(2013年3月8日)

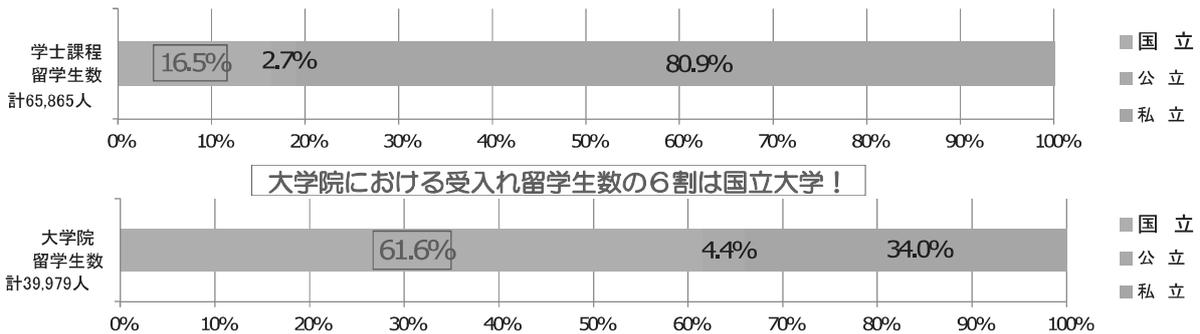
- ① **受入留学生数の割合**を学部と大学院合わせて
約**5.8%** ➡ **10%**
- ② **派遣留学生数の割合**を学部と大学院合わせて
約**2.2%** ➡ **5%**
- ③ **外国人教員**(本務者)比率
約**3.2%** ➡ **倍増**
- ④ **英語での授業実施科目数**を学部、大学院ともに
約**12,000科目** ➡ **倍増**
- ⑤ **国際化に関連した数値目標を設定する大学数**

受入留学生数の目標値のある大学	➡	倍増
派遣留学生数の目標値のある大学		
外国人教員数の目標値のある大学		

※国立大学協会 教育・研究委員会『国立大学における教育の国際化の更なる推進について』(2013年3月8日)を参照

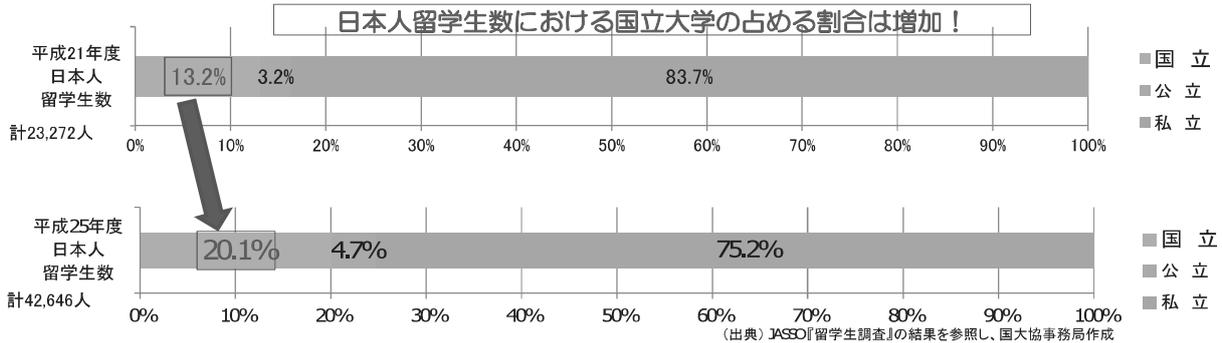
海外からの受入れ留学生・日本人海外留学生の現状

●海外からの受入れ留学生数(平成26年度)



(出典) JASSO『平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果』(平成27年2月)から作成

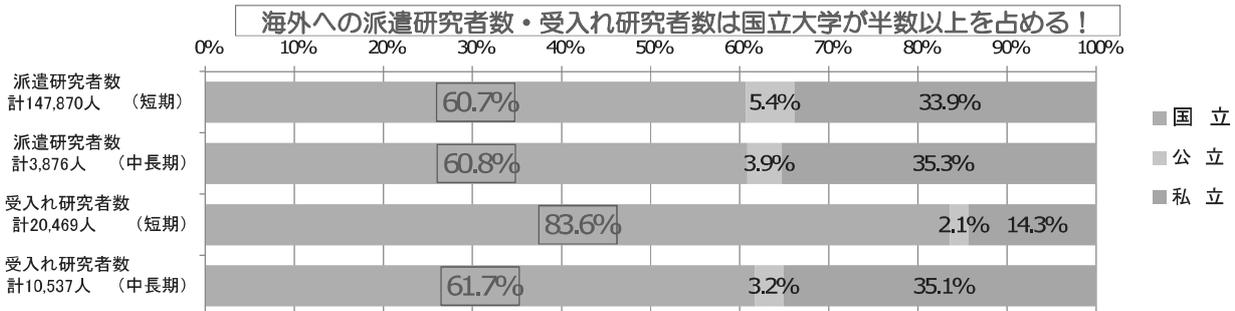
●日本人の海外留学生数



(出典) JASSO『留学生調査』の結果を参照し、国大協事務局作成

海外への派遣研究者数・受入れ研究者数

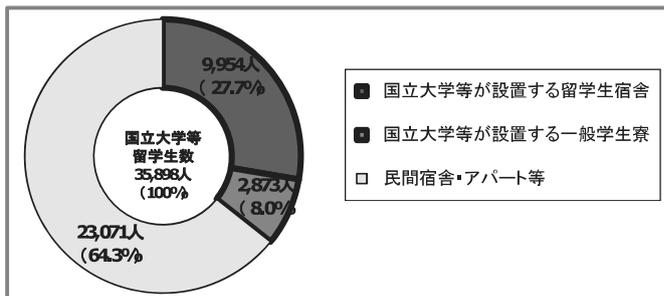
●海外への派遣研究者数・受入れ研究者数(平成25年度)



(出典) 文部科学省 国際研究交流の概況(平成25年度)(平成27年3月4日報道発表)から作成

国立大学等が設置する留学生宿舎の状況

(平成26年5月1日現在)



(出典) JASSO『平成26年度外国人留学生在籍状況調査結果』(平成27年2月)を参照し、国大協事務局作成

国立大学等の留学生数に対して、国立大学等が設置する留学生宿舎及び学生寮入居者数は、**35.7%程度**に留まっており、依然として受け入れ環境が十分に整備されているとはいえない。

10 地域再生・活性化の中核的拠点としての大学の取組に対する支援の充実

大学が、その知的資源を活用して地域再生・活性化の中核的拠点として貢献する取組について支援を充実することを要望します。

(説明)

国において、平成27年度から、大学の地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)を推進されていることは誠に時宜を得たものであり、敬意を表します。

各地域の国立大学は、「知」の中核としてのシンクタンクの機能、地域の産業・行政・文化等をコーディネートする機能、地域のイノベーションを推進し世界につなぐ機能を有しており、これらの機能を強化して世界的な視野の下で地域の発展を先導するよう努めています。

引き続きこの事業の充実を図ることを要望します。

10 地域再生・活性化の中核的拠点としての大学の取組に対する支援の充実

国立大学の地域への貢献

国立大学は、地方における産学連携の中核を担うとともに、その教育研究活動により、地域全体に大きな経済効果をもたらしている。

地域における産学連携とイノベーション創出

◆中小企業との共同研究実績の上位30大学(平成25年度・実績)

	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
大学数	10校	12校	2校	0校	6校	0校
件数	1135件	991件	115件	0件	213件	0件
件数のシェア	46%	40%	5%	0%	9%	0%

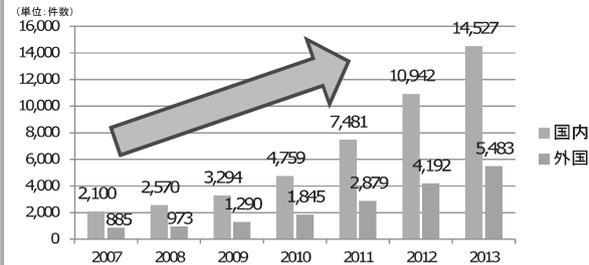
出典: 文部科学省提供資料、文部科学省科学技術・学術政策局「平成25年度大学等における産学連携等実施状況について」(平成26年11月28日)より国立大学協会事務局作成

◆大学発ベンチャー設立の上位30大学(平成26年度・実績)

	国立大学		公立大学		私立大学	
	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域	三大都市圏	その他地域
大学数	10校	11校	1校	1校	8校	1校

出典: 経済産業省「大学発ベンチャーの成長要因を分析するための調査」(平成27年4月10日公表)より国立大学協会事務局作成(※同数の大学があるため、計32大学となっている。)

◆国立大学等における特許権保有件数の推移



出典: 文部科学省提供資料、文部科学省科学技術・学術政策局「平成25年度大学等における産学連携等実施状況について」(平成26年11月28日)より国立大学協会事務局作成

国立大学の経済効果

◆国立大学が存在することにより、様々な経済効果がある

大学名	県内生産誘発額		付加価値誘発額 (県内生産に占める率)	雇用効果 (県企業業者に占める率)	税収効果	
	直接効果	総合効果			県税	市町税
富山大学	332億円	483億円 (1.45倍)	291億円 0.6%	6,607人 1.1%	4億円 0.4%	2億円 0.4%
徳島大学	367億円	548億円 (1.49倍)	300億円 1.1%	7,849人 2.2%	5億円 0.9%	4億円 0.8%
長崎大学	448億円	712億円 (1.59倍)	425億円 1.0%	10,686人 1.7%	4億円 0.5%	2億円 0.6%
弘前大学	279億円	407億円 (1.46倍)	255億円 0.6%	6,783人 0.9%	4億円 0.4%	3億円 0.3%
群馬大学	393億円	597億円 (1.52倍)	338億円 0.4%	9,114人 0.9%	5億円 0.2%	4億円 0.2%
三重大学	305億円	428億円 (1.40倍)	227億円 0.3%	6,895人 0.8%	4億円 0.2%	3億円 0.1%
山口大学	433億円	667億円 (1.54倍)	385億円 0.7%	9,007人 1.2%	6億円 0.4%	5億円 0.3%
山梨大学	291億円	415億円 (1.43倍)	248億円 0.7%	6,399人 1.4%	4億円 0.4%	4億円 0.3%
鹿児島大学	464億円	867億円 (1.87倍)	515億円 1.0%	7,975人 1.1%	-	-

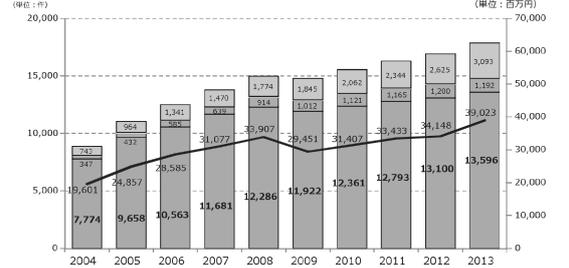
出典: 株式会社日本経済研究所「大学の教育研究が地域に与える経済効果等に関する調査研究」(文部科学省平成22年度 先導的学術推進委託事業、平成23年3月)より国立大学協会事務局作成(調査対象大学: 富山大学、徳島大学、長崎大学)、株式会社日本経済研究所「地方大学が地域に及ぼす経済効果分析」(平成19年3月)より国立大学協会事務局作成(調査対象大学: 弘前大学、群馬大学、三重大学、山口大学)。各国立大学法人の調査結果より国立大学協会事務局作成(調査対象大学: 山梨大学、鹿児島大学)

国立大学の産学連携

国立大学は、共同研究および受託研究を行うことで、産学連携を積極的に推進している。近年、実施件数、受入額ともに増加している。

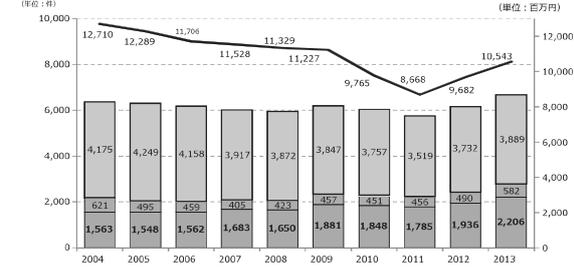
国立大学の共同研究および受託研究

■共同研究の実施件数・受入額



年	国立大学等		公立大学等		私立大学等	
	実施件数	受入額	実施件数	受入額	実施件数	受入額
2004	7,774	16,230	347	613	743	2,758
2005	9,658	20,927	432	888	964	3,042
2006	10,563	23,226	585	1,309	1,341	4,051
2007	11,681	25,651	639	1,137	1,470	4,290
2008	12,286	27,857	914	1,585	1,774	4,464
2009	11,922	24,070	1,012	1,383	1,845	3,998
2010	12,361	25,468	1,121	1,446	2,062	4,493
2011	12,793	26,522	1,165	1,637	2,344	5,274
2012	13,100	27,312	1,200	1,555	2,625	5,281
2013	13,596	30,557	1,192	1,783	3,093	6,682

■受託研究の実施件数・受入額



年	国立大学等		公立大学等		私立大学等	
	実施件数	受入額	実施件数	受入額	実施件数	受入額
2004	1,563	4,954	621	702	4,175	7,054
2005	1,548	3,970	495	749	4,249	7,570
2006	1,562	3,857	459	819	4,158	7,030
2007	1,683	4,291	405	586	3,917	6,651
2008	1,650	4,299	423	692	3,872	6,338
2009	1,881	4,623	457	885	3,847	5,719
2010	1,848	3,793	451	622	3,757	5,349
2011	1,785	2,874	456	653	3,519	5,141
2012	1,936	3,487	490	631	3,732	5,565
2013	2,206	4,296	582	684	3,889	5,564

(注1) 平成21年度は、世界的な経済不況の影響等により、産学連携活動の各種実績が総じて伸び悩む結果となっている。
(注2) 数字は、国立高等専門学校および大学共同利用機関法人も含む。

出典: 文部科学省科学技術・学術政策局「大学等における産学連携等実施状況について」(各年版)より国立大学協会事務局作成

11 高等教育予算全般の拡充

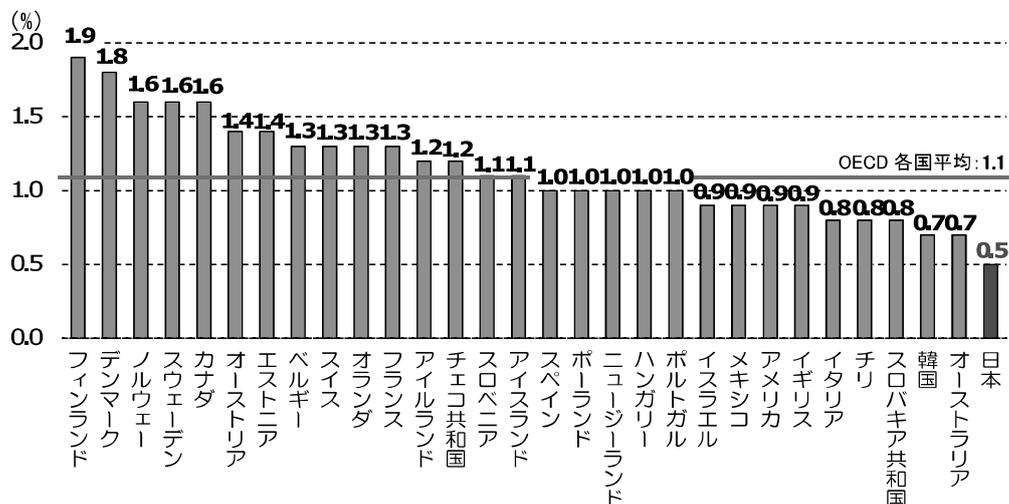
高等教育機関に対する公財政支出を OECD 諸国平均並みの水準に拡充することを要望します。

(説明)

知識基盤社会への移行とグローバルな大競争時代を見据えて、世界各国は近年高等教育への投資に力を入れています。しかし、我が国においては、先般の学校教育法及び国立大学法人法の改正に際して衆参両院の委員会で採択された附帯決議でも指摘されているように、国立大学運営費交付金、私立大学等経常費補助、大学等奨学金事業などをはじめとする高等教育機関に対する公財政支出の対 GDP 比は 0.5%であり、OECD 各国の平均 1.1%と比べて著しく低くなっています。また、近年の推移を見ても、各国がそれぞれ厳しい財政事情を抱えながらも高等教育機関に対する公財政支出を拡大している傾向の中で、我が国はほぼ横ばいにとどまっています(OECD「図表で見る教育」によると、2000 年を 100 とした 2010 年の指数はアメリカ 145、フランス 122、オーストラリア 142、韓国 204 に対し日本は 105)。「大学力は国力そのもの」との考え方に立って、我が国の成長発展の基盤の構築を目指し、大学改革を強力に推進していくためには、高等教育機関に対する国の公財政支出を OECD 諸国平均並みに拡充することが必要です。

11 高等教育予算全般の拡充

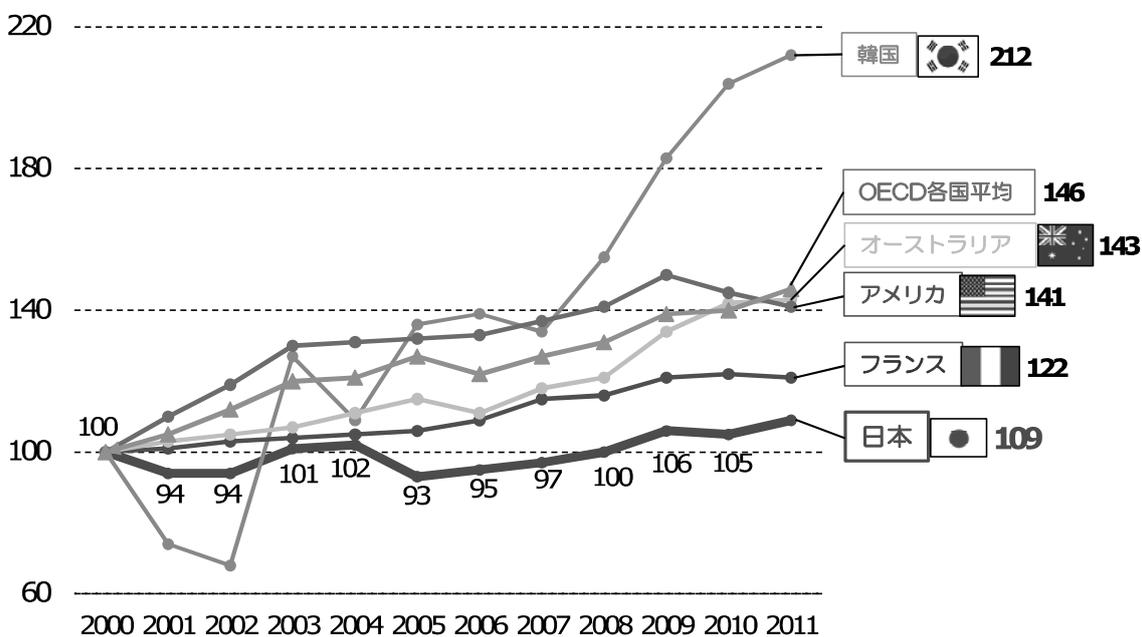
高等教育機関に対する公財政支出（対 GDP 比）（調査年：2012 年）



（出所）OECD『図表でみる教育』（2014年版）より作成

わが国の高等教育機関への公財政支出は、OECD 各国の中で著しく低い

高等教育機関に対する公財政支出の推移（変化指数，2000～2011 年）



（注）データの制約上、2000～2005年は2005年の、2006～2008年は2008年の、2009～2010年は2010年の、2011年は2011年の物価を基準として算出しており厳密な経年比較は難しい。

（出所）OECD『図表でみる教育』（各年版）より作成

わが国の高等教育機関への公財政支出は、先進主要国に比べて伸び悩んでいる

平成27年8月6日

文部科学大臣

下村博文 殿

一般社団法人 国立大学協会

会長 里見 進

平成28年度税制改正に関する要望

国立大学は、我が国の成長発展に貢献すべき責務を十分認識し、「国立大学経営力戦略」を踏まえ、各国立大学の強み・特色を最大限に活かし、持続的な競争力を持った高い付加価値を生み出す国立大学への転換を推進していく所存です。

そのためには、基盤的経費である運営費交付金の確実な措置とともに規制緩和の推進を図り、国立大学の自己収入拡大を促進するなど財務基盤を強化することが極めて重要であります。

国立大学法人に対する個人寄附については、「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、所得控除と税額控除の選択制の導入について検討するとされたところであり、国立大学法人への幅広い層からの寄附の拡大のため、ぜひその実現を要望いたします。

要望事項の説明

○ 所得控除・税額控除選択制度

一般的に、所得控除は高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附金の促進に寄与する制度であるとされております。一方、税額控除は低所得者ほど減税効果が大きく、少額寄附金の促進に寄与する制度であるとされております。

これを踏まえ、平成23年6月22日成立の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、学校法人・NPO法人等への寄附については所得控除と税額控除との選択制が導入され、寄附者が実質的負担の低い控除方式を選択することが可能となりました。

これまで、国立大学法人においては、寄附金確保に向けた取組を強化しており、特に個人寄附については、平成22年度の84億円（4万件）から平成24年度には143億円（6万件）に増加しており、少額寄附者の着実な拡大は、今後の国立大学法人の経営において極めて重要な事項と認識しております。

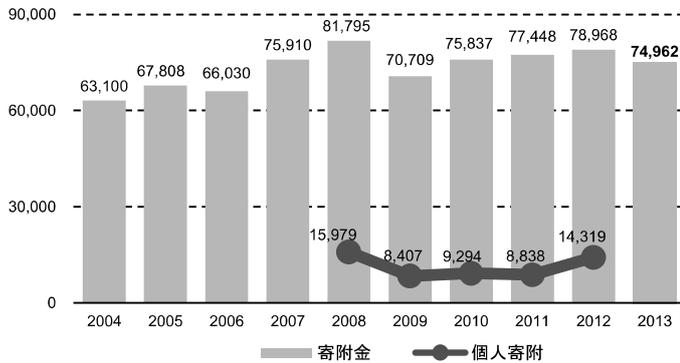
つきましては、国立大学法人が我が国の寄附文化の醸成に寄与し、卒業生も含めた多様な少額寄附者の拡大を促進するため、寄附者の利得性増進が見込まれる所得控除・税額控除選択制度の導入を要望いたします。

国立大学と寄附金

国立大学と寄附金

(百万円)

寄附金収入の推移



出典：文部科学省科学技術・学術政策局産学連携・地域支援課大学技術移転推進室「大学等における産学連携等実施状況について」(各年版)及び文部科学省提供資料より国立大学協会事務局作成

学生支援

- ◆授業料免除制度の実施
- ◆給付型奨学金制度の実施
- ◆留学生への奨学金 など



研究支援

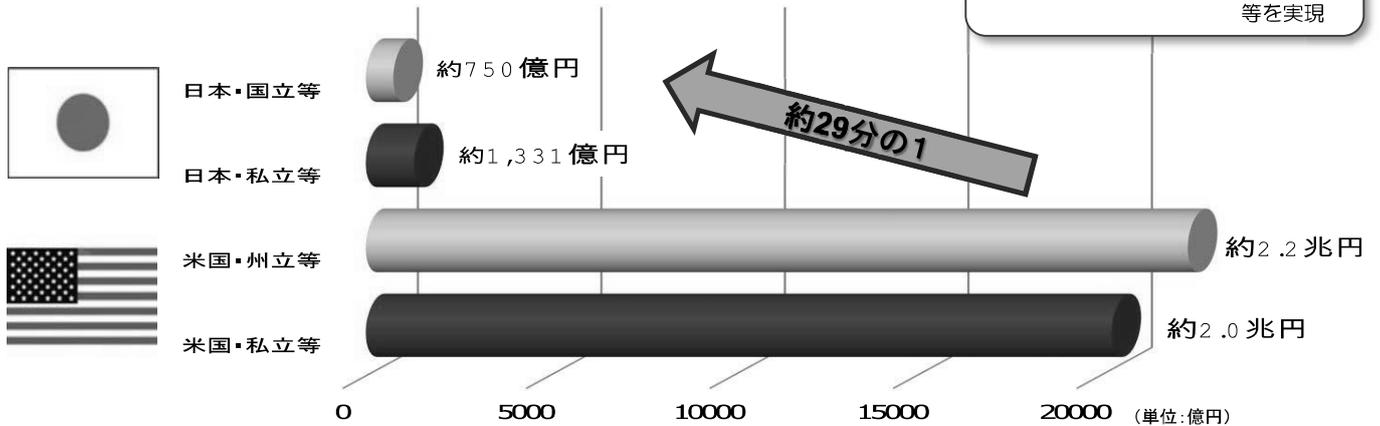
- ◆教育研究設備の拡充や研究者支援
- ◆寄附講座開設 など



財務基盤強化には寄附金の拡充が不可欠です

教育研究環境の改善に大きく寄与する寄附金ですが、その金額を米国の州立大学、私立大学と比較すると、約29分の1と、まだまだ低いのが現状です。

日本の大学と米国の大学の寄附金収入

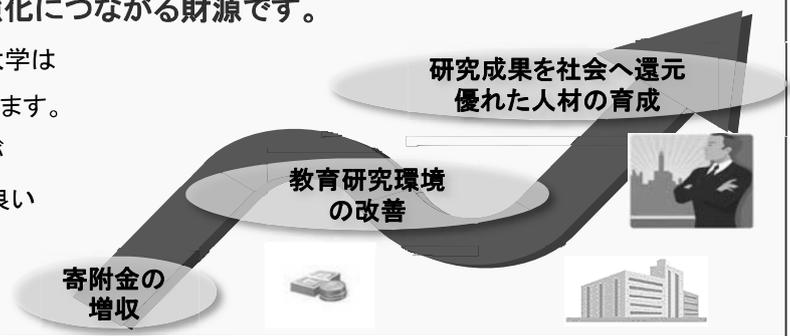


(注) 1ドル=120円で換算。米国については、調査対象となった機関(博士授与大学、修士授与大学、準学士授与大学等)に限り、「Public」と「Private」で分類し、集計。
出典 日本・国立等：2013年度実績 ※文部科学省「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況について」、
日本・私立等：2010年度実績 ※532法人の計(総数546)日本ファンドレイジング協会編『寄附白書2013』、
米国・州立/私立等：2014年度実績 ※1,042機関(州立：545、私立：497)の計 Council for Aid to Education, “Survey Respondents by State Voluntary Support of Education Report for FY2014” FOR IMMEDIATE RELEASE, January 28, 2015より国立大学協会事務局作成

寄附金の増加により、世界をリードする「強い国立大学」と「優れた人材」が誕生します

●寄附金は各国立大学法人の教育研究の強化につながる財源です。

寄附金収入とその莫大な運用益によって、アメリカの大学は世界でも類を見ないほどの教育研究環境を提供しています。今後、国際的な大学間競争はますます厳しくなることが明らかであり、各国立大学法人の強みを生かしたより良い教育研究環境を提供するためにも、裁量性の高い寄附金収入を増やすことが急務です。



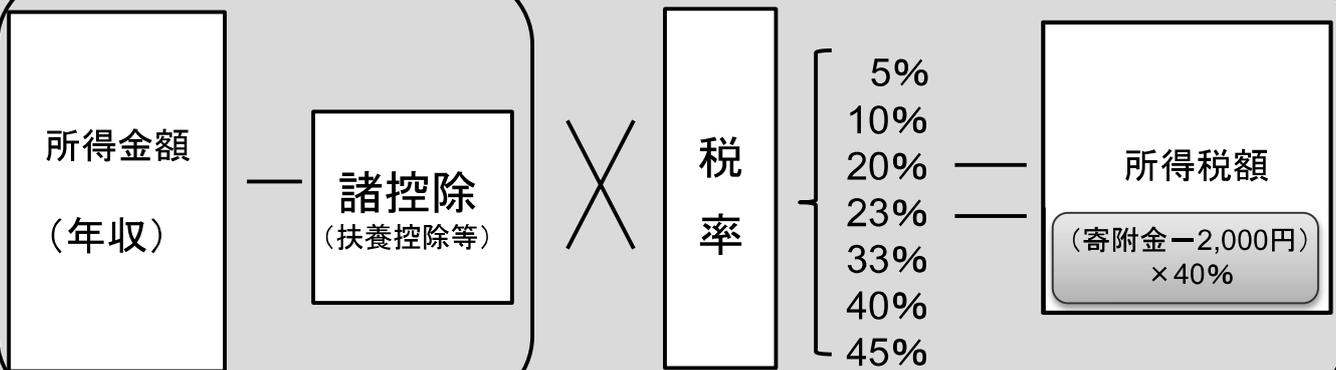
所得控除・税額控除選択制度

〔国立大学法人についても、寄附者の利得増進が見込まれる選択制の導入を〕

私立大学の場合

◆税額控除：各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄附金の一定割合が控除される。

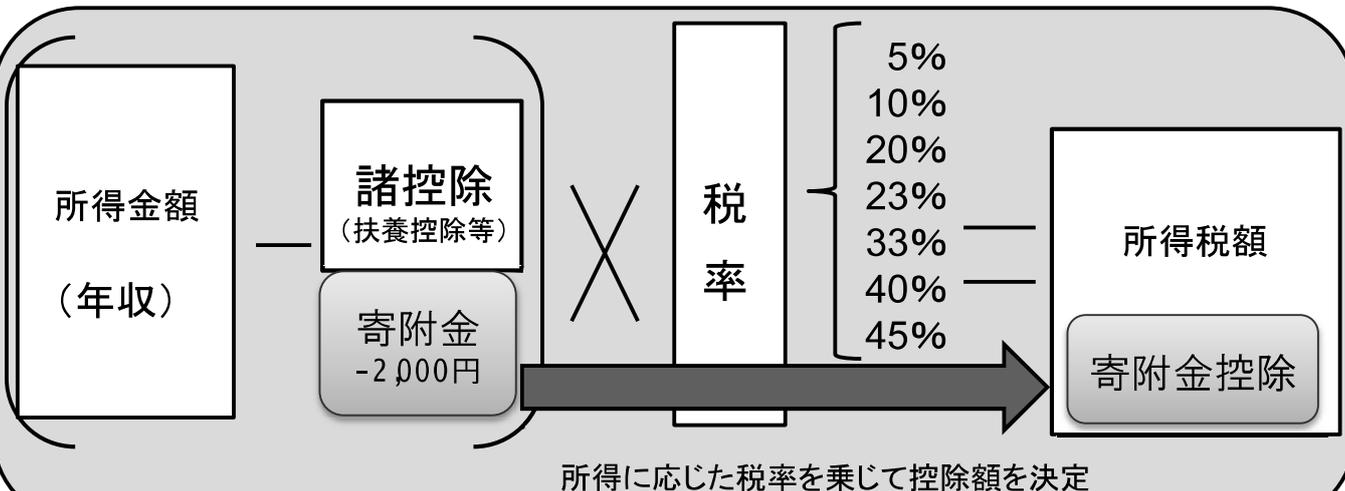
⇒私立大学(学校法人)は認められているが、国立大学法人は認められていない。



例(年収500万の寄附者が1万円を寄附した場合)税率に関わりなく、8,000円 × 40% = **3,200円**を控除

国立大学の場合

◆所得控除：各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定。



例(年収500万の寄附者が1万円を寄附した場合) $(10,000円 - 2,000円 = 8,000円)$ $(税率は10\% (平均的な世帯の諸控除額を想定))$ $(8,000円 \times 10\% = 800円)$ を控除

効果

少額寄附者を着実に拡大し、我が国の寄附文化の醸成に寄与する。

国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン

平成 27 年 9 月 14 日

一般社団法人 国立大学協会

国立大学協会は、昨年 11 月以来、これからの我が国の社会・経済の長期的な動向を見据え、国立大学の将来ビジョンと主体的な改革の方向性を自ら明らかにすることを旨として検討を進め、昨年 12 月にはその基本的な考え方を「地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学!!」と題する会長声明として公表した。

さらにその後、会長声明に基づく具体的なアクションプランについて検討を行ってきたが、このたび以下のようにとりまとめた。

はじめに

国立大学の使命と役割

現在、我が国は、長年にわたる経済の低迷から脱却し、グローバル社会の中で、イノベーションに立脚した持続的な成長の実現に向けて、国を挙げて取り組んでいる。また、我が国の多様な潜在力を最大限に発揮し全国の隅々にわたる総合的な均衡ある発展を図るために、地域創生と女性の活躍推進が重要な課題とされている。

国立大学は、全都道府県に配置され、高度の高等教育を提供することにより、教育の機会均等とともに地域において人材育成を図り、地域の社会・経済・産業・文化・医療・福祉の拠点として、それぞれの地域の個性や特色を活かしつつ我が国全体の均衡ある発展に貢献してきた。

また、知識基盤社会における国力の基盤となる「知」の創造においては、これまでの我が国の全てのノーベル賞受賞者を生み出したように、基礎研究から応用研究までにわたり、世界最高水準の研究を推進してきた。

さらに、国際的には、大学院レベルの留学生受入れや研究者交流の中心を担い、諸外国との高度な学術協力や交流を積極的に推進することにより、我が国全体あるいは各地域と世界をつなぐ役割を果たしてきた。

国立大学はこのような使命と役割を自覚し、グローバル世界に開かれた高等教育機関として、教育・研究・社会貢献の諸機能を一層強化して、次代を担うたくましい学生の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーションの創出などを牽引し、それらの成果の社会への発信と世界展開に向けて抜本的な改革に取り組んでいく決意である。

国立大学の置かれている状況

現在、世界の高等教育は急速なグローバル化が進展し、激しい競争環境の下で学生や教員の流動性が高まっている。また、各国ともに国の成長戦略として高等教育への投資に力を入れており、特に中国、韓国や東南アジア諸国においてはその伸びが著しく、教育研究環境において我が国に迫り、さらには凌駕しようとする勢いである。

一方、我が国においては少子高齢化が急速に進行しつつあり、平成 26 年現在の 18 歳人口は約 118 万人であるが、10 年後には 110 万人以下に減少し、20 年以内には 100 万人を割り込むことが確実となっている。さらに、我が国の財政は、平成 27 年度末の国債残高が約 807 兆円と見込まれるなど、国際的にも類を見ない深刻な状況にあり、財政健全化が喫緊の課題になっている。

国立大学としては、このような厳しい見通しを直視しなければならない。これらの大きな課題に加え、様々な我が国の状況に対応するために示されている内閣府や文部科学省などの各種審議会・委員会等の報告にも十分鑑みて、国立大学に求められる使命を今後とも遂行していくために、将来における大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れつつ、また公私立大学や高等専門学校などを含めた我が国の高等教育機関全体の在り方を見据えた上で、主体的な取組の方向性とその工程表を明らかにして各方面の理解を得るとともに、それを後押しする予算、制度等の面で国に対する要請を行っていく責任があると考え。そのためには、国立大学が自らの将来ビジョンに基づく具体的なプランを述べる必要があると考えた。

以上が本アクションプランを作成した目的である。

国立大学の基本機能の維持向上

国立大学は全都道府県に設置され、地域や経済条件にかかわらず高度な学びの場を提供するとともに、次代を切り拓く研究成果を創出し、我が国の均衡ある総合的な発展に貢献することを基本的な機能としている。この機能を将来にわたって果たしていくためには、まず国からの教育研究に係る基盤的経費の確実な措置が不可欠である。

このことを再確認した上で、次の取組を着実に進めていく。以下、項目ごとに具体的な大学の取組例と国に対する要請を列挙する。

○国力を支え発展させる多様な知を創造し、継承する。

(例) 大学は、多様な研究分野の将来性について熟慮し、またそこで活動する

研究者についての評価軸を策定し、その評価に従って適切な支援のもとに研究力の向上に努める。また、優秀な若手研究者に対する魅力ある教育研究環境の提供に努める。

国は、運営費交付金での支援を確保するとともに、大学からの多様なシーズを内包するボトムアップの研究提案を踏まえて、厳正なピアレビューシステムによる競争的でありながら研究の基盤的支援経費である文部科学省科学研究費補助金を充実させるとともに、その他の基盤的な研究経費も充実し、基礎研究の発展を支援する。

(例) 大学は、創造された知を集積し、これを基盤にグローバル社会で活躍できるたくましい学生を育成する。

国は、運営費交付金の堅持を基盤に、教育に係る基盤経費を安定的に措置するとともに、知的刺激に満ちた教育環境の整備の支援及び学生が安定的に優れたサービスを受けられるための支援を行う。

○社会還元につなげる応用研究を推進し、イノベーション創出を牽引する。

(例) 大学は、継続的に学術研究を展開しつつ、一方では地球規模の課題、国や地域が直面している問題、社会や産業界のニーズ等を把握し、明確な目的意識を持って大学発の技術あるいは大学に創出を期待される技術の開発を推進する。

国は、地域と大学、産業界と大学の協業を推進するための支援を行うとともに、橋渡し段階の開発研究とその体制を支援する。

○全国及び各地域における良質な雇用を創出する。

(例) 大学は、全国及び各地域において、国・地方自治体や産業界と連携して、将来の国・地域を支える社会・産業ビジョンの策定に積極的に貢献し、そのために必要とされる技術開発や高度専門職の育成・再教育に率先して取り組む。その際、人文・社会科学系、理工系、医療系等の専門知を融合し、少子高齢化や低炭素化などに対応できる社会システムを含めた総合的な施策を提示していく。

国は、このような産官公学の連携による取組を支援する。

ポイント 1: 優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備

国の活力を維持向上させていくための基盤は次代を担う人材である。我が国の18歳人口は、前述のとおり今後さらに減少していくが、一方で我が国の大学

進学率は他の OECD 諸国に比べて決して高くはない。国立大学は、高度な学びを求めるニーズにまだ十分に答えきれていないと考えられる。また、優れた資質・能力を有する多様な学生を受け入れることは、社会・世界のニーズに応えるだけでなく、大学の教育・研究に刺激と活力をもたらすものである。

国内的には、特に社会人学生の受け入れは、我が国の大学全体で 2%以下であり、OECD 諸国の平均 22%に比べて著しく低い。また、国立大学の学生数における女性の比率は学部で 37%、大学院では 30%以下であり、工学分野では学部でも 12%にとどまる。さらに、最近の高大接続システム改革の議論の中でも、大学が多様な背景を持った学生を受け入れることの重要性が指摘されている。

外国人留学生数については、国立大学では現在約 3 万 8 千人、全学生数の 6%程度であり、欧米諸国に比較して人数・比率の両面で低い状況にある。OECD の予測では、世界の留学生数は 2012 年の 450 万人から 2025 年には 800 万人に拡大するとされており、グローバル社会において国立大学は一段と積極的な役割を果たしていく必要がある。

このように多様な学生を受け入れるためには、入学者選抜や教育プログラムの改革をはじめとして受入環境を十分に整備する必要があることは言うまでもない。

以上を踏まえ、第 3 期中期目標期間（6 年間：平成 28 年度から平成 33 年度）に、次の取組を開始・実行する。

○多様なニーズに応える教育研究の質を向上させる。

(例) 大学は、科目ナンバリング、達成度評価系などを含めて国際通用性のある教育システムへの改革を進める。一方で、大学色、地域色などの個性豊かな教育コンテンツを充実させる。

国は、日本の教育制度を国際的な水準で活用できるような法整備や規制緩和を推進するとともに、チューニングシステムの導入促進をはじめとした各種の支援を行う。

○確かな学力とともに多様な資質を持った高等学校・高等専門学校卒業者を受け入れる。

(例) 大学は、多面的・総合的な評価を含み、個々の大学のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに沿って学修をすすめることができる者を選抜できるように入試改革を推進するとともに、推薦入試、AO（アドミッションズ・オフィス）入試、国際バカロレア入試等の導入を拡大する。

国は、各大学における丁寧な入試の実施に必要な組織整備、人材育成等について支援を行う。

○優れた外国人留学生の積極的な受入及び日本人学生の海外派遣を拡大する。

(例) 大学は、入試改革などを通じて、学部及び大学院レベルで、優秀な外国人留学生の受け入れを推進し、英語で学位取得が可能な課程の整備や日本語・日本文化に関わる教育コンテンツを充実し留学生の育成を図る。同時に、海外の大学とのダブル・ディグリー・プログラムの拡大普及とジョイント・ディグリー・プログラムの開発導入を積極的に推進し日本人学生の国際性向上を図る。さらに大学は、積極的な広報活動と国際的に魅力ある研究及び教育環境の整備を進めつつ、留学生受入数及び日本人学生の海外派遣数を大幅に拡大する。

国は、各大学の特性に鑑みた留学生配置の支援を行う。例えば、教育系大学において、日本人及び外国人を対象とした教育のグローバル化に資する人材育成や、日本型初等中等教育システムを修得させた外国人教員の育成などを支援する。

○女子学生及び女性教員の受入環境を整備する。

(例) 大学は、女子学生や女性教員について、ライフイベントなどとの両立支援体制を強化する。特に、理工系、社会科学系などの女性比率の低い分野を中心に、積極的な募集活動や環境整備を通じて、比率向上に努める。

国は、各大学の規模、特性、分野、女子学生・女性教員比率の現状を踏まえ、積極的に比率向上に努める大学を支援する。

○留学生及び若者を地域に引き寄せ地域創生に貢献する。

(例) 大学は、地方自治体・産業界との連携により、積極的な支援を呼び込み、それぞれの役割と責任を明確にした連携教育及び連携研究を推進する。同時に、地域色、大学色を活かした教育・研究の開発を行う。

国は、地方自治体・産業界と大学が一体となった取組を支援する。例えば、国が地域産業界のニーズとマッチングした学生・留学生の支援を行うとともに、留学生施設の拡充や整備を支援する。また、地域の外国人児童生徒の教育や国際バカロレア教育を推進できるグローバル教育人材の養成を支援する。

○学び直しを求める社会人を積極的に受け入れる。

(例) 大学は、産業界・地方自治体とも連携しつつ、社会人の学び直しニーズに応じた内容や履修形態を備えた魅力ある教育プログラムを開発・実施するとともに、入学者選抜の方法についても工夫する。

国は、各大学における産業界・地方自治体と連携した取組を支援するとともに、学び直しを行う社会人の支援を行う。

ポイント2:大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上

これまでに述べたような多様なニーズに応える高度な教育研究を推進していくためには、言うまでもなく予算、人員、施設等の資源を十分に確保・投入しなければならない。しかしながら、前述のような我が国の厳しい財政状況等の下で新たな資源を大幅に確保することは現実的ではない。

各国立大学は従来から、それぞれ経費の節減や効率化を行いつつ、学内資源の再配分による機能強化に努めており、ますます厳しい状況ではあるが、外部資金の獲得等の財源の多様化を含め、引き続き努力を継続する必要がある。その上で、個々の大学が個別の機能強化を進めるだけでなく、国立大学総体としての機能を高める仕組みを構築する必要がある。

共通の趣旨・目的を持った取組については、複数の大学が連携・共同して推進することにより、規模のメリットを活かして多様な資源の共有と教育研究水準の向上を図ることが期待できる。国立大学は全都道府県に設置され、それぞれが多様な強み・特色を有しているが、それらが様々なネットワークを形成することによって、極めて高い総合力を発揮することができると考えられる。さらには各地域における公私立大学との連携・共同や各種の学問分野における研究機関との連携・共同を推進することも有効である。

特に研究については、学問分野がますます融合・複合化していく中で単独の大学のみで拠点形成することは困難になってきており、今後は領域ごとに複数大学のネットワークを構築し支援することが重要かつ効果的になると考えられる。

以上を踏まえ、ポイント1とほぼ並行して、次の取組を実行する。

○大学間等の連携・共同による教育を推進する。

(例) 大学は、各自の強みをさらに強化し、自身の教育力の向上を図るのみならず、他大学等との連携・共同により教育内容を互いに補完する。留学生を含む一般の学生のみならず、社会人の学び直しなどでは特に互いの補完が必要である。そのためには、国内大学間での教育コンテンツの互換性、教養科目の最低限の標準化などを進める必要がある。MOOC（大規模オープンオンライン講座）などの活用も有効と考えられる。このような体制を整えることで、例えば留学生の受け入れに関しても、国立大学総体での募集や育成などが可能となる。また、このような連携・共同は高大接続システム改革を実行する際の有効な方法に資する可能性もある。

国は、上記の取組について、特に複数大学での取組を支援する。例えば、

国立大学総体で留学生を選抜し希望大学を調整して受け入れたり、一つの大学で受け入れた上で一定期間他の大学で学修させたりすることを可能にするようなシステム改革を行う。

○大学間等の連携・共同によるネットワーク形成により研究を推進する。

(例) 大学は、多彩な学問分野に関して、それぞれが強みを持つ分野を核としつつ他の大学・研究機関と連携・共同して、当該分野に関連する幅広い優れた研究者や学生が交流・結集し、資源を共有することにより、ネットワークを形成し、新たな学際・融合分野を切り拓くことを含め、世界をリードする研究を推進する。

国は、文部科学省科学研究費補助金の「分科」レベルの細やかさで様々な研究分野について、多様な連携が図れる仕組みを構築し、上記の取組を重点的に支援する。

○学生、研究者の高い流動性を確保する。

(例) 大学は、特に優れた若手研究者が複数の大学や研究機関、民間企業等で様々な刺激と経験を経つつも着実に研究を推進できるよう、①年俸制やクロスアポイントメント制の活用、②テニュアトラック制の導入・定着、③学生の内部進学や教員の内部昇任について一定の割合の設定や他機関の経験を条件とするなどのルールの設定により大学等の間の高い流動性を確保し、魅力あるキャリアパスを提供する。

国は、国立大学にとどまらず広く公私立大学、研究機関、民間企業等を含めた流動性を促進する環境を整備しつつ、上記の取組を支援する。

以上の取組(基本機能とポイント1~2)に係る財政措置及び制度改革の在り方

国立大学は、今後、以上の取組を主体的にかつ着実に実行していく。他方、国には、厳しい財政状況の下ではあるが、これらを支える制度・環境の整備と支援を要請するものである。その中で、特に教育研究経費の配分については、教育研究の特性である多様性、長期的な視野、自由な発想等の重要性に鑑みて、次のような基本的な考え方に基づくべきである。

- ① 基盤的な教育経費は安定的な運営費交付金で保証する。そのためにこれ以上の運営費交付金の削減は行わない。
- ② 個々の大学の特長を活かした基盤的な研究や研究者の独自性の高い研究に

についても運営費交付金で安定的に措置する。

- ③ 大学・研究組織の連携・共同で展開する研究・教育については、運営費交付金の一部と文部科学省内の競争的資金の一部を一体的に活用できるよう柔軟かつ競争的に支援する。
- ④ 研究者の個々の自由な発想に基づいたボトムアップ研究は、文部科学省科学研究費補助金で支援する。
- ⑤ 各省庁が牽引する社会ニーズに対応するための研究費については、各制度の趣旨・目的や相互の関連性を整理した上で、大学間、連携グループ間、あるいは個人間での競争性に基づいた方法により配分する。

さらに、各大学が主体的・戦略的に改革を進めていくためには、教育研究経費の適切な配分とともに、各種の規制緩和を含む制度面の改革も極めて重要である。例えば次のようなものである。

- ① 大学が長期的な資金計画に基づき戦略的に教育研究投資を行う環境を整備するため、現在の目的積立金制度の柔軟化及び資金運用の弾力化を図り、複数年度にわたる資金計画を確かな見通しを持って策定し、基金的に活用できるようにする。
- ② 財源の多様化を図るため、特に寄附金の確保を促進するために、税制面の環境を整備する。
- ③ 優れた留学生を積極的に受け入れるために、また育てた学生が我が国の社会・産業のグローバル化促進に貢献できるようにするため、留学生の学位取得後の在留許可を簡素化・弾力化するなど、魅力的な受入環境を整備する。

将来の動向を踏まえたさらなる組織再編等による国立大学の構造改革に向けて

構造改革の基本的な観点と進め方

少子化が進む我が国において、その将来を支えるために最も重要な観点は、高いレベルの知的基盤を支えることができる一定数の知的人口を持続的に生み出すことのできる高等教育の体制と環境を維持することである。国立大学は、学問の入り口に立った学部学生から新たな知的成果を生み出すことができるほどに習熟した大学院生までが共棲する場所として、これまで以上にその使命を重く受けとめて将来を見通した改革を進めていかなければならない。

こうした基本的な観点に立って、国立大学は、まず当面は、これまでに築いてきた国立大学の機能を最大限に活用し、各大学が独自に又は連携して自己変

革を推進していく。すなわち、前述したように将来の優秀な入学者の確保を目指した取組（ポイント 1）を進めるとともに、国立大学総体の連携・共同による教育研究機能の向上を目指した取組（ポイント 2）を確実に実行し、その求められる機能を果たして地域と国の発展に貢献していく。

一方で、我が国の少子高齢化や厳しい財政状況の大きな改善は想定し難く、国立大学を取り巻く環境は決して楽観できるものではない。その中で、将来とも国立大学の教育水準を維持し、世界をリードする研究を推進してグローバル化時代における我が国の成長発展を支える観点からは、今後、組織の数や規模、学生数などにも踏み込んだ国立大学の大胆な組織再編等の必要性や可能性も視野に入れておく必要がある。

ポイント 1 及び 2 の取組自体も、容易に変更あるいは改善することができない客観的な諸条件を克服しつつ進める必要がある。これをさらに進めて真に効果的な組織再編等の構造改革を実行するためには、前もって十分な期間にわたり、地方自治体、産業界、また他の高等教育機関との調整も図りつつ、人事面・財政面をはじめとする周到な準備を計画的に進めていくことが不可欠である。そのため、国立大学としては、別添の工程表に示すとおり、各大学の主体的な判断に基づき、第 3 期中期目標期間にポイント 1 及び 2 の取組を着実に実行しつつ、並行して国の財政状況をはじめ国立大学を取り巻く諸般の状況をしっかり見定めて、将来の国立大学それぞれの、あるいは総体について具体的な組織再編等の構造改革の在り方を検討し、準備を整え、経時的に積極的に改革に着手していくこととする。

全都道府県に設置された国立大学は、国立大学の中での取組のみならず、我が国の高等教育全体の質の向上や公私立大学等を含むネットワーク作りにおいても責任を有している。こうした観点から、国立大学の組織再編等においては、国立大学のみならず高等教育を担う国公立大学全体の適正な規模とそれぞれの高等教育機関の機能について、大学のみならず各方面の幅広い関係者による議論に基づき高等教育のグランドデザインを描くことが必須である。

構造改革の方向性(国立大学の将来像)

以上に述べたように、将来の具体的な組織再編等の構造改革の在り方については、今後の国立大学の改革の進展状況や国立大学を取り巻く諸般の状況を見つつ検討していく必要があるが、その際に少なくとも押さえておくべき重要な視点や方向性は次の諸点である。

(1) 国立大学は地域の拠点として不可欠な存在

これまで繰り返し述べてきているように、国立大学は全都道府県に設置され、地域の社会・経済・産業・文化・医療・福祉の拠点として大きな役割を果たしてきた。

もちろん国立大学は、世界に開かれた高等教育機関として世界に伍する教育研究を展開していくことが重要な使命であるが、その前提として、全ての国立大学は、程度や重点の置き方の違いはあれ、地域の支えを得つつ、地域の若者を受け入れ、地域の発展に貢献する「知」の拠点として不可欠な存在であり、その役割は、今後ますます大きくなっていく。そのための構造改革の主要な視点・方向性は以下のとおりである。

- ① 地域創生の必要性が叫ばれる今日、国立大学は地域の多くの優れた若者を引き寄せ、地域で活躍する人材を育成する。
- ② 国立大学の存在自体が地域に大きな経済効果をもたらすのみならず、各地域の強みを活かしたイノベーションを創出して、新たな産業のシーズを生み出す。こうした産業の変化に対応して、地域の産業界と連携して、社会人の学び直しを提供する。
- ③ 自然災害、環境問題、人口減少、地域社会の衰退をはじめとする地域が直面する問題へ積極的に関わり、学術の観点から解決や取組のための知見を提供するとともに、新たな研究課題を見出して、研究を通じて解決への道を考える。
- ④ 地域に根ざし、世界に羽ばたく「グローバル化」を牽引する存在として、国際的な教育研究交流を通じて、地域の若者や企業を世界につないでいく。さらには留学生を地域に受け入れ、地域への定着を促して、地域社会や産業の国際化を促進する。
- ⑤ 「ソフトパワー」の源泉は、地域の多様な文化であり、それを継承・発展させ、国内のみならず世界に発信していく。
- ⑥ 高齢化の進行に伴う医療・福祉ニーズに対応して、地域の医療・福祉人材を育成するとともに、附属病院においては地域医療の最後の砦として高度先進医療を提供する。

以上に述べた点などについて、まず、これまでの国立大学の取組状況、また地域社会との対話や説明についての現状を検証する必要がある。その検証と反省の上に立って、将来の我が国の均衡ある持続的な発展の観点から、「今、必要な地域性とは何か」を問い直し、それを踏まえた可能な貢献の在り方を考慮し

て、国立大学それぞれの、あるいは総体についての構造改革に取り組む。

(2) 資源の最大有効活用による国立大学の諸機能の一層の向上

大学の目的については、教育基本法において、教育・研究・社会貢献であることが明記されており、将来の構造改革においても、全ての国立大学はこの3つの基本的な機能を十分に発揮しなければならない。諸外国が高等教育の充実強化に力を入れ、国際的な競争環境が激化している中では、これらの諸機能について一層の質的向上を実現させなければ、我が国の高等教育の地盤沈下をもたらし、ひいては知的基盤社会における我が国の存立基盤を危うくすることになりかねない。

一方、我が国の厳しい財政状況や少子高齢化の進行を直視すれば、できる限りの財政支援を期待しつつも、次に述べるように、国立大学自らが限られた持てる資源を最大限に有効活用することにより、諸機能の一層の強化を図るよう努力しなければならないことは言うまでもない。

教育、研究、社会貢献及びこれらを支える経営・財政の観点からの、構造改革の主要な視点・方向性は以下のとおりである。

① 教育の観点からは、教養教育や社会人学び直し課程などを中心に、ICTなどを活用し、他大学等と連携・共同して充実した内容を確保する。

学部・研究科の編制や学生定員については、個々の大学による検討にとどまらず、近隣地域の複数の大学間で連携や役割分担を行うことも視野に入れ、また大学の特性等に応じ、学部と研究科の学生定員の再配分などについても検討し、実行する。

入学者選抜における大学の枠組みを超えた選抜単位の設定や、大学間での単位互換や共同学位の導入等を通じて、学生の流動性を高め、学生が学内外の様々な教育プログラムを移動ないし複数経験して、学修内容・経験を豊富にできるような方策について検討し、実行する。

② 研究の観点からは、イノベーションの創出に関する国際的な競争が激化していることから、新たな学際分野や融合分野を含め世界をリードする研究を推進していくことが我が国にとって特に重要かつ必須である。そのために分野ごとにネットワークを形成したり、機能的な統合を図ったりすることにより、資源の共有と研究者の流動性を確保し、あらゆる資源を最大限に活用して研究力を強化・向上する。

産業界における研究開発投資を大学に呼び込み、産学双方にとってメリットのある共同研究等のシステムを構築することを検討し、実行する。

- ③ 社会貢献の観点からは、前述したように広域的なレベルを含む地域の産業創出、文化創造、先進的医療等の拠点として、地方自治体や産業界からの支援を得て協働して人材育成、イノベーション、国際性の向上などに貢献する。
- ④ 経営の効率化やスケールメリットを生み出す観点からは、教育研究面の機能的連携や人事給与システムの改革により効率的な業務運営を推進する。また、その実績を踏まえて複数大学の経営面の連携により一層の効率化や資源再配分などのメリットを生み出す方策についても検討し、実行する。
- ⑤ 財政の観点からは、寄附金などの外部資金の獲得、保有資産の活用、正規課程以外の教育サービスの収入源化などを通じて、多様な財源確保に努めるとともに、授業料の在り方については、教育の機会均等の観点から、我が国全体及び地域の経済状況、分野の特性等を踏まえ、奨学金などの学生支援方策と併せて検討する。

以上に述べた点について、国立大学は、限られた資源を最大限に有効活用しつつ、教育・研究・社会貢献の諸機能の質は決して低下させず、むしろ向上させるとの観点から、活用できる資源と提供するサービスの規模のバランスを勘案しながら、かつ、次に述べる我が国全体の高等教育のグランドデザインの必要性を踏まえて、その存在意義の最大化を目指し将来の構造改革の全体像を構築していく。

(3) 我が国全体の高等教育のグランドデザインの必要性

最後に、強調したいのは我が国の高等教育全体を見渡した上での再構築に関する観点の重要性である。

我が国の高等教育は、国の政策により全国に配置され教育の機会均等や計画的な人材養成等に寄与する国立大学、地方自治体がその政策に基づき地域の要請に応えるために設置する公立大学、それぞれの建学の精神に基づき多様な教育研究を展開する私立大学、さらには早い年齢段階から実践的な技術者教育を行う高等専門学校など、多様な教育機関によって支えられている。

国立大学の構造改革を考える際には、国立大学のみならず我が国の高等教育機関全体のあるべき規模や質の確保、それぞれの高等教育機関の機能・役割などについて、我が国が知識基盤社会において国際的にしっかりした存在感をもち続けるための将来像を踏まえて、まず十分に議論を深めなければならない。

また、国公立を問わず、各高等教育機関がそれぞれの強みを共有し足らざるところを補い合ったり、教員・学生の流動性を高めたりするためのネットワークを構築することも重要であり、全国に存在する国立大学にはその核として

の機能を果たすことも求められている。

そのため国立大学の構造改革に向けては、国公私立大学のみならず各方面の幅広い関係者による議論を行い、我が国の高等教育のグランドデザインを描くことがその前提として不可欠である。国立大学はこのような議論を先導する重要なステークホルダーである。

おわりに

以上に述べてきたとおり、国立大学は、18歳人口の減少や優秀な学生の獲得をめぐる国際的な競争、また厳しい国の財政状況などの中であっても、我が国の高等教育の高い水準での維持・向上を実現し、国際社会における我が国の高等教育の存在感を示していかなばならない。国立大学協会では、これまで国立大学や高等教育全般に関する各種の情報の収集・分析、海外の大学団体との連携・協力、国立大学の意義・役割に関する社会啓発・広報活動など、国立大学の機能強化に向けた支援を行ってきたが、本アクションプランの実現に向けては、これらの支援機能を一層充実するため、国立大学協会がその組織の強化を図っていくことも必要である。

今般、国立大学協会においては、現実を直視しつつ精力的に真摯な議論を重ねた結果、国立大学の使命と役割、国立大学の置かれている状況を踏まえた上で、まずは国立大学の基本機能の維持向上、優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備(ポイント1)、大学間等の機能的な連携・共同による教育研究水準の向上(ポイント2)を着実に推進していくとの決意を明らかにした。また、そのために必要な財政措置及び制度改革の在り方についても明らかにした。さらに、将来の動向を踏まえたさらなる組織再編等による国立大学の構造改革に向けて、その基本的な観点や進め方、方向性についても明らかにした。

以上について、各方面の理解を得、まずは当面の第3期中期目標期間において、各国立大学が本アクションプランに示した改革を実現していくための予算面・制度面における支援を要請するとともに、将来の構造改革に向けて、大学のみならず各方面の幅広い関係者による我が国の高等教育のグランドデザインに関する議論が早急に開始されることを望むものである。

財政制度等審議会における財務省提案に関する声明

平成27年10月27日
一般社団法人国立大学協会
会長 里見 進

平成27年10月26日に開催された財政制度等審議会財政制度分科会において財務省が示した今後の「国立大学法人運営費交付金」に関する提案については、国立大学協会として大きな疑念や危惧を持つものである。

財務省は、運営費交付金を削減することによって、はじめて自己収入確保等のインセンティブが生まれると主張するが、我々国立大学の現状や自律的な取組に対してあまりにも配慮を欠いたものであり、むしろ改革の実現を危うくすると言わざるを得ない。

また、家庭や学生の経済状況が厳しくなっている中で、授業料の引上げと併せて運営費交付金の減額を行うことは、経済格差による教育格差の拡大につながる。経済条件にかかわらず、また我が国のすべての地域において意欲と能力のある若者を受け入れて優れた人材を社会に送り出すという国立大学の役割を十分に果たすことができなくなることを危惧するところである。

たしかに我が国の財政状況は極めて厳しく、国立大学が高い質を確保しながら自律的・持続的な経営を続けていくためには、国費による支援に安住することなく、自ら多様な自己収入を確保していく努力が必要であることは我々も認識している。

しかしながら、国立大学法人の基盤的経費である運営費交付金は、平成16年度の法人化以来12年間で1,470億円(約12%)の大幅な減額となっており、各国立大学においては規模の大小を問わず、その運営基盤は急激に脆弱化しており、諸経費の高騰も相まって危機的な状況にある。

このような状況の中ではあるが、「日本再興戦略改訂2015」や「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「国立大学経営力戦略」などにおいて示された今後の我が国の持続的な成長発展の実現のために期待される国立大学の役割を全力で果たすべく、国立大学は、今まさに大胆かつ迅速な改革に取り組んでいるところである。

国立大学協会が本年9月14日に公表した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」においては、主体的な改革の具体的な方向性と工程表を明らかにし、その中では厳しい財政状況も直視しつつ、大学間等の連携・共同による教育研究水準の向上を図ることや寄附金等の外部資金を含む多様な財源確保に努めることを明記するとともに、こうした改革を長期的見通しに立って実現していくためには、基盤的経費である運営費交付金の確保が不可欠であることを述べている。

国立大学が教育・研究・社会貢献の諸機能を強化し、将来の我が国の持続的発展に貢献する改革を着実に実行していくためには、「国立大学法人運営費交付金」等の基盤的経費の充実が不可欠であることを重ねて強調し、各方面のご理解を求めるものである。

決 議

地域と国の発展を支え、世界をリードする国立大学！！

国立大学は、「地域の文化・社会・経済を支える拠点」として、「社会・世界に開かれた学生の学びの場」として、さらに「多様な価値を創造する研究の源泉」として、各大学の個性や強みを生かしつつ、確固たる実績を残してきました。

政府は、「日本再興戦略」改訂 2015、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」、「国立大学経営力戦略」などにおいて、今後の我が国の持続的な成長発展の実現のために国立大学の果たす役割にますます大きな期待を寄せています。

国立大学協会も、本年 9 月、将来にわたり国立大学が世界に開かれた高等教育機関として、次代を担うたくましい人材の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーション創出への貢献などを牽引していくための主体的な取組の方向性と具体的な工程を明らかにした「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」を公表したところであり、今後これに沿って自律的かつ着実にさらなる改革を推進していきます。

なお、最近、財政当局から、国立大学の運営費交付金を年次的に削減するとともに、授業料等の自己収入の増加を求めるといった提案がされたと聞いていますが、この提案については、去る 10 月 27 日付けの会長声明に述べているように、国立大学が今まさに全力で取り組んでいる改革の実現を危うくするとともに、経済状況による教育格差の拡大につながるものと強く危惧するものです。

ついては、我々の改革実行のための取組と決意についてご理解をいただき、次の措置が講じられますよう要請いたします。

(平成 28 年度予算)

国立大学の改革と機能強化を推進するため、基盤的経費である運営費交付金の拡充をはじめ、概算要求の諸事項について十分な予算措置を行うこと

(平成 28 年度税制改正)

寄附文化を醸成し、国立大学の寄附金確保の取組を促進するため、所得控除・税額控除の選択制度を導入すること

平成 27 年 11 月 2 日

一般社団法人 国立大学協会 総会

平成27年11月18日

文部科学大臣
馳 浩 様一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進（東北大学総長）一般社団法人 公立大学協会
会長 清原 正義（兵庫県立大学長）日本私立大学団体連合会
会長 清家 篤（慶應義塾長）

国家予算における国公立大学の基盤的経費拡充に関する要望

1. 社会変革をリードする大学の改革・機能強化

社会構造の大きな変革が進展するなかで、グローバル人材・地方創生人材の育成、イノベーション創出の拠点として、大学は今、大きく変化している。

大学は今、大きく変化している。

我が国が知識基盤社会へと構造転換することは急務である。

社会の各層で活躍する中間層の能力を高めて、生産性向上に貢献し、経済成長を実現し、文化や科学を進展させていくうえで、大学による人材育成、イノベーション創出は大きく貢献するものと確信する。

社会構造の変革には、これまでにない新たな知が求められる。未知の世界を切り拓き、新たな知を創造し、それを牽引する人材を育成することは、大学の本来の使命である。

国の知的基盤としての役割を果たすべく、大学はその改革と機能強化を進める。

(1) グローバル人材の育成拠点としての大学

大学は、留学生の派遣・受入の拡大（大学等からの海外留学生は2011年度の53,991人から2013年度は69,869人に、我が国への外国人留学生数は2011年度の163,697人から2014年度は184,155人に増加）などを通じて、グローバル人材の育成拠点としての機能強化を進めている。

※グローバル人材の育成拠点としての取組（事例）

- 国際関係学部において、外国人教員の比率4割、学生全員が卒業論文を英語で作成・公表、1年間の海外留学を必修化、留学生との1年間の寮生活を義務付け
- 法学のアジアキャンパスを設置し、アジア各国の法整備を支援。修了者からベトナム、ミャンマー等の各国の政府高官を輩出

- ファッション教育の国際拠点として、世界約 20 か国から 1300 名を超える留学生を受け入れ、高度の専門教育を実施
- 国際的な学位の互換性を認めあうための「日本版チューニング」や外国の大学と連携した学位プログラムの実施など国際的通用性のある教育システムを構築

(2) 地方創生人材の育成拠点としての大学

地場産業の振興、その担い手となる人材育成、看護や保育など社会的需要の高い分野の教育の量的質的拡大など、地域や産業の基盤となる機能強化を進めている。

※地方創生人材の育成拠点としての取組（事例）

- 大学が中核となり、地元複数企業からなるバイオクラスターを形成。インキュベーションセンターの設置等により、産学官連携による実学教育を実施
- 地元地域の「経済研究センター」を設置し、客員研究員として自治体職員、企業関係者延べ 100 名以上の参加を得て、人口減少時代の地域経営セミナー等を実施
- 自治体との連携による商店街活性化事業、地元特産品を使ったレシピ開発・販売による観光客誘致などの過疎化対策支援を実施
- 地域の畜産・農業・観光等に新たな価値を創成し、6 次産業化等による成長産業の振興と地域活性化を図る地域資源のマネジメント人材を養成

(3) イノベーションの創出拠点としての大学

科学研究の高度化、産学連携の強化などを通じて、社会を牽引するイノベーションの創出拠点としての機能強化

※イノベーション創出拠点としての取組（事例）

- 伝統産業を含めて地元の強みである「繊維・ファイバー工学」等の分野に学内資源を集中。米国 M I T 等から世界一線級の研究者を招へいし、国際教育研究拠点を形成
- ヒト iPS 細胞等を用いた再生医療の実現、環境問題の解決及び新エネルギーの開発などイノベーション創出を目指した世界最先端の研究を実施
- 画像処理技術に関する先進的な研究を活用したソフトウェアベンチャー、電源を小型化できるダイオード・トランジスタの製品化等の大学発ベンチャーの積極的創出
- 大学スピノフのバイオベンチャー企業において、高性能タンパク質素材であるクモの糸を人工的に合成し、次世代バイオ素材として実用化する研究開発を実施
- スピントロニクス分野にシカゴ大学やミュンヘン工科大学等から世界トップクラスの研究者を招へいし、国際共同大学院を構築

(4) 改革を進め、人材育成・社会貢献の機能強化を図る大学

大学教育の質的転換、教育プログラムの改革を図り、学生を鍛えて社会に送り出すための機能強化を進めている。

※大学改革の取組（事例）

- 本格的な文理融合環境と産学官連携により、世界に先駆けて高齢化と成熟化が進む我が国の発展を先導する高度博士人材を育成。5 年間で主専攻修士、副専攻修士と主専攻博士の学位を取得
- 企業や自治体等での数百時間の実習を組み込むなど課題解決型の実践教育を展開
- 学部横断のライティングセンターを設置し、少人数、個別指導による論文指導を実施
- 学生一人一人のポートフォリオを作成し、どのような能力を身に付けたかを把握

- 教室外で行う「行動型学修」と教室内で行う「参加型学修」を組み合わせた、アクティブ・ラーニング型カリキュラムの実践
- 複数の大学・企業間の連携により、1年生前期に、企業からの課題に対し学生がグループワークを行う講座を設置

2. 大学を巡る危機

基盤的経費の削減による弊害が看過できなくなっており、家庭や学生の経済格差拡大が教育機会の格差に繋がりがねず、我が国大学の研究力の低下、各大学の先進的取組が頓挫する懸念が高まっている。

1. に述べたような改革努力にも関わらず、基盤的経費の削減により、我が国の大学は危機に瀕していると言わざるを得ない。

(1) 教育格差拡大の危機

家庭や学生の経済状況が厳しく、経済格差が教育格差の拡大に繋がりがねない懸念が高まっている。例えば、年収500万円以下の大学生の家庭の割合は、2006年度の19.1%に対し2012年度は24.2%と増加している。

既に家計の教育費負担は限界に達しており、このような状況のなかで、基盤的経費の減少が続くとするならば、経済的理由で学業を諦めざるを得ない学生が増加することが強く危惧される。

我が国の大学進学率はOECD諸国の平均を下回っており、先進諸国と比べて高いとは言えない。家庭の所得水準に関わらず、意欲と能力のある誰もが高等教育を受けられる環境を構築するためにも、高等教育への財政支援は重要である。

(2) 研究力低下の危機

近年、科学研究の世界が急速に拡大し、世界的に大量の論文が産出されるなか、論文数や引用数における我が国の国際的地位が低下傾向にある。各国が大学への投資を拡大するなかで、我が国の研究力が相対的に低下している。

国公立に対する運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の基盤的経費が削減され続けた結果、博士課程進学者数の減少、研究時間の減少、論文増加率の伸び悩み等の看過し難い弊害を生むようになってきている。

この度、ノーベル賞を受賞された大村智先生、梶田隆明先生は、山梨大学、埼玉大学、東京理科大学に学び、北里大学に奉職された経験を持つ。このことは、一部の研究大学に限らず、全国の私立大学や地方大学が研究分野でも大きな役割を果たしてきたことを表している。研究の裾野の広さが多様性を生み我が国の強みであったが、基盤的経費削減の流れが続けば、こうした強みを持続することは困難となる。

(3) 若手人材育成の危機

各大学は、国からの競争的補助金も活用しながら、大学改革や研究の高度化を進めてきたが、こうした仕組みに過度に偏ることとなれば、補助期間終了後の教育研究の継続は困難となり、若手人材の雇用、大学院進学者の減少という歪みをもたらしている。

基盤的経費の安定的な確保があつてこそ改革努力の継続が可能となる。教育環境の改善や研究の高度化への対応が求められている中であつて、こうした取組を継続的に支え

るための基盤的経費が確保されない場合には、人材育成の持続性が確保できず、大学は果たすべき役割を全うすることが困難となる。

3. 我が国の将来に大学が貢献できるよう、大学の基盤的経費の拡充を

我が国が対処すべき難題の解決に大学が貢献するため、基盤的経費のこれ以上の削減を回避し、その充実に向けて舵を切っていくことを強く要請したい。

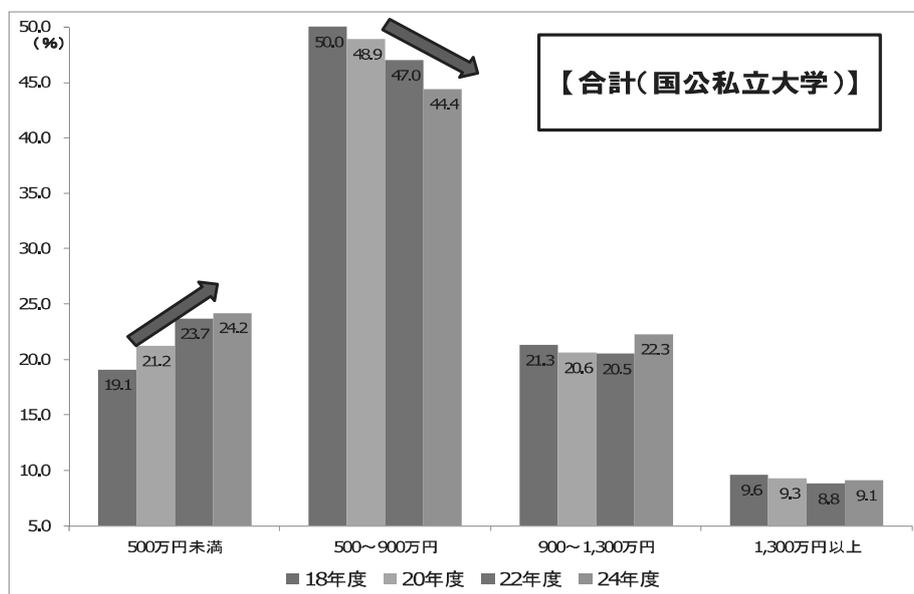
我が国が対処すべき難題は山積している。また、知のフロンティアが急速に拡大する中で、人材の獲得や学術研究を巡る熾烈な国際競争が展開している。このような中で、基盤的経費の削減という状況が今後も続くならば、社会全体の知識基盤を支える人材の育成メカニズムが危機に瀕し、我が国や地域の将来的な発展や国際社会への貢献が阻害されることが強く危惧される。

大学は今、改革を進めてきており、今後も更なる改革に全力で取り組む決意である。国公立それぞれに公財政支出の在り方に対する課題等はあるものの、今こそ、設置者の違いを超え大学が一致して、ここに、これ以上の基盤的経費の削減を回避し、むしろその充実に向けて舵を切っていく時であることを強く訴えるものである。

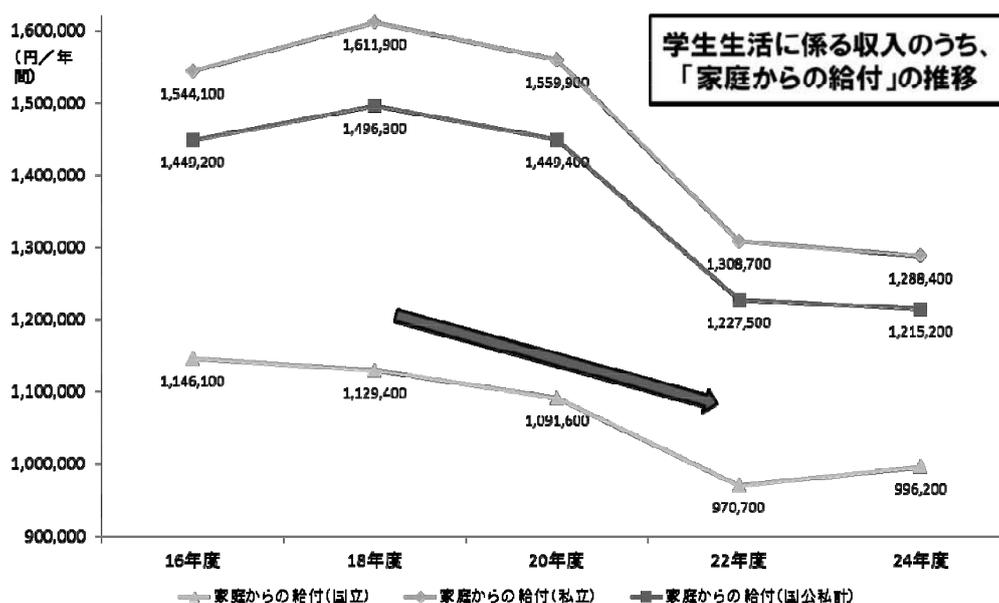
大学生の家庭の経済状況

参考資料1

家庭の年収別 学生数（割合）の推移



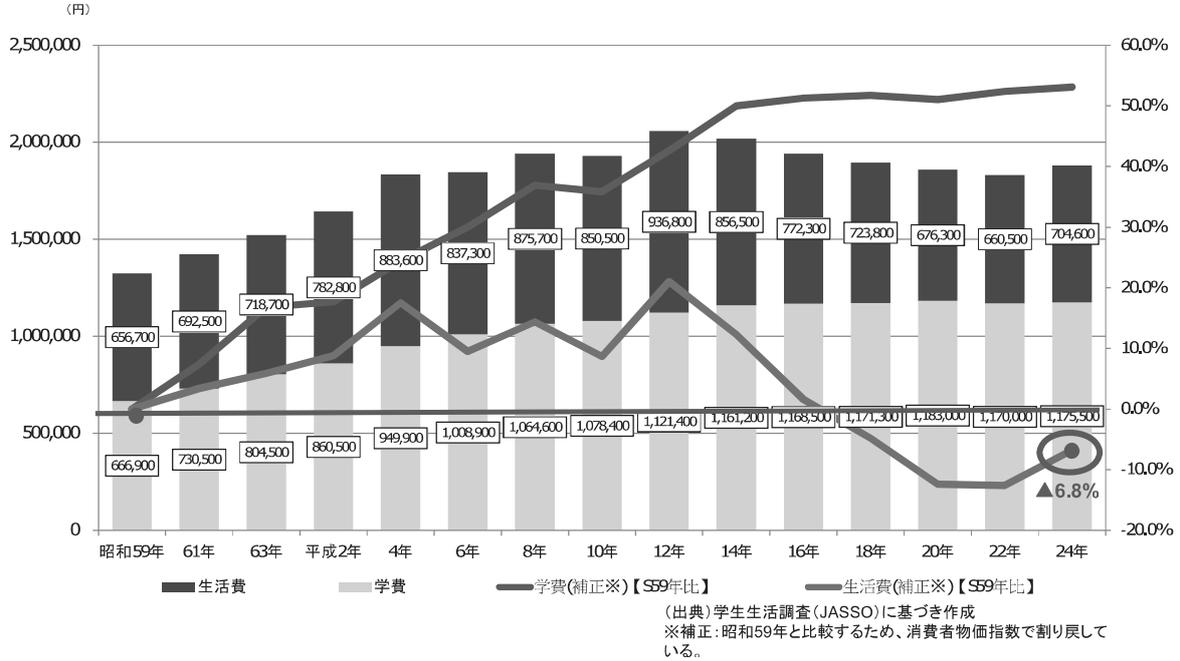
学生生活に係る収入のうち家庭からの給付の状況



出 典: 学生生活調査報告【(独)日本学生支援機構】

学費・生活費の推移

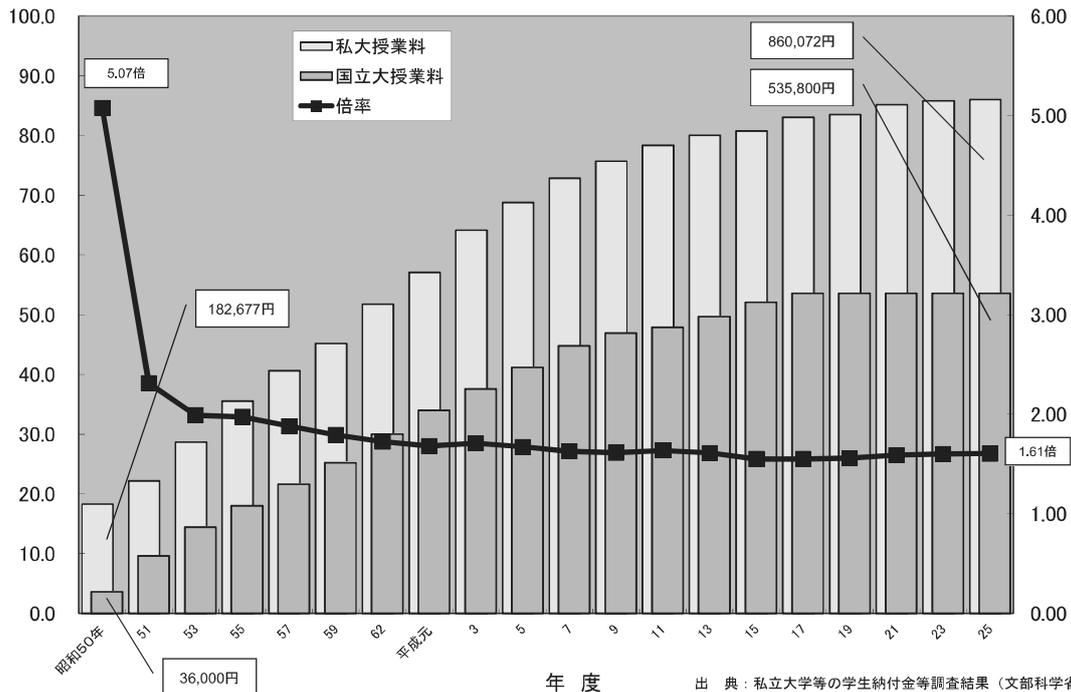
昭和59年以降、学費と生活費はゆるやかに拡大しているが、昭和59年現在の金銭価値で比較(折れ線グラフ)すると、学費は拡大しているが、生活費は減少しており、学費を賄うために、生活費を切り詰めている状況



授業料の推移(国立大学・私立大学)

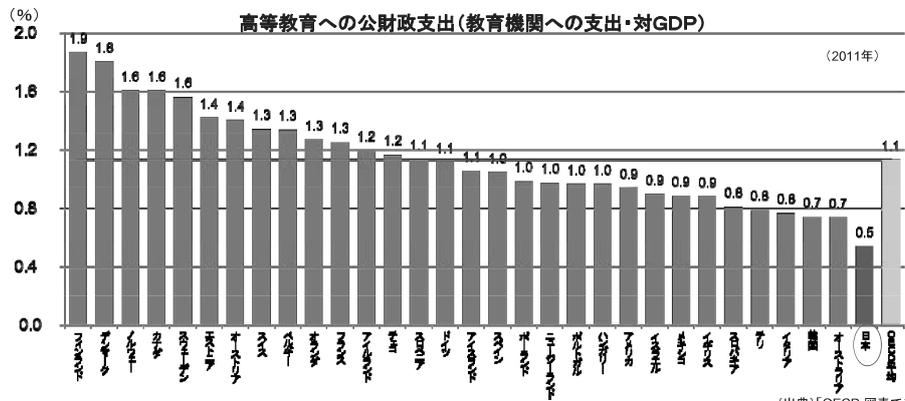
単位: 万円

単位: 倍

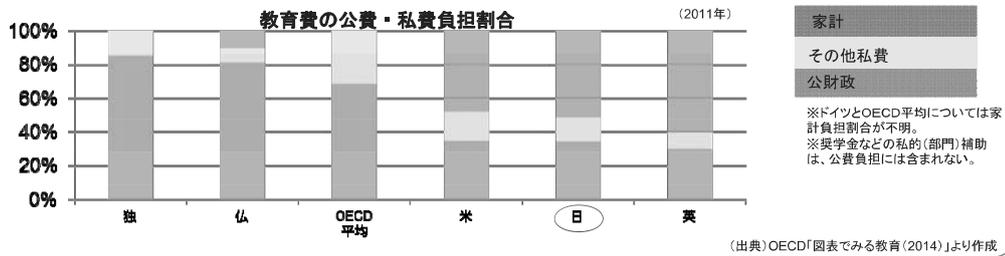


高等教育への公財政措置等に関する国際比較

■ 国の経済規模(GDP)に対して、教育機関への公財政支出は、OECD諸国の中で最低の水準であり、約半分の水準。



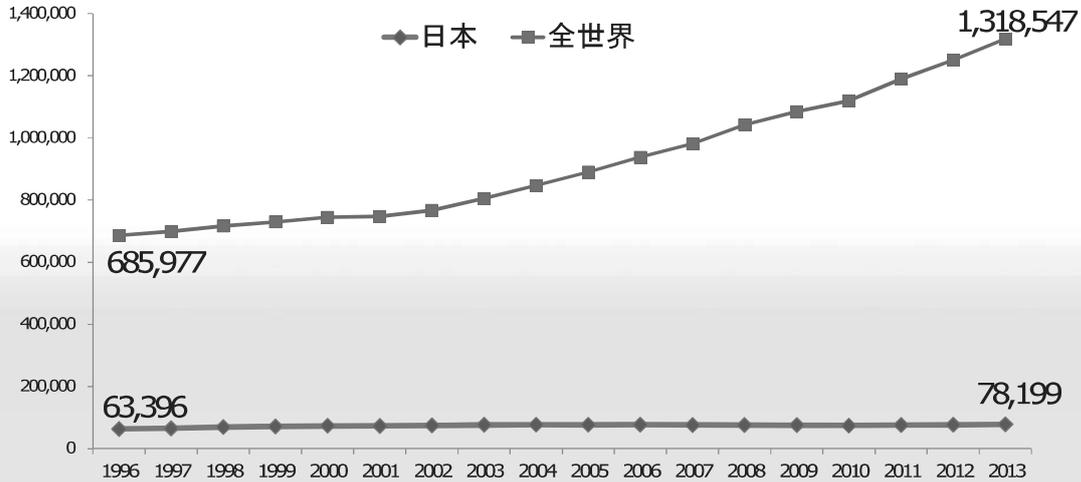
■ 日本は家計の負担割合が高い。



研究力低下の危機

日本と世界における論文数の推移

近年、全世界の論文数が大きく伸びているのに対し、我が国の論文数は伸び悩んでおり、我が国の国際的な地位が低下する懸念が高まっている。



※ Article, Reviewを分析対象とし、整数カウントにより分析。年は出版年。
 ※ トムソン・ロイター Web of Science XML (SCIE, 2014 年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計。

出典：科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2015」調査資料-238（平成27年8月）より

大学部門における研究開発費増加率と論文増加率

高等教育機関への公財政支出を伸ばしている諸外国はその論文数を大きく伸ばしているのに対し、我が国の論文数増加率は低水準に留まっており、公財政支出の伸びと論文数の伸びに相関関係があるものと考えられる。

2000-2009年の主要国の大学部門(自然科学及び人文・社会科学)研究開発費の増加率と主要国の全部門(自然科学)論文の増加率

国名	2000-2009年の大学部門の研究開発費の増加率		2000-2009年の論文の増加率	
	増加率	(2009年度研究費)	増加率	(2009年論文数)
日本	5%	(2.2兆円)	5%	(77,459件)
米国	43%	(6.4兆円)	27%	(306,805件)
英国	56%	(1.3兆円)	19%	(83,957件)
ドイツ	33%	(1.7兆円)	26%	(84,748件)
フランス	28%	(1.1兆円)	27%	(62,888件)
中国	335%	(1.5兆円)	312%	(124,052件)
韓国	115%	(0.6兆円)	171%	(37,532件)

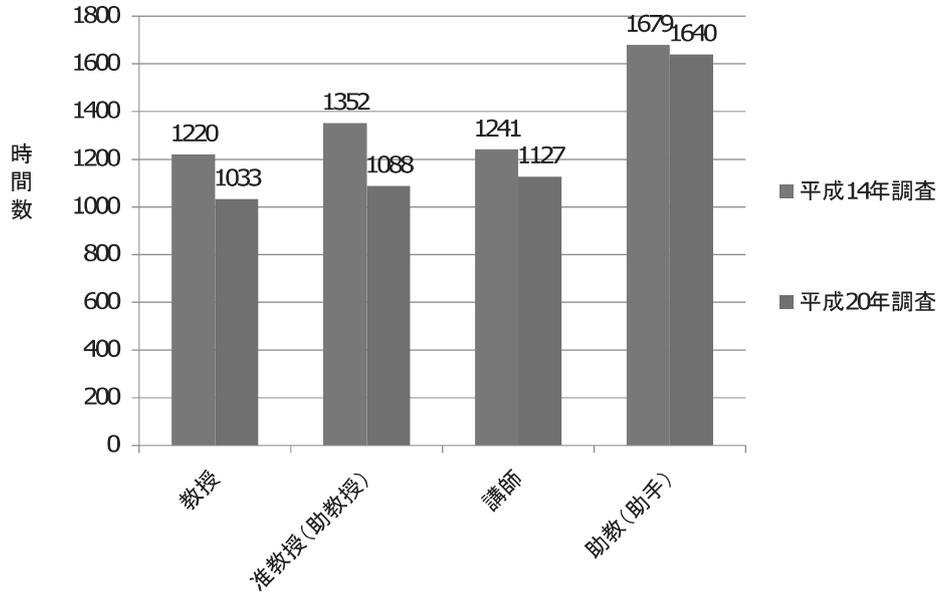
- 注：1. 大学部門の定義は国によって違いがあるため国際比較の際には注意が必要である。
 2. 研究開発費は自然科学及び人文・社会科学を含む（韓国は2000年は自然科学のみ）。日本は、OECDが補正し、推計した値（大学部門の研究開発費の内人件費をFTEにした研究開発費）
 3. 邦貨換算はOECD購買力平価換算による。
 4. 論文はトムソン・ロイター社 Web of Science 自然科学系を基に集計。すべての部門（大学及びその他全て）を含む。
 5. 2009年の論文数は、2008-2010年の3年の平均数である。
 6. 複数国の共著による論文の場合、それぞれの国に論文1報とカウント（整数カウント法）した。
 7. 出典：＜米国＞NSF, "Science and Engineering Indicators 2012"
 ＜ドイツ＞"Bundesbericht Forschung und Innovation 2010"
 ＜英国＞National Statistics website: www.statistics.gov.uk
 ＜日本、フランス、韓国＞OECD, "Main Science and Technology indicators 2011/2"
 ＜中国＞中華人民共和国科学技術部、「中国科学技術指標」

資料：科学技術政策研究所「科学技術指標2012」（平成24年8月）及び科学技術政策研究所「科学研究のベンチマーキング2012」（平成25年3月）を基に文部科学省作成

出典：平成25年度科学技術白書(文部科学省)

大学研究者の年間総研究時間の推移

研究者が競争的資金の申請・審査業務のために多くの時間を費やすことが、研究時間の減少を招いている。



出典:「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」(文部科学省)(平成21年9月)より

我が国の大学の研究力について

我が国は主要国と比較して、世界で戦える「リサーチ・ユニバーシティ」の層が薄いと云わざるを得ず、国公私を通じてこの層を厚くしていくことが強く求められている。

1. 被引用回数の多い(上位10%)論文(※1)数で世界100位以内の分野(※2)を有する大学数:

日本	8大学(※3)
米国	112大学
英国	28大学
中国	39大学
ドイツ	22大学
フランス	15大学

(注) 科学技術政策研究所「研究論文に着目した日本の大学ベンチマーキング2011」(平成23年)を基に、文部科学省が集計
 ※1: 被引用回数が各年各分野で上位10%に入る論文を分析対象としており、整数カウントにより分析(2007-2011年5年平均値)。
 ※2: トムソン・ロイター社がデータベースの収録上作成している22分野分類。
 ※3: 日本の8大学は東大、京大、阪大、東北大、東工大、名大、九大、筑波大

2. 日英の大学における論文生産数の比較

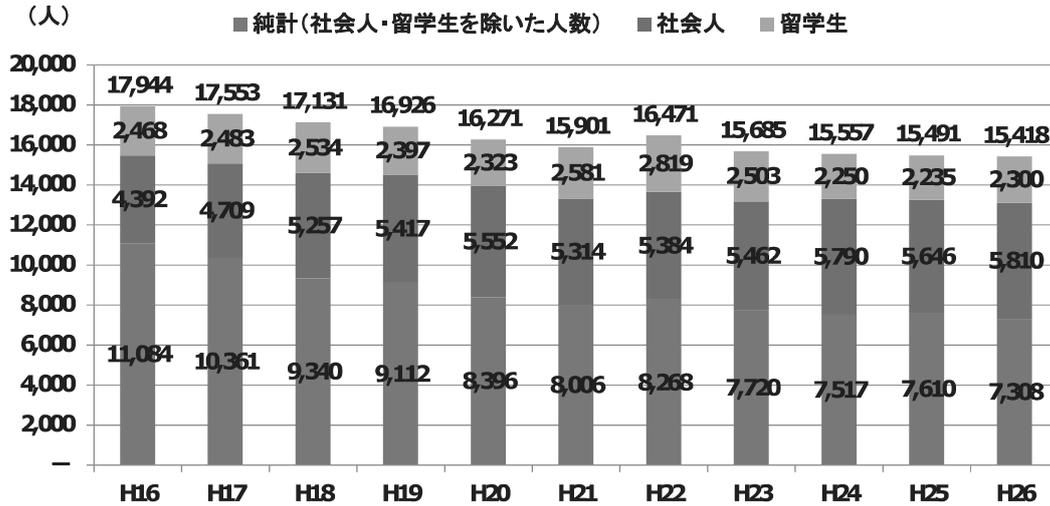


(注)・トムソン・ロイター社のWeb of Scienceを基に、科学技術政策研究所が分数カウント法によって日本及び英国の各大学の論文数を集計し、また両国に占める割合を分析。
 ・調査対象期間は2005年~2007年。当該期間の日本の大学数は約1100(本件調査対象は179大学)、英国は約170(本件調査対象は95大学)。

若手人材育成の危機

博士課程入学者数の推移

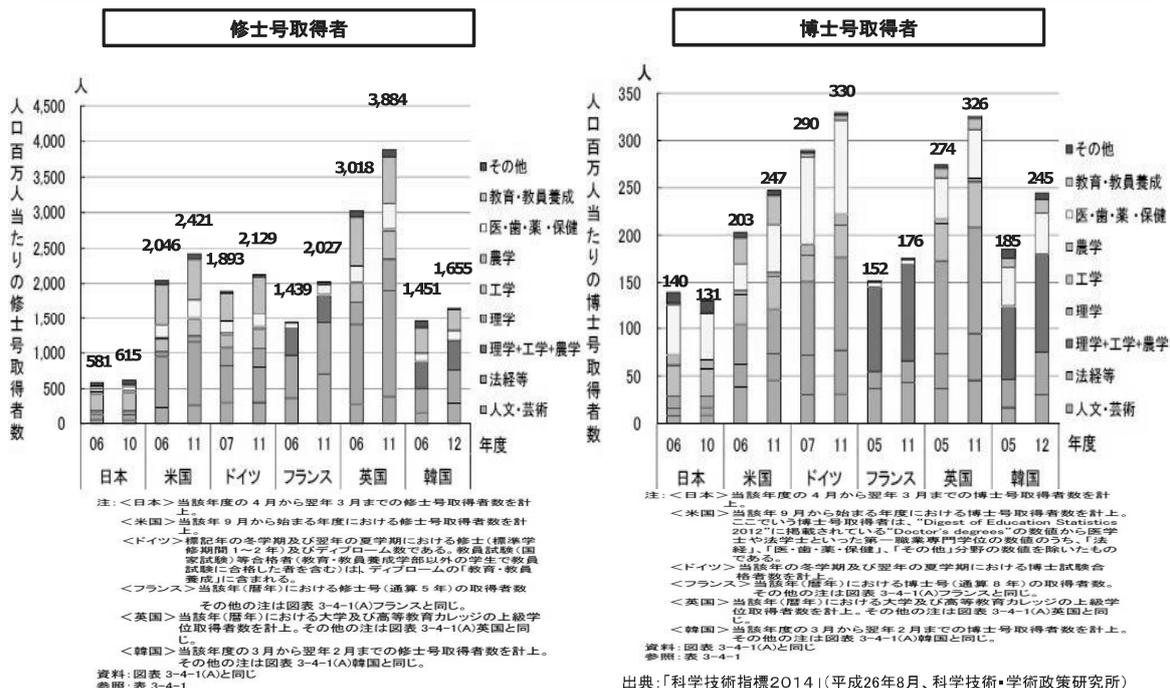
人件費抑制により安定的な若手教員ポストが減少している上、競争的資金による時限付きのポストの増加等により、研究職の魅力が減少。博士課程入学者数が平成16年度の17,944人から平成26年度は15,418人となり、優秀な学生ほど博士課程への進学を避ける傾向が見られるなど、博士課程進学者数の減少が深刻な状況。



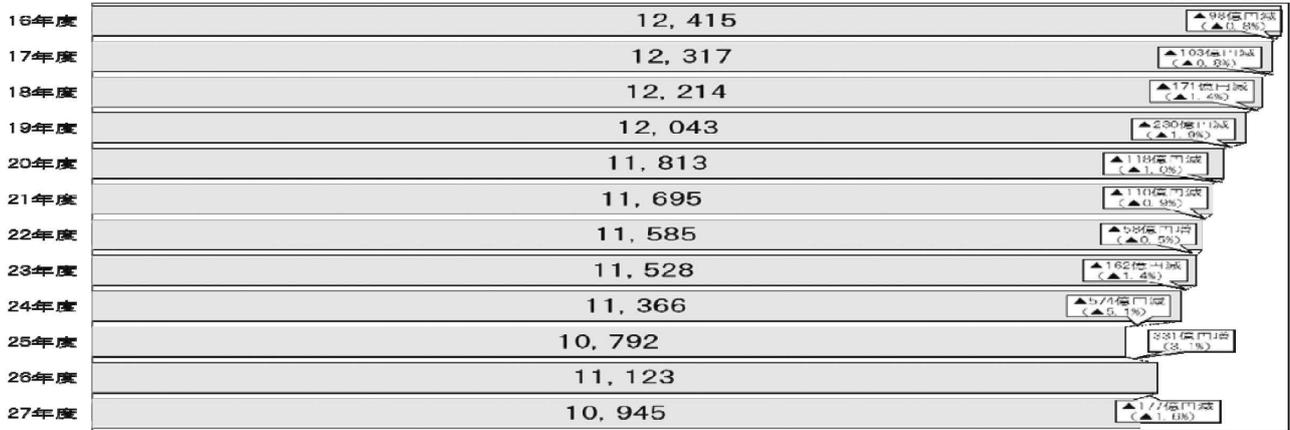
出典:「学校基本調査」(文部科学省)

人口100万人当たりの学位取得者の国際比較

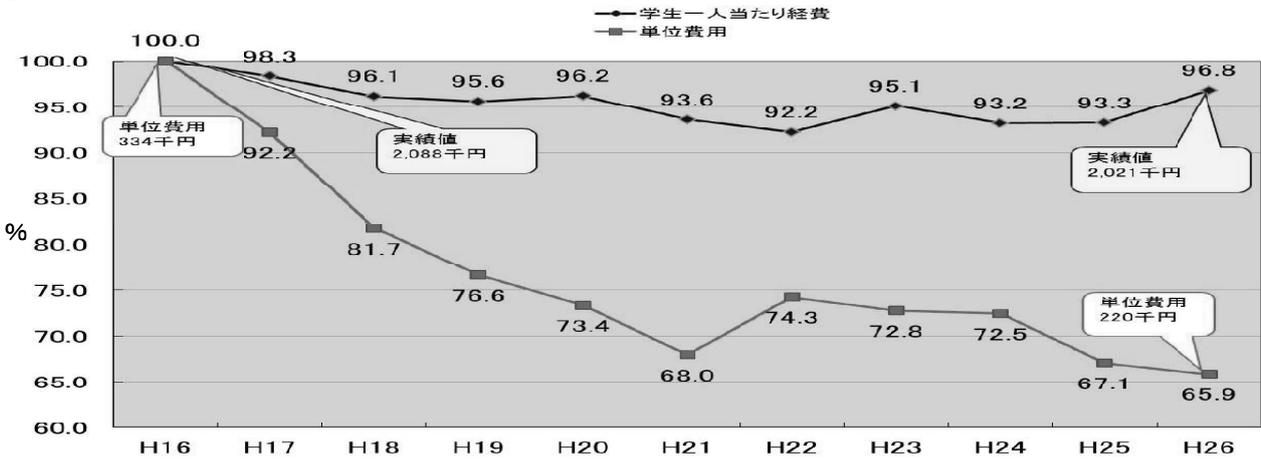
人口100万人当たりの博士号取得者数の推移を比較すると、我が国は2006年の140人から2010年は131人に減少している一方、主要国は軒並み増加。



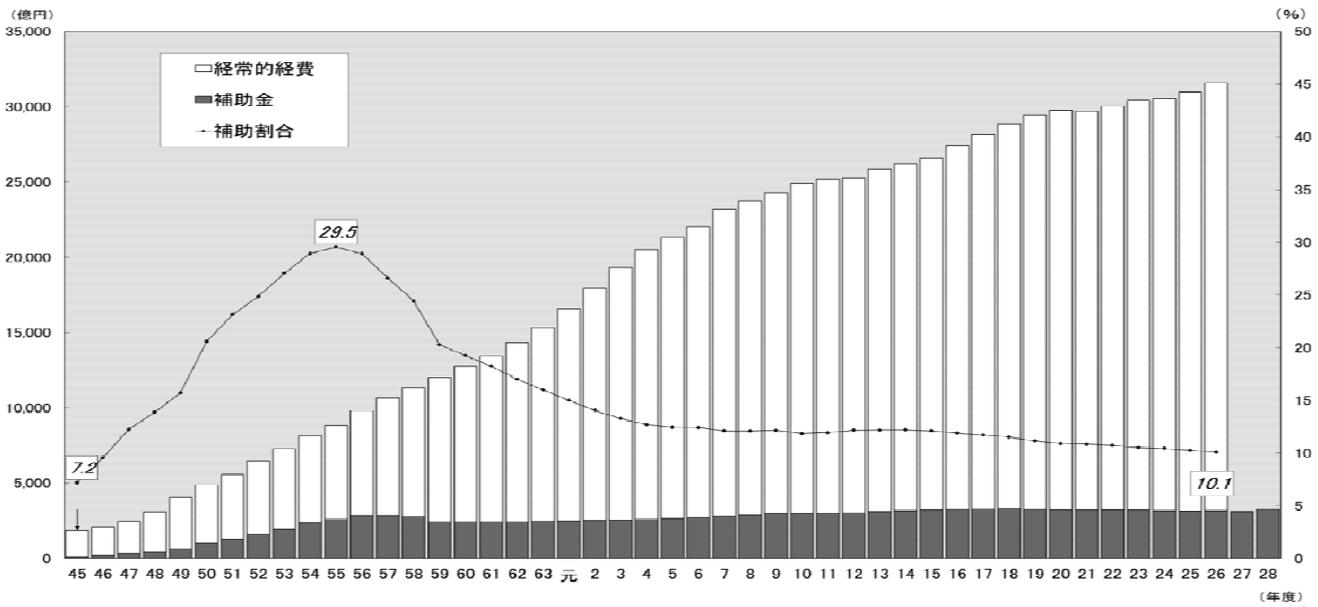
【国立大学運営費交付金の推移】



【公立大学の学生一人当たりの経費実績と地方交付税の単位費用の推移】



【私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移】



国立大学法人運営費交付金の拡充に関する決議

経済社会の重大な転換期において、我が国社会の活力や持続的な成長を確かなものにするためには、国家戦略としての大学政策が不可欠である。しかし、国立大学においては、法人化以降続いてきた運営費交付金の削減により、若手の育成や研究力の低下などに深刻な影響が生じている。

このような状況において、十一月二十四日の財政制度等審議会の「平成二十八年度予算の編成等に関する建議」では、運営費交付金の削減を前提とした提案がなされた。このような提案は、国民からの期待に応えるべく、自ら改革を進める方針を打ち出している国立大学の改革意欲を損なうものであり、全く容認できない。

急速な少子高齢化やグローバル化の進展を乗り越え、我が国が持続的に成長していくため、全都道府県に設置された「知」の拠点である国立大学は、人材育成、幅広い研究、社会や地域への貢献、グローバル化への対応などにおいて中核的役割を果たしていかなければならない。第三期中期目標期間がスタートする平成二十八年度の取組は、国立大学の改革の決意と着実な実行を示すためにも決定的に重要である。

このような方針を示すため、平成二十八年度予算において、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一、国立大学の機能を強化し、着実に改革を加速するため、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の拡充を図ること。

右決議する。

平成二十七年十二月七日

国立大学振興議員連盟

平成27年12月21日

高大接続システム改革会議「最終報告」に向けて

一般社団法人 国立大学協会

緒言

(中教審答申・高大接続改革実行プラン・高大接続システム改革会議中間まとめ)

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」を受けて本年初頭に文部科学大臣が発出した高大接続改革実行プランは、大きく変容する新しい時代に向けて、大学教育、高等学校教育及び大学入学者選抜の三位一体の改革を通して、我が国の初等中等教育と高等教育を、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力・判断力・表現力や主体性・多様性・協働性の涵養を重視する教育へと抜本的に変革することを謳い、特に、改革のドライビング・フォースとして、大学入学者選抜の改革を喫緊の課題と位置付けた。

高大接続改革実行プランの具体的制度設計を担って高大接続システム改革会議が本年2月に発足したが、半年間の議論を経て、9月に「中間まとめ」を公表した。内容は、あくまで具体的制度設計の途中経過と捉えるべきであるが、新たに明らかにされた改革内容やスケジュールなど具体的方向性に踏み込んだ点も多く、年度末に予定されている「最終報告」に向けて、今後解決すべき課題や議論すべき論点がかなりの部分で明確になったと見てよい。

(国立大学協会の基本方針と入学者選抜の現状)

国立大学は、これまで、我が国の高等教育と学術研究をリードするとともに、高等学校教育との適切な連携体制（高大接続システム）の構築と改善においても主導的な役割を担ってきた。全国立大学が共有する現行の入学者選抜制度は、平成16年の国立大学の法人化後も国立大学の入学者選抜の公共的性格に鑑みて総会で決定した平成19年の「国立大学協会の基本方針」に基づき、(1)一般学力選抜においては、共通試験と個別学力試験の2種類の学力検査を課すこと、(2)募集定員を試験日が異なる前期日程試験と後期日程試験に分割する分離分割方式を採用することを基本骨子としている。前者は、共通試験（大学入試センター試験）5教科7科目を課すことで高等学校における基礎的教科・科目の普遍的履修の重要性に関する国立大学共通のメッセージとするとともに、

個別入試により各大学の個性に基づくアドミッション・ポリシーの具現化を担保するものである。後者は、選抜方式の多様化や評価尺度の多元化を図ると同時に、受験生に国立大学複数回受験の機会を提供する仕組みとして社会に定着し、これまで、多くの受験生のための受験日程のガイドラインを提供してきている。さらに加えて、多様な能力や個性を有する人材を求めて、推薦入試、AO入試のほか、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした特色ある入試を各国立大学で実施している。

(高大接続システム改革に対する国立大学協会の考え方)

一方、社会の変容にともない次代を担う若者に要求される資質が大きく変化する中、各国立大学は学生の主体的学修を重視し教育の質を保証する様々な教育改革に取り組むとともに、AO入試や推薦入試を中心に多様な学生を受け入れるための入学者選抜改革も推進している。国立大学協会においては、平成26年8月22日に「今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について」と題した声明を発出し、多面的・総合的な評価を実施するため各国立大学が主体的な改革に取り組むことを宣言するとともに、本年9月に発出した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」においても、達成すべき喫緊の課題として「優れた資質・能力を有する多様な入学者の確保と受入環境の整備」を掲げており、高大接続改革実行プランが提起する現状認識と問題意識を国立大学も共有している。

各国立大学は、それぞれのミッションや個性に基づき、特色ある教育改革と入学者選抜改革の取組を加速するとともに、国立大学総体として、これまで長年蓄積してきたノウハウを基盤に、拙速による社会の混乱を回避しつつも、近未来への想像力を駆使し、今回の大改革に主導的役割を担う社会的責任があり、現行の入学者選抜に関する「国立大学協会の基本方針」についても、丁寧な議論と十分なシミュレーションを行いつつ、その見直しも視野に入れた検討が必要と自覚している。

本文書は、国立大学が責任を持って高大接続システム改革を担い推進する観点から、先に実施した全国立大学に対するアンケート調査の結果を踏まえ、今回の高大接続システム改革会議「中間まとめ」を総括するとともに、解決すべき課題や議論すべき論点を明らかにし、「最終報告」に向けた国立大学協会の提言として発出するものである。

高大接続システム改革会議「中間まとめ」のポイント

「中間まとめ」の内容は多岐にわたるが、論点を整理するため、以下に重要と思われるポイントを列記する。

- (1) 改革の目指すべき姿を共有したうえで、適切な手順と十分な情報公開を踏まえて、段階を踏んで着実に改革を実施すること。とくに、平成31年度から実施される「高等学校基礎学力テスト(仮称)」については、次期高等学校学習指導要領が適用される生徒が受検する平成35年度以

前の期間を「試行実施期間」と位置付けるとともに、平成 32 年度から実施される「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」も平成 36 年度までを「課題を解決するための期間」とすることが明記された。

- (2) 高等学校教育においては、教育課程を見直すとともに、主体的・協働的な学びを促進するアクティブ・ラーニングの視点からの指導方法の改善と指導力の向上及び多面的評価の推進に取り組むこと。そのために、学習指導要領の改訂と指導要録の改善を行うこと。
- (3) 新たに導入される「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の主たる目的は、高校生の基礎学力の定着度を把握・提示し、生徒の学習意欲の喚起や高等学校の指導改善等に生かすためとされ、したがって、当面、大学の入学者選抜への活用は考えにくいこと。
- (4) 大学教育改革を推進するため、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）策定の位置付けを強化し、入学から学位授与までの一貫した方針の具現化、とりわけアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との関係の明確化を実現すること。そのために、平成 27 年度中を目途に、三つのポリシーの一体的策定及び公表を義務付ける法令改正と、策定と運用に関するガイドラインの策定を行うこと。
- (5) 平成 30 年度から始まる次期サイクル（第 3 サイクル）に向けた大学認証評価制度の見直しの中で、三つのポリシー間の整合性や、三つのポリシーと大学教育や入学者選抜の実態との整合性等、高大接続システム改革を実現する新しい認証評価制度を具体化すること。
- (6) 「学力の 3 要素」のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」は「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」で評価し、個別大学における入学者選抜では「主体性を持って、多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価することを念頭に、本文中に例示された個別入学者選抜における評価方法の中には教科・科目試験が含まれていない。しかし、脚注として「個別の入学者選抜において、各大学のアドミッション・ポリシーに当該大学の定める『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』の水準を明記するとともに、それらを適切に評価するため、特定の教科・科目の『知識・技能』『思考力・判断力・表現力』について評価する方法も活用することはあってもよい」ことが記載された。
- (7) 多面的・総合的評価による大学入学者選抜への転換を図るために、一般、推薦、AO といった入試区分の廃止を含めた、大学入学者選抜全体に共通する新たなルールの構築に向けた検討を早急に開始すること。
- (8) 「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の具体的制度設計については、考え方及び検討課題の記述にとどまっており、出題内容を含めて具体化作業はこれからである。とくに実現可能性にかかわる、IRT 導入、CBT 導入、作問・採点及び実施体制、財源などの重要課題についての検討も今後に残されている。同様のことが、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」についてもいえる。

大学教育改革と高大接続

(国立大学の取組)

三位一体の高大接続システム改革において、国立大学が主体性を持って取り組むべき最優先の課題は、新時代人材の育成に向けた新しい教育の創生とその実施であり、そして、それを高等学校や受験生に正確に情報発信することにより、適切な高大接続を図ることである。

各国立大学は、これまでも時代の要請に対応し、かつ主体性を持って高等教育の高度化や国際化に向けた不断の努力を重ねてきたが、とりわけ平成 20 年に中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」が公表されて以降は、専門的知識や技術の修得にとどまらずコミュニケーション力や問題解決力など汎用的な能力を含む学士力の保証が学士課程教育改革の最重要課題となった。また、18 歳人口減少時代を間近に控える一方で高等教育への社会のニーズが多様化する中、各国立大学は持続的発展に向け個性ある機能強化の方向に大きく舵をきりつつある。したがって、国立大学はそのミッションとともに教育改革方針・内容においても多様性を増している。

(3 ポリシーの策定・公表)

このような改革を十分な教育効果につなげるためには、それぞれの大学の教育方針に理解と志を有し、教育内容に適応するに足る資質を有する入学生を確保することが重要である。そのためには、大学は、ディプロマ（学位授与）、カリキュラム（教育課程編成）及びアドミッション（学生受入）の三つの方針（3 ポリシー）を明確に制定し、受験生を含む社会に発信する必要がある。各国立大学は、これまでも当然のこととして 3 ポリシーの制定と公表に努めてきたが、「中間まとめ」が指摘するように、内容については、抽象的な文言にとどまるものや、3 ポリシー相互の関連性が希薄なもの、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との関係が不明なものが多いことも事実である。「中間まとめ」は、3 ポリシーを各大学が一体的に策定し公表することを義務付けるべく、平成 27 年度中を目途に法令改正を行うとしているが、各国立大学は学生の入学から学位授与に至るまでの一貫した方針を具現化するものとしての 3 ポリシーの見直しの準備を早急に進める必要がある。

「中間まとめ」では国が 3 ポリシーの策定と運用に関するガイドラインを平成 27 年度中に策定するとし、その方向性を例示している。このガイドラインが各大学の 3 ポリシー見直し作業の重要な指標となることは間違いない。ガイドラインは、あまりに細かく規定され、各大学の自由度や個性、創造性を阻害し国立大学の機能強化の方向性に水を差すものであってはならず、また、ガイドラインは、認証評価の評価基準にも大きな影響力を持つものであるため、その策定に当たっては慎重な議論が必要である。例えば、「中間まとめ」に例示されたアドミッション・ポリシーの方向性の中に、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協働性などポリシーが求める様々な能力の水準とその評価手法に関する記載があるが、能力やその水準の観点・イメージこそ多様であって然るべきであり、能力の種類によっては幅を持たせた表現とする方が良い場合もある。アドミッシ

ョン・ポリシーの中に、どのように能力の水準を記載し、それを評価する手法をいかに開発するのか、各国立大学にとっては容易ならざる挑戦となろう。

(認証評価制度改革)

「中間まとめ」は、実効ある高大接続システム改革を担保するものとして、認証評価制度改革にも言及している。平成 30 年度から始まる第 3 サイクルにおいては、各大学の改革を適切に評価し更なる取組につなげるために、ガイドラインを踏まえた 3 ポリシーの適切性、各ポリシー間の整合性と一体性、各ポリシーと教育や入学者選抜の実態の整合性など評価の観点をより具体化するとされている。全国立大学をはじめ公立大学、私立大学を含めてオールジャパンで、高大接続システム改革の目的と内容を実現するためには、今回の認証評価制度見直しの方向性は妥当である。ただし、我が国の大学の多様性は急速に拡大しており、国立大学においてもそれぞれの機能強化の方向性に応じた改革が急ピッチで進められている。各大学へのアンケート調査では、大学教育改革や大学入学者選抜の取組を認証評価に反映させることについては賛同する意見がある一方、(1)一律の基準によるのではなく、各大学の目的・特性に応じた評価とすべき、(2)認証評価と国立大学法人評価の重複部分については整理すべきとの意見もあった。認証評価制度改革及びその実施に当たっては、各大学の多様性や個性、創造性・新規性の高い取組にも十分な配慮がなされるとともに、国立大学法人評価との整合性を図った上での議論も行われるべきである。

高等学校教育改革に望むこと

(高等学校教育改革の方向性)

「中間まとめ」が述べる高等学校教育改革の最大の眼目は、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力・判断力・表現力や主体性・協働性の涵養を重視する教育へと抜本的に変革し、「学力の 3 要素」をバランスよく身に付けさせる点にある。そのために、教育課程を見直すとともに、主体的・協働的な学びを促進するアクティブ・ラーニングの視点からの指導方法と指導力の向上及び多面的評価の推進に取り組むとしている。現在、国立大学が取り組んでいる学士課程教育改革の原点は、平成 20 年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」にある。答申は、学士課程教育を通して保証されるべき「学士力」として、専門分野の知識・理解に加えて、コミュニケーション力や論理的思考力等の汎用的技能や、自己管理能力や生涯学習力等の態度・志向性を掲げ、そのために学生の学修時間の増加や学生の主体的・能動的な学びを引き出すアクティブ・ラーニングの重視等を提言している。今後、高等学校の学習・指導方法の改善においてアクティブ・ラーニングの有効性が実証されれば、高等学校と大学、両者は教育改革の方向性を完全に共有することになり、円滑かつ実効ある高大接続に大きく道が拓かれることは間違いない。

（高等学校教育の質保証）

一方、高等学校教育においても、共通に身に付けるべき資質・能力の保証即ち共通性の観点も重要である。我が国における高等学校進学率は98.5%に達し、高等学校教育が、義務教育ではないものの、国民の最後の共通教育の機会となっている。その意味において、高等学校教育には、21世紀の市民として主体的に活動するための基礎的・基本的な知識・技能と汎用的な能力を確実に育成することが期待される。今回の改革を通して、「高等学校卒業」が保証する能力とは何かを明確にすることを望みたい。

現在、次期の学習指導要領の検討が進んでいるが、高等学校教育の根幹は「コア」となる基礎学力の確立にあることに留意し、教科・科目の精選を通じて、適切な必修科目の科目数・単位数（時間数）の設定を図るとともに、「コア」を構成する要素として各必修科目で涵養すべき資質・能力が明確に位置付けられるべきである。

（高大連携の緊密化）

国立大学は、大学教育改革の内容や方向性を3ポリシーの明確化や個別選抜試験改革を通して、高等学校教育改革の推進役としての役割を果たすとともに、高等学校との連携等を図ることで、高校生の学習の成果を大学教育や入学者選抜に反映する不断の努力を行う必要がある。これまで、国立大学は高校生に対しては出前授業やオープンキャンパス、高校教員に対しては学習・指導方法等に関する研修会の提供など様々の形で高等学校との情報交換、意見交換の機会を設けてきた。今後の改革プロセスにおいては、従来に増して高大連携の緊密化を図る必要があり、例えば、高等学校における各教科・科目の内容の深化への貢献や学習法・指導法の向上に関する支援など、各国立大学においては、地域の高等学校との更なる連携の強化を図っていく努力が求められる。

新しい共通試験システムの実現に向けて

今回の「中間まとめ」で一番の課題が、中央教育審議会の高大接続特別部会や政府の教育再生実行会議での提言を受けて、改めて提言された二つの共通テスト、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」と「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の性格付けと制度設計にあることは衆目の一致するところである。

「中間まとめ」では、高等学校学習指導要領の改訂を踏まえた導入スケジュールが示されているが、各大学へのアンケート調査では、次期高等学校学習指導要領の適用にあわせた現実的なスケジュールであると評価する意見がある一方で、具体的な試験内容・方法等に関して今後の検討に委ねられている部分が多く、スケジュールありきで決定されるのではなく、もう少し長いスパンでの検討が必要との意見が多数であった。

（高等学校基礎学力テスト（仮称））

「中間まとめ」は、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の目的を、「高等学校教育の質の確保・向上を図ることを主たる目的とする」と明示しており、高校生の基礎学力の確実な育成とともに、アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法と指導力の向上に有効に機能することが期待される。大学進学への活用に関しては、主要な対象を高校生全体のうちボリュームゾーンとなる平均的学力層や学力面で課題のある層に置くとされたため、国立大学等選抜性の高い大学の入学者選抜には直接活用できない可能性が高い。「中間まとめ」も当初4年間の試行実施期間においては、入学者選抜や就職には用いないとしている。一方で、試行実施期間以降の大学進学や就職への活用については検討課題としており、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」には、いまだその性格・目的に曖昧さが残っている。

過去の議論においても、「高大接続テスト（仮称）」、「達成度テスト（基礎レベル）」とその名称、目的等に様々な変遷があったが、今回の「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の議論においても、高等学校教育の質保証の手段としての性格なのか、大学進学希望者の学力把握の手段の一つという性格なのかが明確にされたとはいえない。「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の性格付けは、高等学校教育現場に大きな影響を与えるもので、曖昧なままでは、混乱の原因となりかねず、「最終報告」に向けては、その目的の明確化がなされるべきである。

なお、各大学へのアンケート調査では、「中間まとめ」にある(1)高等学校段階の基礎学力を把握し、その結果を指導改善等に生かすという目的に理解を示す一方、どのように学習改善や指導改善につながるのかイメージしづらい等の意見や、(2)必修科目を基本として実施する方針に理解を示す意見が多いものの、高校1年次に履修する「国語総合」「数学Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅰ」を履修した翌年度以降に受検することが学習改善につながるのか疑問がある、また、理科が実施当初の科目から除外されていることは高校生全体の理科離れに深刻な影響を及ぼすのではないかの意見があった。

（大学入学希望者学力評価テスト（仮称））

大学進学希望者の学力把握のための共通テストの重要性は、今後増すことはあっても、低下することはなく、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」が、文理全般にわたる幅広い基礎的な学力の評価とともに、各教科・科目の基礎的・基本的な「知識・技能」を基盤として「思考力・判断力・表現力」を「適切に」測定できる内容となるならば、我が国のこれまでの大学入試の在り方を大きく変革し、米国のように、共通テストの結果を学力保証の手段とし、個別入試では、それをも含んだ形で、調査書、小論文、推薦書などを多面的・総合的に、かつ丁寧に評価する方式へと転換する起爆剤になると期待される。その点で、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」がどのようなテストになるかが最大のポイントになる。

しかしながら、「中間まとめ」が示す「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の具体的制度設計は、考え方及び検討課題の記述にとどまっており、出題内容を含めて具体化作業はこれからである。特に、「思考力」「判断力」「表現力」は、それぞれ異なった（知的）能力であるにもかかわらず

ず、一括して評価の対象とされており、個別の定義及び3つの能力の関係性が不明確である。したがって、制度設計の前提となるテストで把握しようとする学力と能力を明確に定義する必要がある。

また、制度設計の検討に当たっては、大学入学志願者の約7割が受験し、良問が出題されている等その評価も高く広く受け入れられている現在の大学入試センター試験の検証・評価も踏まえて行われるべきである。さらに、記述式問題の導入は、その評価に要する莫大な人的・時間的・財政的コストの負担を伴うものであり、そもそも大規模なテストに適するか否かの検討も改めて必要である。

「高等学校基礎学力テスト（仮称）」を含めて二つの新テストは、年複数回実施の難易度の平準化を図るためのIRT（項目反応理論）の導入と、様々な技能が測定しやすく思考力・判断力・表現力を構成する諸能力をテストによって評価するためのCBTの導入を前提としているが、大規模テストで実施の前例がなく、解決すべき技術的問題が山積しており、その実現は容易ならざるものである。技術的な課題は、新テストの在り方、つまり目的とその成果の議論とは切り離して行ったほうが良いのではないか。技術的な課題は、新技術の導入可能性の検証をしっかりと行ってから、新テストの制度設計の中に組み込むというように一線を引くべきである。

以上のように、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施に向けて具体的に検討しなければならない課題は山積している。拙速を避け、段階を踏まえた着実な実行計画の検討と準備が必要である。その中で、国立大学の果たすべき役割は重要である。試験問題の作成や、技術的課題に対しての実現可能性の検証に国立大学が積極的に関わり、その判断を行わなければ、将来社会に大きな混乱を生じかねない。そのためにも、国立大学協会として、新テストの制度設計の段階から主体的に関与する必要がある。これまで、国立大学協会は共通一次試験及び現行の大学入試センター試験の制度設計においても、主体的に関わり、その実施を主導してきた歴史がある。「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入・実施に際しても、各国立大学そしてその協働体としての国立大学協会は社会的な責任を果たす必要がある。高大接続システム改革会議「最終報告」には、国立大学協会の参画を前提に、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の実施方法等の具体的制度設計のための体制づくりが盛り込まれるべきである。

個別大学における入学者選抜改革に向けた考え方

「中間まとめ」は、「学力の3要素」のうち「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」は「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」で評価し、個別大学における入学者選抜では「主体性、協働する態度」を多面的・総合的に評価することを想定している。しかし、問題は、これまで述べてきたように現時点では「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の内容や実施の具体的制度設計のほとんどが未確定のままであり、平成32年度の実施以降もその評価が定着するには相当の時間を要することである。このため、今回の三位一体の高大接続システム改革の評価が、広く社会全

体に受け入れられるまでの間、国立大学は3ポリシーとの整合性を図るため、個別の入学選抜において個別学力検査を実施するものと予想される。

(学力検査)

国立大学は現在、大学入試センター試験と個別学力試験の2種類の学力検査を課している。前者で基盤的な知識・技能や思考力・判断力を幅広く問い、後者により各大学のアドミッション・ポリシーに基づく特色ある入学選抜を具現化している。問題は、平成32年度以降、アドミッション・ポリシーに適う「知識・技能」及び「思考力・判断力・表現力」の水準を如何にして評価していくか、大学入試センター試験と個別大学による学科・科目試験が果たしてきた機能をどのように担保し、発展させていくかという点である。各国立大学は、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」制度設計の進展状況を睨みながら、平成32年度以降の個別大学入学選抜方法の設計を行うことになるが、各大学の個別の入学選抜は、一律の方法によるのではなく、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、例えば特定の教科・科目に高い学力を有する者、特定の能力が飛びぬけて高い者などの多様な人材の選抜等も可能とする多様な方法を認めるべきである。前述のとおり、当面は、多くの国立大学が個別大学入学選抜における学科・科目試験の継続を選択することになると予想せざるを得ないが、従前に増して知識のみならず思考力、判断力、表現力に重点を置いた出題が要求されることになる。

(学力検査以外の多様な評価方法の導入・拡大)

「中間まとめ」の個別入学選抜に対する最大の要請は、「学力の3要素」を、多様な評価方法を組み合わせて適切に評価することである。「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」などの教科・科目試験の結果だけではなく、論述問題や面接、ディベート、プレゼンテーションなど手をかけた能力・態度の評価や、調査書、活動報告書等による高等学校での学修・活動履歴の評価等が例示されている。各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、これらを適切に組み合わせ、入学者に求める水準を評価する手法を開発、実施することが求められる。

国立大学はこれまでも、A0入試や推薦入試を中心に、ペーパーテストのみに頼ることなく、多面的な評価手法を開発し実施してきた。また、国際バカロレア入試や、社会人、帰国子女、外国人留学生を対象とした多様な入学選抜にも取り組んでいる。特に近年は、各大学において手間と時間をかけた創造性の高い斬新なA0入試、推薦入試の導入が相次いでいる。本年9月に国立大学協会が発出した「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」は、A0入試、推薦入試、国際バカロレア入試等の導入拡大と外国人留学生、女性、社会人の受け入れ拡大を謳うとともに、当面達成すべき数値目標として、入学定員の30%をA0、推薦、国際バカロレア入試等の枠とすること、外国人留学生受け入れ数の倍増を掲げた。今後は、これらの学力検査以外の要素を加味した丁寧な入学選抜の取組を加速・拡大するとともに、蓄積されていく経験とノウハウを全ての入学選抜

に波及させる取組が必要となる。

各大学へのアンケート調査では、すべての入学者選抜を多面的・総合的評価に転換することに賛同する意見がある一方、転換には相当の労力と時間を要すると懸念する意見も多数あったところであり、また、一般入試と併存する過渡期においては、受験生にとって負担の大きい多面的・総合的評価による入学者選抜方式が敬遠されるとの危惧もあった。大学の実施体制や高等学校教育に及ぼす影響を鑑みると、短期間で全ての入学者選抜を多面的・総合的評価に転換することは相当な困難を伴うものであり、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の評価が定着することに加えて、各大学はアドミッション・センターの新設・拡充やアドミッション・オフィサーの充実・強化など新たな入試体制の構築を前提に、多面的・総合的評価の充実に向けた改革を加速していく必要がある。そのためには、国の財政支援や、改組が予定される大学入試センターによる個別大学の選抜方法開発や専門人材育成に関する研究の推進を期待したい。

（学習履歴の適切な評価）

また、今回の改革は高等学校教育改革と一体であり、高等学校教育課程の見直しとともに、アクティブ・ラーニングの視点からの指導方法と指導力の向上、多面的評価の推進に向けて学習指導要領の改訂と指導要録の改善が予定されている。新しい教育体制下での、個々の受験生の高等学校における学修や活動の履歴をいかに入学者選抜に生かすことができるか、高大接続の重要な観点である。現在、新しい高等学校教育を多角的に反映すべく、高大接続システム改革会議の下のワーキンググループで新しい調査書の設計が開始されている。入学者選抜において、受験生の学習の履歴や成果、課外活動等の実績を、「学力の3要素」の観点から信頼性・妥当性のある形で評価することのできる調査書や出願時提出書類等の利用が促進されることが望まれる。

いずれにせよ、大学入学者選抜が、受験生の多面的・総合的な評価に基づく方式に変わるためには、高等学校における生徒一人一人の丁寧で多面的な評価が前提となる。そのような観点からの高等学校教員の資質の向上とともに、教科担任制を採っている高等学校では、個々の教員が生徒と接する機会や時間が限定的であることから、これまで以上に、教員同士のチームワークが重要になる。その意味でも、各高等学校の指導内容等に関する適切な情報公開が必要となる。

入学者選抜ルール改訂の必要性和入学者選抜に係る「国立大学協会の基本方針」

（新たなルールの構築）

「中間まとめ」は、大学入学者選抜を多面的・総合的評価による選抜へ転換するために、一般、推薦、AO入試の区分を廃止することを含めて「大学入学者選抜実施要項」を抜本的に見直し、大学入学者選抜全体に共通する新たなルールを構築すべく具体的検討を進めることを明記している。

新ルール構築の必要性については、大学入学者選抜の早期化と複雑化が高等学校教育にマイナス

の影響を与える懸念とともに、全ての入試区分で「学力の3要素」を適切に評価することになれば、一般、推薦、A0入試といった区分の意味合いが相対化することをあげている。入試区分の廃止に当たっては、大学自身の入学者選抜業務の負担増による大学教育・研究への影響も考慮される必要がある。

一方で、現行のルールのもと国立大学協会が入学者選抜に関する「国立大学協会の基本方針」を定め、全国立大学は一致して、一般入試の期日を前・後期に分離し入学定員を分割する所謂「分離分割方式」を採用することにより、受験生に複数受験機会を提供し、さらに推薦・A0入試等多様性のある入学者選抜を実現してきた経緯がある。

新ルールの内容次第で、現行の入学者選抜に関する「国立大学協会の基本方針」は、極めて重大な変更を迫られることになる。また、「中間まとめ」は、一つの方向性として、入試区分を解消することを前提に、個別面接や推薦書等選抜に用いる具体的な評価方法ごとに日程等を設定することを例示しているが、評価方法の区分をどのように規定するのかなどが明らかでなく、さらには各大学が独自に複数の選抜区分を設け多様な評価方法を組み合わせて選抜を実施する場合の対応には困難が想定される。新ルールの内容によっては、各大学にとっても、また受験者にとっても、複雑で分かりにくいものとなることも懸念される。

したがって、今後、「分離分割方式」の存廃を含めて新ルール構築の必要性についての丁寧な議論がなされるべきであり、ルールの見直しに当たっては、受験生にいかに複数回の受験機会を提供するのか、多様性のある人材の選抜をどのような仕組みで担保するのか等々、十分なシミュレーションが必要である。

入学者選抜ルールの見直しは、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入と定着及び個別大学入学者選抜システム改革と有機的関係にある。これらの改革が連動しながら進行し、最終ゴールを目指すような工程表を策定する必要がある。平成32年度から実施予定の「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」については、次期高等学校学習指導要領が適用される生徒が受験する平成36年度以前の期間を「課題を解決するための期間」と位置付けている。それに準じて、入学者選抜ルールの見直し及び個別大学入学者選抜システム改革についても、段階を踏んだ着実な実施が図られるべきである。

いずれにせよ、新ルールの実施に当たっては、十分な大学の準備と社会への予告の期間が必要である。早急な検討が求められることは間違いない。新ルール策定への国立大学協会の参画を可能にする検討体制を早期に構築していただくことを望みたい。

入学定員管理の在り方について

現行の厳格な入学定員管理と今回の入試制度改革の趣旨とは矛盾をはらんでいるといわざるを得ない。アドミッション・ポリシーやディプロマ・ポリシーに忠実な入学者選抜を行おうとすれば、

定員超過あるいは未充足が、深刻な問題となる懸念がある。実効性のある入試制度改革を実現するためには、定員管理の在り方についての議論が不可欠となる。例えば、収容定員の枠内で入学定員の自由度を付与する、あるいは認証評価において一定の要件を満たした大学については定員管理をある程度緩和するなどの方策が考えられる。この定員管理の緩和が実現するまでは、各大学は個別入試において多面的・総合的評価をしつつ、合否ラインを明確に決める仕組みを組み込まなければならない。それには、さまざまな評価手法を組み合わせるシミュレーションをする必要があり、相当の時間が必要になる。国立大学入学定員管理に関する考え方の整理を早期に行うことを望みたい。

グローバル人材の育成に向けて

国立大学協会は「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」において、「優れた外国人留学生の積極的な受入及び日本人学生の海外派遣の拡大」を掲げ、国立大学はグローバル社会において一段と積極的な役割を果たしていくことを表明した。すなわち、入試改革などを通じて優秀な外国人留学生の受け入れを推進するとともに、国際的に魅力ある教育研究環境の整備を進め、外国人留学生受入数及び日本人学生の海外派遣数を大幅に拡大することとしている。

(日本人学生の英語能力の育成)

日本人学生が在学中に国際的な環境で教育を受けるためには、英語による教育の場を拡充していくことが急務であり、英語を語学として学ぶという段階に留まらず、学びの媒体、あるいは道具として英語を位置付けることが必要である。

この際に、必要となる英語の能力は、「中間まとめ」に示されている通り、「聞く」、「話す」、「読む」、「書く」の四技能をバランスよく育成することが重要である。しかしながら、「中間まとめ」では、民間の資格・検定試験の知見を積極的に活用するなどの「四技能を測ることができるテストの導入」という観点が論点の中心となっており、英語技能が高大接続を経て、大学におけるグローバル人材の育成につながるものとして捉えられてはいない。どのように英語技能を測るかだけでなく、英語技能をどのように身に付けさせるかという観点から、例えば、高等学校においても英語を学ばせるだけでなく、英語で他教科を学ぶ機会を増やしていくこと、大学教育においても日本人学生と外国人学生が共に同じ教室で学べるように英語による講義を増やすことなどの、国際的な視点でのカリキュラム・ポリシーの見直しも論点とすべきである。

(外国人留学生数の拡大のためのシステム改革)

「中間まとめ」では、特に高等学校段階以降の教育はグローバルな環境の下、多様な人々と学び主体的に人生を切り開いていく力を育てなければならないとしているが、具体的な改革内容においては国内の高等学校と大学との間の接続のみが強調されており、グローバルな視点が欠けている。今

日では高等教育自体がグローバル化しており、学生の国境を越えた流動性も高まっている。より多くの留学生を招聘し、我が国の大学キャンパスを一層多様化し、真のグローバル大学へと変革するためには、将来的には海外からの受検も可能としたり、海外の大学の入学資格として認知されたりするなど、国際的にも通用する共通テストとすることも視野に入れるべきである。国立大学は前述のとおり優秀な外国人留学生の受け入れを大幅に拡大することにより、グローバルな環境を整備するとともに、教育研究の活性化や水準の向上を図ろうとしている。そのためには大学教育を受けるために必要な資質・能力をグローバルな観点で評価・選抜するシステムの構築が必要である。そして、例えば「国立大学の将来ビジョンに関するアクションプラン」において述べているように、国立大学総体で留学生を選抜し希望大学を調整して受け入れたり、一つの大学で受け入れた上で一定期間他の大学で学修させたりすることを可能とすることも検討する必要がある。

結語

高大接続システム改革会議「中間まとめ」は、大学教育、高等学校教育及び大学入学者選抜の「三位一体改革」具体化の第一歩である。新しい二つの共通テスト、「高等学校基礎学力テスト(仮称)」と「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の骨格も、ようやく姿を現したばかりである。「三位一体改革」では、知識の獲得・再生を重視する教育から、思考力、判断力、表現力や主体性、協働性の涵養を重視する教育へと、高等学校教育、大学教育が同時進行的に変革する中で、この新たに開発されるテストの下で、大学入学者選抜のありようを抜本的に変えようとするものである。

しかし、今回提言された三位一体の改革は、高等学校教育及び大学教育のさらなる質の向上が究極の目的であり、大学入試改革を含む様々な改革が関係者の多大なるエネルギーを奪い、我が国の大学における教育研究の質と水準の低下を、たとえ一時的であってももたらすものであってはならない。そのような自戒の意味も込めて、この提言は、「中間まとめ」を受け、国立大学協会にとって、より明らかになった問題点を指摘し、今後の改革の進捗に、積極的に関わるためのものである。これまで、「国立大学協会の基本方針」が、全国の大学受験生の動向を誘導してきたのは、歴史的な事実である。国立大学協会は、現在の体制を新しい理念の下での入学者選抜体制に、受験生を混乱なく移行させる社会的責任を負っていることを自覚している。これは、新しいテストを作り上げることと同時進行に、それと絡めて進めなければならない作業である。

高大接続システム改革会議「最終報告」が、「三位一体改革」の将来像を、大学、高等学校双方が共有し、それに向けての段階的・建設的な改革プランの具体策となるように、国立大学協会として積極的にその議論に参画してまいりたい。

平成28年度国立大学運営費交付金予算について

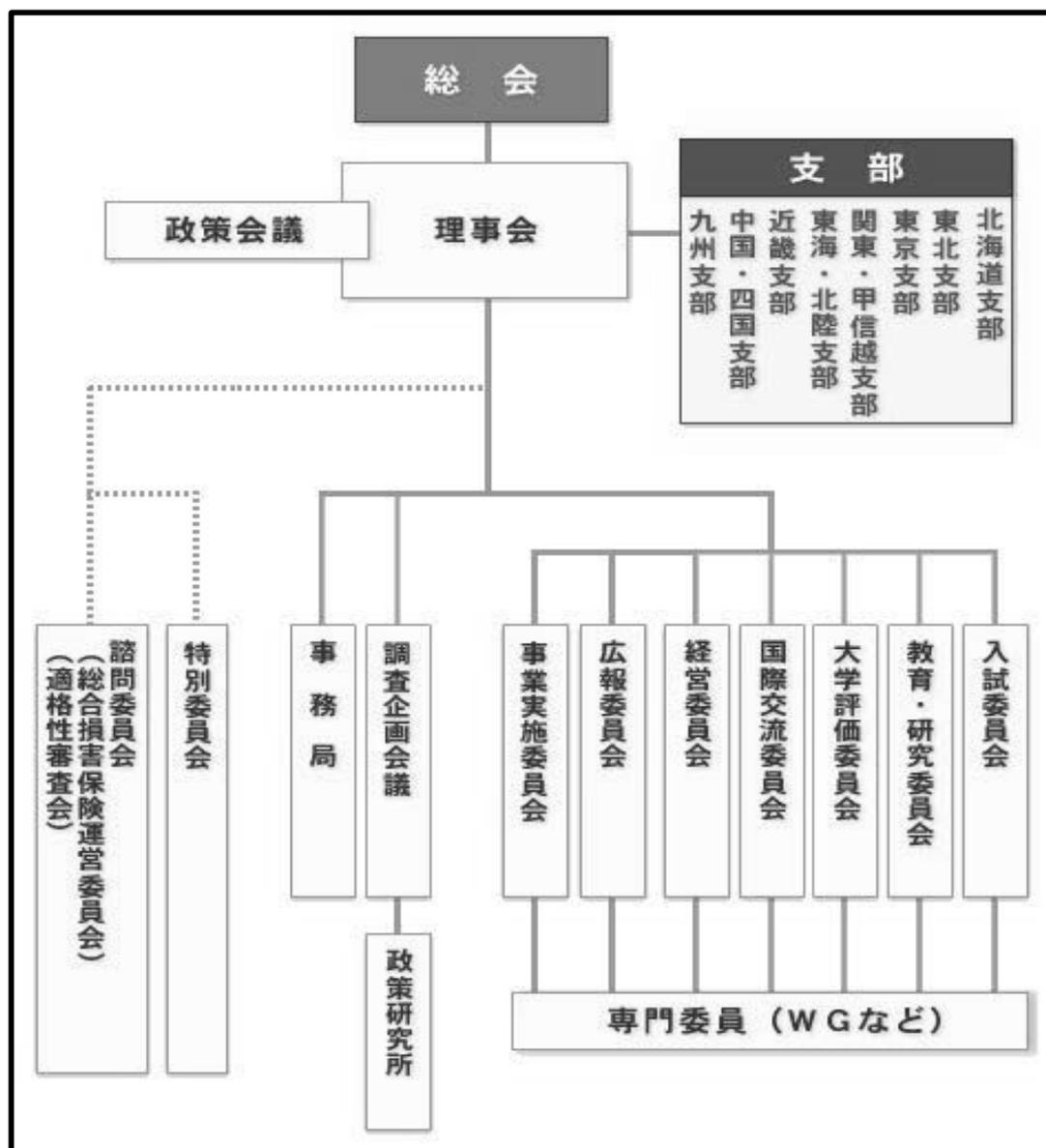
【会長コメント】

平成27年12月24日
一般社団法人 国立大学協会
会長 里見 進

- このたび、平成28年度国立大学運営費交付金予算について、前年度同額とする政府原案が決定されました。
- これまで削減が続いてきた同予算が前年度同額とされたことは、各方面の皆様のご理解とご支援の賜物であり、厚く感謝申し上げます。
- 国立大学は、世界に開かれた高等教育機関として、次代を担うたくましい人材の育成、地域の多様性と活力の発揮、未来を拓くイノベーション創出への貢献などを牽引していくための主体的な改革を今後とも着実に推進していく所存です。
- このことについて各方面の皆様のご理解をいただき、先般答申がまとめられた第5期科学技術基本計画における政府研究開発投資目標等を踏まえ、「知」を基盤とした我が国の持続的な成長発展のために、今後とも国立大学の運営費交付金を含む基盤的経費の安定的確保をはじめ高等教育予算全般の充実が図られますよう、引き続きご支援を賜りますことをお願い申し上げます。

IV 平成27年度 国立大学協会概要

(1) 国立大学協会組織図



(平成28年3月31日現在)

(2) 会員及び学長一覧(平成27年4月～平成28年3月)

会員(大学名)	学 長	会員(大学名)	学 長	会員(大学名)	学 長
北海道大学	山口 佳三	埼玉大学	山口 宏樹	(平成27年10月1日～)	加藤 久雄
北海道教育大学	本間 謙二	千葉大学	徳久 剛史	奈良女子大学	今岡 春樹
(平成27年10月1日～)	蛇穴 治夫	横浜国立大学	長谷部 勇一	奈良先端科学技術 大学院大学	小笠原 直毅
室蘭工業大学	空閑 良壽	総合研究大学院 大学	岡田 泰伸	和歌山大学	瀧 寛和
小樽商科大学	和田 健夫	新潟大学	高橋 姿	鳥取大学	豊島 良太
帯広畜産大学	長澤 秀行	長岡技術科学大学	新原 皓一	島根大学	服部 泰直
(平成28年1月1日～)	奥田 潔	(平成27年9月16日～)	東 信彦	岡山大学	森田 潔
旭川医科大学	吉田 晃敏	上越教育大学	佐藤 芳徳	広島大学	越智 光夫
北見工業大学	高橋 信夫	山梨大学	島田 眞路	山口大学	岡 正朗
弘前大学	佐藤 敬	信州大学	山沢 清人	徳島大学	香川 征
岩手大学	岩渕 明	(平成27年10月1日～)	濱田 州博	鳴門教育大学	田中 雄三
東北大学	里見 進	富山大学	遠藤 俊郎	香川大学	長尾 省吾
宮城教育大学	見上 一幸	金沢大学	山崎 光悦	愛媛大学	大橋 裕一
秋田大学	澤田 賢一	北陸先端科学技術 大学院大学	浅野 哲夫	高知大学	脇口 宏
(平成28年3月2日～)	学長代行 小川 信明	福井大学	眞弓 光文	福岡教育大学	寺尾 慎一
山形大学	小山 清人	岐阜大学	森脇 久隆	九州大学	久保 千春
福島大学	中井 勝己	静岡大学	伊東 幸宏	九州工業大学	松永 守央
東京大学	五神 真	浜松医科大学	中村 達	佐賀大学	佛淵 孝夫
東京医科歯科大学	吉澤 靖之	名古屋大学	松尾 清一	(平成27年10月1日～)	宮崎 耕治
東京外国語大学	立石 博高	愛知教育大学	後藤 ひとみ	長崎大学	片峰 茂
東京学芸大学	出口 利定	名古屋工業大学	鶴飼 裕之	熊本大学	原田 信志
東京農工大学	松永 晃	豊橋技術科学大学	大西 隆	大分大学	北野 正剛
東京藝術大学	宮田 亮平	三重大学	駒田 美弘	宮崎大学	菅沼 龍夫
東京工業大学	三島 良直	滋賀大学	佐和 隆光	(平成27年10月1日～)	池ノ上 克
東京海洋大学	竹内 俊郎	滋賀医科大学	塩田 浩平	鹿児島大学	前田 芳實
お茶の水女子大学	室伏 きみ子	京都大学	山極 壽一	鹿屋体育大学	福永 哲夫
電気通信大学	福田 喬	京都教育大学	位藤 紀美子	琉球大学	大城 肇
一橋大学	蓼沼 宏一	京都工芸繊維大学	古山 正雄	(特別会員)	機 構 長
政策研究大学院大学	白石 隆	大阪大学	平野 俊夫	人間文化研究機構	立本 成文
茨城大学	三村 信男	(平成27年8月26日～)	西尾 章治郎	自然科学研究機構	佐藤 勝彦
筑波大学	永田 恭介	大阪教育大学	栗林 澄夫	高エネルギー加速器 研究機構	山内 正則
筑波技術大学	大越 教夫	兵庫教育大学	加治佐 哲也	情報・システム研 究機構	北川 源四郎
宇都宮大学	石田 朋靖	神戸大学	武田 廣		
群馬大学	平塚 浩士	奈良教育大学	長友 恒人		

(3) 役員、委員会委員等名簿（平成27年4月～平成28年3月）

役員等（理事・監事・会長補佐）

（平成27年4月1日～平成27年4月30日）

理事（会長）	里見 進	東北大学長
理事（副会長）	永田 恭介	筑波大学長
//	片峰 茂	長崎大学長
//	平野 俊夫	大阪大学長
//	大西 隆	豊橋技術科学大学長
理事（専務理事）	一井 眞比古	香川大学名誉教授
理事（常務理事）	木谷 雅人	国立大学協会事務局長
理事	山口 佳三	北海道大学長
//	空閑 良壽	室蘭工業大学長
//	中井 勝己	福島大学長
//	五神 真	東京大学長
//	室伏きみ子	お茶の水女子大学長
//	徳久 剛史	千葉大学長
//	高橋 姿	新潟大学長
//	遠藤 俊郎	富山大学長
//	松尾 清一	名古屋大学長
//	後藤ひとみ	愛知教育大学長
//	山極 壽一	京都大学長
//	武田 廣	神戸大学長
//	豊島 良太	鳥取大学長
//	岡 正朗	山口大学長
//	脇口 宏	高知大学長
//	久保 千春	九州大学長
監事	立石 博高	東京外国語大学長
//	長友 恒人	奈良教育大学長
会長補佐	宮田 亮平	東京藝術大学長
//	三島 良直	東京工業大学長
//	小笠原直毅	奈良先端科学技術大学院大学長

役員等（理事・監事・会長補佐）

（平成27年5月1日～平成27年6月15日）

理事（会長）	里見 進	東北大学長
理事（副会長）	永田 恭介	筑波大学長
//	片峰 茂	長崎大学長
//	平野 俊夫	大阪大学長
//	大西 隆	豊橋技術科学大学長
理事（専務理事）	山本 健慈	和歌山大学顧問・名誉教授
理事（常務理事）	木谷 雅人	国立大学協会事務局長
理事	山口 佳三	北海道大学長
//	空閑 良壽	室蘭工業大学長
//	中井 勝己	福島大学長
//	五神 真	東京大学長
//	室伏きみ子	お茶の水女子大学長
//	徳久 剛史	千葉大学長
//	高橋 姿	新潟大学長
//	遠藤 俊郎	富山大学長
//	松尾 清一	名古屋大学長
//	後藤ひとみ	愛知教育大学長
//	山極 壽一	京都大学長
//	武田 廣	神戸大学長
//	豊島 良太	鳥取大学長
//	岡 正朗	山口大学長
//	脇口 宏	高知大学長
//	久保 千春	九州大学長
監事	立石 博高	東京外国語大学長
//	長友 恒人	奈良教育大学長
会長補佐	宮田 亮平	東京藝術大学長
//	三島 良直	東京工業大学長
//	小笠原直毅	奈良先端科学技術大学院大学長

役員等（理事・監事・会長補佐）

（平成27年6月15日～平成27年8月25日）

理事（会 長）	里見 進	東北大学長
理事（副 会 長）	山極 壽一	京都大学長
//	永田 恭介	筑波大学長
//	大西 隆	豊橋技術科学大学長
//	高橋 姿	新潟大学長
理事（専務理事）	山本 健慈	和歌山大学顧問・名誉教授
理事（常務理事）	木谷 雅人	国立大学協会事務局長
理事	山口 佳三	北海道大学長
//	和田 健夫	小樽商科大学長
//	澤田 賢一	秋田大学長
//	五神 真	東京大学長
//	蓼沼 宏一	一橋大学長
//	山口 宏樹	埼玉大学長
//	山崎 光悦	金沢大学長
//	松尾 清一	名古屋大学長
//	後藤ひとみ	愛知教育大学長
//	古山 正雄	京都工芸繊維大学長
//	平野 俊夫	大阪大学長
//	越智 光夫	広島大学長
//	岡 正朗	山口大学長
//	田中 雄三	鳴門教育大学長
//	久保 千春	九州大学長
//	片峰 茂	長崎大学長
//	前田 芳實	鹿児島大学長
監事	中井 勝己	福島大学長
//	徳久 剛史	千葉大学長
会長補佐	出口 利定	東京学芸大学長
//	宮田 亮平	東京藝術大学長
//	三島 良直	東京工業大学長
//	眞弓 光文	福井大学長
//	小笠原直毅	奈良先端科学技術大学院大学長

役員等（理事・監事・会長補佐）

（平成27年8月26日～平成28年3月1日）

理事（会 長）	里見 進	東北大学長
理事（副 会 長）	山極 壽一	京都大学長
//	永田 恭介	筑波大学長
//	大西 隆	豊橋技術科学大学長
//	高橋 姿	新潟大学長
理事（専務理事）	山本 健慈	和歌山大学顧問・名誉教授
理事（常務理事）	木谷 雅人	国立大学協会事務局長
理事	山口 佳三	北海道大学長
//	和田 健夫	小樽商科大学長
//	澤田 賢一	秋田大学長
//	五神 真	東京大学長
//	蓼沼 宏一	一橋大学長
//	山口 宏樹	埼玉大学長
//	山崎 光悦	金沢大学長
//	松尾 清一	名古屋大学長
//	後藤ひとみ	愛知教育大学長
//	古山 正雄	京都工芸繊維大学長
//	西尾章治郎	大阪大学長
//	越智 光夫	広島大学長
//	岡 正朗	山口大学長
//	田中 雄三	鳴門教育大学長
//	久保 千春	九州大学長
//	片峰 茂	長崎大学長
//	前田 芳實	鹿児島大学長
監事	中井 勝己	福島大学長
//	徳久 剛史	千葉大学長
会長補佐	出口 利定	東京学芸大学長
//	宮田 亮平	東京藝術大学長
//	三島 良直	東京工業大学長
//	眞弓 光文	福井大学長
//	小笠原直毅	奈良先端科学技術大学院大学長

役員等（理事・監事・会長補佐）

（平成28年3月2日～平成28年3月31日）

理事（会 長）	里見 進	東北大学長
理事（副 会 長）	山極 壽一	京都大学長
//	永田 恭介	筑波大学長
//	大西 隆	豊橋技術科学大学長
//	高橋 姿	新潟大学長
理事（専務理事）	山本 健慈	和歌山大学顧問・名誉教授
理事（常務理事）	木谷 雅人	国立大学協会事務局長
理事	山口 佳三	北海道大学長
//	和田 健夫	小樽商科大学長
//	五神 真	東京大学長
//	蓼沼 宏一	一橋大学長
//	山口 宏樹	埼玉大学長
//	山崎 光悦	金沢大学長
//	松尾 清一	名古屋大学長
//	後藤ひとみ	愛知教育大学長
//	古山 正雄	京都工芸繊維大学長
//	西尾章治郎	大阪大学長
//	越智 光夫	広島大学長
//	岡 正朗	山口大学長
//	田中 雄三	鳴門教育大学長
//	久保 千春	九州大学長
//	片峰 茂	長崎大学長
//	前田 芳實	鹿児島大学長
監事	中井 勝己	福島大学長
//	徳久 剛史	千葉大学長
会長補佐	出口 利定	東京学芸大学長
//	宮田 亮平	東京藝術大学長
//	三島 良直	東京工業大学長
//	眞弓 光文	福井大学長
//	小笠原直毅	奈良先端科学技術大学院大学長

入試委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

片峰 茂 長崎大学長

【副委員長】

五神 真 東京大学長

岡 正朗 山口大学長

【委員】

高橋 信夫 北見工業大学長

見上 一幸 宮城教育大学長

三島 良直 東京工業大学長

三村 信男 茨城大学長

大越 教夫 筑波技術大学長

伊東 幸宏 静岡大学長

中村 達 浜松医科大学長

位藤 紀美子 京都教育大学長

瀧 寛和 和歌山大学長

服部 泰直 島根大学長

寺尾 慎一 福岡教育大学長

菅沼 龍夫 宮崎大学長

【専門委員】

山内 薫 東京大学大学院理学系研究科教授

川嶋 太津夫 大阪大学未来戦略機構教授

香川 徹 鳥取大学副学長・事務局長

星野 由雅 長崎大学副学長

【学識経験者】

垂水 共之 中国学園大学教授

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

片峰 茂 長崎大学長

【副委員長】

山口 佳三 北海道大学長

岡 正朗 山口大学長

【委員】

高橋 信夫 北見工業大学長

中井 勝己 福島大学長

三島 良直 東京工業大学長

三村 信男 茨城大学長

大越 教夫 筑波技術大学長

伊東 幸宏 静岡大学長

中村 達 浜松医科大学長

位藤 紀美子 京都教育大学長

瀧 寛和 和歌山大学長

大橋 裕一 愛媛大学長

寺尾 慎一 福岡教育大学長

【専門委員】

山内 薫 東京大学大学院理学系研究科教授

黒橋 禎夫 京都大学大学院情報学研究科教授

川嶋 太津夫 大阪大学未来戦略機構教授

香川 徹 鳥取大学副学長・事務局長

星野 由雅 長崎大学副学長

教育・研究委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

徳久 剛史 千葉大学長

【副委員長】

松尾 清一 名古屋大学長

後藤 ひとみ 愛知教育大学長

山極 壽一 京都大学長

【委員】

本間 謙二 北海道教育大学長

小山 清人 山形大学長

出口 利定 東京学芸大学長

白石 隆 政策研究大学院大学長

山口 宏樹 埼玉大学長

佐藤 芳徳 上越教育大学長

駒田 美弘 三重大学長

佐和 隆光 滋賀大学長

小笠原 直毅 奈良先端科学技術大学院大学長

田中 雄三 鳴門教育大学長

原田 信志 熊本大学長

福永 哲夫 鹿屋体育大学長

【専門委員】

深尾 彰 山形大学理事・副学長

橋本 美保 東京学芸大学教育学部教授

齊藤 享治 埼玉大学理事・副学長

渡邊 誠 千葉大学副学長

後藤 弘子 千葉大学大学院専門法務研究科教授

山田 賢 千葉大学文学部教授

立屋敷かおる 上越教育大学理事・副学長

藤井 良一 名古屋大学理事・副総長

束村 博子 名古屋大学大学院生命農学研究科教授

矢野 賢一 三重大学大学院工学研究科教授

江藤 みちる 三重大学医学系研究科助教

杉江 徹 滋賀大学理事・副学長

西園 芳信 鳴門教育大学理事・副学長

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

五神 真 東京大学長

【副委員長】

山口 宏樹 埼玉大学長

後藤 ひとみ 愛知教育大学長

平野 俊夫 大阪大学長

(平成27年8月25日まで)

西尾 章治郎 大阪大学長

(平成27年8月26日から)

【委員】

本間 謙二 北海道教育大学長

(平成27年9月30日まで)

蛇穴 治夫 北海道教育大学長

(平成27年10月1日から)

小山 清人 山形大学長

室伏 きみ子 お茶の水女子大学長

白石 隆 政策研究大学院大学長

徳久 剛史 千葉大学長

島田 眞路 山梨大学長

駒田 美弘 三重大学長

佐和 隆光 滋賀大学長

小笠原 直毅 奈良先端科学技術大学院大学長

長尾 省吾 香川大学長

松永 守央 九州工業大学長

原田 信志 熊本大学長

【専門委員】

深尾 彰 山形大学理事・副学長

小林 雅之 東京大学大学総合教育研究センター教授

阿部 正一 東京大学教育・学生支援部長

井関 祥子 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授

齊藤 亨治 埼玉大学理事・副学長

渡邊 誠 千葉大学理事

後藤 弘子 千葉大学大学院専門法務研究科教授

山田 賢 千葉大学文学部教授

立屋敷かおる 上越教育大学理事・副学長

束村 博子 名古屋大学副理事

矢野 賢一 三重大学大学院工学研究科教授

江藤 みちる 三重大学医学系研究科助教

杉江 徹 滋賀大学理事・副学長

上林 憲雄 神戸大学大学院経営学研究科教授

吉田 素文 九州大学大学院医学研究院教授

(平成27年10月1日から)

大学評価委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

平野 俊夫 大阪大学長

【副委員長】

遠藤 俊郎 富山大学長

豊島 良太 鳥取大学長

【委員】

長澤 秀行 帯広畜産大学長

澤田 賢一 秋田大学長

福田 喬 電気通信大学長

蓼沼 宏一 一橋大学長

平塚 浩士 群馬大学長

島田 眞路 山梨大学長

鵜飼 裕之 名古屋工業大学長

加治佐 哲也 兵庫教育大学長

長尾 省吾 香川大学長

大橋 裕一 愛媛大学長

松永 守央 九州工業大学長

【専門委員】

西田 眞 秋田大学副学長

三橋 涉 電気通信大学理事

辻 琢也 一橋大学副学長

廣瀬 貞樹 富山大学理事・副学長

梅原 秀哲 名古屋工業大学学長補佐・教授

恵比須 繁之 大阪大学理事・副学長

福田 光完 兵庫教育大学副学長

細井 由彦 鳥取大学理事・副学長

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

山極 壽一 京都大学長

【副委員長】

蓼沼 宏一 一橋大学長

越智 光夫 広島大学長

【委員】

長澤 秀行 帯広畜産大学長
(平成27年12月31日まで)

奥田 潔 帯広畜産大学長
(平成28年1月1日から)

見上 一幸 宮城教育大学長

竹内 俊郎 東京海洋大学長

福田 喬 電気通信大学長

岡田 泰伸 総合研究大学院大学長

新原 皓一 長岡技術科学大学長

(平成27年9月15日まで)

東 信彦 長岡技術科学大学長

(平成27年9月16日から)

遠藤 俊郎 富山大学長

加治佐 哲也 兵庫教育大学長

豊島 良太 鳥取大学長

脇口 宏 高知大学長

福永 哲夫 鹿屋体育大学長

【専門委員】

小川 智 岩手大学理事・副学長

三橋 涉 電気通信大学理事

辻 琢也 一橋大学副学長

廣瀬 貞樹 富山大学理事・副学長

杉戸 真太 岐阜大学理事・副学長

恵比須 繁之 大阪大学理事・副学長

(平成27年8月26日から大阪大学特任教授)

福田 光完 兵庫教育大学副学長

細井 由彦 鳥取大学理事・副学長

国際交流委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

永田 恭介 筑波大学長

【副委員長】

高橋 姿 新潟大学長

空閑 良壽 室蘭工業大学長

【委員】

和田 健夫 小樽商科大学長

岩淵 明 岩手大学長

立石 博高 東京外国語大学長

新原 皓一 長岡技術科学大学長

浅野 哲夫 北陸先端科学技術大学院大学長

大西 隆 豊橋技術科学大学長

古山 正雄 京都工芸繊維大学長

森田 潔 岡山大学長

北野 正剛 大分大学長

大城 肇 琉球大学長

【専門委員】

Praet Carolus 小樽商科大学商学部教授

宮崎 恒二 東京外国語大学理事

佐藤 一則 長岡技術科学大学国際連携センター長

川西 俊吾 北陸先端科学技術大学院大学学長補佐・先端領域基礎教育院長

穂積 直裕 豊橋技術科学大学グローバル
工学教育推進機構副機構長・国際協力センター長

田口 雅弘 岡山大学大学院社会文化科学研究科教授

堀田 泰司 広島大学副理事・国際センター准教授

山岡 吉生 大分大学医学部教授

外間 登美子 琉球大学理事・副学長

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

永田 恭介 筑波大学長

【副委員長】

高橋 姿 新潟大学長

古山 正雄 京都工芸繊維大学長

【委員】

空閑 良壽 室蘭工業大学長

岩淵 明 岩手大学長

立石 博高 東京外国語大学長

長谷部 勇一 横浜国立大学長

浅野 哲夫 北陸先端科学技術大学院大学長

大西 隆 豊橋技術科学大学長

武田 廣 神戸大学長

服部 泰直 島根大学長

北野 正剛 大分大学長

大城 肇 琉球大学長

【専門委員】

Praet Carolus 小樽商科大学商学部教授

羽田 正 東京大学東洋文化研究所教授

宮崎 恒二 東京外国語大学副学長

丸山 俊夫 東京工業大学理事・副学長

Benton Caroline Fern 筑波大学理事・副学長

穂積 直裕 豊橋技術科学大学グローバル
工学教育推進機構副機構長・国際協力センター長

堀田 泰司 広島大学副理事・国際センター教授

櫻井 克年 高知大学理事・副学長

外間 登美子 琉球大学理事・副学長

経営委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

久保 千春 九州大学長

【副委員長】

永田 恭介 筑波大学長

武田 廣 神戸大学長

【委員】

吉田 晃敏 旭川医科大学長

佐藤 敬 弘前大学長

松永 是 東京農工大学長

竹内 俊郎 東京海洋大学長

岡田 泰伸 総合研究大学院大学長

山崎 光悦 金沢大学長

眞弓 光文 福井大学長

塩田 浩平 滋賀医科大学長

今岡 春樹 奈良女子大学長

越智 光夫 広島大学長

香川 征 徳島大学長

佛淵 孝夫 佐賀大学長

【専門委員】

太田 貢 旭川医科大学学長政策推進室長

廣田 和美 弘前大学大学院医学研究科教授

戸渡 速志 東京大学理事

平野 浩之 東京大学財務部長

渡邊 廉 東京農工大学理事・事務局長

吉川 晃 筑波大学理事・副学長

山本 修一 千葉大学医学部附属病院長

有松 正洋 金沢大学理事・副学長・事務局長

山本 博 金沢大学理事・副学長

竹田 幸博 滋賀医科大学理事

辻谷 重宏 滋賀医科大学医学部附属病院副病院長

清木 孝悦 京都大学理事

吉井 一雄 神戸大学理事・事務局長

笠井 俊秀 奈良女子大学理事・事務局長

芝田 政之 九州大学理事・事務局長

吉永 達雄 佐賀大学事務局長

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

久保 千春 九州大学長

【副委員長】

山崎 光悦 金沢大学長

松尾 清一 名古屋大学長

【委員】

吉田 晃敏 旭川医科大学長

佐藤 敬 弘前大学長

出口 利定 東京学芸大学長

松永 是 東京農工大学長

平塚 浩士 群馬大学長

眞弓 光文 福井大学長

鶴飼 裕之 名古屋工業大学長

塩田 浩平 滋賀医科大学長

今岡 春樹 奈良女子大学長

岡 正朗 山口大学長

香川 征 徳島大学長

佛淵 孝夫 佐賀大学長

(平成27年9月30日まで)

宮崎 耕治

佐賀大学長

(平成27年10月1日から)

【専門委員】

廣田 和美 弘前大学大学院医学研究科教授

戸渡 速志 東京大学理事

平野 浩之 東京大学財務部長

塩崎 英司 東京大学医学部附属病院事務部長

渡邊 廉 東京農工大学理事・事務局長

吉川 晃 筑波大学理事・副学長

山本 修一 千葉大学医学部附属病院長

有松 正洋 金沢大学理事・副学長・事務局長

山本 博 金沢大学理事・副学長

竹田 幸博 滋賀医科大学理事

清木 孝悦 京都大学理事

森迫 清貴 京都工芸繊維大学理事・副学長

吉井 一雄 神戸大学理事・事務局長

笠井 俊秀 奈良女子大学理事・事務局長

濱野 公一 山口大学医学部附属病院副病院長

芝田 政之 九州大学理事・事務局長

吉永 達雄 佐賀大学事務局長

広報委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

大西 隆 豊橋技術科学大学長

【副委員長】

脇口 宏 高知大学長

室伏 きみ子 お茶の水女子大学長

【委員】

宮田 亮平 東京藝術大学長

石田 朋靖 宇都宮大学長

後藤 ひとみ 愛知教育大学長

長友 恒人 奈良教育大学長

一井 眞比古 専務理事

(平成27年4月30日まで)

山本 健慈 専務理事

(平成27年5月1日から)

木谷 雅人 常務理事・事務局長

【専門委員】

松下 計 東京藝術大学美術学部教授

中島 宗皓 宇都宮大学教育学部教授

中谷 いずみ 奈良教育大学国語教育講座准教授

菅沼 成文 高知大学教育研究部医療学系連携医学部門教授

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

大西 隆 豊橋技術科学大学長

【副委員長】

前田 芳實 鹿児島大学長

澤田 賢一 秋田大学長

(平成28年3月1日まで)

【委員】

宮田 亮平 東京藝術大学長

石田 朋靖 宇都宮大学長

後藤 ひとみ 愛知教育大学長

長友 恒人 奈良教育大学長

(平成27年9月30日まで)

加藤 久雄 奈良教育大学長

(平成27年10月1日から)

山本 健慈 専務理事

木谷 雅人 常務理事・事務局長

【専門委員】

眞鍋 求 秋田大学大学院医学系研究科教授

松下 計 東京藝術大学美術学部教授

中島 宗皓 宇都宮大学教育学部教授

中谷 いずみ 奈良教育大学国語教育講座准教授

和木 光江 広島大学学術・社会産学連携室広報グループリーダー

事業実施委員会

(平成27年4月1日～平成27年6月15日)

【委員長】

山口 佳三 北海道大学長

【副委員長】

中井 勝己 福島大学長

岡 正朗 山口大学長

【委員】

吉澤 靖之 東京医科歯科大学長

長谷部 勇一 横浜国立大学長

山沢 清人 信州大学長

森脇 久隆 岐阜大学長

栗林 澄夫 大阪教育大学長

前田 芳實 鹿児島大学長

【専門委員】

新田 孝彦 北海道大学理事・副学長

羽田 貴史 東北大学総長特別補佐・教授

吉武 博通 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

吉井 一雄 神戸大学理事・事務局長

増田 宏明 宮崎大学理事・事務局長

(平成27年6月15日～平成28年3月31日)

【委員長】

松尾 清一 名古屋大学長

【副委員長】

和田 健夫 小樽商科大学長

田中 雄三 鳴門教育大学長

【委員】

吉澤 靖之 東京医科歯科大学長

佐藤 芳徳 上越教育大学長

山沢 清人 信州大学長

(平成27年9月30日まで)

濱田 州博 信州大学長

(平成27年10月1日から)

森脇 久隆 岐阜大学長

栗林 澄夫 大阪教育大学長

森田 潔 岡山大学長

菅沼 龍夫 宮崎大学長

(平成27年9月30日まで)

池ノ上 克 宮崎大学長

(平成27年10月1日から)

【専門委員】

新田 孝彦 北海道大学理事・副学長

羽田 貴史 東北大学総長特別補佐・教授

吉武 博通 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

両角 亜希子 東京大学大学院教育学研究科准教授

吉井 一雄 神戸大学理事・事務局長

増田 宏明 宮崎大学理事・事務局長

国立大学法人総合損害保険運営委員会

(国立大学法人等関係者)

【座 長】

戸渡 速志 東京大学理事

【委 員】

米田 保晴 信州大学大学院法曹法務研究科教授

日向野 隆司 京都教育大学理事・事務局長

山崎 裕史 長崎大学理事・事務局長

竹下 典行 名古屋大学理事・事務局長（平成27年7月1日から）

(学識経験者)

【副座長】

近見 正彦 一橋大学名誉教授

【委 員】

後藤 寛 情報・システム研究機構事務局長（平成27年7月1日から）

(保険業界関係者)

【委 員】

宮守 康夫 共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社
公務開発室長

調査企画会議

【座長】

大西 隆 豊橋技術科学大学長

【委員】

室伏 きみ子 お茶の水女子大学長（H27.6.15まで）
永田 恭介 筑波大学長（H27.6.15まで）
澤田 賢一 秋田大学長（H27.6.15からH28.3.1まで）
山崎 光悦 金沢大学長（H27.6.15から）
久保 千春 九州大学長
羽田 貴史 東北大学高度教養教育・学生支援機構教授・副機構長
山本 清 東京大学大学院教育学研究科教授
吉見 俊哉 東京大学大学院情報学環教授
金子 元久 筑波大学大学研究センター特命教授
秦 由美子 広島大学高等教育研究開発センター教授・専攻長
佐藤 誠二 同志社大学商学部特別客員教授
清水 潔 元文部科学事務次官
早田 憲治 国立大学協会参与
一井 眞比古 国立大学協会専務理事（H27.4.30まで）
山本 健慈 国立大学協会専務理事（H27.5.1から）
木谷 雅人 国立大学協会常務理事・事務局長